

二 營業税法の成立

3、明治29年3月 營業税法閣議提出資料

明治二十九年三月二十五日

内閣総理大臣代 (花押)

法制局長官<sup>印</sup>

外務大臣 (花押)

大蔵大臣 (花押)

海軍大臣 (花押)

文部大臣 (花押)

逓信大臣 (花押)

内務大臣 (花押)

陸軍大臣 (花押)

司法大臣 (花押)

農商務大臣 (花押)

黒田議長 (花押)

別紙兩院ノ議決ヲ經タル登録税法案、酒造税法案、自家用酒税法案、混成酒税法案、沖繩県酒類出港税則中改正法律案、明治十九年勅令第六十一号税率改正法律案、營業税法案、煙草税則中改正法律案、葉烟草専売法案ヲ審査スルニ、多少修正ヲ加ヘタル所アリト雖、不都合無之、主務省ニ於テモ異見無之ニ付、貴族院上奏ノ通裁可セラレ可然ト認ム

法律案

朕帝國議會ノ協賛ヲ經タル營業税法ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十九年三月二十七日

内閣総理大臣

大蔵大臣

法律第三十三号

呈案ノ通

貴族院ハ兩院ノ議ヲ經タル營業税法案ノ裁可ヲ奏請ス

明治二十九年三月二十三日

貴族院議長 侯爵蜂須賀茂韶<sup>印</sup>

營業税法案 「省略」

營業税法案

右衆議院ノ議決ヲ經タル政府提出案本院ニ於テ可決セリ、依テ御執奏相成度、議院法第三十一条ニ依リ此段申進候也

明治二十九年三月二十三日

貴族院議長 侯爵蜂須賀茂韶<sup>印</sup>

内閣総理大臣臨時代理

枢密院議長 伯爵黒田清隆殿

營業税法案

右

勅旨ヲ奉シ帝國議會ニ提出ス

明治二十九年一月九日

内閣総理大臣

大蔵大臣

營業税法案 「省略」

大蔵大臣提出

- 登録税法案
- 酒造税法案
- 自家用酒税法案
- 混成酒税法案
- 沖繩県酒類出港税則中改正法律案
- 明治十九年勅令第六十一号税率改正法律案
- 營業税法案
- 牛馬売買免許税規則、其他廢止法律案
- 烟草税則中改正法律案
- 醬油税則中改正法律案
- 葉烟草專売法案

右雜テ上奏シ恭シク 聖裁ヲ仰キ併セテ帝國議會ノ議ニ付セラレムコトヲ請フ

明治二十八年十二月二十五日 内閣總理大臣 侯爵伊藤博文(花押)

- 明治二十八年十二月二十四日
- 内閣總理大臣(博文)
- 法制局長官<sup>㊟</sup>
- 外務大臣(花押) 大蔵大臣(花押) 海軍大臣 文部大臣(花押) 逓信大臣(花押)
  - 内務大臣(花押) 陸軍大臣(花押) 司法大臣(花押) 農商務大臣(花押) 黒田總長(花押)

大蔵大臣請議、酒造税法、登録税法、營業税法、葉烟草專売法等改正又ハ創定ノ件審査スルニ、財政上目下ノ急需ニ応スル為ニ歳入ノ増加ヲ企圖スルニ在リテ、已ムヲ得サル儀ト信スルニ付請議ノ通閣議決定セラレ、帝國議會ヘ提出相成可然ト認ム

法律案

呈案付箋ノ通

但、烟草税則中及醬油税則中改正ノ法案ハ修正案ノ通

〔内閣返付スヘキ分 二十九年四月九日〕

歳入ノ増加ヲ圖リ以テ財政上目下ノ急需ニ応スル為メ、酒造税法、登録税法、營業税法、葉烟草專売法等改正若クハ創定ノ必要アルヲ認メ、別冊各法案ヲ具シ茲ニ閣議ニ提出ス

明治二十八年十一月八日 大蔵大臣子爵渡辺國武

内閣總理大臣侯爵伊藤博文殿

追テ、各法案ニ付テハ時機切迫ニ付至急御決定有之度、且内務農商務逓信司法等各大臣ト協議済ニ有之候也

〔法案省略〕

營業税法案理由書

方今國家財政上歳入増加ノ必要ヲ認メ、茲ニ適當ノ新税ヲ興シ以テ之カ財源ニ充テントス、而シテ今此必要ニ応スルト共ニ財政ノ基礎ヲシテ永遠ニ鞏固ナラシメンカ為メニハ、成ルヘク課税ノ範圍広ク且世運ノ進歩ニ伴ヒ漸次收入ノ増加スヘキモノヲ採ハスンハアル可ラス、營業税ハ汎ク商工業者一般ニ渉ルノミナラス、将来大ニ發達スルノ望アリ

テ、能ク其目的ヲ達スルニ適スルモノト謂フヘシ、故ニ之ヲ今日ニ制定シテ以テ其財源ニ供セントス、殊ニ本税ノ施行ハ以上ノ利便アルノミナラス、他ノ一方ニ於テハ營業者ヲシテ各地方区々ノ弊アル現行營業税ノ負担ヲ平等ナラシムルノ便アリ、是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

#### 營業税法案説明

「此逐条説明ハ議會ヘ提出スルヲ要セス」④

#### 第一条

本条ハ營業税ヲ課スヘキ營業ノ範圍ヲ定ムルモノトス、抑營業ノ種類ハ頗ル数多ニ涉リ其業況ノ大小モ亦決シテ一様ナラス、今是等營業ノ各種ニ対シ一般ニ本税ヲ課スルトセン乎、其課税手續ノ繁雜ナルハ勿論、為メニ細民ノ生産ヲ妨ケ徒ラニ其痛苦ヲ感セシムルニ帰セントスルノ恐アリ、故ニ本税ハ其業態ノ細微ナルモノヲ除キ中等以上ノ營業ヲ為スノモノニシテ、其性質国税トシテ適當ナルモノニ限り之ヲ課シ、而シテ其課税外ニ属スル各種ノ營業ハ府県經費ノ財源トシテ其課否ハ便宜地方ニ一任セントス、是レ本条ノ設アル所以ナリ

#### 第二条乃至第十条

第一条ニ掲クル各種營業ノ定義及其範圍ヲ定メタルニ過キス、而シテ雇人職工其他資本金及建物賃貸價格等ニ制限ヲ置キ、本税課否ノ區別ヲ立テタルハ業況ノ細少ナルモノニ課税セサル旨趣ヲ規定セルニ由ル

#### 第十一条

本条第二号及第三号ニ掲クル諸業ハ一種特異ノ性質ヲ有スル營業ニシテ、各其營業ニ付キ既ニ国税ヲ負担スルモノナレハ、現行ノ儲存置スルヲ適當トシ重複ノ課税ヲ避クルニアリ、又第一号ニ掲クルモノハ販売人トシテ政府ヨリ

手数料ヲ受ケ之ヲ取扱フニ過キサルモノナレハ、之ヲ課税外ニ置キタルニ外ナラス

#### 第十二条

本税ノ目的ハ主トシテ營業其者ニ課スルニアリ、然レトモ各種營業ノ實際ニ於テハ種類ニ依リ各其状態ヲ異ニスルノミナラス、同種ノ營業ト雖モ亦其業況ヲ同フセサルモノアリ、随テ課税ノ上其業況ノ如何ニヨリ之カ區別ヲ立テスンハアル可ラス、而シテ売上金、資本金、其他職工雇人等ノ多少ハ直接其營業ノ大小ト比例スルモノニシテ、課税ノ適當ノ標準タルヤ蓋シ疑ヲ容レズ、又建物賃貸價格ノ原素ハ其建物及敷地ニ対スル報酬ヨリ成ルモノニシテ、其價格ノ多少ハ以テ其業況如何ヲ推知スルニ足ルノミナラス、元來該價格ハ都鄙市邑若クハ一市区内ト雖モ、商況ノ盛衰營業ノ適否如何等ニ因リ自然高低アルモノニシテ、之ヲ課税ノ標準トセハ營業地方ノ優劣ニ由リ自ラ等差ヲ生シ、大ニ負担ノ平等ヲ保ツコトヲ得ヘシ、是レ本条ノ規定ヲ設クル所以ナリ

#### 第十三条

本条ニ於テ各營業者ノ申告ヲ要スルハ、課税ノ納税義務ノ有無ヲ認ムルノ必要アルニ由ル

#### 第十四条

本税ハ各店舗其他ノ營業場毎ニ之ヲ課スルヲ原則トス、故ニ同一人ニシテ數種ノ營業ヲ為スモノ、如キモ、其課税標準ノ異ナルモノハ各別ニ之ヲ課スル勿論ナリト雖モ、其課税標準ヲ同フスル場合ニ於テハ其税率ノ重キニ就テ計算シ、重複課税セザランコトヲ要スルニ由ル

#### 第十五条

本税ノ目的ハ營業其者ニ課スルニアリテ、其業況ノ大小等ハ各店舗其他營業場所在地ノ如何ニ依リ其趣ヲ異ニスルノミナラス、資本其他ノ計算ニ於テモ之ヲ各別ニ整理スルヲ普通ノ狀況ト為セルヲ以テ、第一項ニ掲クル諸業ニ在

テハ其營業場ノ所在地ニ於テ各別ニ課税スルヲ調査上便宜トスルモ、其他ノ營業ニ至テハ數箇所ノ營業場ヲ有スルニ拘ラス、或ハ其資本ヲ区分セサルノ慣習アルヲ以テ、是等ニ對シテハ合算シテ之ヲ課セサルヲ得ス、然レトモ其資本ヲ区分シタルモノハ第二項ニ掲クル諸業ト雖モ第一項ト同ク各別ニ課スルハ調査上便宜ナルニ由ル

#### 第十六条

營業者申告アルニ當テハ其當否ヲ調査スルノ必要ナルハ勿論ニシテ、資本ノ如キ或ハ登記ノ額ニ照シ其他相當ノ調査ヲ遂ケ、其申告ヲシテ適當ト認ムル所ニ帰着セシメントラ務ムヘシト雖モ、若シ本人ニ於テ之ヲ肯諾セサルモノアルトキハ便宜ノ方法ヲ以テ之ヲ算定セサル可ラス、而シテ營業ノ收入ハ其資本ノ多寡ニ応スルヲ常トスルモノナルヲ以テ、收入金額ノ内營業費ヲ控除シタル殘額ノ二十倍、即チ其純收入ニ對シ五朱ノ利潤ニ相當スルモノヲ以テ資本ト定ムルハ一般ノ実況ニ照シ相當トスルニ由ル

#### 第十七条

建物賃貸價格ノ課税ノ標準タルニ適スルハ第十二条説明ノ通ニシテ、其價格ハ店舗其他營業用ノ建物アル一区域内ノ土地家屋ニ相當スルモノヲ以テ標準ト為スヲ課税上適當トス、又直接營業用ニ供セサルモノト雖モ、其一区域内ニアリテ營業ノ利便ヲ達スルモノ、如キハ、之ヲ包括シテ計算セサレハ業体ノ大小ヲ比例スルニ相伴ハサルヲ以テ、亦之ヲ標準ニ取ラサルヘカラス、而シテ其借家ナル場合若クハ借家ニアラサルモ近傍ニ借家アルトキハ、其借料ニ照準シテ之レカ賃貸價格ヲ定ムルヲ相當トスト雖モ、若シ近傍ニ照準スベキ借家ナキトキハ更ニ適當ノ方法ヲ以テ其價格ヲ算定セサルヘカラス、即チ賃貸價格ハ其土地建物原価ノ報酬ニシテ土地家屋ノ時価ニ照準シテ之ヲ定ムルヲ適當トス、若シ營業者ノ申告ヲ不相當ト認ムルトキハ、政府モ亦此方法ニ依リテ定ムルコトヲ得ルモノト為サントス、是レ本条ノ規定ヲ設クル所以ナリ、而シテ土地ト家屋ト其時価ニ對スル算出割合ヲ異ナラシメタル所以ハ、

一ハ之ニ投シタル資本ノ利子ヲ得ルヲ以テ足レリトスルモ、他ノ一ハ元資ノ幾分ト之ニ對スル利子トヲ併セテ取得スルコトヲ要シ、實際ニ於テモ亦其慣行ヲ存スルニ由ル

#### 第十八条

本条ニ於テ家族ヲ従業員トシテ計算セサルハ、業務ニ服スル家族ノ多少ハ必スシモ業況ノ如何ニ影響ヲ与フルモノニアラサルニ由ル、而シテ其他ノ者ニ至テハ其名義ノ何タルヲ問ハス、苟モ營業ニ従事スルモノハ總テ従業員トシテ課税ノ標準ニ供セシメントス

#### 第十九条

本条規定ノ要旨ハ課税ノ標準タルヘキ要件ヲシテ成ルヘク適宜ヲ保タシメントスルニ在リ、而シテ其適宜ヲ期センニハ各号ニ掲クル區別ニ依ルヲ可トスルニ由ル

#### 第二十条

本条ハ第十二条ノ規定ニ依リ年額ヲ定メテ課スルモノナリト雖モ、其營業ノ一箇年ニ滿タサルモノニ至テハ月割ヲ以テ計算スルヲ相當トスルニ由ル

#### 第二十一条

本条ニ於テ納期ヲ二期ニ区分シタルハ、民間取引ノ實際上成ルヘク納税ノ痛苦ヲ感スルコトノ少ナキ期節ニ於テ之ヲ納税セシメントシ、又一方ニ於テハ國庫需要ノ伸縮ヲ量リ、其便宜トスル所ニ從ハントスルニ外ナラス

#### 第二十二条

新ニ營業ヲ開始スルモノニ在リテハ諸般ノ準備整頓セス、從テ營業上ノ取引モ十分ナラサルヲ常トスルモノナルヲ以テ、開業ノ当年ハ營業税ヲ課セスシテ翌年ヨリ之ヲ徴收スルヲ相當トス、就中第二項ニ掲クル營業ノ如キハ開業

ニ先ツテ建築物ヲ始メ機械其他固定資本ノ設備ヲ要シ、又ハ将来ヲ期シテ營業ヲ開始スル等數年間ハ其目的トスル所ノ取引十分ニ發達セサルヲ普通ノ状態ト爲セルモノナルヲ以テ、是等ニ對シテハ尙三箇年ヲ經テ後本稅ヲ徵收スルヲ穩當トス、而シテ第三項ニ掲クルモノ、如キモ亦前述ノ理由アルモノナルヲ以テ、前二項ニ準拠スルコトヲ得セシメントス

### 第二十三条

營業ノ相續讓渡其他營業ヲ繼續スルモノニ在テハ、前條説明ノ理由ヲ存セサルハ勿論ニシテ、直ニ其開業ノ月ヨリ本稅ヲ徵收スルヲ當然トス、又同一ノ場所ニ於テ再ヒ同一ノ營業ヲ開始スルモノ、如キハ、其前ノ營業ヲ繼續スルニ外ナラサルノミナラス、開廢業ニ托シテ巧ミニ遁脱ヲ謀ルノ弊ヲ生セントスルノ恐れアルヲ以テ、之ヲ取締ノ方法ヲ設ケサル可ラス、然レトモ其相續等ヲ爲ス場合ニ於テ前營業者ノ前條期間中ニアルモノニ於テハ、其期間ノ利益ハ後ノ營業者ニ及フモノト爲スヲ穩當トスルニ由ル

### 第二十四条

納稅義務者ノ變更ヲ知ルハ課稅上固ヨリ必要ナルヲ以テ、其事実アリタルトキ之カ届出ノ手續ハ施行細則ヲ以テ之ヲ規定スヘシト雖モ、此場合ニ於テ何人ヨリ該年ノ稅金ヲ徵收スヘキヤハ予メ一定シ置カサルヘカラス、是レ此規定ヲ要スル所以ナリ

### 第二十五条

### 第二十六条

政府ニ於テ資本金額又ハ建物賃借價格ヲ算定シタルトキ、之ヲ營業者ニ知得セシムルノ必要ナルハ言フ俟タス、而シテ其通告ニ對シ營業者ニ於テ異議アルトキ、之ヲ申立ツルノ余地ヲ与ヘサルヘカラス、是レ其權利ヲ保護スルト

共ニ主任官吏ノ慎重ヲ促シ苟クモ不正當ノ所置ナカラシメント期スルニ在リ、然レトモ當該官吏ニ於テ一旦適當ト認メ之ヲ算定シタル以上ハ、其反對ノ証明ヲ得ルニ至ル迄ハ行政処分ノ進行ヲ停止スヘキニアラス、故ニ假令異議ノ申立アル場合ト雖モ政府ハ徵收上意モ妨ケラ受クルコト無カラシメントスルニ由ル

### 第二十七条

### 第二十八条

政府ノ算定ニ對シ營業者ヨリ異議ノ申立アルトキ、資本金額ニ付テハ政府ニ於テ更ニ審査シテ定ムヘキモノトナシタルハ、収入金額營業費等ノ調査其他算定上必スシモ誤謬ナキヲ保シ難キニ由ル、又建物賃借價格ニ關シ評價ヲ以テ之ヲ定ムルコト、爲シ、且其評價人ノ選定ヲ政府ト本人トニ於テセルモノト爲セルハ、專ラ公平ヲ維持セントスルニ由ル、而シテ其費用ヲ本人ノ負担ト定メタルハ其異議ノ申立ニ原因スル費用ナルヲ以テ、之ヲ本人ニ負担セシムルヲ當然トスルニ外ナラス

### 第二十九条

本稅ハ第十九條ノ規定ニ依リ成ルヘク其届出當時ノ実況若クハ之ニ接近シタル年度ノ額ヲ以テ課稅ノ標準ト爲シ、該年内ニ於テ其標準タルヘキ要件ニ多少ノ増減ヲ生スルモ、確定稅額ハ容易ニ之ヲ改算セシメサルニ在リト雖モ、其減少ノ半額以上ニ達シタル場合ノ如キハ、其稅額ヲ輕減シテ相當ノ義務ヲ負担セシムルニ非サレハ過酷ニ失スルノ嫌アルヲ以テ、本條第一項ニ之カ規定ヲ設ケントス、本項ノ申出アル場合ハ概ネ天災事變等予期スヘカラサル災害ノ爲メ生スルモノニシテ、政府ハ其申出ヲ相當ナリト認ムルモ全ク廢止セサル限りハ翌年ニ至ラサレハ確實ノ算定ヲ得難キモノニ付稅額確定セス、故ニ納期ニ際スルトキハ之カ猶予ノ余地ヲ与ヘ以テ其適用ヲ完カラシメントス

### 第三十条

第三十一条

營業者ノ申告ニシテ不当ト認ムルモノ又ハ第一条ニ掲グル營業者納稅義務ノ如何ヲ定ムルニハ、政府ハ其業況ヲ調査スルノ必要アルヲ以テ、總テノ營業者ヲシテ予メ帳簿ヲ備ヘ取引上一切ノ事實ヲ記載シ謄カシメサルヘカラス、而シテ其調査ノ必要アル場合ニ於テハ收稅官吏ハ營業者ノ家宅ニ臨ミ帳簿物件等ヲ検査シ、若クハ營業者ニ尋問スル等ノ自由ヲ有セスハアル可カラス、即チ本稅施行上ノ取締ニ關シ本條規定ノ必要アルニ由ル

第三十二条

本法施行上此制裁アルヲ必要トスルニ由ル

第三十三条

稅法違犯者ニ對スル所罰ハ固ヨリ普通法ト其目的ヲ異ニスルヲ以テ、他ノ稅法ト同ク此除外例ヲ設クル必要アルニ由ル

第三十四条

本稅ヲ負担スル營業者ニ對シ本稅十分ノ二ノ附加稅ヲ課スルコトヲ得セシメタルハ、此稅法施行ノ為メ府県ハ其財源ヲ失フニ至ルヘキヲ以テナリ、又附加稅ノ外、府県稅又ハ地方稅ヲ課スルコトヲ許サ、ルハ各地方区々ノ弊ヲ生セントスルノ恐れアルニ由ル

第三十五条

別ニ説明ヲ附セス

第三十六条

本法施行ニ付テハ、從來地方稅ヲ課シタル營業ニ對シ重複ノ課稅ヲ避ケン為メ此除外例ヲ設クル必要アルニ由ル

(国立公文書館所蔵「公文類聚」第20編卷19)

4、明治29年3月 營業稅法の公布

朕、帝國議會ノ協賛ヲ經タル營業稅法ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

内閣總理大臣臨時代理

明治二十九年三月二十七日

樞密院議長伯爵

黒田清隆

大藏大臣子爵

渡辺國武

法律第三十三号 (官報三月二十八日)

營業稅法

第一条 左ニ掲グル營業ヲ為ス者ニハ營業稅ヲ課ス

- 一 物品販売業
- 一 銀行業
- 一 保險業
- 一 金銭貸付業
- 一 物品貸付業
- 一 製造業

- 運送業
- 倉庫業
- 運河業
- 棧橋業
- 船渠業
- 船舶碇繋場業
- 貨物陸揚場業
- 土木請負業
- 勞力請負業
- 印刷業
- 写真業
- 席貸業
- 旅人宿業
- 料理店業
- 公ナル周旋業
- 代弁業
- 仲立業
- 仲買業

第二条 營業税ヲ課スヘキ物品販売業ハ、一定ノ店舗其ノ他ノ營業場ヲ設ケ、物品ノ卸売又ハ小売ヲ為ス者ヲ謂フ

左ノ諸業ハ前項ニ該當セサルモ、仍物品販売業ト見做ス

- 一 一定ノ製造場ナク職工ヲ使役スルコトナク原料ヲ供給シ工錢ヲ支払ヒ物品ヲ製造セシメテ販売スル者
- 二 一定ノ製造場ヲ設ケス店頭ニ於テ物品ヲ製造シ主トシテ小売ヲ為ス者
- 三 牧場ニ非サル場所ニ於テ飼料ヲ購求シ、家畜又ハ家禽ヲ飼養シ之ヲ売リ、又ハ鶏卵、牛乳等其ノ産物ヲ販売スル者

四 魚介類ヲ養殖シテ之ヲ販売スル者

五 動植物其ノ他普通ニ物品ト称セサルモノヲ販売スル者

一箇年ノ売上金額千円未満ノ者ニハ營業税ヲ課セス

第四条ノ營業者其ノ製造場区域内ニ於テ製造品ヲ販売シ、及別ニ營業場ヲ設ケ其ノ製造品ノ卸売營業ヲ為スモ物品販売業トセス

第三条 營業税ヲ課スヘキ金錢貸付業及物品貸付業ハ、一定ノ店舗其ノ他ノ營業場ヲ設ケ貸付ノ業ヲ営ム者ヲ謂フ、

普通ニ物品ト称セサルモノノ貸付ヲ為スモ亦同シ

資本金額五百円未満ノ者ニハ營業税ヲ課セス

第四条 營業税ヲ課スヘキ製造業ハ一定ノ製造場ヲ設ケ職工勞役者ヲ使役シテ物品ヲ製造シ、又ハ物品製造ノ一部ヲ助成スル者ヲ謂フ

瓦斯電気ノ供給ヲ為ス者及器物、器械ノ修理ヲ為シ、又ハ穀物ヲ精白搗碎シ、又ハ染物、洗濯ヲ為ス者ハ前項製造業ト見做ス

資本金額五百円未満ノ者又ハ職工労役者ヲ通シテ二人以上ヲ使用セサル者ニハ營業稅ヲ課セス

第五條 運賃又ハ手数料ヲ受ケテ旅客貨物ノ運送ヲ爲シ、又ハ其ノ取扱ヲ爲ス者ヲ運送業トシテ營業稅ヲ課ス、但シ雇人二人以上ヲ使用セサル者ニハ營業稅ヲ課セス

第六條 倉庫ヲ備ヘテ貨物ヲ預リ、倉敷料其ノ他ノ名義ヲ以テ報酬ヲ受クル者ヲ倉庫業トシテ營業稅ヲ課ス

第七條 印刷業、写真業ニシテ職工雇人ヲ通シテ二人以上ヲ使用セサル者、及土木請負業、勞力請負業ニシテ請負金額一箇年千円未満ノ者ニハ營業稅ヲ課セス

第八條 賃料又ハ其ノ他ノ名義ヲ以テ報酬ヲ受ケ、客室又ハ集會場ヲ貸ス者ヲ貸席業トシテ營業稅ヲ課ス、但シ建物賃貸價格五十円未満ノ者ニハ營業稅ヲ課セス

第九條 營業稅ヲ課スヘキ旅人宿業ハ、飲食物ヲ供スルト否トニ拘ラス旅客ヲ宿泊セシメ又ハ人ヲ寄宿セシメ、雇人三人以上ヲ使用スル者トス、但シ木錢宿ニハ營業稅ヲ課セス

第十條 營業稅ヲ課スヘキ料理店業ハ雇人三人以上ヲ使用シ客室ヲ設ケテ飲食物ヲ販売スル者トス

第十一條 左ニ掲グル營業ニハ營業稅ヲ課セス

- 一 政府ヨリ發行スル印紙、切手類ノ販売
- 二 自己ノ採掘又ハ採取シタル鉱物ノ販売
- 三 度量衡ノ製作、修繕、販売

第十二條 營業稅ハ左ノ課稅標準及稅率ニ依リ毎年之ヲ賦課ス

業名	課稅標準	稅率
物品販売業	売上金額	卸売ハ万分ノ五 小売ハ万分ノ十五
	建物賃貸價格	千分ノ四十
	従業者	一人毎ニ金二円
	資本金額	千分ノ二
銀行業、保險業、金錢貸付業	建物賃貸價格	千分ノ四十
	従業者	一人毎ニ金二円
	資本金額	千分ノ二
倉庫業	建物賃貸價格	千分ノ二十
	従業者	一人毎ニ金二円
	資本金額	千分ノ一
製造業、印刷業、写真業	建物賃貸價格	千分ノ四十
	従業者	一人毎ニ金二円
	従業者ノ内職工労役者	一人毎ニ金三十錢
	資本金額	千分ノ二半
運送業、運河業、棧橋業、船渠業、船舶碇業、業、貨物陸揚場業	従業者	一人毎ニ金二円



土木請負業、 労働請負業	請負金額 従業者	千分ノ二 一人毎ニ金一円
席貸業、 料理店業	建物賃貸価格 従業者	千分ノ六十 一人毎ニ金一円
旅人宿業	建物賃貸価格 従業者	千分ノ四十 一人毎ニ金一円
公ナル周旋業、 代弁業、 仲立業、 仲買業	報償金額 従業者	百円毎ニ金一円 一人毎ニ金一円

第十三条 此ノ税法ニ依リ納税義務ヲ有スル營業者ハ、毎年一月三十一日迄ニ業名及課税標準ヲ詳記シ政府ニ届出ヘシ、但シ新ニ開業シタル者ハ其ノ際本条ノ届出ヲ為スヘシ

營業者廢業シタルトキハ其ノ際政府ニ届出ヘシ

第十四条 同一人ニシテ數種ノ營業ヲ為ストキハ、第十二条ノ課税標準ニ依リ各別ニ營業税ヲ課ス、但シ課税標準トナルヘキモノヲ共通シテ使用スルトキハ、其ノ一二就テ計算ス、其ノ税率異ナルトキハ重キニ從テ

第十五条 物品販売業、土木請負業、労働請負業、席貸業、旅人宿業、料理店業、公ナル周旋業、代弁業、仲立業、仲買業ハ、各店舗其ノ他ノ營業場毎ニ營業税ヲ課ス

前項ニ掲ケサル營業ニシテ店舗其ノ他ノ營業場數箇所アルトキ、其ノ資本ヲ区分シタルモノハ各別ニ營業税ヲ課ス、其ノ資本ヲ区分セサルモノハ合算シテ之ヲ課ス

第十六条 第十三条ニ依リ届出ヘキ課税標準ハ左ノ區別ニ從ヒ之ヲ計算ス、但シ新ニ開業シタル者ハ予算ヲ以テ之ヲ定ム

- 一 売上金、請負金及報償金ハ前年中ノ總額ニ依ル、但シ前年中ニ開業シタルモノハ予算ニ依ル
  - 二 資本金及建物賃貸価格ハ前年中ノ平均額ニ依ル
  - 三 従業者ハ前年ニ於ケル最多數ノトキニ依ル
- 資本金額ノ算定方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十七条 營業者ノ申告シタル資本金額ヲ相当ト認ムルトキハ、政府ハ其ノ營業ノ収入金額ヲ調査シ、相当ノ營業費ヲ控除シ、其ノ残額ノ二十倍ヲ以テ資本金額ヲ算定スルコトヲ得

第十八条 建物賃貸価格ハ店舗其ノ他營業用ノ土地、家屋ノ借料ニ相当スルモノトス、但シ住居ニ供スルモノ其ノ他直接ニ營業ニ使用セサルモノアルモ、同一区域内ニアリテ自己ノ所用ニ係ルモノハ營業用トシテ計算ス

借家ノ場合ニ於テハ何等ノ名義ヲ用ウルニ拘ラス、土地、建物ノ賃借上借主ヨリ貸主ニ支払フモノヲ以テ建物賃貸価格ヲ計算ス

借家ニ非サル場合ニ於テハ近傍借家ノ借料ニ照準シテ建物賃貸価格ヲ定ム、近傍ニ照準スヘキ借家ナキトキハ其ノ土地、家屋ノ時価ヲ各別ニ算定シ、土地ハ其ノ百分ノ五、家屋ハ百分ノ十ヲ以テ其ノ賃貸価格ヲ定ム、無償ノ借家ニ付テモ亦同シ

營業者ノ申告シタル賃貸価格ヲ相当ト認ムルトキハ、政府ハ前項ノ算定方法ニ依リ其ノ賃貸価格ヲ定ムルコトヲ得

第十九条 名義ノ何タルヲ問ハス總テ營業ニ從事スル者ハ従業者トシテ之ヲ計算ス、但シ營業者ノ家族ヲ除ク

第二十條 營業稅ハ年額ヲ二分シ、其ノ年五月、十一月ヲ以テ納期トス、但シ廢業スルトキ未納ノ税金ハ即納トス  
第二十一條 新ニ營業ヲ開始スル者ハ開業ノ翌年ヨリ其ノ營業稅ヲ徵收ス

左ニ掲クル營業ヲ開始スル者ハ、開業ノ翌年ヨリ尚三箇年間其ノ營業稅ヲ徵收セス、但シ此ノ稅法施行以前ヨリ營業スル者ニシテ、其ノ開業ノ翌年ヨリ三箇年ニ滿タサルトキハ本項ニ準拠スルコトヲ得

銀行業、保險業、倉庫業、製造業、印刷業、運送業、運河業、棧橋業、船渠業、船舶修繕場業

第二十二條 同一ノ場所ニ於テ六箇月以内ニ前ノ營業者ト同一ノ營業ヲ開始スル者ハ其ノ月ヨリ營業稅ヲ徵收ス

第二十三條 營業ヲ繼續シ又ハ營業繼續ト認ムヘキ事實アルトキハ、納期ニ於テ現ニ營業スル者ヨリ營業稅ヲ徵收ス

第二十四條 營業者廢業スルトキハ其ノ廢業ノ月迄營業稅ヲ徵收ス、但シ他ニ其ノ營業ヲ繼續スル者アルトキハ前條

ニ依ル

第二十五條 第二十二條及第二十三條ノ場合ニ於テ、前ノ營業者第二十一條ノ期間内ニアルトキハ、其ノ期間ハ後ノ

營業者ニ及フモノトス

第二十六條 政府ニ於テ營業者ノ申告ヲ不相當ト認メ、資本金額又ハ建物賃貸價格ヲ算定シタルトキハ之ヲ營業者ニ

通知スヘシ

第二十七條 前條ノ算定ニ對シ異議アルトキハ、通知ヲ受ケタル日ヨリ二十日以内ニ申立テ再審査ヲ求ムルコトヲ得、

但シ此ノ場合ニ於テ政府ハ稅金ノ徵收ヲ猶予セス

第二十八條 第十八條第三項ノ建物賃貸價格算定ニ付異議ノ申立アリタルトキハ評個人ヲ定メ之ヲ評価セシム、評價

一致セサルトキハ其ノ平均ヲ以テ之ヲ定ム

評個人ハ四人トシ、二人ハ政府ヨリ之ヲ命シ、二人ハ土地建物所在市町村長之ヲ選定ス、但シ費用ハ本人ノ負擔ト

ス

前項市町村長ノ職務ハ特別市制ヲ施行スル市ニ於テハ區長、市制町村制ヲ施行セサル地方ニ於テハ戸長、沖繩県ニ於テハ役所長之ヲ行フ

第二十九條 左ノ場合ニ於テハ營業者ハ政府ニ其ノ由ヲ申立ツルコトヲ得

一 課稅ノ標準タル資本金額、売上金額、請負金額、報價金額又ハ建物賃貸價格半額以上ヲ減シタルトキ

二 課稅ノ標準タル従業員ノ人員、届出人員二分ノ一以下ニ減シタルトキ

第三十條 政府ハ前條ノ申出ニ由リ營業者ノ狀況ニ照シ營業稅ヲ減額スルノ必要アリト認ムルトキハ、翌年一月迄稅

金ノ徵收ヲ猶予スルコトヲ得

第三十一條 政府ハ第二十九條ノ申出ニ對シ翌年一月ニ於テ課稅標準ヲ查覈シ、左ノ場合ニ該當スルモノアルトキハ

稅金ヲ減額スルコトヲ得

一 課稅ノ標準タル売上金額、請負金額、報價金額ハ前々年中ノ総額資本金額、建物賃貸價格ハ前々年中ノ平均額ノ半額ニ達セサルトキ

二 課稅ノ標準タル従業員ノ人員、其ノ最多数ノトキニ於テ届出人員ノ二分ノ一二達セサルトキ

課稅標準ノ課稅最低限以下ニ減シタル場合ニ於テモ仍其ノ割合ヲ以テ稅金ヲ徵收ス

第三十二條 第一條ニ掲クル營業者ハ貨物ノ仕入、売上、受入、貸付、回送、従業員ノ人員及營業ニ關スル金錢ノ出

納ヲ明ニスル為帳簿ヲ備ヘ營業上一切ノ事實ヲ記載スヘシ

第三十三條 收稅官吏ハ營業ニ關スル帳簿、物件ヲ検査シ、又ハ營業者ニ尋問スルコトヲ得

第三十四條 第十三條ノ届出ヲ為サス若ハ虚偽ノ届出ヲ為シ、又ハ故意ヲ以テ第三十二條ノ帳簿ノ記載ヲ怠リ、若ハ

虚偽ノ記載ヲ為シタル者ハ、一円以上二円九十五銭以下ノ科料ニ処ス、其ノ脱税シタル者ハ脱税金額三倍ノ罰金又ハ科料ニ処ス

第三十五条 此ノ税法ヲ犯シタル者ニハ刑法ノ不諭罪、減軽、再犯加重、数罪俱發ノ例ヲ用ヰス

第三十六条 府県ハ此ノ税法ニ依リ、納税義務ヲ有スル營業者ノ營業ニ対シ本税十分ノ二以内ノ附加税ヲ課スルコトヲ得、此ノ附加税ノ外府県税又ハ地方税ヲ課スルコトヲ得ス

附 則

第三十七条 此ノ税法ハ明治三十年一月一日ヨリ施行ス

第三十八条 明治二十九年年度ニ屬スル府県税又ハ地方税ハ第三十六条ノ規定ニ依ルノ限ニ在ラス

明治二十九年年度ニ屬スル府県税又ハ地方税ノ賦課ヲ受ケタル業体ニ対スル此ノ税法ノ營業税ハ、明治三十年ニ限り年額四分ノ三ヲ徴収ス

第三十九条 第二十條五月ノ納期ハ明治三十年ニ限り七月トス

(法令全書)

5、明治29年7月 營業税法施行規則

朕營業税法施行規則ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

明治二十九年七月二十日

大藏大臣子爵 渡辺國武

勅令第二百六十九号(官報七月二十二日)

營業税法施行規則

第一条 營業税法第一条ノ營業ヲ為ス者ニシテ、同法第二条以下ノ規程ニ依リ營業税ヲ課セラルヘキ者ハ、其ノ店舗

其ノ他ノ營業場所所在地ノ地方長官ニ同法第十三條ノ届出ヲ為スヘシ、但シ同法第十五條第二項末段ノ場合ニ於テハ、

其ノ主タル店舗其ノ他ノ營業場所所在地ノ地方長官ニ届出ヘシ

左ニ掲グル者ハ同法第十三條第一項但書ニ依リ、開業後十日以内ニ地方長官ニ新規開業ノ届出ヲ為スヘシ

一 新ニ同法第一条ノ營業ヲ開始スル者

二 同法第十五條第二項末段ノ場合ニ該当セサル者ニシテ、新ニ店舗其ノ他ノ營業場ヲ増設スル者

三 新ニ營業ノ種類ヲ増加スル者

第二条 同一人ニシテ數種ノ營業ヲ為ストキハ、店舗其ノ他ノ營業場ノ同一ナルト否トヲ問ハス、營業ノ種類並ニ各

店舗其ノ他ノ營業場毎ニ区分シテ營業税法第十二條ノ課税標準ヲ計算スヘシ、但シ課税標準トナルヘキモノヲ數種

ノ營業ニ共通シテ使用スル場合ニ於テハ、税率ノ最重キ營業、税率等シキハ其ノ重ナル營業ノ一方ニ其ノ課税標準ヲ計算スヘシ

第三条 同一人ニシテ數箇ノ店舗其ノ他ノ營業場ニ於テ同種ノ營業ヲ為ストキハ、各店舗其ノ他ノ營業場毎ニ營業税

法第十二條ノ課税標準ヲ計算スヘシ

第四条 營業税法第十五條第二項末段ニ依リ、數箇ノ店舗其ノ他ノ營業場ヲ合セテ營業税ヲ課セラルヘキ場合ニ於テ

ハ、總テノ店舗其ノ他ノ營業場ヲ通シテ同法第十二條ノ課税標準ヲ計算スヘシ

第五条 株式会社ニ於テ課税標準トナスヘキ資本金額ハ、前年中ノ各月末ニ於ケル払込株式金額及名義ノ何タルヲ問

ハス各種ノ積立金額、其ノ他積立金ノ性質ヲ有スル資産金額トシ、月割平均ヲ以テ之ヲ算定ス  
第六条 合資会社ニ於テ課税標準トナスヘキ資本金額ハ、前年中各月末ニ於ケル登記済出資金額及名義ノ何タルヲ問  
ハス各種ノ積立金額、其ノ他積立金ノ性質ヲ有スル資産金額トシ、月割平均ヲ以テ之ヲ算定ス

第七条 合名会社ニ於テ課税標準トナスヘキ資本金額ハ、前年中各月末ニ於ケル総社員ノ出資額及名義ノ何タルヲ問  
ハス各種ノ積立金額、其ノ他積立金ノ性質ヲ有スル資産金額トシ、月割平均ヲ以テ之ヲ算定ス  
前項総社員ノ出資額中勞力ノ出資アルトキハ、其ノ価格ハ会社契約ニ定メタル価額ニ依ル、但シ会社契約ニ其ノ勞  
力ノ価額ヲ定メサルトキハ、各社員損益共分ノ割合ニ從ヒ之ヲ算定スルモノトス

第八条 一個人ニ於テ課税標準トナスヘキ資本金額ハ、他ヨリ借入レタルト否トヲ問ハス、前年中各月末ニ於ケル固  
定資本及運轉資本ノ月割平均ヲ以テ之ヲ算定ス

前項固定資本ハ直接ニ營業ノ用ニ供スル土地、建物、築造物、船舶、諸器具、器械ノ価格ヲ計算ス、其ノ價格ハ時  
価相当ノ見積金額ニ依ル

第九条 課税標準額ヲ算スルトキハ届出當時ノ実況ニ依リ、尚ホ過去将来ノ形情ヲ斟酌シテ之ヲ算出スヘシ  
第十条 營業税法第十七條ニ依リ控除スヘキ營業費ハ、營業上直接ニ必要ト認ムヘキ費用ニ就テ算定スヘシ

第十一条 營業税法第十八條第二項ノ場合ニ於テ、借地料借家料ヲ支払フニ金錢ニアラサル物品ヲ以テスルトキハ、  
其ノ物品ノ時価ニ依リ之ヲ定ムヘシ

營業者借地ニ於テ自己ノ建物ヲ所有スルトキハ、其ノ土地ハ營業税法第十八條第二項ニ依リ、建物ハ同條第三項ニ  
依リ其ノ賃借價格ヲ計算スヘシ

營業者借家中ニ於テ其ノ建物ノ一部分ヲ所有スルトキハ、自己所有ノ部分ハ營業税法第十八條第三項ニ依リ其ノ建  
物賃借價格ヲ計算スヘシ、建物中雜作全部ヲ借主ニ於テ所有スルトキ亦同シ

第十二條 從業者ハ營業主ヲ始メ店舗其ノ他ノ營業場ニ居住スルト否ト、使役ノ當時タルト臨時タルトヲ問ハス、總  
テ直接ニ營業ニ從事スル者ヲ計算スヘシ、但シ營業主ト同一戸籍内ニ在ル者ハ計算セズ

第十三條 相続譲渡其ノ他原因ノ何タルヲ問ハス、營業ヲ繼續スル者ハ其ノ繼續後十日以内ニ地方長官ニ其ノ旨ヲ届  
出ヘシ

第十四條 營業者住所氏名ヲ変更シ又ハ店舗其ノ他ノ營業場ヲ移転シタルトキハ、十日以内ニ地方長官ニ其ノ旨ヲ届  
出ヘシ、其ノ移転他ノ管轄地方ニ涉ルトキハ双方ニ届出ヘシ

第十五條 營業税法第十五條第二項末段ニ該当スル場合ニシテ、店舗其ノ他ノ營業場ヲ増設シタル者ハ、其ノ増設後  
十日以内ニ其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ヘシ

第十六條 地方長官ハ營業者ノ申告ヲ相当ト認ムルトキハ、營業税法第十二條ノ稅率ニ從ヒ其ノ營業稅ヲ賦課スヘシ  
營業者ノ申告ナキトキハ、地方長官ハ營業税法第十六條ノ算定方法ニ依リ其ノ課税標準ヲ計算シ其ノ營業稅ヲ賦課  
スヘシ

第十七條 地方長官營業者ノ申告ヲ不相当ト認メ資本金額又ハ建物賃借價格ヲ算定シタルトキハ、其ノ計算書ヲ添ヘ  
之ヲ營業者ニ通知スヘシ

第十八條 前條ノ算定ニ對シ異議アル者再審査ヲ求メントスルトキハ、其ノ理由ヲ詳記シ營業税法第二十七條ノ期限  
内ニ地方長官ニ申出ヘシ

第十九條 地方長官ハ資本金額再審査ノ請求ヲ受ケタルトキハ、更ニ營業者ノ提出シタル理由書ニ拠リ当初ノ算定ヲ  
再査シ、其ノ訂正スヘキハ之ヲ訂正シ、決定書ヲ作り之ヲ異議申立人ニ通知スヘシ

再査シ、其ノ訂正スヘキハ之ヲ訂正シ、決定書ヲ作り之ヲ異議申立人ニ通知スヘシ

再査シ、其ノ訂正スヘキハ之ヲ訂正シ、決定書ヲ作り之ヲ異議申立人ニ通知スヘシ

再査シ、其ノ訂正スヘキハ之ヲ訂正シ、決定書ヲ作り之ヲ異議申立人ニ通知スヘシ

再査シ、其ノ訂正スヘキハ之ヲ訂正シ、決定書ヲ作り之ヲ異議申立人ニ通知スヘシ

第二十条 地方長官ハ建物賃貸価格再審査ノ請求ヲ受ケタルトキハ、其ノ旨ヲ土地建物所在地ノ市町村長ニ通知シ、  
評個人ヲ選定セシメ、同時ニ政府ヨリ命スヘキ評個人ヲ選定スヘシ

第二十一条 評個人ハ満二十歳以上ノ男子ニ就テ選定スヘシ、但シ異議申立人ノ親族其ノ他当該事件ニ利害ノ關係ヲ  
有スル者及治産ノ禁ヲ受ケタル者ハ之ヲ選定スルコトヲ得ス

土地建物ノ数市町村ニ在リテ其ノ賃貸価格ヲ合算スル場合ニ於テハ、其ノ所在市町村毎ニ評個人ヲ選定スヘシ  
第二十二条 評個人定リタルトキハ地方長官ハ場所期日ヲ定メ評個人ヲ会合シ、其ノ評価ヲ為サシムヘシ

評個人評価ヲ終リタルトキハ直ニ評価書ヲ作り、評価金額並ニ其ノ理由ヲ記載シ地方長官ニ提出スヘシ

地方長官ハ前項評価書ニ依リ建物賃貸価格ヲ定メ、其ノ決定書ヲ作り之ヲ異議申立人ニ通知スヘシ

第二十三条 營業税法第十五条第二項末段ニ該当スル場合ニ於テ、營業者數箇ノ店舗其ノ他ノ營業場ヲ有シ其ノ管轄  
地方ヲ異ニスルトキハ、其ノ資本金額・建物賃貸価格ノ算定審査ニ關スル事務ハ其ノ主タル店舗其ノ他ノ營業場所  
在地ノ地方長官之ヲ為スヘシ、但シ建物賃貸価格ノ評価ニ關スル事務ハ之ヲ土地建物所在地ノ地方長官ニ囑託スヘ  
シ

第二十四条 營業税法第二十八条第二項但書ニ依リ、異議申立人ノ負担スヘキ費用ハ評個人ノ手当及評個人集會ノ費  
用トス

第二十五条 前条評個人ノ手当ハ毎事件一人金一円五十錢トシ、評個人集會ノ費用ハ会場借料並ニ会場雜費ニ限ル

第二十六条 營業者ヨリ營業税法第二十九条ノ申出アリタルトキハ、地方長官ハ課税標準額算定ノ方法ニ依リ其ノ年

營業ノ実況ヲ調査シ、同法第三十一条第一号又ハ同条第二号ニ該当スルトキハ其ノ課税標準額ノ全部ヲ改算スヘシ

第二十七条 營業者店舗其ノ他ノ營業場外ニ居住シ又ハ旅行シ店舗其ノ他ノ營業場ニ不在ナルトキハ、營業税ニ關ス

ル事項ヲ処理セシムル為ニ納税管理人ヲ定メ地方長官ニ届出ヘシ

第二十八条 營業税法第三十三条ニ依リ收税官吏營業ニ關スル帳簿物件ヲ検査スルトキハ、地方長官ノ検査章ヲ其ノ  
營業者ニ示スヘシ

附 則

第二十九条 營業税法第二十一条第二項但書ニ該当スル營業者ハ、同法第十三条ノ届書ニ要スル事項ヲ詳記シタル書  
類ヲ添へ、明治三十年一月三十一日迄ニ地方長官ニ其ノ開業年月日ヲ届出ヘシ

(法令全書)

6、明治29年7月 營業税法施行上取扱方

發送 明治廿九年八月六日

發議 明治廿九年八月四日

收税部長代印

賦税課長印

左按相伺

營業税法施行上取扱方、別紙写之通其筋ノ内訓有之候條、此旨心得ラルヘシ

右内訓ス

各收税署長宛

收税長

營業税法施行上取扱方左之通心得ヘシ

第一条 營業税法ニ於ケル營業ノ種類ハ税法第一条ニ掲ケタル区分ニ依リ類別スルモノトス、但税法第二十二條ニ於テ同一ノ營業ト称スルハ、營業ノ種類ニ依ラス營業実体ノ符合スルモノニ限ル

第二条 各種營業ノ類別ハ名義ノ如何ニ拘ハラス其性質ニ依テ判定スヘシ、性質不明ナルモノハ其重ナル点ニ就キ之ヲ判定シ、仍其類別ニ入ラサルモノハ強テ類推スルヲ要セス

第三条 各種ノ營業ニ營業税ヲ課スルニハ店舗其他ノ設備アルモノニ止メ、一定ノ場所ヲ有セスシテ隨時業務ヲ行フ者ノ如キハ課税ノ範圍外トシテ取扱フヘシ

第四条 農業漁業其他ノ採収業ニシテ、其就業区域内又ハ市場ニ於テ收穫品又ハ製造品ヲ販売スルモノ、如キハ營業税ヲ課スヘキモノニ非ス、但別個ノ売場ヲ設ケタルモノハ物品販売業ト為シ、又ハ製造ノ為メ一定ノ築造物等ヲ有シ相当ノ設備ヲ為シタルモノハ製造業ト為スヘシ

第五条 小売店ヲ開キ物品販売ヲ為スモノ、其同一建物内又ハ附属建物内ニ於テ物品ノ製作ヲナスモ、独立ノ製造場ト認め難キモノハ渾テ物品販売業トシテ取扱フヘシ

第六条 公ナル營業場ヲ設ケ物件ノ売買貸借、男女ノ雇傭就業、負債ノ督促取立等、他人ノ依頼ニ応シ媒介取次用弁ヲ為スノ類ヲ周旋業トシ、代理店其他ノ名義ヲ以テ他人ノ商取引ヲ代理スルモノヲ代弁業トシ、取引所其他ノ場所ニ於テ他人間ノ商取引ヲ媒介スルモノヲ仲立業トシ、問屋受託販売其他ノ名称ヲ以テ自己ノ名義ニテ他人ノ為メニ商取引ヲ為スモノヲ仲買業トス

第七条 資本金額ハ前年中各月末ニ於ケル現在価格ヲ合計シ、其月数ヲ以テ之ヲ除シ其平均額ヲ求ム

第八条 会社ノ積立金額其他積立金ノ性質ヲ有スル資産金額ハ大約左ノ種類ヲ含ム

一 積立金又ハ準備金ノ名称ヲ付スルモノ

二 積立金又ハ準備金ノ固定資本ニ変シタルモノ

三 營業費其他何等ノ名義ヲ用ユルニ拘ラス、營業上ノ利益ト認めヘキ収入ヲ以テ支弁シタル固定資本

四 繰越金其他ノ名義ヲ以テ益金ノ割賦残額ヲ翌年度ニ繰入ルモノ

第九条 營業上直接ニ必要ナリト認めヘキ營業費ハ、大凡ノ物品ノ仕入保存費、雇人給料、職工勞役者ノ賃金、運搬荷造費、營業用建物賃借価格、固定資本ノ維持修理費、營業主及其家族ノ營業ニ從事スル者ノ給料ニ相当スルモノ、其他業体ニ從ヒ營業ヲ為スタメニ支出ヲ要スルモノヲ以テ目安トスヘシ

第十条 建物賃借価格ハ一年ニ滿タサルトキハ前年中ニ於テ實際使用シタル各月ノ賃借価格ヲ合計シ、其月数ヲ以テ之ヲ除シ之ニ乘シタルモノヲ以テ平均額トス

第十一条 建物賃借価格ヲ不当ト認めヘキ場合、大約左ノ如シ

一 賃借契約ヲ以テ定メタル借料普通ノ價格以下ニシテ其理由判然ナラス、申告以外ニ報償ヲ受クルノ疑アルトキ

二 故ラニ金錢以外時価ノ低キ物品ヲ以テ支払ノ契約ヲ為シ、價格ヲ低クスルノ疑アルトキ

三 照準トナシタル借家又ハ借地ヲ不当ナリト認めムルトキ

四 土地家屋ノ時価不当ナリト認めムルトキ

第十二條 従業者中職工ハ職人工女ノ類ニシテ専ラ製作ノ勞ニ服スルモノ、勞役者ハ一般ノ力役ニ服スルモノトス  
第十三條 營業主ニ於テ勞力ノ必要アルニ際シ勞力請負者ヨリ供給シタル勞力者ノ如キ、個人ノ關係ナク単ニ勞力ノ撮ヲ使用スルニ止ルモノ、又ハ船車等ヲ雇入ル、トキ、其船車等ニ附属スル勞力者ノ類ハ従業者ニ包含セス。

第十四条 同一人ニシテ数種ノ營業ヲ為シ營業税法ノ課税ヲ受ケサル營業ヲ兼ヌル場合ニ於テ、課税標準共通ニシテ區別シ難キトキハ其課税ヲ為スヘキ營業ノ分ニ計算スヘシ

第十五条 同一人ニシテ數個所ノ店舗其他ノ營業場ニ於テ同一ノ營業ヲ為スモノ、營業税法ノ施行セラレサル地方ニ店舗其他ノ營業場ヲ有シ資本ヲ區別セサルトキハ、其資本金額ハ総額ニ就テ計算スヘシ

第十六条 税法第二十二條ノ場合ニ於テハ予算ニ依リ一ケ年ノ營業稅額ヲ算定シ、之レヲ十二分シテ得タル金額ニ營業ノ月數ヲ乘シテ其年ノ課稅額ヲ定ムヘシ

前項税金ハ之ヲ二分シ各納期ニ於テ之ヲ徵收スヘシ、開業ノ納期後ニ在ルモノハ其際之ヲ徵收スルモノトス

第十七条 營業者廢業ノ申告アルトキハ、其年ノ營業稅額ヲ十二分シテ得タル金額ニ實際廢業迄ノ月數ヲ乘シテ其年ノ課稅額ヲ定ムヘシ

前項税金ハ直ニ之ヲ徵收スヘシ、但既納ノ税金アルトキハ差額計算スルモノトス

第十八条 營業者他ノ管轄地方ニ移転スルモノアルトキハ、前官庁ハ後ノ官庁ニ其營業者ニ關スル事務ノ引継ヲ為シ徵稅上欠漏ナキコトニ注意スヘシ

第十九条 營業者數個ノ營業場ヲ有シ、其管轄地方ヲ異ニスル場合ニ於テ税法第十五條末段ニ該當スルトキハ、其重ナル營業場所在地ニ於テ營業稅ノ賦課徵收ヲ為スヘキカ故ニ、其他ノ營業場所在地ノ官庁ハ常ニ營業上視察シタル事項ヲ重ナル營業場所在地ノ官庁ニ通報スヘシ

右内訓ス

明治二十九年七月三十一日

大藏大臣子爵 渡辺國武

(昭54 仙台 2120)

## 7、明治29年11月 商業會議所連合会の營業税法改正意見

### 營業税法改正意見

#### 第一 營業税法ノ欠点

凡ソ税法ヲ制定スルニ方リテ注意スヘキ第一要義ハ、課税方法ノ簡明ニシテ而カモ公平ヲ失ハサルニアリ、苟クモ課税方法ニシテ煩雜ニ失スルアラシキ平、独リ多額ノ徵稅費ヲ要スルノミナラス納稅者ハ為メニ非常ノ苦痛ヲ感シ、其結果竟ニ負担ノ公平ヲ欠クニ至ルハ免ルヘカラサルノ理數ナリ、謹テ明治二十九年法律第三十三号營業税法ヲ按スルニ、課税方法甚タ煩雜ニシテ加フルニ稅額ノ負担亦公平ヲ得サルモノアリ、簡ワ普ミニ其然ル所以ヲ開陳セン

其一 營業税法ハ建物賃借價格ヲ以テ課税標準ノ一二定メラレタリト雖モ、建物ノ大小及其賃借價格ノ多寡ハ甚シク収利ノ大小多寡ニ反シ、之ヲ例セハ銀行業・保險業等ハ矮小ノ家屋ニ於テ其業ヲ営ムモ莫大ノ利益ヲ収メ得ヘク、之ニ反シ製造業・販賣業等ハ建物ノ手広ナルニ似ス収ムル所ノ利益僅少ナルモノアリ、何トナレハ其營業ノ状態ニ異ナル所アレハナリ、然ルニ等シク課税標準トシテ之ニ課スルニ千分ノ四十ノ稅率ヲ以テセントス、安ンソ其結果ノ公平ナルヲ得ンヤ、況ヤ建物賃借價格其物ニ至テモ公平ニ之ヲ定ムルハ到底望ムヘカラサル事ナルニ於テオヤ、是ノ如キモノヲ以テ課税ノ標準ト為スハ課税上徒ニ煩雜ノ手數ヲ増スニ過キサルナリ

其二 營業税法ハ又從業者ヲ以テ課税標準ノ一二定メラレタリト雖モ、營業ノ種類ニ依リテハ從業者ノ員數一定セスシテ隨時増減スルモノ少カラス、是ノ如キモノヲ以テ課税ノ標準ト為スハ亦只課税上煩雜ノ手數ヲ増スニ過キス、殊ニ本法ニ於テ名義ノ何タルヲ問ハス商業ニ從事スルモノハ總テ從業者ト定メ、商家ノ丁稚、製造家ノ徒弟ノ如キニ至ルマテ悉ク從業者トシテ計算スヘキモノトセシ如キハ、酷ノ甚シキモノト謂ハサルヘカラス、何トナレハ商家

ノ丁稚・製造家ノ徒弟ノ如キ、多クハ將來其業ニ當ランコトヲ欲シテ本業ヲ見習ハシカ爲メニ寄食スルモノナレハ、仮令其名ハ被傭者ナルモ其実ハ決して普通ノ被傭者ト同一視スヘキモノニアラサレハナリ、固ヨリ從業者ハ課税ノ標準タルニ止リ、直接其頭上ニ負担ヲ受タルニ非スト雖モ、已ニ課税ノ標準ト爲ス以上ハ傭主ハ勉メテ其負擔ヲ減セントスルハ免カルヘカラサル情勢ニシテ、其餘傭ノ及フ所當ニ旧來ノ慣習ヲ破リ子弟ヲシテ發達ノ途ヲ失ハシムルノミナラス、延テ商工業ノ振興ヲ妨クル媒介タルカ如キコトナキヲ必セサルナリ

其三 營業税法ハ又資本金額ヲ以テ課税標準ノ一ニ定メラレタリト雖モ、資本金額ノ多寡ハ必シモ収利ノ多寡ト比例セサルノミナラス、一個人カ營業ニ対シテ放下スル運轉資本ノ如キハ到底其額ヲ知ルニ由ナキモノナリ、独り運轉資本ノ知り難キニ止ラス、固定資本ニ變形シタルモノニ至リテモ家屋ノ規模其採ヲ一ニセス、器械ノ品種其目ヲ同フセス、一々之ヲ打算シテ以テ資本總額ノ幾許ナルヤヲ知ルコト、豈容易ノ業ナリトセンヤ、是ノ如キモノヲ以テ課税ノ標準ト爲スハ、是亦徒ニ課税ノ手續ヲ増スニ過キサルナリ

其四 營業税法ハ物品販売業ノ売上金額ヲ卸売小売ノ二ニ分チテ、其税率ヲ卸売ハ万分ノ五、小売ハ万分ノ十五ト定メラレタリ、卸売ハ小売ニ比スレハ概シテ薄利ナルヲ常トスルカ故ニ、之ヲ区分シテ税率ニ等差ヲ設ケシハ一見公平ヲ得タルカ如シト雖モ、是只法文上ニ於テ公平ノ迹ヲ示スニ過キス、其實際ニ至テハ二者ノ区分甚タ曖昧ニシテ之ヲ識別スルニ由ナキモノナリ、蓋シ單純ニ考フレハ營業者ニ対シ販売スルモノヲ卸売ト云ヒ、消費者ニ販売スルモノヲ小売ト云フカ如クナルモ、營業者ニ販売スル者其量必スシモ多キニ非ス、消費者ニ販売スルモノ其量必スシモ少キニ限ラス、而シテ店頭日々ノ顧客ニ就キ其果シテ營業者ナルヤ、將タ消費者ナルヤヲ吟味スルカ如キハ到底爲シ能ハサル事タリ、然ラハ何ニ縁テ容易ニ卸売ト小売トヲ区分シ得ンヤ、要スルニ卸売ト小売トハ對手ノ營業者ナルト消費者ナルトノ区分ヲ識別スルニ由ナク、又其商高ノ多寡ノミヲ以テ区分シ得ヘキニ非サレハ、之ヲ法文

ニ規定シ得ヘキ程ノ明確ナル限界ヲ暗出ス能ハサル者ナリ、夫レ二者ノ区分是ノ如ク曖昧ナルニ拘ラス、其税率ニ於テ一ト三トノ大差アリトセハ、實施ノ日ニ至テ幾多ノ紛擾ヲ醸サ、ラントスルモ尙得ヘケンヤ、其法文上ニ於テ公平ノ迹ヲ示シタルノ適マ、以テ不公平ヲ生スルノ因タラスンハアラサルナリ

以上ハ則チ營業税法中最モ著シキ欠点ナリト信ス、不幸現法ノ如クニシテ實施セラル、アラハ、收税官ト納税者トヲシテ煩雜ニ堪ヘサラシムルノミナラス、延テ商工業ノ發達ヲ害スルニ至ルヘシ、是本税法ノ改正ヲ必要トスル所以ナリ

### 第二 營業税法改正ノ要領

營業税法ノ改正セサルヘカラサル所以ハ以上開陳スル所ノ如シ、然ラハ如何ニ之ヲ改正スヘキ乎、要スルニ課税方法ノ簡明ニシテ而カモ公平ヲ失ハサルヲ以テ掃目ト爲サ、ルヘカラス

- 其一 一個人ノ營業ニ対シテハ左ノ標準ニ依リ相当ノ課税ヲ爲ス事

- (一) 物品販売業  
右ハ売上金額(卸売ト小売トヲ問ハス)ヲ課税標準ト爲ス事

- (二) 銀行業  
右ハ総益金(諸経費ヲ控除セサルモノ)ヲ課税標準ト爲ス事

- (三) 金銭貸付業  
右ハ貸付金額ヲ課税標準ト爲ス事

- (四) 保險業 物品貸付業 製造業 印刷業 写真業 倉庫業 運送業 運河業 棧橋業 船渠業 船舶碇繋場業  
貨物陸揚場業 席貸業 料理店業 旅人宿業



右ハ収入金額ヲ課税標準ト為ス事（本号ニ列記スル營業ハ、其課税標準同一ナルモ、其税率ニ至リテハ彼此適宜ニ差異ヲ付スルヲ要ス、以下各号亦同シ）

(四) 土木請負業 勞力請負業

右ハ受負金額ヲ課税標準ト為ス事

(六) 公ナル周旋業 代弁業 仲立業 仲買業

右ハ報償金額ヲ課税標準ト為ス事

前記ノ如ク營業税法ヲ改正スルニ於テハ、舊ニ課税ノ煩雜ノ手数ト無益ノ経費トヲ省キ得ヘキノミナラス、課税標準複雑ナラサルカ故ニ、其税額ノ苛重ナラサル限リハ營業者ヲシテ非常ノ苦痛ト煩勞トヲ感セシムルカ如キ患ヒナキヲ得ヘシ

其二 会社組織ヲ以テスル營業ハ、其利益金ヲ課税標準ト為ス事

本来營業税ヲ公平ニ賦課セント欲セハ、課税ノ標準ヲ營業所得即チ利益ニ求ムルヨリ善キハナシ、只營業利益ナルモノハ容易ニ之ヲ知ルニ由ナク、強テ之ヲ知ラント欲スレハ幾多煩雜ナル手数ヲ要スヘキニ依リ、已ムヲ得ス他ニ課税標準ヲ求ムルニ外ナラス、然ルニ会社組織ノ營業ニ在テハ株式会社ハ勿論、他ノ合資・合名会社ト雖モ一個人ニ比スレハ其所得ヲ知ルコト頗ル容易ナルモノアリ、何ゾ故ラニ幾多煩雜ナル手数ヲナシテ、結局不公平ノ課税ヲ為スニ畢ルノ要アラシヤ、是会社組織ヲ以テスル營業ニ對シテハ課税方法ヲ異ニセントスル所以ナリ

其三 税額ハ相当ノ軽減ヲ為ス事

改正意見ハ税額ニ就テハ細目ニ涉リテ按ヲ具セスト雖モ、其程度ハ全体ニ於テ現法ニ比シ之ヲ軽減スルヲ至当ナリトス、聞クカ如クシハ現法ハ一年七百五拾余万円ヲ徴収シ得ヘキ目的ヲ以テ定メラレタリト、府県從來ノ地方税中ヨリ

国庫ニ移ルヘキ營業税ハ概算二百九万円ナリト云フニ、一躍之ヲ増シテ七百五拾余万円ト為サントス、其増加ノ急激ニシテ負担ノ過重ナルヤ知ルヘキナリ、国家前途ノ経営ニ要スル費用ハ國民ノ本分固ヨリ之ヲ負担セサルヘカラスト雖モ、其負担スル所ハ國民全般ニ通シテ彼此權衡ヲ失フカ如キコトナキヲ要ス、戦後多費ヲ要スルノ故ヲ以テ特リ商工業者ヲシテ是ノ如キ非常ノ増税ヲ負担セシメントスルカ如キハ、決シテ權衡ヲ得タリト謂フヘカラサルナリ、況ヤ急激ノ變動ハ經濟上最モ忌ムヘキ所ニシテ、税源ヲ涸渴セシメサルハ課税上ノ要義ナルオヤ、我商工業者ハ徒ニ自己ノ納税額ヲ軽減セラレントヲ望ム者ニ非サルモ、國民ノ本分トシテ負担スル所ハ著シキ懸隔ナカラシムルコト、國家經濟ヲ整理スル所以ノ本道ナリト信ス、故ニ營業税法ヲ前記ノ如ク改正スルニ當リテハ、税額ニ相当ノ軽減ヲ為シ、商工業者ヲシテ負担ノ偏重ヲ感セシムルコトナキヲ希望スルモノナリ

以上ハ、則チ營業税法改正ヲ希望スルニ就テノ大体ノ意見ナリ、大綱已ニ舉カレハ細目從テ張ルヲ常トス、故ニ税法ニ規定セラルヘキ条項ニ至テハ敢テ茲ニ叙述セズ

〔明治二十九年十一月開設 臨時商業會議所連合會報告〕（本邦商業會議所資料）

## 8、明治29年12月 營業税顧問員人選方内訓

第五一號

營業税調査手續ニ依ル顧問員ハ、各營業者納税資格ノ有無及課税標準ノ適否、其他諸般ノ諮問ニ応セシムルモノナレハ、地方万般ノ情況ニ通曉スルハ勿論、至正至當ノ人物ヲ得ルニアラサレハ其目的ヲ達スル能ハサルヘシ、若シ親疎ニ依リ偏頗ノ働作ヲナスカ如キ事案アラハ、独リ稅務機關ノ体面ヲ穢スノミナラス、為メニ民情ヲ傷フニ至ル、亦知

ルヘカラス、苟モ其局ニ当ルモノハ深ク其人物ノ選択ニ注意スルヲ要ス  
顧問員ニ対スル報酬金ノ支給方法ハ手当日当謝金等、其時宜ニ依ルヲ得テ名義ノ一定ヲ要セス下雖トモ、彼レニ厚ク  
此ニ薄キノ感想ヲ起サシメサル様注要ヲ要ス  
右内訓ス

明治二十九年十二月五日

熊本稅務管理局長

司稅官 上田恭徳郎

福島稅務署長

稅務屬 下坂邦太郎殿

(昭59 福岡 92)

9、[明治30年] 營業稅調查順序

營業稅調查順序

第一条 稅務署長ハ營業稅調查主任及掛り員若干名ヲ定メ其調查ヲ担当セシムヘシ、但主任者ノ氏名ハ之ヲ管理局長ニ申報スヘシ

第二条 稅務署ニ營業稅調查囑託員ヲ置キ、諸般ノ諮問ニ応セシムヘシ

第三条 主任及掛員ハ便宜部内ヲ巡回シ、營業稅ヲ賦課スヘキモノト認ムル者ニ対シ左ノ事項ヲ調査シ、甲号ノ一、

甲号ノ二、及乙号書式ノ調査台帳ニ登載シ、爾後異動ノ都度加除訂正スヘシ

一 店舗及營業場所在地、營業主氏名、屋号、業体

二 売上金額、資本ノ種類・金額、報償金額、受負金額

三 従業員區別人員

四 營業用土地ノ坪數・時価及賃貸価格

五 建物ノ種類・坪數及棟數、間口ノ間數、并ニ其時価及賃貸價格

築造物、船舶、器具、器械ノ時価ハ、下調ノ参考ニ供スル為メ調査シ置クモノトス

第四条 前条第二号乃至第五号ノ調査ハ、概ネ左ノ各号ニ拠ルヘシ

一 一個人ノ資本金額、売上金額、請負金額、報償金額ハ店舗其他營業場ノ景況、従業員ノ多寡、機械ノ種類等ニ依リ調査スヘシト雖トモ、独リ外觀ノミニ偏スルトキハ其実ヲ得サルノ虞アルヲ以テ、町村吏員若クハ町村内正実ト認ムル營業者等ニ就キ、尙囑託員ノ意見ヲ徵シ調査スルモノトス

二 会社ノ資本金額ハ決算報告書若クハ会社契約書等ニ依リ調査スルモノトス

三 従業員最多數ノ調査ハ、營業ノ状態ニ応シ適宜時期ヲ図リ実地ニ就クノ外、尚ホ市町村役場ノ寄留届書ニヨルカ、若クハ所轄警察署、巡查派出所ニ就キ調査スルモノトス

四 營業用ノ土地建物ノ時価ハ、位置ノ便否、構造ノ精粗、建築ノ新古等ヲ調査シ、仍ホ登記所ニ就キ近傍売買價格ヲ取調ヘ、彼此參酌シテ調査スルモノトス

五 借地借家ノ賃貸價格ハ貸主又ハ差配人ニ就キ調査スルモノトス

第五条 施行規則第一条ニ拠ル營業者ヨリノ届出ハ、之ヲ下調台帳ニ对照シ、其当否ヲ査覈スヘシ

第六條 納稅資格アリト認ムル營業者ニシテ課稅標準ノ申告ヲ為サ、ルモノ、及申告不相當ト認ムルモノハ、之ヲ召喚シ説諭ヲ加ヘ申告又ハ訂正セシムヘシ

第七條 前條ノ説諭ニ応セサルトキハ實地ニ臨檢シ、帳簿物件ノ外、尚左ノ各号ニ注意シ精密ニ調査スヘシ

- 一 売上金ニアリテハ、送り状、仕切書、其他關係書類
  - 二 銀行業、金銀物品貸付業ノ資本金額ハ、其關係書類又ハ登記所、若クハ取引先キ等
  - 三 倉庫業ニアリテハ、契約書、預り証券、倉庫証券、貨物送り状、申込書等
  - 四 製造業、印刷業、写真業ニアリテハ、売買仕切書、原料品送り状、若クハ製造品出入等
  - 五 運送業ニアリテハ取引先
  - 六 請負金ニアリテハ契約當事者
  - 七 報償金ニアリテハ、代理契約書若クハ依頼人又ハ取引所等
  - 八 土地又ハ家屋ノ借料ハ、契約書及貸主ノ領收証書、火災保險契約書等
- 第八條 前件ニヨリ調査ノ結果、稅法第十七條、同第十八條ニ拠リ資本金額、建物賃貸價格ヲ算出セントスルトキ、若クハ稅法施行規則第十六條ニ項ニ拠リ課稅セントスルトキ、又ハ同第十九條及同第二十六條ノ場合ニ於テハ狀ヲ具シテ指揮ヲ請フヘシ
- 第九條 甲所轄ニ於テ課稅スヘキ物件他ノ稅務署所轄内ニ存在シ、又ハ存在セリト認タルトキハ、当該稅務署へ事實ノ調査ヲ囑託シ、受託稅務署ハ速ニ之レカ調査ヲ遂ケ通報スヘシ
- 前項囑託ナキ場合ト雖トモ、課稅標準ノ調査上參考トナルヘキ者ヲ認メタルトキハ、主タル店舗又ハ營業場所在地ヲ管轄スル稅務署ニ通報スヘシ

第十條 施行規則第十七條ニ拠リ營業者へノ通知ヲ為ス場合ニ於テハ第二号式ニ拠ルヘシ

第十一條 施行規則第十九條ノ決定書ハ第三号式ニ拠ルヘシ

第十二條 施行規則第二十條ニ拠リ、評個人選定方ニ付キ市町村長へノ通知書ハ第四号式ニ、政府ヨリ命スヘキ評個人選定狀ハ第五号式ニ拠ルヘシ

第十三條 施行規則第二十二條ノ場合ニ於テハ、稅務署長ハ評個人ヲ評價物件所在地又ハ便宜ノ場所ニ會合シ、主任官吏臨場評價ノ手續ヲ為サシムヘシ

前項評價終了シタルトキハ、其決定書ハ第六号樣式ニ拠ルヘシ

第十四條 施行規則第二十六條ニ拠リ、調査ノ結果稅金減額ヲ要スルニ至リタルトキハ、第七号式ノ指令ヲ發スヘシ

第十五條 營業者他ノ所轄内ニ移転スルモノアルトキハ、甲稅務署ハ第八号式ニ拠リ引繼ヲ為シ、乙稅務署ヨリ台帳編入済ノ回報ヲ得テ台帳ヲ除却スヘシ、但台帳ハ移転ノ月日ヲ以テ加除スヘキモノトス

第十六條 營業稅調査ノ事蹟ハ第九号式ニ拠リ取調、毎年四月十日限り申報スヘシ、但明治三十年ニ限り六月十日限

リトス

[樣式は省略]

(昭 52 東京 14)

10、明治30年5月 營業稅實施狀況報告

主秘第一五九号

去月廿八日、名古屋千歳座ニ於ケル政談演説会状況、名古屋稅務管理局局長報告  
右為御心得内報候也

明治卅年五月六日

大藏省主稅局長 目賀田種太郎

札幌稅務管理局長 永田盛信殿

本月廿八日、名古屋市桑名町千歳座ニ於テ、自由黨代議士小室重弘・同黨員而三名ト共ニ政談演説会ヲ開ク、其狀況ヲ見聞セシメタルニ、新聞紙ニモ散見セシカ如ク松方内閣失政ト題シ種々ノ攻撃ヲ試ミ、就中營業稅ニ就テハ尤モ不穩ノ言語ヲ以テ反抗ノ煽動ヲナシ、只管人民ノ勸心ヲ求ムルニ汲々タルモノ、如シ、翌廿九日中京新聞ト稱スル機關紙ニ別紙ノ如ク掲載セルモ、記スル所悉ク事實ニ無之候。元來政談刻下ノ現状ハ別ニ目的ヲ有シ目的ヲ達スルカ為メ、其口実ヲ求ムルニ急ナルモノニシテ、新稅ヲ利用シテ人民ヲ煽動シ、依リテ以テ自家ノ羽翼ヲ張ラントスルノ野心ニ出ルハ明白ナル事實ニシテ、一々弁妄ノ價值ヲ有セサルノミナラス、到底之ヲ制止スルノ道ナキモノニ有之候、今後益筆舌ヲ弄シテ針小ノ事實ナキモ棒大ノ記事ヲ為スハ必然ノ勢ニ相見候、尤モ政海洶湧ノ今日ニ際シ、新稅實施ニ付慎重ニ慎重ヲ加ヘ、假ニモ事實ニ於テ批難ニ適合スル如キハ万々ナカラシムル様一般ニ訓戒致シ置候、又名古屋市今日ノ現況ハ進行至極平穩ニシテ、新紙ニ記スルカ如キノ状態ハ決シテ無之候、併シ中ニハ苦情ケ聞敷事ヲ申出ルモノナキニモアラサルモ、多クハ煽動ニ出ルモノニ有之候

前陳ノ次第ニ付、今後或ハ東京同臭味各新聞ト氣脈ヲ通シ一斉咆哮スルヤモ難計ト存候ニ付、為念狀況及特報候也

明治三十年四月三十日

名古屋稅務管理局長 岩崎奇一

大藏省主稅局長 目賀田種太郎殿

主秘第一六八号

營業稅調査ニ関シ諸新聞紙上ニ掲載アル三河國人民反對運動ト稱スル実況、名古屋稅務管理局局長報告  
右為御心得内報候也

明治三十年五月十三日

大藏省主稅局長 目賀田種太郎

札幌稅務管理局長 永田盛信殿

過日來諸新聞紙上ニ愛知県下三河國人民營業稅法ニ関シ反對運動ヲナス可キ旨掲載有之候處、去ル七八ノ兩日該地方町村長等当局ニ出頭陳情スル要主ハ、課稅上不均一ナカラシコトヲ申立、其事項ヲ拳テ申立タルニアラス、其内情ハ三河國ノ人民ハ性質実直ニシテ重キ課稅ヲ受ケ、尾張國ノ人民ハ狡猾ニシテ却テ課稅輕キカ如キコトヲ願慮シタルニ過キサレハ、当名古屋市ニ於テ課稅ノ模樣ヲ聞知シ、且熟々示諭シタルヨリ大ニ氷解満足ヲ表シ帰郷シタル次第ニテ、新聞上下事実トハ齟齬イタシ居候ニ付、不取敢此段及内報候也

明治三十年五月十日

名古屋稅務管理局長 岩崎奇一

大藏省主稅局長 目賀田種太郎殿

拜啓、營業稅ノ施行ニ関シ近來家屋搜索ヲ為シタリトカ、嚴刻ナル検査アリシトカ往々新聞紙上ニ見ヘ候処、右ハ其都度事實調査候得共、概ネ事實ノ相違ニ有之候、乍去右等ノ事段々伝播スルトキハ自然局外ノ注意ヲ惹キ、該法ノ円満ナル執行ヲ妨クル事ナキヤノ慮レモ有之候、概ネ前陳ノ如キ場合ハ之ヲ唱フルモノ、故意ニ發シ候モノ不勘ト存候得ハ、其件丈ケナレハ敢テ掛念スルニ足ラサルモ、只無実ノ波及ヲ憂ヘ候、又翻リテ考フルニ或場合ニ於テハ内部ノ事人民ニ洩レ、從テ疑惑ヲ生セシモノ有之ヤニ存候、固ヨリ職務ノ内外ヲ顧ムヘキコトナレハ、万一ノ行違ニハ可

有之モ、此際ハ殊ニ御注意相成、主任ニハ夫々適応ノ御内示相成、彼ニ辭柄ヲ与ヘ又ハ問題ト成ラサル様致度、又事柄ニ依リテハ感觸上ヨリ起ル事モ少ナカラサルニ依リ、勉メテ吏員ニ於テモ其舉措ニ注意致候コトハ專一ト被存候、右辺ハ定メテ御指揮ノコトハ存候得共、切ニ將來及一般ノ利益ヲ思念候俟、乍無用申進置候、不具

明治三十年五月十四日

目賀田種太郎

永田盛信殿

拜啓、然ハ近時世評ニ依レハ營業稅ノ徵收額ヲ予定シ、中央ヨリ各管理局又ハ所管内府県ノ総額ヲ配賦稅ノ如ク割當タルカ如キ誤謬ヲ傳播セル向モ有之、右ハ調査上ノ目的トシテ内部ニ在リテハ凡ソ若干ニ冊著シ得ヘキノ方途ヲ立テ、努メテ之ヲ維持スルハ従事者ノ腹案トシテ然ラサルヘカラサルコトナリト雖トモ、元來該稅法ノ本体トシテ前以テ其徵收額ノ定マルヘキモノニアラス、實際個々ノ小ヨリ積テ総額ニ及ホスヘキハ正當ノ順序ナレハ、外正ニ向テ予算力若干ナレハ此額ニ達セサレハ適當ト認メサル等ノコトヲ表示スヘキモノニアラサルヤ明カニシテ、固ヨリ右様ノコトアルヘシトハ認メス候得共、數多ノ従事者中熱心ノ余リ或ハ時ニ其場ノ狀況ヨリ、知ラス職ラス口外スル等ノコトアリテ、之カ辭柄トナリテハ整理上甚タ遺憾ノ次第ニ有之、又是ハ反對ノ方ヨリハ一ノ攻撃ノ材料ト可相成ト存候、依テハ目下該法實施上ノ結果ニ就キ夫々注目點在候際ナレハ、可及ノ主任者ニ警戒ヲ与ヘ諸般彼等ニ攻撃ノ材料ヲ与フル如キ拙策ニ至ラサル様御指示相成度存候、右ハ過日モ申進候コトアリ、今又斯ク申上候ハ御感覺ノ程如何ヲ願念致候得共、將來該法維持上ニ関シ憂慮ノ余リ重キテ得實意候、宜敷御了知相成度存候、敬具

明治三十年五月廿五日

目賀田種太郎

永田盛信殿

### 内報第一号

自今左記ノ如キ營業稅調査其他各管理局等ノ報告ニシテ御参考トナルヘキ事項ハ、其時々其要領ヲ抜萃シ別ニ添書ヲ付セス可及送付候也

明治卅年五月廿六日

主税局長 目賀田種太郎

札幌稅務管理局長 永田盛信殿

自由黨員処々ニ營業稅執行ノ攻撃演說ヲ為シ、民心漸ク激昂ノ兆アリ、監督員ヲ各地ニ派遣シ相當ノ用意ヲ為シツノアリ、御配慮ヲ要セス

京都稅務管理局長報告

### 内報第二号

拜啓、通日広島ニ於テ全國商業會議所員ノ大会ヲ開キタル結果ニ依リ、今般五畿内各地方ノ會議所ヨリ委員ヲ選テ更ニ大阪ニ会合シ、京都市ヨリハ大沢善助・中野忠八(何レモ市會議員ニシテ勢力アルモノ)參列シ、去ル廿六日帰京シ、翌二十七日実業各組ノ重ナルモノヲ商業會議所ニ會シ演說シタル大意ヲ探聞スルニ、其概略左ノ如シ

最初ニ各地方ニ於テ營業稅法執行上非法ノ処置ヲ為シタル例証ヲ挙ケテ之ヲ痛弊シ、且曰ク官吏ノ所為ニ對シテハ大ニ批難スヘキノ点アリト雖トモ、亦各自不実ノ申告ヲ為シタルノ結果モ亦一ノ原因タラサルナキカ、幸ニ当市ハ未タ一戸モ帳簿物件ノ検査ヲ受ケタルモノナシト雖モ、今後他ノ地方ト一般苛察ノ検査ヲ受クルコトナキヲ保シ難シ、何ントナレハ自分初メ恐ラクハ一人モ正実ノ申告ヲ為シタルモノナカルヘシト信スレハナリ、此場合大ニ各組

會員ノ反省ヲ求メ互ニ相責メ相糺シ、速カニ正確ノ調査ヲ為シテ申告ノ訂正ヲ為シ、管理局ニシテ尚ホ其申告ニ信ヲ置ケ能ハスシテ之ヲ強ニルニ置テハ、所謂法律以外ノ負担ヲ強ユルモノニシテ、初テ正々堂々ノ攻撃ヲ為スヘキナリ、人ヲ責ムルハ先己レヲ正フスルニ在リ、云々

右ノ演説ハ來會者ニ非常ノ感動ヲ与ヘタル由ニテ、各組會員ハ直ニ届書訂正ノ手續ヲ協議シ、共ニ誓テ正実ノ調査ヲ為シ、五日間ヲ期シテ悉皆取纏メコトヲ約シテ散會セシ趣ニ有之候

乍併當市民モ世間ノ風潮ニ誘ハレ、或一部ノ団体ハ京都商人ノ無氣力ノ汚名ヲ響クハ此機會ヲ利用スルニアリトシ頻リニ奔走セシモ、當管理局ニ於テハ帳簿物件ノ検査ヲ為サ、ルカ故ニ、其口實ニ苦ミ漸ク左ノ主旨ヲ以テ農商務大臣ニ陳情スルコトニ内定シタル由ニ聞キ及ヒ候、其大略左ノ如シ

地方稅務ノ事ハ從來牧民ノ責アル府県知事ノ職務ニ屬セシヲ以テ、其執行上實業ニ影響スルナキヤ否ヲ審察シテ緩急宜シキヲ制シタルヲ以テ、未タ甚タシキ弊害ヲ認メスト雖トモ、昨年稅務管理局ヲ新設セラレ地方ノ稅務ヲ率ケテ大藏省ニ直轄セラル、ヤ、其職ニ在ルモノハ徵稅ノ一方ニ偏シ實業ノ消長ヲ顧ルノ意ナク、人民ヲ痛苦ヲ察スルノ念ナク、只其職務ノ舉ラサランコトヲ恐ル、ノ傾キアリ、蓋シ職制ノ然ラシムル所ニシテ敢テ其人ヲ責ムヘキニアラスト雖トモ、新稅實施ノ時ニ在テハ人民ノ痛苦ヲ感スル一層甚タシキヲ以テ、宜シク其執行ヲ寬ニシテ痛苦ヲ輕カラシムヘキナリ、今ノ營業稅法ノ如キ若シ執行ノ緩急宜シキヲ得ス、飽迄正確ノ事實ヲ得ントシテ苛察ノ調査ヲナシ、營業家ヲシテ初メヨリ盤毛ノ余裕ナカラシムルニ至テハ、忽チ痛苦ヲ感シ事業ノ發達ヲ阻害シ、終ニ稅源ヲ涸渴スルヤ火ヲ觀ルヨリモ明カナリ、云々

右ハ探聞シタルノ概略ニシテ、果シテ陳情スヘキヤ否ハ未定ニ屬シ居リ候得共、若シ斯ノ如キ陳情ニシテ勢力ヲ得ルニ至テハ、他日稅務官制ノ組織ニ如何ナル變動ヲ來タスヘキヤ杞憂ノ至リニ堪ヘス、御參考迄ニ申進置候、小官等常々

大臣ノ御訓示ヲ服膺シ、地方政務ニ關係スヘキ事件ハ直接ト間接トヲ問ハス知事ト協議ヲ尽シ処理シ來ルコトハ充分御洞知ノ事ト信シ居候、(中略)、新聞紙ハ日々種々ノ事項ヲ記載致候ヘ共、事實ニ善ナキモノハ不問ニ附シ置キ、事無根ニ屬シ民心ニ影響スヘキ事項ハ訂正若クハ取消ヲ取計置候間、御配慮無之様致度候、右御内報迄、草々敬具

京都稅務管理局長報告

内報第三号

近來各地方ノ新聞紙上營業稅法ニ關シ、或ハ政府ノ攻撃或ハ執行吏ノ取扱ニ關スルノ記事散見セシヨリ、多少異議ヲ唱フルモノ相起リ氣勢稍穩カナラサル徵候ヲ呈シ候、折柄偶板垣伯一行來坂シ、某日当地青年商工会ノ一大団体ニ對シ該稅法ヲ非難スルノ演説アリテ、況勢為メニ一變シ、温順ナル人民モ粗暴ノ言行ヲ以テ當該官吏ニ反抗ヲ試ムルニ至レリ、尚又引續キ大坂朝日・毎日ノ諸新聞ニモ該稅ニ關スル記事登載シ、且又別ニ大坂商工協會ナルモノヨリ營業稅ニ關スル委員ヲ選定シ、官民ノ意見ヲ確メ以テ其筋へ陳情等ノ団体相起リ候、要スルニ右等ハ多ク他動的ニ出ツルモノニシテ營業者ノ意志ニハ有之間敷、云々

明治三十年五月十九日

大阪稅務管理局長報告

全國酒造組合連合會ヨリ五月廿五日・廿六日ノ兩日、東京市江東中村樓ニ於テ總會ヲ開キ、本年度酒造營業稅則ニ係ル事項ノ外、第十議會ニ於テ否決サレタル酒造稅法并ニ自家用酒法等ノ改正案ニ對スル今後ノ方針、其他重要議案ニ付議決スル趣ヲ以テ委員上京方勸誘シ來リタルニ依リ、県下酒造營業者十六名ハ本月十七日午後六時甲府市魚町料理

店松孝二会合シ、協議ノ上同業者二名ヲ上京委員ニ選任シ不日出發臨会スルスル管ニ有之候、又県下へ該組合ノ支部ヲ設置シ加々美嘉兵衛(衆議院議員)ヲ支部長ニ嘱託スルコトニ決議シ、午後十時無事故会候、云々

明治三十年五月廿一日

山梨県知事報告

鐵岐國高松市ニ於ケル營業稅調査ニ関シ不服ノ点アリトシ、該營業者中三十有余名カ当局ニ出頭シ陳狀スル処アリシヲ以テ、懸篤説示ヲ加へ拂市セシメ置キ、直チニ主任ヲ派遣シ調査セシメタル景況ハ、其節御内報ニ及ヒ置キタル次第ナリ、然ルニ其後毎日營業者ヲ呼出シ届書ノ訂正ヲ欲シ、每人多少ノ訂正ヲナスモ營業者集會以前ノ如ク進行セス、兎角苦情ノ念ヲ脱スルナク、委員ヲ選ミ一旦訂正シタルモノ、再審ヲ求メ、時ニ市長ノ手ヲ藉リ之ヲ遂ケント欲シ、又ハ委員ヲ上京セシメ大臣ニ陳狀シテ其志望ヲ實カントシ、又ハ政談演説会ヲ開キテ公衆ニ訴フル等種々ノ手段ヲ濫シ、為ニ標準届ノ訂正ヲ阻害シ、該稅調査ヲシテ少シク渋滞セシムルノ実況ヲ呈セリ、然レトモ一面ヨリ其内情ヲ觀察スルトキハ、委員中ニ派ニ分レ、一派ハ進ンテ上京シ稅額減少ノ素志ヲ實カントスルモノ、如ク、一派ハ上京費用ノ点ニ対シ躊躇ノ姿勢ヲ示シ、仮令上京陳狀スルモ素志ニシテ其目的ヲ達スルコトナクンハ一ニ費用損トナリ、所謂勞シテ功ナキモノナルヲ以テ、寧ロ初メヨリ上京ニ要スル費用ヲ転シ立派ニ納稅スルトセハ國家ノ利益ナリト主張シ、未タ何レトモ決定ノ場合ニ至ラサル趣ナリ、必竟其上京セント云フモ示威的運動ニ類スル一手段ニ過キスシテ、如此セハ或ハ該標準額ノ減少ヲ得ルナルヘシトノ誤認ヨリ胚胎スルモノナリト相信候、既ニ今夕高松市片原町劇場ニ於テ演説会ヲ開キ、稅務官吏ノ処置ヲ公衆ニ訴ヘシトスルカ如キ舉動ハ有之候得共、要スルニ目下ノ形況ハ前日ノ氣勢ニ比シ稍沈靜ニ趣キタルモノ、如ク、且如此苦情ヲ唱フルモノハ一部ノ營業者ニ過キサルモノニ有之候

明治三十年五月十八日

丸龜稅務管理局長報告

(平1 札幌 86)

11、明治30年6月 營業稅調査に付稅務署長内申

秘第二八二号

今般別紙之通大臣訓令相成候ハ、各地往々營業稅ノ苦情有之、甚シキハ稅務屬ニ貸屋ヲ為サメル等ノ噂相聞ヘ候ヨリ起因候義ニ可有之乎、本管内ノ如キ調査後レト相成居候モ、實際苦情申立候程ノ事實モ無之候義ト相認候衆、尚充分御注意ノ上、此際可成速カニ調査完結候様致度、承命此段及内牒候也

明治三十年六月十一日

新潟稅務管理局直稅課長 田中 博國

安塚稅務署長 高木正賢殿

官房秘第六九二号

營業稅法ノ施行ニ於テハ、繁細ニ涉ラス簡約ヲ主トシテ此際精了ヲ期スヘシ、当該吏員ノ執務ニ関シテハ從來訓令スル処ヲ守リ、人民ノ不便故障ヲ来サ、ル様、此際一層注意スヘシ  
右尚又内訓ス

明治三十年六月七日

大藏大臣伯爵 松方正義

營業稅調查完結ニ付内報告  
第九〇四号

營業稅法施行上諸般ノ令達ヲ奉シ、調査上資格ニ達スヘシト思慮スルモノ、及屆高ノ不足ナリト認定シタルモノハ、宜シク当否ヲ明示シ義務ト名替ヲ脱キ之レニ応セシメ、調査ノ結果本局評定額以上ニ達シ好成績ヲ得タルヲ以テ、茲ニ其調査ノ顛末ヲ左ニ概述ス

一 商業及民間ノ状態 東頸城郡ハ商業地タル市町ヲ有セス、郡ハ恰モ山村ヲ以テ組織シ、當ム所感ナ農ヲ以テ業ト作ス、商工ハ其少數ノ副業タリ、物産トシテ觀ルヘキハ唯米穀ノ一部ニ屬ス、故ニ商品ノ大部ニ於ケルハ隣郡ノ高田・直江津・柏崎等ノ商人ガ行商地タル觀ヲ呈シ、其筋ノ教育的勸商アルニアラサレハ、商界ノ域ニ達スル仍ホ遠トセリ、爰ニ本郡カ最上ノ都会ト跨ル安塚ニシテ、尚且ツ町並ノ体裁ヲ備ヘサルナリ、現ニ地方等級カ命スル所漸ク八等ニ位シ、商事ノ点ハ新潟県下最劣等ノ郡ナリトス

一 下調補助員 選択ノ要ハ誠直ニシテ商事ニ通曉ナルモノモ吾人ノヲ選ビ、而シテ郡長ノ意見モ亦タ同一ノ人ヲ得タリ、然レ共吾人ニシテ同郡ニ渉ルハ不充分ノ感ナキ能ハサルモ、佗ニ適當ノ人ヲ得ス、強テ得サルニアラサルモ商人ノ常トシテ利益ニ移ラレ万一秘密ヲ欠クニ於テハ、却テ調査ノ弊害ヲ招キ本員ヲ置クノ主旨ニ反スルヲ以テ、寧ロ置カサルニ便ルヲ察シ、始終吾人ヲシテ諮詢ニ応セシメタリ

一 物品販売業 ハ山間僻邑ニ加ヘ、年半般ハ降雪ニ渡世シ、暑寒共ニ運輸ノ便ナラサルヨリ自然地売ヲ以テ甘スルモノ、如シ、然レ共其山間ノ地ナルガ故ニ細微ナル小店所々ニ星散シ商況自カラ異ナリ、第一肝要ナル帳簿ハ到

ル処皆ナ頗ル不整頓ニシテ、考察熟計スルモ完全ノ材料ト為スニ足ラス、爰キニ蒐集セシ資料モ亦タ現況ニ徴セハ參考ト成ルヘキモノ稀ニシテ、彼ノ市街ノ如ク一見比較的ノ模範ヲ以テ最寄全部ノ商金ヲ認ムルニ由シナク、更ニ熟考ヲ重ネ事實ノ申告ヲ需ムルニ若カスト得意シ、甲ニ臨ムニ乙丙ヲ探リ、丁ニ對シテ復タ甲ノ販売ヲ問フ、如斯ニシテ言外ナル穿鑿ノ手数ヲ要シ、公平ヲ失セサル調査ヲ了セリ、試ニ地方稅々帳ヘ重テ對照スルニ商金高ハ殆ト數倍ノ上ヲ高メ、仍ホ地方稅ノ方ニ届ナキモノ五名ヲ増出セリ、是レ本件調査ノ遺漏ナキヲ信スルナリ

一 銀行業 ハ從來管ム者ナシ、但シ本年ニ至リ僅カニ資本壹万円ノ銀行ヲ安塚ニ開始セリ、松之山銀行モ亦タ不日開始ノ計画アリト聞ク

一 金錢貸付業 ハ質營業三名アルモ、孰レモ資本金僅少ニシテ納稅資格ヲ有セス、其他ノ金錢貸付ニ在テハ財産家ノ貸付アル而已、營業実体ノ薄弱ニシテ慣行上聊カ疑義ナキニアラス、故ヲ以テ本局ノ意見ヲ問ヘ、其回答ニ拠リ当郡ニハ一二名ヲ除キ徵スヘキナキト認メ進行シ居リシニ、更ニ前回ノ旨趣ヲ強メタル内訓ニ接セリ、是ヨリ其營業場ヲ広義ニ解釈シテ、常ニ貸付ヲ為シ利子ヲ收ムルモノハ金錢ノ多寡、人員ノ多少ヲ問ハス、資本金五百円以上ニ達スルモノハ營業場アルモノト看做シ、交誼上ノ關係ヨリ隨時貸付ヲ為スモノ、及ヒ學校基本財産ノ如キ商事ニアラサル貸付ハ營業ニ屬セサルモノト為シ、常時貸付ノ部分ニ限リ親シク往復ヲ重ルモ、異論百出苦情交々起リ、他郡ノ拒テ応セサルヲ聞キ或ハ最寄集會ヲ催シ、申告ノ意アル其人ヲモ多數ニ誘ハレ世論トナシ届サルノ傾向ナリ、惟フニ当然納稅ノ義務アルモノトセハ批難ノ聲震フルニ足ラスト雖トモ、急速ニ解カント欲セハ勢ヒ不滿ノ運動ヲ作スモノ、如シ、時恰モ署長會ヲ本局ニ開カレ幸ヒ繼ノ帰着スル所本署カ執リタル方針ニ副ヘ、帰署又々同一ノ進行ヲ以テ穩和二督促ヲ試ミルモ、尚ホ前頭ノ如ク堅ク決シテ応セサルナリ、元來彼レ等營業ニ非スト固辭スル概点ヲ挙クレハ左ノ三項ニ過キス、一定ノ店舗營業場ヲ有セスト解スルコト、地方稅ガ營業実体ト認メサル慣例



ニ基クコト、新聞紙上稅務署ノ誤解トアルニ迷信セシコト、是レナリ、如何ナル注意ヲ与フルモ届サルヲ利益ト心得、殆ト完結ノ期ナキカ如シ、爰ニ於テ出張説諭ノ外他ニ施スヘキ所ナシト雖トモ、御配賦ノ旅費額ハ二日(老田)分ニシテ、全然ノ功果ヲ奏スルニ見込ナシ、按スルニ法ノ成文薄弱ニ感スルモ、本税ノ骨髓ヲ鑑ミ當者ノ苦情ハ納税ノ困難ヲ訴フルニ在ラスシテ法ノ不明ニ存スレハナリ、依テ第一ノ苦情者タル財産家ノ疑ヲ解キ服従セシムルニアラサレハ結ンテ解ケサルニ付、本職義務ノ出張ヲ為シ法文ノ解釈是非ヲ争ハシメス、談話ノ間ニ租稅嫌忌ノ感覺ヲ緩和シ、徐々ニ營業場タル範域内ト解スルニ難カラサルヲ示シ、誠実届出ヲ為サシムルニ導キ之ヲ為サシメ、以テ他ノ模範トシ、裏面ニハ郡内ノ不潔ヲ除ク計策トシテ、郡長ニ協リ行政監督ノ側ヨリ注意の内諭達ノ發セラシコトヲ希望シ、時ヲ移サス担当及補助ノ兩名ヲシテ未届ノ財産家ヘ義務(宿料ノ実費ハ本職ノ補助トス)ノ巡回ヲ命シ、百難ヲ排シ茲ニ漸ク内訓ノ旨趣ヲ貫徹セリ、幸ニ過誤訂正等ノ失墜ナク良成績ヲ得タリ

附言、帳簿ノ檢閲ハ感情ニ害アルヲ以テ為サス、固定資本ハ貸金ノ必要ヨリ巨大ナル家屋ヲ構造セシモノニアラスト認メ、實際使用ノ部分ニ限り算入セシム

一 物品貸付業 ハ農具ノ貸付ヲ為スモノ者人アリ

一 製造業 ハ酒類醸造ノ外紺屋・製糸業ノ類ニシテ、醬油・煙草ノ製造家ナク、菓子ハ法第二條二號ニ該当スル部分而已ナリ

一 運送業 ハ荷馬車ヲ使用スルモノ各郡ニ冠タルモ、雇人使用スルモノ甚タ稀ナリ、事實ニ於テ傭人ヲ使用スル者ハ絶テ之レナシ、其他運送業ト雖トモ皆テ微々タルモノニシテ、人力車ニ資格ヲ有スルモノ式人アル而已、是レ他ナシ、年半般ハ降雪ニ暮シ事業振ハサルニ由ル

一 土木請負業 ハ老人ノ外、此ノ業ヲ營ミ資格者ニ達スルモノナシ

一 旅人宿業 ハ初項既ニ述ルカ如ク、市町ナキ僻村ノ宿店ナレハ、三人以上雇人ヲ使用スルモノナシ、僅カニ松里村大字湯本ニ於テ温泉場ノ關係ヨリ浴客ノ為メ爰ニ五軒ノ資格者ヲ認メシナリ

一 料理店業モ亦タ前項ト等シク、三人以上使用スルモノ安塚村ニ老人アル而已、此ノ老人モ平素定備ハ老人ニシテ、臨時式人ヲ認メタルニ出ツ

一 前數項掲記外ノ業名ハ本郡ニ營ム者ナシ、写真業ニ名アルモ雇人ヲ使用セサルナリ

一 貸貸價格調 ハ所在地安塚ニ示メサレタル品位ノ上等ハ土地壹坪金貳円ニシテ、建物ハ金五円ナリ、熟ラ本郡ノ狀況ヲ查察スルニ、市町ノ如ク軒ヲ連ネ間口全部ノ建物ヲ築キ、商店位地ヲ争フ如キ事實ナク、農家ノ常トシテ家屋ヲ巨大ニ構ヒ余地アルヲ普通トセリ、故ニ比較上最劣等ノ町並ニ比スルモ三分ノ一二充テ尚ホ強ヲ感ス、因テ土地壹坪ヲ壹円六拾錢(四拾錢減シ)ニ降シ、換ユルニ建物壹坪ニハ金八円(三円ヲ増)ニ昇進セシメ、此ノ比例ニ徴シ全部上下ノ権衡ヲ得セシメタリ

一 将来ノ趨勢 商界地ニアラサル山村ノ習慣トシテ、地方的觀念ノミヲ抱キ商事甚タ不振ナレトモ、年一年ニ需用ヲ増スハ目下ノ情勢ナリ、銀行ノ設立・電信ノ架設等々本年ニ至リ開始シ、稍々商事ノ媒介ヲ促シ來レリ、營業者ニハ相當帳簿ヲ備ヘ虚偽ノ記載ヲ為サ、ル様、村役場ヘ特ニ注意ヲ与ヘタルニ付、金錢貸付業ノ外ハ漸次優ルモ劣サルノ増稅ヲ期スヘシ、然レ共金錢貸付業ニ在テハ夫々返済セシムルノ途ヲ離シ、土地ノ買得、公債若シクハ銀行其他ノ株券ニ變替スルノ目的ヲ洩シ、漸次全廢スルノ情況ニ付、或ハ明年度ノ惣高二対シ減額ヲ見ルニ到ラン欵右内申候也

明治卅年六月十日

安塚稅務署長 高木正賢

新潟稅務管理局長 竹村欽次郎殿

12、明治30年11月 營業稅調查に付注意方の件

○營業稅調查ニ付注意方の件 明治三〇年一月 主税第五九四号主税局通牒

營業稅ノ調査方ハ慎重ヲ主トシ苛察ニ渉ラサル様被致度儀ハ、本年法律施行ノ初ニ於テ屢々御注意ヲ促置候次第モ有之候処、地方ニ依リテ種々ノ物議ヲ惹起シタルモノ有之、勿論新法施行ノ際稅法ノ趣旨一般ニ能ク了解セラレサリシニ依ルヘシト存候得共、稅務官吏ノ行動モ亦時ニ穆當ラ欠クノ嫌アルモノナキニアラサル如ク相見ヘ、甚遺憾ニ存候、元來稅法施行ノ手続ニ依テ之ニ苦痛ヲ与フルカ如キ感ヲ懷カシムルカ如キコトハ努メテ之ヲ避ケ度義ニ候条、店舗ニ就テ調査ヲ為シ為メニ取引ノ阻碍ヲ為シ、又ハ人民ヲ救済官署ニ召喚シ徒ニ時間ヲ空費セシムル等、其ノ他總テ税金ノ負担以外ニ人民ニ迷惑ヲ感セシムルカ如キコト無之様、專ラ御留意相成度、予テ御考案ノ次第モ可有之候得共、追々明年度營業稅調査ノ期モ相近キ候ニ就テハ、深ク此趣旨ヲ体シテ部下ニ訓告セラレ度、御含マテ此段及内牒候也

(昭56 東京 2466-1)

13、「明治30年」 營業稅調查法案

營業稅課稅標準ノ申告ハ政府之ヲ調査シテ其當否ヲ判別スヘキモノナルモ、課稅標準ノ多クハ商家ノ機密ニ屬スルカ故ニ之ヲ調査スル容易ノ業ニアラス、時ニ或ハ認定ノ當ラ得スシテ納稅者ノ感情ヲ害スルコトナキヲ保セス、依テ一

種ノ調査機關ヲ設ケ商況ニ通曉スルモノニシテ其機關ノ組織ニ當ラシメ、以テ任意ノ認定ト不正ノ申告トヲ防止スルヲ期スルノ最モ必要ノ事タルヲ認め、茲ニ營業稅調查法案ヲ關議ニ提出ス

年 月 日

大藏大臣

内閣總理大臣

營業稅調查法案

第一条 營業稅課稅標準ハ毎年調査委員會ノ調査ニ依リ其數額ヲ決定ス

第二条 各稅務署所管内ニ調査委員會ヲ設ク、委員ノ定數及選舉区域ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三条 選舉区域内ニ現任スル者ニシテ營業稅ヲ納ムル者ハ、調査委員ヲ選舉シ又ハ調査委員ニ選舉セラル、コトヲ得、但左ニ記載スル者ハ此限ニアラス

一 無能力者

二 破産ノ宣告ヲ受ケ債務ノ弁済ヲ終ラサル者

三 國稅滞納処分ヲ受ケタル後、滿三ケ年ヲ經サル者

四 公權ヲ剝奪又ハ公權停止中ノ者

第四条 調査委員ニ選ハレタル者ハ、正當ノ事由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ス

第五条 調査委員ノ任期ハ滿四年トシ、二年毎ニ其半數ヲ改選ス、但第一回ノ改選ハ抽籤ヲ以テ其退任者ヲ定ム

第六条 調査委員會ハ所轄稅務署長之ヲ召集ス

第七条 調査委員會ノ會長ハ互選ヲ以テ之ヲ定ム

第八条 調査委員会ハ委員過半数出席スルニアラサレハ開会スルヲ得ス、議事ハ出席員ノ多数ヲ以テ之ヲ決ス、可否同数ナルトキハ会長ノ決スル所ニ依ル

第九条 調査委員ハ自己ノ営業ニ関スル議事ニ与ルコトヲ得ス

第十条 調査委員其他課税標準調査ニ関スル者ハ、其調査ニ関スル事項ヲ他ニ漏洩スヘカラス

第十一条 政府ハ調査委員会ノ決議ヲ不当ト認ムルトキハ、之ヲ再議ニ付スルコトヲ得

第十二条 政府ハ調査委員会ノ再決議ヲ尚不当ト認ムルトキハ、再調査員ヲ定メ之ヲ調査セシム、其見込額一致セサルトキハ平均ヲ以テ之ヲ定ム、再調査委員ハ二人トシ、一人ハ政府之ヲ命シ、一人ハ調査委員会之ヲ選定ス、但シ

収税官吏、調査委員及当該事件ニ利害ノ關係ヲ有スルモノハ再調査員トナルヲ得ス

第十三条 収税官吏ハ調査委員会ニ出席シ其意見ヲ陳述スルコトヲ得

第十四条 營業者ハ課税標準ノ決定ニ対シ、訴訟法及行政裁判法ニ依ルノ外不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第十五条 調査委員及調査員ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ手当ヲ支給ス

第十六条 其年四月末日迄ニ調査委員会成立セサルカ、又ハ調査終了セサルトキハ、政府ニ於テ課税標準ノ數額ヲ定

ム

第十七条 營業税法第三十一条ノ場合ニ於ケル課税標準ノ調査ハ調査委員会ニ付セス

第十八条 調査委員会及再調査員ハ調査上必要アルトキハ、營業ニ関スル事実ヲ營業者ニ尋問スルコトヲ得

第十九条 第十条ニ違反シタル者ハ三円以上三十円以下ノ罰金ニ処ス

附則

第二十条 此法律ハ明治三十二年一月一日ヨリ施行ス

理由書

營業税課税標準ノ多クハ商家ノ機密ニ属スルヲ以テ、之ヲ調査シテ正歸ヲ得ルコト頗ル至難ノ事業ト為ス、現行營業税法ノ規定ノミニテハ時ニ或ハ申告ノ不正ヲ発見スル能ハスシテ、終ニ脱税ノ結果ヲ生シ、又或ハ任意ノ認定トナリテ、為ニ納税者者ノ累ヲ為サ、ルヲ保セス、依テ一種ノ調査機関ヲ設ケ商況ニ通曉スルモノヲシテコレガ組織ニ當ラシメ、其見込所ニ由テ申告ノ當否ヲ判別セシムルコト目下最モ必要ノ事ト為ス、是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

〔国立公文書館所蔵「目賀田家文書」1-14〕

14、明治32年9月 直税事務従事者養成の件

秘第四二九号

世運ノ増進ト共ニ租税ニ関スル法規モ追々改正セラル、コトニ相成、特ニ直接税タル地租・所得税・營業税等ニ関シテハ、最近一兩年ニ於テ其法律又ハ規則ヲ改正若ハ制定シ、從來ノ取扱振トハ著シク変更シタル所モ有之、且ツ所得税・營業税ノ調査ノ如ク人ノ機密ニ係ル事項ヲ調査スルモノニ在テハ、之レカ主任者タル者法規ヲ解釈シテ其適用ヲ誤ラサルヲ要スルト同時ニ、措辞其宜ヲ得、事局ヲ円満ニ処理スルノ機才アルコトヲ要スルハ勿論ノ儀ニ有之、署長ノ任務ニ在テハ直税間税其他一般ノ庶務ヲ処理シ、彼是ニ偏セサルハ勿論ニ候得共、署員ニ於テハ直税ニ関シテハ専担者ヲ置クハ必要ニシテ、時ニ間税主任ヲシテ之ニ當テシムルカ如キハ良好ノ方法ニアラスト思料致候、如斯直税事務ニ従事スル者ハ相当ノ人才ヲ要スル次第ニ有之候処、各税務署ニ於ケル直税事務従事者ハ、或ハ間税事務ニ従事ス

ル者ニ比シニ籌ヲ輸スル者ナキニハアラサルヤノ感ナキニモ無之、直稅事務ニ從事スルヨリモ寧ロ間稅事務ニ從事スルコトヲ望ム者多キハ、今日稅務官吏一般ノ状ナルカ如キコト、自然直稅事務従事者ノ比較的適任者少ナキト、且ツ其人員ノ少数ナルトヲ致シタルニハアラスヤト被存候得共、直稅事務ニ人物ヲ要スルコトハ今後益々其必要ヲ見ルニ至ルヘシト存候、而シテ直稅ニ關スル諸法律ハ改正セラレ、地租取扱者ノ如キモ追々僅少ト為リシ今日ニ於テ、實際ヲ考フルニ直稅ノ事務ニ適スルモノ少ク殆ト之ヲ得ルコト難キコトニ候得ハ、新夕ニ養成セラル、ヨリ他ナシト存候、又之ニ次クニ報酬ヲ厚クスルハ人ヲ得ルノ一端ニモ可有之、而シテ報酬ノ多キ所ニハ自然希望者ノ多ク集ルヘキハ勿論ノ次第ニ可有之候得ハ、徵稅費ノ増加セラレタル今日、成ルヘク直稅事務従事者ノ支給ヲ厚クシ相當ノ人物ヲシテ之ニ從事スルニ至ラシメ、直稅間稅共ニ良好ノ成績ヲ得ルコトニ注意スヘキ旨、大蔵省ヨリ内牒ニ接シ候ニ付為心得内牒ス

明治三十二年九月廿八日

大阪稅務管理局長 渡辺義郎

御坊稅務署長 原教義殿

秘第四三九号

客年八月十五日大蔵大臣訓示中、時局ノ進運ニ從ヒ新知識ヲ養成スルノ件ニ關シテハ夫々施設ノ義モ可有之、尚考フルニ諸稅中直稅ニ係ルモノハ稅法以外ノ法律ト關係ヲ有スルモノ少カラス、所得稅・營業稅ノ如キ人ノ機密ニ屬スル事項ヲ調査シテ課稅ノ取扱ヲ為スモノニ至テハ、最モ機宜ニ適シタル措辭ヲ要シ、特ニ其外國人ニ實際適用セラル、場合ニ於テハ、一層從來ノ成績ヲ稽查シテ一般圓滿ノ施行ヲ計ラサル可カラス、又地租ノ事務ノ如キ追々熟練ノ人ヲ要スル今日ニ於テハ、大ニ養成ノコトヲ努ムル等夫々ノ施為ヲ懈ルナク、稅務ノ従事者ヲシテ世態進歩ノ風潮ニ後ル、

コトナキ様致度旨、主稅局長ノ内牒ニ接セシニヨリ為念移牒ス  
右ニ付既ニ施為シタルモノアラハ、其事実ヲ具シ内報スルヲ要ス

明治三十二年十月四日

大阪稅務管理局長 渡辺義郎

御坊稅務署長 原教義殿

(昭55 大阪 乙)

### 15、明治35年3月 營業稅法の改正

朕、帝國議會ノ協賛ヲ經タル營業稅法中改正法律ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十五年三月十日

内閣總理大臣伯爵 桂 太郎

大蔵大臣男爵 曾祢荒助

法律第十八号(官報三月十一日)

營業稅法中左ノ通改正ス

第一条第十三号ノ次ニ左ノ一号ヲ加フ

一 鐵道業

第五条ヲ第五條ノ一トシ、次ニ左ノ一條ヲ加フ

第五條ノ二 私設鐵道法ニ依リ運送ノ業ヲ営ム者ヲ鐵道業トシテ營業稅ヲ課ス

第十條ヲ第十條ノ一トシ、次ニ左ノ一條ヲ加フ

第十條ノ二 營業稅ヲ課スヘキ公ナル周旋業、代弁業、仲立業、仲買業ハ一箇年報償金額百円以上ノ者トス

第十二條業名、課稅標準及稅率表中「運送業、運河業、棧橋業、船渠業、船舶碇繋揚業、貨物陸揚揚業」ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

収入金額 千分ノ十  
從業者 一人毎ニ金壹円

同条中「公ナル周旋業、代弁業、仲立業、仲買業」ノ稅率「百円毎ニ金壹円」ヲ「千分ノ十五」ニ改ム

第十六條第一項第一号中「売上金、」ノ下ニ「収入金、」ヲ加フ

第十七條 納稅義務ヲ有スル營業者第十三條ノ届出ヲ為ササルトキ、又ハ其ノ届出タル課稅標準ヲ不相当ト認ムルト

キハ、政府ハ其ノ課稅標準ヲ算定スルコトヲ得

第十八條第四項ヲ削ル

第二十一條第二項中「船舶碇繋揚業」ノ下ニ「鐵道業」ヲ加フ

第二十六條中「營業者ノ申告ヲ不相当ト認メ資本金額又ハ建物賃貸價格」ヲ「課稅標準」ニ改ム

第二十七條中「再審査」ヲ「審査」ニ改ム

第二十八條ヲ左ノ如ク改ム

第二十八條ノ一 前条ノ請求アリタルトキハ營業稅審査委員會ノ諮問ヲ經テ政府之ヲ決定ス

第二十八條ノ二 各稅務管理局所轄内ニ營業稅審査委員會ヲ置ク

審査委員ノ定數及審査委員會ノ會議ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

審査委員ハ商業會議所代表者及納稅義務ヲ有スル營業者中ヨリ大藏大臣之ヲ命ス

第二十八條ノ三 收稅官吏ハ審査委員會ニ出席シテ意見ヲ述フルコトヲ得

第二十八條ノ四 營業者第二十八條ノ一ノ決定ニ對シ不服アルトキハ、訴願又ハ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

第二十九條第一号中「売上金額、」ノ下ニ「収入金額、」ヲ加フ

第三十一條第一項第一号中「売上金額、」ノ下ニ「収入金額、」ヲ加フ

附 則

本法ハ明治三十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

(「法令全書」)

16、明治35年8月 營業稅申告書用紙配付方ノ件

○申告書用紙配賦方ノ件 明治三十五年八月二〇日 主税第三三〇号主税局長通牒

營業稅ノ課稅標準届及所得金高届ニ付テハ、便宜ノ用紙ヲ調製シ之ヲ納稅人ニ交付シ、相当欄ニ記入セシメタル上、再ヒ提出セシムルコトトセハ、納稅人ノ便宜ハ勿論、官ニ在テモ速ニ届書ヲ取纏メ得ルノ便宜アルヘク、其實施方ニ關シテハ局長会同ノ際御協議致候次第有之候処、貴局管内ニ於テ既ニ御実行相成居候哉、若シ未タ御実行無之ニ於テハ夫々計画ヲ定メ來年ヨリハ是非共実行相成候様致度、此段及照會候也

(昭56 東京 2466—1)

17、明治35年10月 營業税法施行規則の改正

朕、營業税法施行規則中改正ノ件ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御 璽

明治三十五年十月六日

大藏大臣男爵 曾根荒助

勅令第二百二十号 (官報十月七日)

營業税法施行規則中左ノ通改正ス

第五条ニ左ノ但書ヲ加フ

但シ保險会社ニ於ケル保險責任準備金ハ之ヲ除算ス

第六条ヲ第六條ノ一トシ「登記済」ヲ削ル

第六条ノ二 株式会社ニ於テ課税標準ト為スヘキ資本金額ハ、前年中ノ各月末ニ於ケル出資金額、払込株式金額及名義ノ何タルヲ問ハス各種ノ積立金額、其ノ他積立金ノ性質ヲ有スル資産金額トシ、月割平均ヲ以テ之ヲ算定ス

第七条ヲ第七條ノ一トシ、第一項中「出資額」ヲ「出資金額」ニ改メ第二項ヲ削ル

第七条ノ二 株式会社、合資会社、株式合資会社又ハ合名会社ニ於テ營業税法第一条ニ掲ケル營業ト同条ニ掲ケサル營業トヲ兼営スルトキハ、前四條ニ依リ算定シタル資本金額中ヨリ營業税法第一条ニ掲ケサル營業ニ対スル見積資本金額ヲ控除シタルモノヲ以テ課税標準ト為スヘキ資本金額トス

第十条 削除

第十四條中「双方」ヲ「移転先ノ稅務署」ニ改ム

第十六條 納稅義務アル營業者第一条ノ届出ヲ為ササルトキ、又ハ其ノ届出タル課税標準ヲ不相当ト認ムルトキハ、稅務管理局長ハ營業税法第十六條ノ算定方法ニ依リ其ノ課税標準ヲ算定スヘシ

第十七條 稅務管理局長前條ニ依リ課税標準ヲ算定シタルトキハ之ヲ營業者ニ通知スヘシ

前項ノ通知ヲ受ケタル營業者ハ稅務署ニ申出テ其ノ算定ノ説明ヲ求ムルコトヲ得

第十八條中「再審査」ヲ「審査」ニ改ム

第十九條 稅務管理局長課税標準審査ノ請求ヲ受ケタルトキハ、營業稅審査委員會ノ諮問ヲ經テ課税標準ヲ決定シ、之ヲ營業者ニ通知スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ第十七條第二項ヲ準用ス

第二十条 審査委員ノ定數ハ五人トス

第二十一条 審査委員會ハ稅務管理局長ノ通知ニ依リ之ヲ開ク

第二十二条 審査委員會ハ毎年最初ノ開會ノ時ニ於テ審査委員中ヨリ會長ヲ選舉スヘシ

第二十三条 審査委員會ノ會長出席セサルトキハ、出席シタル審査委員中ノ年長者之ヲ代理スヘシ

第二十四条 審査委員會ハ定員ノ過半数ニ当ル委員出席スルニ非サレハ決議スルコトヲ得ス

議事ハ出席員ノ多数ヲ以テ之ヲ決ス、可否同數ナルトキハ會長ノ決スル所ニ依ル

第二十五条 審査委員ハ自己又ハ自己ヲ代表スル会社ノ課税標準ニ關スル議事ニ与ルコトヲ得ス

第一条、第十三條、第十四條、第十五條、第十八條、第二十六條、第二十七條及第二十八條中「地方長官」ヲ「稅務

署」ニ改ム

本令ハ明治三十六年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

(法令全書)

18、明治36年7月 營業稅審查委員會權限に関する照会

○營業稅審查委員會權限ニ關スル疑義ノ件

宇都宮稅務監督局照会

明治三十六年七月二十七日

- 一、營業稅審查委員會ハ審査請求人ニ對シ質問又ハ实地調査ヲ為スコトヲ得ルヤ
  - 二、前項然リトセハ、前項ノ為メ審査委員ニシテ出張セシ場合ハ旅費支給スヘキハ勿論ノ義ナルヤ
- 主稅局回報第三八〇号 明治三十六年八月十一日

- 一、營業稅審查委員會ハ審査請求人ニ對シ質問又ハ实地調査ヲ為スノ權限ナキモノト存ス
- 二、前項ニ依リ承知相成度

(決議要領) 審査委員會ノ審査方法ニ付テハ何等ノ制限ナキヲ以テ、必要ナル手段ハ總テ之ヲ為シ得ルカ如シト雖モ、

元來審査委員會ハ稅務監督局長ノ諮問所タルニ止マルヲ以テ、本件ノ如キ外部ニ對スル質問又ハ实地調査ノ如キ必要アル場合ハ、稅務監督局長ノ權限ニ屬スヘキモノニシテ、法律カ明ニ規定セサル限りハ審査委員會ノ權限ニ屬セサルモノト解釈スル方至當ト認メラル、ニ由ル

(昭60 高松 39)

19、明治36年9月 營業者召喚に關シ注意の件

○營業者召喚ニ關シ注意ノ件

主稅局通牒主秘第二八四号

明治三十六年九月二十三日

納稅義務ヲ有スル營業者カ營業稅法ノ届出ヲ為サ、ルカ、又ハ其ノ届出不相當ト認ムルトキハ、從來其ノ營業者ヲ稅務署ニ召喚ノ上処理セシ向モ有之候処、客年法律第十八号ヲ以テ營業稅法ヲ改正セラレ、右ノ如キ場合ハ政府之カ課稅標準ヲ算定スルヲ得ルコトニ相成候ニ付テハ、従前ノ如ク課稅上營業者ノ届出ヲ必要トセシ時代トハ異リ、右改正後ニ在リテハ届出ヲ為サ、ルカ、又ハ其ノ届出不相當ナルヲ以テ營業者ヲ召喚スルカ如キハ、自然其ノ數ヲ減少シタル義ト存候得共、尚向後ハ營業者ヲ召喚セスシテ決定スルモ、別ニ其ノ感情ヲ害スルコトナシト認メラル、場合ハ可成之レカ召喚ノ煩勞ヲ避ケルト同時ニ、本稅ノ調査ヲシテ算定ノ基礎ヲ確実ナラシムルコトヲ期シ整理致置候様致度、為念此段及通牒候也

(昭60 高松 39)

20、明治38年9月 日比谷事件に付稅務官吏戒飭

徵秘第二二五一号

明治三十八年九月二日

赤穂稅務署長

神戸稅務監督局印

頃來日露講和談判成立ノ報伝ハルヤ、未タ其ノ条件ノ公表セラレサルニ拘ハラズ盛語流説紛々トシテ、為ニ人心ヲ惰

沈セシムヘキ虞アルヤニ相聞ヘ候処、果シテ事實ナリトスレハ、此ノ現象ヨリスル稅務上ノ影響如何ヲ調査スルハ時局ノ急務ト被存候條、納稅人ノ感想ハ勿論、一般人心ノ掃蕩ヨリ市町村吏員等ノ動靜、并稅務施設上ニ及スヘキ影響ノ程度等、隨時報告相成度  
右通牒ス

明治三十八年九月八日

秘第三三六八号

赤穂稅務署長殿

神戸稅務監督局長殿

別紙ノ通大藏次官ヨリ通牒有之候ニ付及御移牒候也

(別紙)

拜啓、昨日東京市日比谷公園ニ於テ平和條約反對ノ示威運動アリ、多人數集合シ、其結果警察官トノ間ニ行違ヲ生シ多少ノ死傷アリ、暴民ハ内務大臣官舎ヲ初メ市内諸所ノ警察署及同派出所ニ放火シ甚タ不穩ノ舉動アリ、今後モ尙多少ノ衝突ナキヲ期セサル形況ニ候、然シナカラ畢竟スルニ一時ノ激動ニ出タル儀ニ付遠カラス鎮靜可致候得共、自然此風潮ノ地方ニ波及スルヤモ計ラレス、今日ハ外國トノ關係上我邦最モ大切ノ時期ナルニ拘ハラス、帝都ニ於テ此不幸ノ出来事ヲ生シタルハ實ニ痛嘆ノ至リニ堪ヘ不申候、何レ講和ノ事モ遠カラス決定致シ、夫々條件并理由等判明可致儀ト存候間、此際人心動揺セサル様御互ニ深ク部下ヲ戒メ、拳闘一致外侮ヲ防キ候心掛肝要ニ存候間、右当地狀況御報道旁此段申進候、勿々敬具

明治三十八年九月六日

阪谷大藏次官

佃神戸稅務監督局長殿

明治三十八年九月十日

秘第三三八一号

赤穂稅務署長殿

神戸稅務監督局長殿

別紙ノ通主稅局長ヨリ通牒有之候ニ付、此際特ニ署員ヲ戒諭シ言語舉動ハ勿論、宿直消防等ノコトニ関シテハ一層注意候様御伝告相成度候也

拜啓、一兩日前ニ於ケル東京市内ノ出来事ハ、新聞紙等ニ依テ既ニ御承知ノコト、存候処、今日ニ於テハ既ニ靜穩ニ歸シ再ヒ此ノ如キ状態ノ發生スルコトハ可無之ト存候得共、目下人心稍激昂致シ居ル折柄ニ候得ハ、動モスレハ官庁ニ對シテ反抗ノ態度ヲ取ラントスルコトナキヲ保シ難ク、此ノ如キ場合ニ際シテハ官庁ハ特ニ冷靜慎重ニ執務シ、如何ナル實行ニ對シテモ官吏ノ言語舉動ハ常ニ平穩親切ナラサルヘカラサル儀ニ有之、平常ニ在テ既ニ異状ニ処スル十分ノ訓練ヲ与ヘアル大藏省ノ系統ノ官吏ニ對シテハ、今更改メテ戒諭スルヲ要セサルカ如シト雖、小事ニ慎ムハ大事ヲ誤ラサル所以ニ候得ハ、此際特ニ部下ヲ戒諭シ言行等ニ注意セシメラレ候様致度、尚此ノ如キ場合ニハ往々惡戯ヲ為ス者ナシトモ限ラレサル次第ニ候得ハ、宿直消防等ノコトニハ一層注意候様、是亦御伝告相成度、此段得貴意候也

明治三十八年九月八日

若槻主稅局長

佃神戸稅務監督局長殿



第一章 地 租 『租税史料叢書』第一巻に収録

第二章 所得税 『租税史料叢書』第三巻に収録

第三章 營業税

第一款 營業稅負擔ノ輕重

營業稅ノ審議ニ當リ先決問題トシテ研究スヘキハ營業稅負擔ノ輕重如何ニ在リトス、營業稅ハ非常特別稅トシテ第一次ニ定率ノ七割、第二次ニ定率ノ八割ヲ増徴シタルヲ以テ、現行營業稅ハ定率ノ二倍半ノ稅額ヲ徵收セリ、是ニ於テ委員中此ノ稅率ハ重キニ過キ、過重ナル營業稅ハ殖産興業ヲ妨クルノ虞アルヲ以テ、之ヲ輕減シテ大体定率ノ二倍ヲ收入スル目的ヲ以テ稅率ヲ改正スヘシト主張シタル者アリ、其ノ所説ノ大要左ノ如シ

一、各国營業稅負擔ノ輕重ハ各国稅法ノ組織、国民貧富ノ程度等ヲ比較對照スルニ非サレハ濶カニ論斷スル能ハスト雖、試ニ各国ノ營業稅收入額ノ經常總收入額ニ對スル割合ヲ見ルニ、左表ノ如ク本邦ノ營業稅收入額ハ經常總收入額ノ百分ノ四・九ノ多キヲ占ムルモ、英國ノ如キハ百分ノ一・二三過キシテ本邦ノ四分ノ二三滿タス、泰西五箇國ノ内營業稅收入額ノ經常總收入額ニ對スル割合ノ本邦ヨリ大ナルハ澳匈アルノミ、以テ本邦ニ於ケル營業稅負擔ノ輕カラサルヲ知ルニ足ル

各國營業稅額表

國名	年 度	營業稅額	直 稅 總 額		租 稅 及 專 賣 收 入		經 常 總 入 總 額	
			金 額	同上ニ對スル營業稅額ノ割合	金 額	同上ニ對スル營業稅額ノ割合	金 額	同上ニ對スル營業稅額ノ割合
英 國	一九〇三—四	千ポンド 一、五八三	千ポンド 五三、九五〇	百分ノ 二・九三	千ポンド 一、九、三五〇	百分ノ 一・三三	千ポンド 一四一、五四六	百分ノ 一・一二
法 國	一九〇五	千フラン 一三八、四五九	千フラン 四、八一八	百分ノ 九・八一	千フラン 三、〇七九	百分ノ 三・五八	千フラン 三、六〇三	百分ノ 三・八四
俄 國	一九〇四	千クローネ 八七、五四一	千クローネ 四、五七	百分ノ 九・五七	千クローネ 一、一九六	百分ノ 二・七〇	千クローネ 一、六九六	百分ノ 九・一八
伊 太 利	一九〇四—五	千リラ 六九、〇〇〇	千リラ 七二二、一四九	百分ノ 九・五七	千リラ 一、四〇三	百分ノ 四・〇七	千リラ 一、七四四	百分ノ 九・四三
露 西 亞	一九〇五	千ルーブル 六八、一五二	千ルーブル 二、四四四	百分ノ 六・八二七	千ルーブル 一、一六九	百分ノ 八・九一	千ルーブル 一、九七七	百分ノ 〇・四六
日 本	三十九年度 予算	千円 一九、三七一	千円 一、五八三	百分ノ 二・七二	千円 三、三三三	百分ノ 三・八三	千円 三、九二六	百分ノ 五・三三

二、滯納者ノ多少ハ各種ノ事情ニ原因スルモノナルカ故ニ、之ヲ以テ直ニ租稅負擔ノ輕重ヲトシ難シト雖、増徴後滯納者ノ増加スルニ至リシハ租稅負擔ノ輕カラサルヲ示スモノト謂ハサルヘカラス、第二次増徴後滯納者減少ノ事實アルハ全ク戰時納稅ヲ勵ミタル結果ニ因ル、營業稅滯納ノ狀況左ノ如シ

年 次	督促狀發付人員	財産差押人員	処分決定徵收人員	稅額欠損人員
明治三十六年度(増徴前)	九九、〇七八	六、九四一	五六二	三、九一五
明治三十七年度(第一次増徴後)	一〇三、九一三	九、四五〇	一、〇四一	四、六六一
明治三十八年度(第二次増徴後)	九三、八九四	八、五一七	一、一二二	三、八三〇

三、營業者ノ収益ト租税トノ割合ヲ知ランカ爲ニ、營業堅固ナル各種ノ者ニ就キ實地調査シタル結果ヲ示セハ左表ノ如クニシテ、其ノ負担ノ甚タ輕カラサルヲ見ルナリ

業別	主タル課税標準	収益	營業稅	同附加稅	營業稅ト收益トノ割合	營業稅及同附加稅ノ合計ト收益トノ割合
砂糖販	売上金(卸) 六〇〇、〇〇〇 円	五、五八九 円	一、一五二 円	一九五 円	二〇六 千分ノ	二四一 千分ノ
旅人宿業	建物賃賃價格 六〇〇	四二九	七二	一二	一六七	一九六
醬油酒類販	売上金(卸) 二九三、〇〇〇	五、一九八	五九九	一〇一	一一五	一三五
蠟燭販	売上金(卸) 一一、〇〇〇	五二一	六二	一〇	一一九	一三八
菓子販	売上金(小売) 二四三、〇〇〇	一三、九八〇	一、〇三七	一七六	七四	八六
呉服販	売上金(小売) 七、〇〇〇	五二九	七八	一三	一四七	一七一
履物販	売上金(卸) 四〇、〇〇〇	一、三四二	一四〇	二三	一〇四	一一一
米穀販	売上金(卸) 三五〇、〇〇〇	四、一四二	五〇七	八六	一二二	一四三
西洋小間物販	売上金(小売) 五、〇〇〇	五九三	六八	一一	一一四	一三三
銅鉄販	売上金(小売) 四、〇〇〇	四三一	四六	七	一〇六	一一九

四、前表ハ唯其ノ一部ヲ示スニ過キス、今調査シタル各人ノ平均ヲ年次ニ準クレハ、營業稅金ノ収益ニ対スル割合ハ三十六年ニハ千分ノ五十、三十七年ニハ千分ノ八十一、三十八年ニハ千分ノ百二十一ニ當リ、仮ヒ附加稅ハ多少輕減セラレシト雖、既ニ千分ノ百二十一ナル割合ハ重ニ失スルカ故ニ、大約収益ノ一割ヲ徴収スルノ目的ヲ以テ稅率ヲ減シ定率ノ二倍ト爲スヲ相当トス

此ノ提議ニ對シテ委員ノ多數ハ反對シテ曰ク  
 一、各國營業稅收入額ノ經常總歲入額ニ對スル割合ヲ以テ營業稅負担ノ輕重ヲ斷スルハ早計ナリ  
 二、稅額ノ増加ニ從ヒ滯納者ノ増加スルハ數ノ免レサル所ナルノミナラス、前表ニ依レハ増徴後ニ於ケル納稅成績却テ良好ナル事實ヲ示セリ

三、提議者ノ呈示セル収益調査ハ一部ノ調査ニ過キスシテ事實ト符合セサルノ疑アリ、此ノ表ニ信憑シテ是非ヲ決シ難シ  
 四、本稅ハ非常特別稅ノ増徴ニ依リ著シク増加シタリト雖モ、附加稅ノ賦課ニ制限ヲ加ヘタルヲ以テ、本稅及附加稅ノ合計ヲ以テ比較スルトキハ、爾カク甚タシク重キヲ加ヘタルモノニ非ス

委員會ハ個人収益ト租稅負担トノ關係ヲ知ラシメン爲メ、全國ノ各郡市ニ就キ農業商業ニ區別シ収益ト租稅負担トノ割合ヲ調査シタルニ、全國ノ平均ハ農業ニ在リテハ収益ノ百分ノ二十四、商業ニ在リテハ収益ノ百分ノ十四ヲ租稅トシテ負担スルノ結果ヲ得タリ  
 左ニ各府県ニ於ケル平均割合ニ最モ近キ個人ノ实例ヲ掲ケテ參考ニ供ス

岩手県		宮城県		山形県		平泉県	
商	農	商	農	商	農	商	農
売上金額	売上金額	売上金額	売上金額	売上金額	売上金額	売上金額	売上金額
六、一七〇	一、五七〇 六、六〇〇 六枚	七、二〇〇	一、〇四三 一、二二二 一四三	六、四〇〇	一、四一〇	六、八三六 五〇〇	三、五六五 二六九 二九七
計	計	計	計	計	計	計	計
五二五	四八三 四五〇	四〇〇	三九一 二二〇	四三三 一六五	六二五 五〇五	六七四 七〇〇	六二二 四七二
三五、九三〇	九七、二八〇	三七、六〇〇	五〇、四三〇	四一、八五〇	五九、九七〇	一一、八九〇	一〇、二六〇
一一、八三〇	三三、二六〇	一一、四〇〇	一一、三〇〇	二七、五五〇	三三、二八〇	八、四八〇	三七、四六〇
五四、四〇〇	一二八、三八〇	四九、三九〇	一六三、四三〇	七二、七五〇	六六四、五五〇	九四、六五〇	二〇〇、五二〇
、一四〇	、二六七	、二二〇	、四一〇	、一六六	、四一〇	、一三九	、三三三
岩手県須賀川町	西白河郡大槲村	登米郡松原町	栗原郡大河原町	北村山郡橋岡町	西村山郡寒河江町	江刺郡岩谷堂町	胆沢郡都田村

道庁		青森県		北海道		道庁	
商	農	商	農	商	農	商	農
売上金額	売上金額	売上金額	売上金額	売上金額	売上金額	売上金額	売上金額
五、四〇〇	二、七九六	一七、三〇〇	一、二五〇	四、二七二	二七、七反	六、一七〇	二、八二九
計	計	計	計	計	計	計	計
一、三九〇	一、〇一九	一、一六三	一、一五九	四六五	七八〇	一、三九〇	一、〇一九
一七、六〇〇	二〇、六五〇	九、五〇〇	三、四八〇	三、二〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
七、三〇〇	二九、五〇〇	八、七〇〇	一、九〇〇	一、三〇〇	五、三〇〇	一、三〇〇	五、三〇〇
二四八、五二〇	三三五、六八〇	一八七、三二〇	五四四、七四〇	四六、〇五〇	九八、三一〇	二四八、五二〇	三三五、六八〇
、二〇一	、三二五	、一六一	、三三〇	、〇九九	、二二六	、二〇一	、三二五
鹿角郡毛馬内	山本郡深尾村	弘前市和徳町	東津軽郡遠道村	松山郡江登町	札幌郡深尾村		

原 湯 新		原 野 長		原 井 宿		原 山 富	
商	農	商	農	商	農	商	農
売上金額	貸 土 地	貸 土 地	貸 土 地	貸 土 地	貸 土 地	売上金額	土 地
二、五〇〇	地反 備別 一、四〇六、 三〇〇七	六、七〇〇	地反 備別 三、四〇五、 三〇〇八	地反 備別 一、七〇〇、 二七〇一	地反 備別 一、二六七、 三、〇	四、六八五	地反 備別 二、八七九、 七、一
五〇〇	計	計	計	計	計	三六〇	七五〇
四〇〇、七〇〇、 七〇〇、 八〇〇、 八〇〇、 〇	九、二七九、 六、七二〇、 三、三三〇、 〇	四七、七五〇、 八、六〇〇、 〇	三九、七三〇、 七、三二〇、 〇	七二、八八〇、 一、七〇〇、 三、六〇〇、 〇	七、七二〇、 七、〇〇〇、 〇	一五八、三三〇、 九、八八〇、 〇	一、五八〇、 三、五〇〇、 〇
二、一八九、 六、九〇〇、 〇	一、五三三、 三、三七〇、 〇	二、〇七三、 六、四〇〇、 〇	三、一〇〇、 四、四〇〇、 〇	六、四三〇、 三、二九〇、 〇	四、九七〇、 七、一〇〇、 〇	一、〇〇〇、 二、八〇〇、 〇	七、一〇〇、 六、七〇〇、 〇
六九、四七〇	一九六、九三〇	六八、三三〇	七一、四五〇	一三七、九八〇	一二七、二七〇	九〇、一〇〇	二六八、五一〇
、一三九	、二九六	、一四〇	、三三八	、一七五	、二八五	、二二〇	、三五八
長岡市表四五町 某	北魚沼郡千田村 某	坂科郡松代町 某	諏訪郡五川村 某	牧野郡牧野町 某	遠坂郡取村 某	下新川郡魚津町 某	射水郡二口村 某

原 川 石		原 馬 群		原 城 炭		原 木 粉	
商	農	商	農	商	農	商	農
売上金額	土 地	売上金額	貸 土 地	売上金額	貸 土 地	売上金額	貸 土 地
三、六四七	地反 備別 一、三二七、 三、五	二、五〇〇	地反 備別 一、四、 一、六八、 三、二	七、五〇〇	地反 備別 一、四、 一、三三、 四、〇	七、〇〇〇	地反 備別 三、二九、 六、七、 六、九
九八三	計	計	計	計	計	計	計
八五、二〇〇、 二、七〇〇、 六、八八八、 〇	六、四〇〇、 一、〇〇〇、 〇	四二、四八〇、 三、九〇〇、 〇	四七、五〇〇、 四、五〇〇、 〇	四四、二二二、 二、二二二、 〇	六九、四五〇、 六、五〇〇、 〇	九三、九二〇、 五、一〇〇、 〇	一、〇三三、 一、〇三三、 〇
五、二〇〇、 七、〇〇〇、 〇	五、七〇〇、 六、九八〇、 〇	四、二〇〇、 六、五〇〇、 〇	七、三〇〇、 四、七〇〇、 〇	五、四〇〇、 八、九三〇、 〇	一、三三〇、 三、三〇〇、 〇	一、〇〇〇、 三、八〇〇、 〇	二、〇〇〇、 一、九〇〇、 〇
二、五〇〇、 三、一〇〇、 〇	四、九〇〇、 五、九〇〇、 〇	二、六〇〇、 二、七〇〇、 〇	四、三〇〇、 六、八〇〇、 〇	二、一〇〇、 六、九四〇、 〇	五、二〇〇、 七、三〇〇、 〇	五、三〇〇、 九、四〇〇、 〇	九、四〇〇、 六、二〇〇、 〇
一一〇、九五〇	一一四、〇七〇	六八、九二〇	一一七、〇九〇	七九、七七〇	一九二、四九〇	一五七、四九〇	三一九、五〇〇
、一一三	、二九九	、一五四	、二四七	、一七二	、二七六	、二六八	、三〇四
金沢市白銀町 某	粟津郡東若山村 某	群馬郡波川町 某	山田郡毛田村 某	西茨城郡笠間町 某	行方郡麻生町 某	芳賀郡真岡町 某	下都賀郡敷田村 某

県 泉 岐		県 知 愛		県 岡 静		県 玉 塔	
商	農	商	農	商	農	商	農
売上金額	土地	売上金額	土地	売上金額	土地	売上金額	土地
地価	反別	地価	反別	地価	反別	地価	反別
四、六五三	四、九五七	三、五〇〇	三、五〇〇	七、五〇〇	一、〇、五	五、五〇〇	二、一四四
計	計	計	計	計	計	計	計
四七二	一、五二三	三、八五〇	三、八五〇	五二六	六二二	四、八七三	五三三
二、八〇〇	二、七七八	一、六二二	一、六二二	三、八七九	二、二二二	五、〇〇〇	一、三〇〇
九、五三〇	一、五八八	二、一八二	二、一八二	一、七二七	五、八三〇	一、二七五	五、〇〇〇
三、七、五〇〇	四、三九、九九〇	五、三、二六〇	五、三、二六〇	五、五、九七〇	一、八〇、三二〇	六、三、四一四	一、八四、八八〇
、〇七九	、二八八	、二一六	、二一六	、一〇六	、二九四	、一三〇	、三五四
加茂郡太田町	本巣郡唐田村	北設楽郡田口村	愛知郡中村	岐阜郡協原村	富士郡松法村	北葛飾郡杉戸町	北足立郡大宮町
菜	菜	菜	菜	菜	菜	菜	菜

県 川 奈 神		県 梨 山		県 築 千		府 京 東	
商	農	商	農	商	農	商	農
売上金額	土地	売上金額	土地	売上金額	土地	売上金額	土地
地価	反別	地価	反別	地価	反別	地価	反別
六、六〇〇	一、六八八	六、三八四	一、九四三	四、〇〇〇	三、一七、四	四、〇、〇〇〇	三、〇、四四三
計	計	計	計	計	計	計	計
五、三五四	四七〇	五、八五	七、〇〇〇	六六〇	一、〇〇〇	九二〇	二、五〇〇
三、四、九七五	一、〇、三〇〇	三、六、四〇〇	一、〇、三〇〇	六、四、七、五〇〇	三、〇、〇〇〇	五、五、八〇〇	一、三、九、一五〇
三、三、二〇〇	四、〇、七〇〇	七、〇、五〇〇	三、〇、〇〇〇	九、四、八、三〇〇	三、〇、〇〇〇	五、四、一、六〇〇	一、六、〇、四六〇
六八、一七〇	一四七、七九〇	五六、〇五〇	一九一、〇六〇	八三、七二〇	三三三、二七〇	二二二、七〇〇	三八五、二二二
、二二七	、三一四	、〇九五	、二七二	、二二七	、三三九	、三三一	、二七〇
津久井郡中野村	橋本郡田町	甲府市城島町	梨山梨郡春日野村	山梨郡東金町	茨城県大多喜町	日本橋区本石町	北葛飾郡志村
菜	菜	菜	菜	菜	菜	菜	菜

県 島 広		県 津 兵		県 山 歌 和		県 長 奈	
商	農	商	農	商	農	商	農
売上金額	土地	売上金額	土地	売上金額	土地	売上金額	土地
	地 反 備 別	地 反 備 別	地 反 備 別	地 反 備 別	地 反 備 別	地 反 備 別	地 反 備 別
三、〇〇〇	二、五八八	六、〇〇〇	一、七九六	二〇、〇〇〇	一、〇八六	四、一〇〇	一、六七〇
四〇三	七九六	一、〇九二	八二八	八二七	五五五	八四三	九七二
三三、二六、二五〇	一五八、八六〇	一〇三、八八〇	一七六、三六〇	七五、八七〇	一三、六七〇	七二、七二〇	一八二、八四〇
一三、九四、二二〇	八四、〇七〇	三三、二六、二五〇	八八、二一〇	五三、一五〇	六〇、二四〇	五三、四八〇	九七、三二〇
四七、一六〇	二四二、九三〇	一三六、五五〇	二〇四、五七〇	一〇九、三八〇	一七三、九一〇	二二八、五八〇	二八〇、一六〇
、一七	、三〇五	、一〇七	、二四七	、一三二	、三二	、一五三	、二八八
賀茂郡西条町	幾田郡小泉村	丁市元町通一	武庫郡梨野村	和歌山市新八百	伊都郡紀見村	磯城郡櫻井町	磯城郡耳島村
菜	菜	菜	菜	菜	菜	菜	菜

府 阪 大		府 都 京		県 賀 滋		県 重 三	
商	農	商	農	商	農	商	農
売上金額	土地	売上金額	土地	売上金額	土地	売上金額	土地
	地 反 備 別		地 反 備 別		地 反 備 別		地 反 備 別
一、〇四〇	七、九〇六	八	一、二三八	七、六六〇	四、〇五六	六、三三九	二、四〇八
計	計	計	計	計	計	計	計
四三三	三八五	四一四	二七五	五三三	七三〇	四七二	八四五
四四、八〇〇	一四、四二〇	四三、八〇〇	七、八五〇	一七六、四七〇	八〇、二九〇	四〇、八二〇	一四、四〇〇
二六、二七〇	八四、四二〇	二六、二七〇	八四、四二〇	二一、三七八	二一、三七八	一六、一五〇	六、三〇〇
七四、九六〇	一三六、三二〇	六七、一八〇	二七五、〇九〇	二〇三、一五〇	二六八、六五〇	五七、一四〇	二二四、二二〇
、一七三	、三二七	、二六	、三〇六	、四〇〇	、三〇一	、一九	、二五四
三島郡淡木町	三島郡淡木町	紀伊郡伏見町	那珂郡喜原町	犬上郡彦根町	滋賀郡飯本村	南牟婁郡水本町	鈴鹿郡亀山町
菜	菜	菜	菜	菜	菜	菜	菜

取 隣 富		取 本 熊		取 隣 長		取 隣 福	
商	農	商	農	商	農	商	農
売上金額	貸 土 頭 金 地	売上金額	土 地	売上金額	貸 土 金 地	貸 売上金額	土 地
	地反 備別	地反 備別	地反 備別	地反 備別	地反 備別	地反 備別	地反 備別
三、六〇〇	一、一八九 六	六、五〇〇	一、三八七 二、二九	八、〇〇〇	一、四二八 二、〇〇	四、一〇〇 二、二	一、九六〇 五、七
計	計	計	計	計	計	計	計
三六〇	三三八 三〇九	八〇〇	五一九	八五六	八一七 八〇二	六三三 五六三	六六八
三、四、七、二〇〇 三、八、五〇〇	五三、三五〇 四六、七八〇	六六、七三〇 四九、六八〇	八四、六四〇 七六、三二〇	八一、〇六〇 四九、五〇〇	二〇、七〇〇 一七、四七〇	六〇、五〇〇 三三、八〇〇	一一、九八〇 九、五四〇
一、八、四、四五〇 三、九、四〇〇	四七、〇一七 四六、四〇〇	三〇、五五〇 三〇、四三〇	三六、九三〇 三一、六二〇	三八、七三〇 二五、七三〇	一〇、五〇〇 六六、一七〇	三三、八〇〇 二二、四八〇	五〇、九二〇 三三、八四〇
四五、二〇〇	一〇、〇〇〇	九七、三六〇	一一、五七〇	一一、三〇〇	二二、一五〇	九一、四一〇	一七〇、二七〇
、二二五	、二九八	、二二一	、二三四	、二二九	、二六〇	、二四四	、二五五
西諸郡小林村 菜	児嶋郡上江村 菜	八代郡八代町 菜	八代郡高田村 菜	南高来郡島原町 菜	南松浦郡本山村 菜	選賀郡猪俣町 菜	筑紫郡三宅村 菜

取 取 島		取 銀 島		取 口 山		取 山 岡	
商	農	商	農	商	農	商	農
売上金額	貸 貸 土 金 家 地	貸 貸 土 金 家 地	土 地	貸 売上金額	土 地	貸 売上金額	土 地
	地反 備別	地反 備別	地反 備別	地反 備別	地反 備別	地反 備別	地反 備別
二、〇〇〇	一、〇〇〇 三、八〇〇	九、〇〇〇 三、〇〇〇	五、〇八六 一〇、三	九、〇〇〇 三、三三三	八〇、五〇〇 二〇〇	三、三五〇 一〇〇	一、五〇七 九、五〇七
計	計	計	計	計	計	計	計
二、〇〇〇	三、八〇〇	一、〇〇〇	一、五四二	八、五三三	四、四二六	三、三五〇	四、六〇五
一、四七三 一、三三〇 七六〇〇〇	二六、七 三三、七 七〇〇〇	一〇、五二二 一、七二二 六、一九五	三、二七九 三、七九〇 九、七三〇	六三、〇〇二 四三、一五九 四三、〇〇〇	五三、八〇〇 四、三〇〇	三二、七四〇 二、四二〇	八、九二五 六、二二五
五、七、一、九〇〇 一、七〇〇	一、五〇三 七、五八〇	一、八二二 二、〇九〇	一、五七〇 一、八三〇	三、二六九 八、六四四	三、三三三 〇、六五八	一、八三三 三、二〇〇	四、六、八〇〇 九、五〇〇
一九二、九三〇	三七、〇九〇	二〇六、八九〇	四六九、八五〇	九九、三二〇	八五、五三〇	四五、五七〇	一三六、一二〇
、一五五	、二七一	、一八八	、三〇五	、二一六	、一九五	、二二四	、二九六
西諸郡米子町 菜	八頭郡製茂村 菜	松江市末次本町 菜	八東郡意東村 菜	阿武郡萩町 菜	大島郡備生野村 菜	上道郡雷火寺町 菜	吉備郡總社町 菜

委員會ニ於テハ種々審査ノ上營業稅ハ他ノ直稅ナル地租・所得稅等ニ比シテ負擔過重ナリト認ムルヲ得ス、從テ定率ノ二倍ニ減額スル提案ニハ同意スル能ハス、要ハ課稅スヘキ營業ノ種目、課稅標準ノ適否及稅率ノ權衡如何ノ問題ヲ研究審議スルニ在リトシ、多數之ニ一致シタリ

全 國 平 均		香 川 縣		愛 媛 縣		高 知 縣	
商	農	商	農	商	農	商	農
貨 上 金 額	土 地 金 額	貨 上 金 額	土 地 金 額	貨 上 金 額	土 地 金 額	貨 上 金 額	土 地 金 額
家 地	家 地	家 地	家 地	家 地	家 地	家 地	家 地
地 反 備 別	地 反 備 別	地 反 備 別	地 反 備 別	地 反 備 別	地 反 備 別	地 反 備 別	地 反 備 別
1	1	七、〇〇〇 一五〇	一、九三三 一八	五、〇六七 三	一、一四一 一五五 一七	一一、〇三〇	二、三五四 二二
計	計	計	計	計	計	計	計
六、九八八 七四九	五、七二六 七二四	五、五八七 五五八	五、一四三 四七三	七、〇四〇	六、八八九 七〇四	四、七三三 四八三	三、二二七 三二七
八二、六六三 三三、八八〇	一〇、八三九 一、五〇〇	四、〇〇九 九、八八〇	六、三二四 六、二四〇	一、四〇六 八、一〇〇	一、三三一 一、四、八四〇	四、七三三 〇、七〇〇	四、八二〇 〇、四〇〇
三、三三三 三、七〇〇	二、五、五四〇 六、四〇〇	一、八八九 二、三三三	六、四二一 〇、七〇〇	一、五八六 三、八〇〇	一、二九九 九、七五〇	四、七、〇六〇 五、七〇〇	一、三、七九〇 一、九〇〇
1	1	一一五、七五〇	一八四、五九〇	六九、一八三	一三八、九〇〇	九二、八五〇	一九五、七七〇
、一四〇	、二八〇	、一八七	、三二一	、二二四	、二四二	、二三四	、二七八
		三級郡級審令町	大川郡長尾村	西予郡八幡浜町	喜多郡上須成村	高知市堺町	安藝郡安藝町
茶	茶	茶	茶	茶	茶	茶	茶

島 嶼 縣		佐 賀 縣		鹿 兒 島 縣		大 分 縣	
商	農	商	農	商	農	商	農
貨 上 金 額	土 地 金 額	貨 上 金 額	土 地 金 額	貨 上 金 額	土 地 金 額	貨 上 金 額	土 地 金 額
家 地	家 地	家 地	家 地	家 地	家 地	家 地	家 地
地 反 備 別	地 反 備 別	地 反 備 別	地 反 備 別	地 反 備 別	地 反 備 別	地 反 備 別	地 反 備 別
六、七〇〇 三三三	七、二二二 七二	一、七八八 九一九	一、八五〇 一、〇六三	四、五〇〇 四六	七、二六六 六、四	三、六三八	一、六五五 二、四
計	計	計	計	計	計	計	計
五、七四九 四〇八	四、八四三 八四三	七、六二八 一、四四	四、〇〇七 六八一	四、〇一八 一八〇	三、七三三	四、八九九	三、四九二 三二七
四、七三三 〇、七〇〇	一、九三三 〇、三〇〇	二、〇六三 二、九二七	一、一三六 一、〇三〇	三、五八八 九、〇〇〇	四、八〇〇 四、〇〇〇	四、八二〇 八、六〇〇	四、八二〇 〇、四〇〇
四、七、〇六〇 五、七〇〇	六、九、〇三三 四、六〇〇	一、四、〇二二 三、九〇〇	五、四、二二二 五、五〇〇	三、〇、四四〇 四、九〇〇	三、一、一四〇 〇、五〇〇	一、五、五、九六〇 三、九〇〇	一、三、七、九〇〇 一、九〇〇
1	1	六、一、六〇〇	五〇、五〇〇	二七五、七三七	一八三、七一〇	六三、四六〇	七六、〇五〇
、一〇九	、三六二	、二二二	、二七〇	、一五九	、二八三	、一三〇	、二一七
美濃郡感町	名西郡石井村	杵島郡武雄町	佐賀郡鶴島村	埴辺郡東南方村	熊毛郡南種子村	直入郡竹田町	家國東郡東町
茶	茶	茶	茶	茶	茶	茶	茶



## 第二款 營業稅ヲ課スヘキ營業種目

營業稅ノ審査ニ方リ当然起ルヘキハ營業稅ヲ課スヘキ營業種目ノ問題ナリトス、此ノ問題ニ関シテハ新二國稅トシテ課稅スヘキモノナキヤ否ヤ、國稅ヨリ除却スヘキモノナキヤ否ヤ、及其ノ課稅スヘキ營業ノ範圍如何等ヲ其ノ重モナルモノトシ、營業種目ノ合併改稱等ニ論及シタリ、以下項ヲ分チ之ヲ叙述セントス

### 第一項 新二營業稅ヲ課スヘキ營業種目ノ有無

新二營業稅ヲ課スヘキ營業種目ノ有無如何ノ問題ニ関シ、委員ノ一人ハ本邦ニ於ケル信託業ハ最近ノ發達ニ係リ未ダ繁盛ノ域ニ達セスト雖、漸次進歩發達ノ傾向アルノミナラス、其ノ業態ハ銀行業、保險業ノ如ク重要ノ地位ヲ占ムルモノナルヲ以テ、新二國稅ノ營業種目ニ編入シ課稅スルヲ相当トストノ意見ヲ提出シタリ、委員會ハ討論ノ末之ヲ採納可決ゼリ、然レトモ世俗ニ稱スル信託業ノ意義明確ナラス、現行營業種目ナル周旋業・代弁業・仲立業・仲買業・請負業ト混同スルノ虞アルヲ以テ、營業稅ヲ課スヘキ信託業ノ意義ヲ明確ナラシムルノ要アリトシテ、委員會ニ於テハ他人ノ信託ニ依リ自己ノ名ヲ以テ財産ノ管理処分ヲ為スヲ業トスルモノニ限定スルコトニ決シタリ

### 第二項 地方稅ヨリ國稅ニ移スヘキ營業種目ノ有無

次ニ起リタルハ地方稅ヨリ國稅ニ移スヘキ營業種目ノ有無如何ノ問題ニシテ、委員ノ一人ハ理髮業・湯屋業及人寄場業ヲ地方稅ヨリ引キ抜キ國稅ニ移スヘシトノ提議ヲ為シタリ、其ノ所説ノ大要ハ營業ノ業態ノ大ナルモノヲ國稅ノ財源ト為シ、業態ノ小ナルモノヲ地方稅ノ財源ト為スハ当然ナリト雖、現行營業稅法ハ其ノ主義ノ一貫ヲ欠クモノアルノミナラス、理髮業・湯屋業及劇場・寄席ノ如キ人寄場業ハ近時益々繁榮ニ趣キ規模大ニ収益多ク、現二國稅ヲ賦課セラルル他ノ業種ニ比較シ遜色ナキモノ甚タ多シ、今ヤ營業稅ノ負担一般ニ輕カラサルヲ唱フル者アルニ際シ、此等ノ營業ヲ國稅ニ編入スルトキハ相當ノ稅額ヲ収メ得ヘキヲ以テ、其ノ得タル所ノモノヲ以テ幾分一般營業ノ稅率ヲ輕

減スルハ最も至当ナルヘシト云フニ在リ、委員ノ多數ハ之ニ反対シテ、假ヒ之ニ依リ多少ノ稅額ヲ収メ得ルトスルモ、為ニ一般營業ノ稅率ヲ輕減スルハ期スヘカラサル所ナルノミナラス、斯ノ如キ稅源ハ地方財政ニ委譲シ置クヲ以テ相當ナリト為シ、委員會亦之ニ決シタリ

### 第三項 國稅ヨリ地方稅ニ移スヘキ營業種目ノ有無

地方稅ヨリ國稅ニ移スヘキ營業種目ニ関スル討論ニ次テ起リタルハ、國稅ヨリ地方稅ニ移スヘキ營業種目ノ有無如何ノ問題ナリ、委員ノ一人ハ席貸業・旅人宿業・料理店業ヲ國稅ヨリ除却シテ地方団体ノ財源ニ委譲スヘシト主張シタリ、其ノ理由ニ曰ク

席貸業・旅人宿業・料理店業ハ他ノ業体ト異リテ、地方ノ風紀・衛生ト密接ノ關係アルヲ以テ、地方警察ニ於テ保護監督ノ為ニ要スル勞費甚タ大ナリ、故ニ此等ノ稅源ハ之ヲ地方ニ委譲シ其ノ自由賦課ニ任スヲ可トス、蓋シ此等ノ業体ハ性質上多少ノ重稅ヲ課スルモ産業ノ發達ヲ害スルノ虞ナク、又全國一率ノ賦課ヲ必要トスルモノニ非サルナリ

之ニ反対スル者ハ曰ク

營業稅ニ於テ國稅ト地方稅トノ分界ヲ決スル標準ハ、營業ノ収益多大ニシテ重要ノ地位ヲ占ムルモノナルヤ否ヤ、全國ニ普及シテ一般的ノ營業ナルヤ否ヤニ在リ、地方警察トノ關係ノ如キハ國稅ト地方稅トノ分界ヲ決スル重要ノ標準ニ非ス、況ヤ此等ノ業体ハ十年以來國稅トシテ取扱ヒ、其ノ納稅者ハ直接國稅ノ納稅者タル資格ヲ享有シタルモノナルヲ以テ、國稅ヨリ除却スルニハ重大ナル理由ナカルヘカラス

委員會ニ於テハ反對論ヲ理由アリトシ之ニ決シタリ

### 第四項 船渠業ヲ削除シ他ノ營業種目ニ依リ課稅スルノ可否

營業税法ヨリ船渠業ヲ削除シ他ノ營業種目ニ依リ課税スヘシトノ説アリ、委員会ハ多数ヲ以テ船渠業ヲ削除スルコトニ決シタリ、其ノ理由ノ大要左ノ如シ

一、凡ソ船渠ナル設備ハ次ノ二ノ目的ノ爲ニ用ヰラルルモノトス

(イ) 専ラ船舶ノ修繕ノ爲ニスルモノ

(ロ) 専ラ水陸運輸ノ接続ヲ全フスル爲ニスルモノ

前者ハ船舶ヲ修繕スル装置ニシテ通例乾船渠、水船渠ニ區別セラレ、後者ハ陸地ヲ掘鑿シ若ハ之ト同様人工ヲ以テ外海ヨリ被覆シタル水面ノ設備ニシテ、貨物ノ積卸ヲ便ニスルモノナリ、然ルニ營業税法ニハ器物器械ノ修理ヲ爲ス者ハ製造業ト看做ストノ明文アリ、故ニ船渠業ヲシテ船舶修繕ノ義ト解スレハ一ノ製造業トシテ課税スルコトヲ得ヘク、又水陸運輸ノ接続ヲ便ニシ貨物ノ積卸ニ使用スル義ト解スレハ、貨物陸揚場業トシテ課税スルコトヲ得ヘシ、船渠業トシテ独立ノ業体ヲ認ムルノ必要ナシ、加之船渠ナル名称ハ斯道ノ學者ト雖、其ノ意義ヲ一定スル能ハサルカ如キ有様ナルヲ以テ、收税官吏ト當業者トノ間ニ解釈ヲ異ニスルヲ免レス、寧ロ船渠業ヲ削除スルヲ可トス

二、船舶ノ製造ヲ爲ス者ハ船舶ノ修繕ヲ爲スカ故ニ船渠ヲ設備スルヲ常トス、若シ船渠ノ設備アルヲ故ヲ以テ之ヲ船渠業ト爲ストキハ、船舶ノ製造・修繕ヲ業トスル者ハ常ニ船渠業ヲ兼業スル者ト謂ハサルヘカラス、是レ船渠業ヲ認ムルノ結果ニシテ實際ニ適セサルモノト謂ハサルヘカラス、若シ船渠ヲ設備シ船舶修繕ノ爲又ハ其ノ他ノ目的ノ爲、料金を徴シテ他人ノ使用ニ応スル營業アリトセハ、船渠業ナル独立ノ業体ヲ認ムルヲ相当トスト雖、現今此ノ種ノ独立業体アルヲ認メサルヲ以テ、法律ハ空文ニ帰スヘシ、若シ又船渠業ヲ以テ船渠ヲ設ケ船舶ノ修繕ヲ爲スモノト解シ、船舶ノ修繕業ヲ以テ普通ノ器物器械ノ修繕業ト區別シ高率ヲ課スルノ必要ニ出テタリトセ

ハ、船舶ノ製造ニ低率ヲ課シ船舶ノ修繕ニ高率ヲ課スルノ不当ニ陥ルモノト謂ハサルヘカラス、要スルニ船渠業ヲ削除スルヲ可トス

三、船舶ヲ修繕スルニハ船渠ニ依ル場合ト船架ニ依ル場合トアリ、而シテ船架ヲ設ケテ修繕スル業ニ對シテハ、文理解釈上船渠業ト謂フヲ得ス、故ニ器物器械ノ修理ト看做シ製造業トシテ課税セサルヘカラス、然ルニ船渠業ト製造業トノ間ニ税率ニ高低アリ、即チ同一目的ヲ有スル業体ナルニ船渠業ニハ高率ヲ課シ、製造業ニハ低率ヲ課スルハ不公平ナリ、故ニ此ノ課税ノ点ヨリ見ルモ船渠業ヲ独立ノ業体トシテ製造業ノ外ニ置クハ不当ナルヲ以テ、船渠業ヲ削除スルヲ可トス

#### 第五項 土木請負業ト勞力請負トヲ合併スルノ可否

現行營業税法ニ土木又ハ勞力ノ請負ト称スルハ、商法ノ作業又ハ勞務ノ請負ニ相当スルモノ、如ク、而シテ其ノ範圍ハ狭少ナルノミナラス、營業税ヲ課スヘキ業体ハ必スシモ商法ノ商行為ト一致スヘキ必然ノ理由ナキヲ以テ、營業税ニ於テハ土木又ハ勞力請負ニ限ルノ必要ナク、苟モ請負ヲ營業トスル者ニハ課税スルヲ相当トス、又仮ニ課税スヘキ請負營業ノ範圍ヲ土木・勞力ノ二者ニ限ルコト現行法ノ如クナラシムルモノトスルモ、二者ノ課税標準税率共ニ全ク同一ニシテ之ヲ並立スルノ必要ナキヲ以テ、二者ヲ合シ単ニ請負業ト改称スヘシトノ提議ヲ爲シタル者アリ

委員会ハ大体ニ於テ此ノ提議ヲ採用シ、土木・勞力以外ノ請負ニモ課税スルコトニ決定シタリ

#### 第六項 金錢貸付業ト物品貸付業トヲ合併スルノ可否

委員中現行營業税法ニ於テハ金錢貸付業ト物品貸付業トヲ區別スト雖、其ノ貸付業タル点ニ於テ異ル所ナク、又課税標準税率モ同一ナリ、故ニ金錢若ハ物品ナル文字ヲ削除シ、二者ヲ合シ単ニ貸付業ト爲スヲ相当トス、但シ不動産貸付業ヲ除外スヘキハ勿論ナリトノ意見ヲ提出シタル者アリシト雖、委員会多数ノ意見ハ唯是レ名称ノ改正ニ過キスシ

テ、実益少ク徒ラニ從來ノ慣行ヲ破ルモノナリトシテ之ヲ否決シタリ

#### 第七項 穀物ノ精白搗碎ト洗濯トヲ請負業ニ移スノ可否

穀物ヲ精白搗碎シ又ハ洗濯ヲ為ス者ヲ勞力請負業ニ移スヘシトノ説ヲ為シタル者アリ、曰ク

現行營業税法ハ穀物ヲ精白搗碎シ、又ハ洗濯ヲ為ス者ヲ製造業ト看做スカ故ニ、裁縫業・上給業ノ如キ亦製造業ヲ以テ擬セラルルニ至レリ、然レトモ此等ノ營業ハ寧ロ手間賃取ト称スヘキモノナルヲ以テ、製造業ヨリ除却シテ勞力請負業ニ編入スルヲ至当トス

之ニ対スル委員多数ノ意見ハ左ノ如シ

穀物ヲ精白搗碎スルハ一種ノ精製行為ニシテ、彼ノ粗製糖ヨリ精製糖ヲ製造スルニ異ナラス、故ニ之ヲ請負業ト為スハ正当ナラサルノミナラス、自ラ穀物ヲ精白シ販売スル者、若シ異リタル区域ニ於テ之ヲ為ストキハ、精白ノ行為ニ付テハ課税スル能ハサルノ結果トナリ、實際上ノ不都合ヲ生スヘシ、又洗濯ニ至リテハ物品ノ加工又ハ精製、若ハ修理ト称スルヲ得ス、勞力ノ提供ヲ重要ト為スモノナルカ故ニ、寧ロ勞力請負業ニ編入スルヲ相当トス

是ニ於テ委員會ハ穀物精白搗碎業ハ現行ノ如ク製造業ニ包含セシメ、洗濯業ハ製造業ヨリ除却シ請負業トシテ課税スルコトニ決シタリ

#### 第八項 公ナル周旋業、代弁業、仲買業ノ業名ヲ改称スルノ可否

委員ノ一人ハ業名ノ改正ニ關シ左ノ提議ヲ為シタリ

一、現行法ニハ公ナル周旋業トアルモ、周旋ヲ營業ト為ス以上ハ公ナルコト勿論ニシテ、「公ナル」ノ文字ヲ冠セルハ蛇足ナリ、故ニ之ヲ改メテ単ニ周旋業ト改ムルヲ可トス

二、代弁業・仲買業ハ旧商法ニ於ケル用語ニシテ現行商法ノ用語ト一致セズ、故ニ現行商法ノ文字ニ從ヒ代理業・

#### 問屋業ト改ムヘシ

委員會ハ左記ノ理由ヲ以テ之ヲ否認シタリ

一、新旧商法ヲ対照スルニ、代弁人トハ商事ニ於テ他人ノ代理ヲ為スラ營業トスル商人ヲ謂ヒ、代理商トハ使用人ニ非スシテ一定ノ商人ノ為ニ平常其ノ營業ノ部類ニ属スル商行為ノ代理又ハ媒介ヲ為ス者ヲ謂フ、故ニ代理業トスレハ一定ノ商人ノ為ニスルコト、及其ノ營業ノ部類ニ属スルモノタルコトノ二点ニ於テ代弁業ヨリ範圍狭ク、之ト同時ニ媒介ヲモ為ス点ニ於テ代弁業ヨリ範圍広シ

二、又仲買人トハ契約ニ從ヒ自己ノ名ヲ用ヒ他人ノ計算ヲ以テ商業ヲ営ム商人ヲ謂ヒ、問屋トハ自己ノ名ヲ以テ他人ノ為ニ物品ノ販売又ハ買入ヲ為スラ業トスルモノヲ謂フ、故ニ問屋業トスレハ物品ノ販売又ハ買入ト云フ点ニ於テ仲買業ヨリ範圍狭シ

三、要スルニ代弁業ヲ代理業ニ改メ仲買業ヲ問屋ニ改ムルトキハ、共ニ課税ノ範圍ヲ縮少スル結果ヲ見ルニ至ルト雖、營業税ヲ課スヘキ代弁業ハ一定ノ商人ノ為ニ平常其ノ營業ノ部類ニ属スルモノニ制限スルノ必要ナク、又營業税ヲ課スヘキ仲買業ハ物品ノ販売又ハ買入ニ制限スルノ必要ナシ、特ニ代理業ト為ストキハ商行為ノ媒介ヲ為スト云フ点ニ於テ周旋業ト混同スルノ虞アリ、若シ夫レ課税ノ範圍ヲ從來ノ如ク定メ、唯名称ノミヲ商法上ノモノト一致セシムルニ至ツテハ、徒ニ紛雜ヲ醸スルノミニ止マリ一モ利益スル所ナシ

四、公ナル周旋業ノ「公ナル」ノ文字ハ蛇足タルコト論者ノ言ノ如シト雖、之ヲ削除スルノ理由輕微ナルノミナラス、從來ノ慣行ヲ改ムルトキハ施行上新ナル疑問ヲ生スルノ虞アルヲ以テ現状ヲ維持スルヲ可トス

#### 第三款 課税標準

營業税ヲ課スヘキ營業種目ノ問題ニ次テ委員會ノ議ニ上リタルハ、現行課税標準ノ適否如何、若シ改定スルノ要アリ

トセハ如何ニ之ヲ取捨スヘキヤノ問題ナリ、此ノ問題ニ関スル討議ヲ記述スルニ當リテハ、之ヲ汎論、各論ノ二三分ツラ便トス、汎論トハ數個ノ營業ニ共通スルモノヲ謂ヒ、各論トハ各個ノ營業ニ特別ナルモノヲ謂フ

### 第一節 汎論

#### 第一項 建物貸賃価格ヲ評価價格ト為スノ可否

營業稅ノ課稅標準タル建物貸賃價格ノ算定方法ハ、借家ニ在リテハ其ノ現実ノ借料ニ依リ、借家ニ非サルモノニ在リテハ近傍借家ノ借料ニ照準シ、照準スヘキ借家ナキトキハ土地家屋ノ時価ヲ各別ニ算定シ、土地ハ其ノ百分ノ五、家屋ハ其ノ百分ノ十ヲ以テ貸賃價格ヲ定ムルヲ現行法トス、委員ノ一人ハ之ヲ改メテ貸賃價格ハ總テ評價價格ニ依ラシムルコトト為スヘシト論シ、其ノ理由ヲ述ヘテ曰ク

- 一、借家ノ場合ニ於テハ借家料ノ高下ヲ問ハス其ノ借料ヲ以テ貸賃價格トシ、借家ニ非サル場合ニ於テ照準スヘキ借家ナキトキハ時価ヲ以テ貸賃價格ヲ算定スルカ故ニ、借料ニ依ル場合ト時価算定ニ依ル場合ト甚タシキ不權衡ヲ生ス、何トナレハ時価算定ニ依ル場合ニ於テハ現在ノ價格ニ相當スヘキモノヲ得ヘキニ反シ、借料ニ依ル場合ニ於テハ特殊ノ事情ノ下ニ極メテ高価又ハ低價ノ借料ヲ支払フ場合ニ於テモ、其ノ現実ノ借料ニ依ルヘキカ故ニ現在ノ價格ニ適応セサルモノヲ得ヘキヲ以テナリ
- 二、時価算定ノ方法ニノミ依ル亦不可ナリ、何トナレハ貸賃價格ハ常ニ時価ニ比準スルモノニ非サレハナリ、殊ニ土地ハ時価百分ノ五、家屋ハ百分ノ十トシ、常ニ一率ニ之ヲ適用スルハ不公平ノ結果ヲ生スルノミナラス、土地ト家屋ヲ各別ニ計算セサルヘカラスト為スハ膠柱ノ譏ヲ免レズ
- 三、要スルニ貸賃價格ハ土地家屋ノ借料ニ相當スル見積價格、即チ評價價格ニ依ルヲ相當トシ、而シテ其ノ貸賃價格ハ貸主カ公課・修繕費・保険料其ノ他土地又ハ家屋ノ維持ニ必要ナル經費ヲ負担スル條件ヲ以テ之ヲ貸賃スル

場合ニ於テ、貸主ノ收得スヘキ金額ヲ謂フモノト定ムルヲ可トス

此ノ提議ハ委員会ニ於テ大ナル反対ナクシテ可決セラレタリ

#### 第二項 従業者ニ家族ヲ算入スルノ可否

現行稅法ハ家族ハ従業者ヨリ之ヲ除算セリ、之ニ對シ委員ノ一人ハ家族ト雖營業ニ従事スル以上ハ營業利潤ニ貢獻スルハ勿論ニシテ、或種ノ營業ノ如キハ家族カ重要ノ地位ニ在ルモノアリ、之ヲ除算スル理由ナキノミナラス、之ヲ除算スルカ為雇人ヲ家族ニ編入シ脱稅ヲ企ツルノ弊ヲ生ス、故ニ家族ト雖直接營業ニ従事スル者ハ従業者ニ加算スルヲ相當トストノ意見ヲ提出シタリ

此ノ意見ニ對シテ直接營業ニ従事スルモノナリヤ否ヤノ區別不明ナル場合頗ル多く、施行上紛乱ヲ生スルニ至ラントノ意見ヲ以テ反対シタル委員アリシト雖、委員会ハ多數ヲ以テ前ノ提議ヲ是認シタリ

#### 第三項 十五歳未満ノ者ヲ従業者ヨリ除算スルノ可否

従業者ノ問題ニ関シ委員ノ一人ハ、十五歳未満ノ者ハ見習・手伝ト稱スヘク業務練習ノ結果他日役立ツヘキ者ナリト雖、現在營業利潤ニ貢獻スル所少ク寧ろ煩累ヲ及ホス者ナルヲ以テ、此等ノ者ヲ成年者ト同一ニ取扱フハ不当ナリ、故ニ十五歳未満ノ者ハ従業者トシテ計算セサルコトニ規定スルヲ可トストノ意見ヲ提出シタリ

此ノ意見ニ對シテ或ハ従業者ヲ課稅標準ト為ストキハ、其ノ税金ヲ従業者ニ転嫁シ勞銀ヲ減スルニ至ルヘシトノ理由ヲ加ヘテ賛成シタル委員アリ、或ハ或種ノ營業ノ如キハ十五歳未満ノ者ト雖、充分ニ活動シ一人分ノ仕事ヲ為スヲ以テ、此ノ規定ヲ設クル必要ナシトシテ反対シタル委員アリ、或ハ又十五歳未満ノ従業者ニ對シテハ普通ノ半額ヲ以テ課稅標準ト為スヘシトノ折衷說ヲ提起シタル委員アリシカ、結局反対論多數ヲ占メ委員会ハ現状ヲ維持スルコトニ決シタリ

然レトモ第二次ノ審議ニ當リ、十五歳未満ノ從業者ニハ營業主ヲ除クノ外普通從業者ノ稅率ノ二分ノ一ヲ課スルヲ相當トストノ論再ヒ起リ、討論ノ末竟ニ之ヲ決シタリ

#### 第四項 会社ノ資本金額ニ杜償・借入金・預金ヲ算入スルノ可否

銀行業・保險業・製造業其ノ他資本金額ヲ課税標準トスル營業ノ資本金額計算ノ方法ハ、会社營業ト個人營業トノ間ニ其ノ取扱ヲ異ニセリ、即チ会社ニ在リテハ払込株式金額又ハ出資金額、及各種ノ積立金・積立金ノ性質ヲ有スル資本金額ヲ以テ資本金額ト爲シ、個人ニ在リテハ他ヨリ借入タルト否トヲ問ハス、固定資本及運轉資本ノ總額ヲ以テ資本金額ト爲セリ、換言スレハ会社ニ在リテハ實際運用スルト否トニ拘ハラズ、資本金額ニ計算スルト同時ニ借入金ハ資本金額ニ計算セサルニ反シ、個人ニ在リテハ實際運用セラルルモノノミヲ資本金額ニ計算スルト同時ニ、借入金タルト否トヲ問ハス資本金額ニ計算セリ

是ニ於テ委員ノ一人ハ提言シテ曰ク

一、右ノ如ク現行法ニ於テハ会社ト個人トノ間ニ資本金額ノ計算方法ヲ異ニシ、個人ニ於テハ實際營業ニ運用セララルルモノハ借入金タルト否トヲ問ハス總テ之ヲ包含スルニ反シ、会社ニ於テハ払込株式金額又ハ出資金額及積立金ノ類ニ止マリ、杜償・借入金・預金等ヲ除外セリ、然ルニ会社ニ於テハ常ニ此等ノ資金ヲ利用スルハ勿論、殊ニ個人ヨリ信用厚ク此等ノ資金ヲ吸收利用スルノ便宜個人ヨリ大ナルヲ以テ、彼此大ニ權衡ヲ失スルノミナラス、会社相互ノ間ニ於テモ杜償・借入金・預金ノ有無多少ニ依リ不公平ヲ生ス、故ニ之ヲ資本金額ニ計上シ課税ノ衡平ヲ保持スルヲ要ス

二、外國ノ立法例ヲ見ルニ、英國ハ國稅營業稅ナク、仏國ハ純粹ノ外形法ニシテ、營業種目、營業地ノ大小、從業者、家賃賃貸價格ニ依ルヲ以テ資本金ノ問題ハ起ラス、埃國ノ会社營業稅ハ純收益ノ一割ヲ課ス、但シ株式払込額及優先權付ノ杜償ノ總額ノ千分ノ一ヲ下ルヲ得スト定メ、普國ハ固定資本及運轉資本ノ多少ニ依リテ四階級ニ分子配賦稅ヲ課ス、即チ普・埃兩國ハ間接ニ杜償・借入金ヲ課税標準ト爲スノ結果ヲ生ス、又米國「コンネクチカッツ」州ノ鐵道会社稅ハ株券及債券ノ總額ヲ以テ課税標準ト爲シ、紐育州ノ外國銀行、「ニウハンブシヤイヤ」及「ヴァーモント」州ノ信託会社ハ銀行及信託会社ノ預金總額ヲ以テ課税標準ト爲セリ

此ノ提議ニ對シテ或委員ハ論難シテ曰ク

一、会社ト個人トノ間ニ資本金額ノ計算方法ヲ異ニセルハ、会社ニハ公称資本アルモノ個人ニハ之ナク、必要ニ応シ隨時投入スルノ區別アルニ因ルモノニシテ、若シ会社ノ公称資本ニ依ラス實際運用スル資金ヲ總テ資本金額ニ計算スヘシトセハ、公称資本中實際運用セサル資本ハ之ヲ控除セサルヘカラス

二、銀行業ニ例スルトキハ、会社固有ノ資本金ヲ他人ニ貸渡ス場合ニ於テハ、利子全部カ利益トナルト雖、預金ヲ利用スル場合ニ於テハ貸出利子ヨリ預金利子ヲ控除シタル殘額カ利益トナルニ過キス、此ノ二者ヲ同一ニ律スルハ失當ナリ

三、預金ヲ課税標準ト爲ストキハ銀行ハ預金ヲ吸收スルコトヲ怠リ、為ニ預金奨励策上善結果ヲ生スル虞アリ此ノ批難ニ對シ更ニ弁駁スル者ハ曰ク

一、法人ハ營利事業ヲ生存ノ目的ト爲スモノナルカ故ニ、公称資本中運用ヲ廢止スルモノアルヲ予想スヘカラス、但シ預金支払ノ準備金トシテ相當額ヲ控除スルハ至當ナリ

二、会社ヨリ見レハ無利子ノ資金アルヘカラス、株式金額ニ對シテハ毎季配當ヲ爲スコトヲ予期サルルモノナリ、是レ即チ利子ニ相當スルモノニシテ資金運用ノ点ニ於テハ固有資本タルトモ異ルコトナシ

三、資本金額ヲ課税標準ト爲スモ、銀行ハ貸出又ハ割引ノ利子ヲ高ムル能ハサルト同シク、預金ヲ課税標準ニ加フ

ルモ銀行ハ之ニ対スル税金ヲ預金者ニ転嫁シ得ヘキモノニ非サルヲ以テ、預金者ハ何等影響ヲ受クルコトナシ、唯銀行ノ利益幾分減少ノ結果ヲ見ルノミ、而シテ銀行ハ此ノ利益ノ減少ヲ填補スル為、益々預金吸収ニ努ムルニ至ルヘキヲ以テ、結局却テ預金奨励ノ効果アルヘシ

四、若シ夫レ社債・借入金・預金ヲ新ニ資本金額ニ算入スルト共ニ、資本金額ニ対スル税率ヲ減少スレハ会社負担ハ格別異ルコトナク、而シテ個人会社間及会社相互間ニ公平ノ課税ヲ為シ得ルノ利益アリトス  
委員会ニ於テハ反覆審議ヲ重ね、多数ヲ以テ前ノ提議ヲ是認シタリ

而シテ銀行ノ預金ハ全部之ヲ資本金額ニ加算スヘキヤ否ヤノ問題ニ關シ、委員会ハ保險責任準備金除算ノ例ニ倣ヒ預金払戻準備金ニ相当スル金額ヲ除算スルヲ相当ト認メ、預金ノ四分ノ三ヲ資本金額ニ加算スルコトニ決シタリ

## 第二節 各 論

### 第一項 物品販売業ノ課税標準タル売上金額ニ代フルニ人口ヲ以テスルノ可否

委員ノ一人ハ提議シテ曰ク

一、現行税法ニ於テハ資本金額・売上金額・報償金額ヲ課税標準ト為スモノ多ク、殊ニ物品販売業ハ売上金額ヲ以テノ課税標準ト為スト雖、其ノ精確ナル実数ヲ調査スルコト頗ル困難ナルカ故ニ、營業者ハ其ノ金額ヲ詐リ脱税ヲ図ル者甚タ多ク、營業者中正直ニ申告スル者独リ重ク課税セラレ、不正直ナル者巧ニ課税ヲ免ルノ悪弊ハ滔々トシテ殆ト停止スル所ヲ知ラス、是レ売上金額ヲ課税標準ト為スヨリ生スル結果ナリ、故ニ売上金額ヲ廢シ之ニ代フルニ營業場所所在地ノ人口ヲ以テスルヲ可トス、所在地ノ人口ノ多少ハ収益ノ大小ヲ推定スル標準ナレハナリ  
二、營業税ノ模範ヲ以テ目セラルル仏國ニ於テハ、營業ノ種類、營業地ノ人口、從業者ノ数及家屋ノ賃賃價格ヲ課税標準ト為シ、中ニ就キ物品販売業ノ如キハ營業種類ニ依リ八級二分チ、營業地ノ人口ニ依リ巴里ヲ最高トシ、

人口二千以下ノ町村ヲ最下トシ之ヲ九級二分チタリ

此ノ提議ニ対シ反對スル委員ノ説ニ曰ク

一、右ノ提議ハ營業税法ニ關スル民法系ト独法系トノ論争ニ帰着スヘシ、民法ハ主トシテ營業ノ外標ニ着眼シテ収益ヲ重視セサルニ反シ、独法ハ營業ノ外標ヲ重視セス専ラ収益ニ着眼セリ、本邦ノ營業税法ハ恰モ兩者ヲ折衷シタルモノニシテ、建物賃賃價格・從業者ヲ標準トスルノ外、資本金額・売上金額・報償金額ヲ標準トシタルハ、両法ノ長ヲ採リ短ヲ補ヒタルモノト謂フヘク、最モ適當ノ立法タルヲ信セントス、今若シ売上金額ヲ廢シテ人口ノ如キ外標ニ依ルコトトセンカ、是レ立法ノ退歩ナルノミナラス實ニ甚シキ不公平ヲ惹起スルニ至ルヘシ

(イ)同一人口ノ市町村ニテモ營業ニ盛衰ノ差アリ

(ロ)同一市町村内ニ於テモ目貫ノ場所ト場末トハ取引ニ多大ノ差アリ

(ハ)同一種類ノ營業者ト雖、資本金ノ多少ト營業主ノ勤怠トニ因リテ収益ニ大小ノ差アリ

二、元來營業税ハ収益税ノ一種ナルカ故ニ、苟モ収益ヲ測定スルニ便宜ナルモノハ採テ以テ課税標準ト為スヘシ、売上金額ノ如キハ収益ト直接關係ヲ有スルカ故ニ、課税標準ト為スニ最モ適當ナルノミナラス、売上金額ノ如キハ社会ノ進運ト共ニ増大スルモノニシテ、租税ノ屈伸力ニ富ミ人口ノ増率ト比較スヘクモアラス

委員ノ多数ハ反對説ヲ是認シ現状維持ニ決シタリ

委員会ニ於テ調査シタル結果ニ依レハ人口ノ多少ハ決シテ収益ノ大小ヲ代表スルモノニ非ラサルコトヲ証シタリ、左表ノ如シ

### 人口ヲ課税標準トスルコトニ關スル調査

一、人口多キ場所ニ在ル營業者ハ、人口少キ場所ニ在ル者ニ比シ常ニ多大ノ収益ヲ占ムルモノニ非ス

営業種目	金物		菓子		米穀		陶器		金物		従業者	
	四	五	一一	一一	二八	二七	六	六	四	五		二〇
建物賃貸価格	一八五、〇〇〇	二二六、〇〇〇	九三六、〇〇〇	九五三、〇〇〇	一一、二〇〇	一一、二〇〇	五〇〇、〇〇〇	四八〇、〇〇〇	四一一、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇	二、六〇六、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇
売上金額	一〇〇、〇〇〇	三三二、二八四、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	二二二、〇〇〇	二二五、〇〇〇	四一一、九九九、〇〇〇	五五七、五二〇、〇〇〇	一六、〇〇〇	四、五〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	三二八、〇〇〇	四二二、〇〇〇
小卸	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
営業税額	六六、〇八〇	一五五、一八〇	五四六、一〇〇	二七八、九三〇	三二五、〇〇〇	一、七三二、五〇〇	三四五、〇八〇	一二四、〇〇〇	五六、七三〇	七五、〇〇〇	二、〇〇三、一〇〇	九八九、七五〇
営業収益	五〇〇、〇〇〇	二、〇九八、〇〇〇	五、九〇〇、〇〇〇	二、九四二、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	一一、〇〇〇、〇〇〇	三、〇八〇、〇〇〇	六五二、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	一一、二二〇、〇〇〇	六、九〇〇、〇〇〇
営業所	同 区飯田町	同 区松屋町	同 区南伝馬町	同 区南伝馬町	同 区南伝馬町	同 区南伝馬町	同 区南伝馬町	同 区南伝馬町	同 区南伝馬町	同 区南伝馬町	同 区南伝馬町	同 区南伝馬町

二、同一地域ニ在ル營業者ニシテ、従業者・建物賃貸価格等相シキ者ニ就テ見ルモ、営業収益ニハ甚シキ差違アルモノナリ

従業員	ト		ハ		水		ニ		ハ		ロ		イ		従業者
	四	三	四	二	五	五	七	七	七	七	一三	一一	一三	一五	
建物賃貸価格	一八〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	一八五、〇〇〇	一八七、三五〇	三〇〇、〇〇〇	七八、〇〇〇	二七六、〇〇〇	二五五、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇	三八七、〇〇〇	六五〇、〇〇〇	四九九、〇〇〇	六八〇、〇〇〇	六一二、〇〇〇	雇
売上金額	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	八、二〇〇	八、一三一、〇〇〇	一七、六四〇、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	一五、〇〇〇	四一、五〇〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	五〇、三五九、九九〇	雇
小卸	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
営業税額	六五、五〇〇	六三、〇〇〇	六六、〇〇〇	五六、二三〇	七三、〇〇〇	八六、四五〇	一〇三、三五〇	一〇三、〇〇〇	一〇二、五〇〇	一一九、九五〇	二五三、一三〇	二二七、四〇〇	四二五、五〇〇	二八七、五五〇	雇
営業収益	五〇〇、〇〇〇	六三五、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	一、〇六〇、八七〇	四八七、〇〇〇	九五〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	二、〇一九、四六〇	七八〇、〇〇〇	一、二三〇、〇〇〇	二、四九〇、〇〇〇	二、八〇〇、〇〇〇	二、一九二、〇〇〇	三、五二五、二〇〇	雇
営業所	東京市麹町区飯田町二丁目	千葉県山武郡東金町	東京市神田区綴治町	山梨県南都留郡谷村町	東京市神田区小川町	甲府市柳町	東京市本郷区三丁目	千葉県香取郡小見川町	東京市日本橋区通四丁目	千葉県匝瑳郡福岡町	東京市神田区連雀町	千葉県千葉郡千葉町	東京市日本橋区田所町	甲府市柳町	営業所

委員中説ヲ為シタル者アリ、曰ク  
 第三項 物品販売業ノ課税標準タル売上金額ニ代フルニ資本金額ヲ以テスルノ可否

売上金額ハ収益ヲ代表スルモノニ非ス、何トナレハ売上金額ニ対スル収益歩合ハ營業ノ種類ニ依リテ同シカラス、  
 或業種ニ在リテハ売上金額多額ナルモ其ノ収益割合ニ多カラス、或業種ニ在リテハ売上金額多額ナラサルモ其ノ收

米穀	洋物	菓子	産物	塩	茶
二二	二二	三三	四四	一一	四四
一〇〇、九〇〇	一四四、〇〇〇	六一、〇〇〇	三三七、五二〇	九二、六〇〇	二二〇、〇〇〇
五、七六〇、〇〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一、二五七、〇〇〇
三六、七〇〇	二二、六三〇	二二、九五〇	四一、八八〇	一六、一三〇	四二、二五〇
二二〇、四〇〇	六〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇	九一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇
同 区築土八幡町	同 区神楽町	同 本所区三笠町	同 上	同 区西町	同 区東元町

紙	砂糖	乾物	乾物	洋物	砂糖	呉服	産物
二二	四三	五三	四三	二二	一一	五五	二二
七四、五〇〇	一八〇、〇〇〇	一一〇、〇〇〇	一一六、〇〇〇	八四、〇〇〇	五五〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇	九六、〇〇〇
一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	四、八〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	五、〇〇〇、〇〇〇	九、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇
一六、二〇〇	九四、〇〇〇	四九、五〇〇	四三、八五〇	一八、二八〇	一〇一、二五〇	六九、〇〇〇	二二、八五〇
五〇、〇〇〇	一、四七四、〇〇〇	五八〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	一三〇、〇〇〇	二〇〇、〇〇〇	五六〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇
同 上	同 区青山北町	同 区松尾町	同 区三田	同 区金杉	同 区二葉町	同 区附	同 区田原町



益割合ニ多クレハナリ、故ニ売上金額ヲ課税標準ト爲ストキハ、營業ノ種類ニ依リ税率ニ等差ヲ設クヘシトノ議論ヲ生ス、是レ当然ノ事理ナリ、然レトモ若シ売上金額ニ代フルニ資本金額ヲ以テスルトキハ、常ニ収益ノ大小ニ比例シテ公平ノ課税ヲ爲シ得ヘク、從テ營業ノ種類ニ依リ税率ニ等差ヲ設クルノ煩累ヲ除クコトヲ得ヘシ、何トナレハ自由競争盛ニ行ハレ交通機關亦備ハレル今日ニ於テハ、各種ノ業務ニ投スル資本ニ對スル利子ハ常ニ同率水準ニ帰スヘキモノニシテ、特殊資本ニ依リ高低ノ差ヲ生スヘキモノニ非サレハナリ

此ノ意見ニ對シ異議ヲ唱フル委員少カラス、其ノ理由概ネ左ノ如シ

一、各種資本ノ利子同率ニ帰スル傾向アルハ勿論ナリト雖、事實ハ常ニ之ニ反シ營業ノ種類ニ依リ利率ニ大小ノ差アリ

二、同種營業ニ於テモ資本ノ大小ト利潤トハ常ニ比例スルモノニ非ス、通常大資本ハ小資本ニ比シテ利益割合ニ大ナリ

三、同種營業ニ於ケル同一資本ニ於テモ、時ト所ト人トニ因リテ利益同一ナラス

四、故ニ売上金額ヲ課税標準トシ、營業ノ種類ニ依リ税率ヲ異ニスルノ公平且適取ナルニ如カス

委員会ハ後説ヲ採用シ前説ヲ否認シタリ

物品販売業ノ課税標準タル売上金額ノ審議ニ當リ、委員中物品販売業ノ課税最低限ヲ売上金額二千円以上ニ改ムヘシトノ意見ヲ提出シタル者アリシト雖、委員会ニ於テハ物品販売業ニ限り課税最低限ヲ高ムルノ理由ナシトシテ之ヲ否認シタリ

第三項 金錢貸付業及物品貸付業ノ課税標準タル資本金額ヲ運轉資本ニ限ルノ可否

金錢貸付業及物品貸付業ノ課税標準タル資本金額ニハ固定・運轉兩資本ヲ包含スル規定ナルモ、之ヲ改メテ運轉資本

ニ限り固定資本ヲ除クヘシトノ意見ヲ提出シタル者アリ、其ノ所説ノ大要左ノ如シ

金錢貸付業若ハ物品貸付業ニ於ケル資本ハ其ノ貸付クル金錢若ハ物品ニシテ、貸付業者ノ使用スル家屋倉庫ノ如キ固定資本ハ、全ク付随ノ位置ニ在リテ貸付ニ直接ノ關係ナキモノトス、貸付ニ直接ノ關係ナキ家屋倉庫ヲ資本金額

ニ算入スルノ不当ハ勿論ナルノミナラス、家屋倉庫ハ建物賃借価格トシテ既ニ一度課税標準ニ計算セラルルカ故ニ、

資本金額ヨリ除外シ運轉資本ニ限ルヲ至当トス、但シ物品貸付業ニ在リテハ貸付物品ノ見積価格ヲ以テ運轉資本ト

看做スモノトス、彼ノ村落ニ於テ巨大ナル住家ニ居住シ貸付ヲ營ム者カ、營業微細ナルニ拘ハラス住家ノ巨大ナル

為多額ノ固定資本ヲ見積ラレ、資本金額巨大ナルノ不公平ヲ生スルハ此ノ規定ノ欠点ナリ

此ノ意見ヲ批難スル委員ハ曰ク

固定資本ノ營業ニ至大ノ關係アルハ論ヲ待タサル所ニシテ、課税標準ヨリ之ヲ除外スルノ理由ナシ、若シ固定資本ヲ過大ニ見積ルノ弊アリトセハ其ノ弊ヲ矯ムルノ方法ヲ講スヘシ、角ノ曲レルカ爲牛ヲ殺スノ必要ヲ見ス、特ニ家

屋倉庫ハ建物賃借価格トシテ課税標準ニ計算セラルルカ故ニ、固定資本ニ算入セスト云フニ至リテハ非理モ亦甚シ、

若シ此ノ論法ヲ以テセハ總テノ營業ニ付同様ノ論結ヲ爲ササルヘカラス、独り貸付業ニ限ルヘカラス、又貸付物品

ノ見積価格ヲ以テ運轉資本ト看做スハ其ノ難解ニ苦マサルヲ得ス

委員会ハ建物賃借価格ト資本金額ト重複計算云々ノ理由ハ之ヲ否認シタリト雖、大体ニ於テ前説ヲ採用シ貸付業ノ資本金額ハ運轉資本ニ限ルコトニ決シタリ、但シ物品貸付業ニ於ケル物品カ運轉資本ナルヤ、固定資本ナルヤハ一概ニ論定シ難キヲ以テ、貸付物品ノ見積価格ヲ運轉資本ト看做ストノ明文ヲ置クノ必要アリト認メタリ

貸付業ニ於ケル資本金額ヲ運轉資本ニ限ル結果、從來固定・運轉兩資本ヲ合シテ五百円以上ナリシ者、五百円未満トナリ課税資格ヲ喪失スルニ至ルヘキヲ以テ、課税標準ヲ運轉資本ニ改ムト同時ニ其ノ課税最低限五百円ヲ三百円ニ改

ムヘシトノ意見アリシト雖、賛成者少ナグ五百円ノ現状ヲ維持スルコトニ決シタリ

#### 第四項 銀行業ノ課税標準タル資本金額ヲ運転資本ニ限ルノ可否

銀行業ノ課税標準ハ資本金額、建物貸賃価格及従業員ノ三者ト為スコトハ現行法ト異ルコトナシト雖、貸付業ノ課税標準タル資本金額ヲ運転資本ニ限ルコトニ決定シタル以上ハ、之ト權衡ヲ保タシムル為銀行業ノ課税標準タル資本金額ニ於テモ、営業用土地建物ノ固定資本ヲ除キ運転資本ニ限ルヘシト發議シタル者アリ、其ノ說ニ曰ク

銀行ノ營業用土地建物ヲ固定資本トシテ資本ニ見積リ課税標準ト為スハ不可ナリ、何トナレハ營業用土地建物ハ直接ニ収益ヲ生スルモノニ非サルカ故ニ、之ヲ他ノ直接ニ収益ヲ生ス可キ資本ト同一ニ律スルハ輕重ヲ無視スルモノナレハナリ、況ヤ營業用ノ土地建物ハ既ニ建物貸賃價格トシテ課税標準ニ計算セラルルヲ以テ、更ニ固定資本トシテ課税標準ト為スハ重複ノ嫌アリ、故ニ金錢貸付業ニ於ケルカ如ク固定資本ハ資本金額ヨリ除外スヘシ

此ノ意見ニ反対スル委員ハ曰ク

金錢貸付業及物品貸付業ニ於テ固定資本ヲ除外シタルハ特別ノ理由ニ基クモノニシテ、決シテ之ヲ銀行業ニ援用スヘカラス、而シテ營業用土地建物ハ一方固定資本トシテ計上シ、他方貸賃價格トシテ計算スルモ決シテ重複ニ非ス、何トナレハ建物貸賃價格ハ土地ノ繁閑ニ依リ營業ノ大小ヲ推定スルノ具ニシテ、資本ノ多少ニ依リ収益ノ大小ヲ推定スルノ具ニ非サレハナリ、又論者ハ營業用土地建物ハ直接ニ収益ヲ生スルモノニ非ス、之ヲ運転資本ト同一ニ見ルハ不可ナリト云フモ、固定資本ノ營業ニ必要ナルハ運転資本ニ讓ルモノニ非ス、其ノ効用ニ至リテハ何レヲ輕シトシ、何レヲ重シトスルヲ得ス、故ニ之ヲ運転資本ト同様ニ課税標準ト為スハ決シテ不当ニアラス

委員會ハ後說ヲ是認シ、營業用土地建物ハ勿論、其ノ他ノ固定資本ヲ資本金額トシテ計上スルコトニ決シタリ

#### 第五項 倉庫業ノ課税標準タル資本金額ニ代フルニ倉庫坪數ヲ以テスルノ可否

倉庫業ノ課税標準ノ審議ニ當リ問題トナリタルハ、資本金額ヲ廢シ代フルニ倉庫坪數ヲ以テスヘシトノ論議是ナリ、之ヲ可トスル者ハ曰ク

一、倉庫業ニ於テハ資本ノ大部分ハ之ヲ倉庫其ノ他ノ建物ニ投入スルモノナルカ故ニ、倉庫其ノ他ノ建物ハ資本ヲ代表スルノミナラス資本ト正比例ヲ保ツヘシ、故ニ資本金額ト建物貸賃價格トヲ併存スルハ重複ノ嫌アリ

二、倉庫業ニ於ケル収益ノ多少ハ貨物ヲ收容スル倉庫ノ大小ニ在リ、故ニ倉庫ノ坪數ハ収益ヲ推定スル屈強ノ標準ナリ

之ヲ否トスル者ハ曰ク

一、建物貸賃價格ハ資本ノ多少ヲ代表スルモノニ非スシテ、土地ノ繁閑・營業ノ盛衰ヲ示スモノナリ

二、倉庫ノ坪數ハ同一ナルモ、其ノ設備ノ良否ニ依リ倉敷料・保管料ニ多少ノ差異アリ、而シテ設備ノ良否ハ資本ノ多少ニ関ス

委員會ニ於テハ消極論ヲ是認シ現行維持ニ決シタリ

#### 第六項 製造業ノ課税標準タル建物貸賃價格ヲ削除スルノ可否

製造業ノ課税標準ヨリ建物貸賃價格ヲ削除スヘシト論シタル者アリ、其ノ理由ノ大要左ノ如シ

一、營業税法ヲ建物貸賃價格ヲ課税標準ニ採用シタルハ、營業用土地・家庭其ノモノヲ標準トスルニ非スシテ、其ノ賃賃價格ニ依リ土地ノ繁閑・營業ノ盛衰ヲ知シ、之ニ依リ營業收益ノ大小ヲ推測スル外標準ト為シタルニ外ナラス、然ルニ製造業ニ於テ収益ノ大小ニ影響ヲ及ボスモノハ資本金額及従業員ノ多少ニシテ、土地ノ繁閑・人口ノ多少ノ如キハ毫モ關係ヲ有スルモノニ非ス

二、製造業収益ノ大小ヲ納ムル第一ノ要素ハ職工吸収ノ便否ニ在リ、故ニ大製造業ハ郡部若ハ郊外ニ設立セラレ、

大都會中心ノ繁華ナル街衢ニ起ルコトナシ、惠比寿麥酒・新宿ノ煙草製造ノ如シ

三、第二ノ要素ハ運輸ノ便否、即チ原料受入・製品移出等ノ便否ニ在リ、然ルニ運輸ノ便否ハ土地ノ繁閑ニ何等ノ關係ナシ、鐘ヶ淵紡績・秦野・茂木ノ煙草製造ノ如シ

四、第三ノ要素ハ動力供給ノ便否ニ在リ、然ルニ工業ノ發達ニ從ヒ水力等ノ自然力ヲ利用スルコト益々多シ、富士紡績・養老電氣ノ如シ

五、第四ノ要素ハ原料品・消耗品ノ代價ノ高下ニ在リ、然ルニ原料品ハ都會ヨリモ村落ニ低廉ナルハ一般ノ狀態ナリ、旭川酒精・枝光製鉄ノ如シ

六、最後ニ特殊製品ニ在リテハ、其ノ産出地方的ニ限局セラレ土地ノ繁閑ニ關係ナキモノアリ、撰津ノ清酒、宇治ノ茶、薩摩ノ砂糖ノ如シ

七、以上ノ如ク土地ノ繁閑ハ製造業收益ノ大小ニ關係ナキヲ以テ、建物賃貸價格ヲ課税標準ヨリ削除スルヲ可トス委員ノ多數ハ之ニ反對シタリ、其ノ理由ニ曰ク

一、論者ノ所謂營業收益ノ大小ヲ制スヘシト為ス運輸交通ノ便否、又ハ職工・動力供給ノ便否ハ、即チ其ノ土地ニ在ル建物ノ賃貸價格ヲ高下スル重要ノ原因ヲ成スモノニシテ、從テ運輸交通ノ便利ニシテ職工・動力供給ノ便利ナル地方ノ建物賃貸價格ハ高価ナリ

二、論者ハ主トシテ大製造業ニ付立論スト雖、本邦ノ製造業ハ幼稚ニシテ小規模ノモノ多ク、殊ニ税法ノ所謂製造業中ニハ店頭工業ヲ包含スルヲ以テ、製造業体ヨリ見レハ論者ノ云フカ如キ大製造業ハ頗ル少数ニシテ、本邦ノ實際ニ適合セサルモノナルコトニ注意セサルヘカラス

三、論者ノ説ハ課税標準中ノ建物賃貸價格ノ税率ヲ低メ、資本金額及從業者ノ税率ヲ高ムルノ理由トナルヘキモ、

課税標準ヨリ建物賃貸價格ヲ削除スルノ理由トナラス

四、營業ノ收益ヲ推定スヘキ外標ハ、種々ノ方面ヨリ觀察シテ彼此緩和セシメ、課税ノ不公平ヲ免レシムルヲ上策トスルヲ以テ、建物賃貸價格ヲ削除スルハ不可ナリ

委員會ニ於テハ削除説ヲ否認シタルモ、課税標準中何レニ重ク何レニ輕ク税率ヲ定ムヘキヤハ研究ヲ要スル問題ナリトシテ之ヲ留保シタリ

第七項 写真業ノ課税標準タル從業者中職工・勞役者ト其ノ他ノ從業者トヲ區別スルノ可否

現行法ハ写真業ノ課税標準タル從業者ヲ職工・勞役者ト其ノ他ノ從業者ト區別スルコト、製造業・印刷業ニ於ケルト同一ナリト雖、写真業ニ於テハ職工・勞役者ト認ムヘキ者ナク、製造業・印刷業ニ於ケルカ如ク単ニ勞役ノミニ從事スル者ト同一ニ論スルハ當ラ得タルモノニ非サルヲ以テ、写真業ニ於テハ之ヲ區別セス、一般從業者トシテ課税標準ト為スヲ可トスト發議シタル者アリ、委員會ハ之ヲ是認シタリ

第八項 鐵道業ノ課税標準タル從業者ヲ削除スルノ可否

現行法ハ鐵道業ノ課税標準ヲ收入金額及從業者ノ二ト為セリ、委員中課税標準ヨリ從業者ヲ削除スヘシト論シタル者アリ、曰ク

一、鐵道業ノ如キ会社組織ノ營業ニ在リテハ、其ノ營業成績ヲ公告スルカ故ニ、其ノ收入金額精確ニシテ隱蔽ノ余地ナク、物品販売業ニ於ケル売上金額ノ不精確ナルモノト同視スヘカラス、故ニ物品販売業ノ如ク從業者ヲ課税標準トシテ彼此緩和スルノ必要ナシ、收入金額ハ收益ヲ適敷ニ代表スルモノナリ

二、若シ多方面ノ物件ヲ課税標準ニ取ルノ要アリトセハ、從業者ヲ廢シテフルニ資本金額又ハ鐵道噸數ヲ以テスヘシ

此ノ議論ニ反対スル委員ハ曰ク

一、会社ノ収入金額ノ精確ナルハ勿論ナリト雖、会社報告ノ収入金額ノ全額カ課税標準トナルニ非ス、課税標準トナルハ会社ノ収入金額中鉄道収入ニ属スル分ノミ、故ニ其ノ計算決シテ単純ナルモノニ非ス、殊ニ収入金額ノミヲ課税標準ト為ストキハ、総収入ニ依ルト純収入ニ依ルトノ差アリト雖、營業稅ハ所得稅ト重複スルノ嫌アリ、現行稅法ハ成ルヘク各方面ヨリ觀察シテ收益ヲ推定スル主義ヲ採レルニ拘ハラズ、獨リ鐵道業ニ限リテ此ノ主義ヲ破ルハ不可ナリ

二、資本金額又ハ鐵道哩數ハ会社ノ收益ニ比例スルモノニ非ス、若シ此等ヲ課税標準ト為ストキハ非常ニ收益ノ實數ニ遠サカル結果ヲ生スヘシ、是レ雖ニ鐵道業ヲ運送業ヨリ割キ、資本金額ニ代フルニ收入金額ヲ以テ課税標準ト為シタル所以ナリ

三、鐵道会社ハ概ネ其ノ附帶事業トシテ器具器械ノ修繕ヲ為スカ故ニ多數ノ從業者ヲ使用セリ、若シ鐵道業ノ課税標準ヨリ從業者ヲ削除スルトキハ、此等ノ者ハ全ク課税標準ニ計算セラレスシテ甚ク權衡ヲ失スルニ至ルヘシ委員會ハ後説ニ左袒シ、鐵道業ノ課税標準ハ收入金額及從業者ニ依ルコト現行ノ如クスルコトニ決シタリ

#### 第九項 旅人宿業ノ課税標準ニ客間坪數ヲ加フルノ可否

旅人宿業ノ課税標準ハ建物賃借價格及從業者ノ二トス、委員ノ一人ハ左ノ理由ヲ以テ客間坪數ヲ課税標準ニ加フヘシトノ意見ヲ提出シタリ、曰ク

旅人宿業ノ收益ノ大小ヲ推定スルニハ建物賃借價格及從業者ヲ以テ足レリトスヘカラス、何トナレハ同一ノ賃借價格ト同一ノ從業者ヲ有スル營業者ニ於テモ、營業用ニ供スル客間坪數ノ大小ニ依リテ收益甚ク異ルアレハナリ、殊ニ建物賃借價格ノ坪價ハ頗ル困難ニシテ常ニ精確ヲ期スル能ハサルヲ以テ、此ノ欠点ヲ融和スル為客間坪數ヲ課

税標準ニ加フルトキハ公平ナル課税ヲ為スニ庶幾カルヘシ、庶幾業及料理店業亦同シ  
此ノ意見ニハ贊否兩論アリ、之ヲ答トスル者ノ所説ニ曰ク

一、坪數ノ大小ハ常ニ收益ノ大小ヲ代表スルモノニ非ス、坪數大ナルモ建物粗ニシテ不便ノ地ニ在ルモノハ、坪數小ナルモ建物美ニシテ便利ノ地ニ在ルモノヨリ收益少キハ一般ノ事實ナリ、殊ニ高等ノ旅客ヲ相手トスル者ハ坪數ヲ少クシテ設備ヲ完カラシメ、下等ノ旅客ヲ相手トスル者ハ設備ヲ略シテ坪數ヲ多カラシムルノ事實アルノミナラス、間斷ナク旅客ノ出入スル場所ニ於テハ坪數ヲ安大ナラシムルノ必要ナシト雖、季節ヲ限リテ旅客ノ群集スル場所ニ於テハ坪數ヲ安大ナラシムルノ必要アリテ、坪數ノ大小ハ決シテ收益ノ大小ヲ代表スルモノニ非ス、故ニ仮ヒ坪數ヲ課税標準ニ採用スルモ、建物賃借價格ニ輕ク坪數ニ重ク税率ヲ適用スルトキハ、甚ク不公平ナル結果ヲ生スルニ至ルヘシ

二、果シテ然ラハ、建物賃借價格ニ重ク坪數ニ輕ク税率ヲ適用センカ、其ノ実益殆ト皆無ナルヘシ、何トナレハ建物賃借價格ハ建物ノ大小、設備ノ善惡、營業ノ盛衰等諸種ノ事情ニ依リテ形成サルモノナルカ故ニ、其ノ賃借價格ノ内ニハ当然坪數ノ大小ヲ包含スルモノニシテ、徒ニ二重ノ結果ヲ見ルニ過キササルニ至ルヘケレハナリ

三、賃借價格評價ノ困難ニシテ常ニ精確ヲ期スル能ハサルハ誠ニ論者ノ言ノ如シト雖、今若シ坪數ヲ課税標準ニ採用スルモノトセンカ、營業ノ種類、家屋ノ構造設備等ニ依リテ税率ヲ異ニスルニ非ラサレハ、非常ノ不公平ヲ生スルニ至ルヘシ、果シテ然ラハ之ニ要スル勞費ハ莫大ニシテ、而カモ之ニ依リテ得ル所ハ殆ト皆無ニ帰シ、到底賃借價格評價ノ欠点ヲ補フ能ハサルヤ明ナリ

四、要スルニ坪數ヲ課税標準ニ採ルハ新ナル不公平ヲ生スルニ非サレハ無意味ニ了リ、唯徵稅手數ヲ増加スルニ過キス



第四款 稅 率

各種營業ノ各種課稅標準ニ對スル稅率ノ調査ハ微細ニ涉リ、逐一之ヲ記述スルハ其ノ煩ニ堪エサルヲ以テ、稅率改正ニ關シ審議シタル大体ノ方針ニ付以下項ヲ分チ説明セントス

第一項 物品販賣業ニ於ケル卸売ト小売トニ稅率ノ等差ヲ設クルノ可否

現行稅率ハ卸売万分ノ五、小売万分ノ十五ニシテ、一ト三トノ割合ナルカ、此ノ等差ハ果シテ適當ナルヤ否ヤノ問題ニ關シ、委員ノ一人ハ卸売小売ノ區別ヲ廢シ一率ト爲スヘシト主張シタリ、其ノ理由左ノ如シ

一、卸売ハ利少ク小売ハ利多シト云フモ常ニ必スシモ然ルニ非ス、一時ニ多量ニ販賣スル物品又ハ競争入札ニ依リ販賣スル物品ノ如キハ、小売ナリト雖決シテ卸売ヨリ利益大ナリト云フヘカラス

二、多クノ場合ニ於テハ売上金ニ對スル利益割合ハ小売ハ卸売ヨリ多シト雖、小売ハ營業ノ雜費、欠損多ク卸売ハ之レ少キト同時ニ、資本ノ回收速カニシテ資金運轉上頗ル好位置ニ在リ、結局卸売・小売ハ利益同一ナリト見ルモ不当ナラス

三、仮ニ卸売ハ小売ヨリモ利益少シトスルモ、卸売ハ小売ニ比シ資本金大ニシテ營業力大ナリ、換言スレハ納稅力多キモノナルヲ以テ、之ヲ同一ニ律スル亦致テ不可ナシ

四、卸売・小売ノ區別頗ル曖昧ナルヲ以テ、此ノ區別ヲ廢スルトキハ營業者及收稅官吏共ニ手續ヲ省略シ紛議ヲ避クルノ利アリ

次ニ卸売・小売ノ區別ヲ廢シ、売上金額ノ多少ニ依リ稅率ニ等差ヲ設クヘシトノ意見ヲ提出シタル者アリ、其ノ所説左ノ如シ

卸売・小売ノ區別實際明確ナル能ハサルノミナラス、小売ノ利益必スシモ卸売ヨリ多カラサルハ前説ノ如クニシテ、

寧ロ売上金額ノ多キモノハ割合ニ利益少ク、売上金ノ少キモノハ割合ニ利益多キ實際ノ狀況ナルヲ以テ、売上金額ノ多キモノニハ稅率ヲ低クシ、売上金額ノ少キモノニハ稅率ヲ高クスルヲ相当トス

委員ノ多數ハ左ノ理由ヲ以テ前ノ二說ヲ否認シタリ

卸売ト小売トニ依リ売上金ニ對スル利益割合ニ差異アルハ、殆ト疑フヘカラサル事實ナルノミナラス、卸売ハ常ニ小売ヨリモ資本金大ナリト云フヲ得ス、又仮ヒ資本金大ナリトスルモ、資本金大ナルモノニ比較的重稅ヲ課スル累進率ノ如キ稅制ハ營業稅全体ノ組織ト相容レズ、殊ニ売上金額ノ多キモノノ稅率ヲ低クシ、売上金額ノ少キモノノ稅率ヲ高クスト云フカ如キハ非理ノ最モ甚シキモノニシテ、其ノ結果非常ノ不公平ヲ現出スルニ至ルヘシ、故ニ小売卸売ノ區別ヲ存シ其ノ稅率ニ相當ノ等差ヲ設クルハ至當ナリ

果シテ然ラハ、其ノ等差ハ如何ニ定ムヘキカ委員ノ意見亦必スシモ一致セス

委員ノ一人ハ卸売一・小売二ノ割合ト爲スヲ相當ナリト主張シテ曰ク

所得調査ノ參考トシテ全國各稅務署ノ調査シタル所得標準歩合中、物品販賣業ノ重ナル業體二十二種ノ売上金百円ニ對スル所得歩合ノ平均ハ左表ノ如ク、卸売五円二錢六厘・小売十一円二十九錢三厘ニシテ、卸売一ニ對シテ小売二・二ニ當ルカ故ニ、一ト二トノ割合ト爲スヲ可トス

明治三十六年物品販売業所得標準歩合表

種別	売上金百円ニ対スル所得歩合	
	卸	小売
呉服	四、七一一	九、七一一
太洋物	三、七六一	八、三〇八
小洋物	六、〇二二	一三、一三三
荒物	七、二四四	一六、〇八五
穀物	四、四八七	一〇、三二二
砂糖	一、五八〇	四、八六八
油	二、七二四	七、二七六
紙	二、一六六	六、六一九
味噌	三、三六九	七、七九九
菓着	五、八一二	一一、二二一
古物	八、五〇七	一一、九三〇
金物	五、八一五	一一、三三三
肥料	五、〇〇三	一〇、八〇九
乾物	二、七八九	六、三二八
漆器	五、五三〇	一一、二〇四
陶器	六、四四〇	一一、三〇一
茶塩	六、一六三	一三、七九五
茶	二、七六二	七、〇九六
鹽	五、七六八	一一、六三〇
蔬菜	七、一七一	一七、〇六三
青物	六、三三〇	一四、八三六
下均	六、四一七	一四、〇七一
平均	五、〇二六	一一、二九三

之ニ対シテ他ノ委員ハ卸売一・小売三ノ割合、即チ現行法ヲ維持シテ曰ク

前説ノ根拠トナリタル所得歩合ハ各稅務署ノ調査ニ基クモノナリト雖、必スシモ精確ナリト云フヘカラス、何トナレハ前記ノ調査ハ全国ノ平均ナルカ故ニ其ノ統計ハ外形の簡數ノ多キ郡都二重ク、取引高實數多キ市街ニ極キ傾向ヲ呈スヘク、之ヲ以テ直ニ全国取引ノ真相ヲ断スヘカラサレハナリ、若シ全国取引ノ實數カ郡都ノ全体ヨリモ市街ノ全体カ多カラシニハ、實際ノ統計ハ反對ノ結果ヲ示スヘシ、即チ前表ニハ卸売一ニ対シテ小売二・二ノ割合ヲ示スト雖、是レ外形の簡數ヨリ計算セラレタル計數ニシテ、取引高實數ヨリ計算スルトキハ或ハ卸売一ニ対シテ小売三ノ割合ヲ示スニ至ルナキヲ保セス、故ニ卸・小売ノ等差ハ現行ノ如ク一ト三トノ割合ヲ維持スルヲ可トス

右ノ二説ニ対シ更ニ一ト二・五トノ割合ト為スヘシトノ折衷說起リ、委員会ニ於テハ此ノ折衷說ヲ容レ可決シタリ

第二項 物品販売業ノ業体ニ依リ売上金額ニ対スル稅率ニ等差ヲ設クルノ可否

物品販売業ノ卸売・小売ノ稅率ノ問題ニ次テ起レル問題ハ、物品販売業ノ業体ニ依リ稅率ニ等差ヲ設クルノ可否如何ニ在リ、委員ノ一人ハ積極論ヲ主張シテ曰ク

物品販売業ニ於テ卸売ト小売トノ間ニ收益ノ差異アルヲ理由トシテ其ノ稅率ニ等差ヲ設クル以上ハ、同シク販売業ト雖其ノ業体ニ依リテ收益ニ大小ノ差異アルコト、前掲所得標準歩合表ノ示ス所ノ如クナルヲ以テ、之ヲ同一ニ律スルハ甚タ不公平ナリ、故ニ物品販売業ヲ其ノ業体ニ依リテ分類シ稅率ニ等差ヲ設クルヲ適當トス

之ニ反對スル消極論者ノ說ヲ綜合スレハ左ノ如シ

一、販売業ノ收益ハ一定不變ノモノニ非ス、今日ハ甲ノ販売業收益多キモ、明日ハ乙ノ販売業收益多キコト常ナリ、皆是レ需要供給ノ關係ニ因リテ變遷推移スルモノナルカ故ニ、人為ヲ以テ之ヲ予定スルハ不可能ニ非スヘシハ公平ノ結果ヲ生スヘシ

二、販売業ノ業体ニ依リテ利益ニ差異アルヲ以テ税率ニ等差ヲ設クヘシトノ論旨ヲ貫カント欲セハ、種々無数ノ販売業ニ付一々其ノ収益ノ如何ヲ勘案シ税率ヲ定メサルヘカラス、如斯ハ到底其ノ煩ニ堪フル所ニ非サルヘシ

三、一度或種ノ業体ニ低率ヲ適用スルノ端ヲ開カンカ、低率ノ適用ヲ希望スル者陸續トシテ来ルモ、之ヲ排斥スル理由ナキニ苦ムニ至ラン

四、業体ニ依リ税率ヲ區別スル既ニハ、諸種ノ物品ヲ販売スル者ニ対シテハ、徴税上官民共ニ非常ノ混雜ヲ惹起スルニ至ルヘシ

反対論ハ少数ヲ以テ否決セラレ、生活ノ必需品及輸出品中主要ニシテ薄利ナルモノノ如キハ低率ヲ適用スルヲ相当トストノ見地ヨリ、大体ニ於テ營業ノ種類ニ依リ税率ヲ異ニスルノ要アリト爲シ、特別委員ニ附託シテ之ヲ調査セシメタルニ、特別委員ハ左ノ報告ヲ爲シタリ

一 物品販売業ヲ甲乙ニ区分シ甲ニ低率ヲ適用ス

一 甲ニ入ルヘキ業体

穀物、石油、石炭、塩、砂糖、肥料、羽二重、生糸、絹糸、綿糸紡績、生絹、繭、白木綿、紙

一 前項ハ卸売業者ニノミ適用ス

理由

(イ) 小売ニ在リテハ殊ニ税率ヲ変更スルノ必要ヲ認メス

(ロ) 小売ハ卸売ト異リ比較的數種ノ物品ヲ販売スル者多ク、從テ其ノ物品ニ依リ其ノ売上金額ヲ区分シ難キヲ以テ、実行上非常ニ困難ナリ

委員会ハ右ノ特別委員ノ報告ニ付逐次審議ヲ遂ケタル末、甲種即チ低率ヲ適用スヘキ業体ヨリ、石炭、塩、砂糖、絹

糸、紡績、生絹、繭及紙ヲ削除シ、甲ニ屬スルモノノ中米穀、石油、肥料ニハ卸売ノ場合ニ限ラス、小売ノ場合ニ於テモ低率ヲ適用スルヲ相当ト認メ、而シテ甲種ト乙種トノ税率ノ割合ハ六ト十トノ割合ト爲スコトニ決シタリ

米穀、石油及肥料ニハ卸売・小売共ニ低率ヲ適用シ、羽二重、生糸、絹糸及白木綿ニハ卸売ニノミ低率ヲ適用スルコトニ決シタルコト前述ノ如シ、然レトモ第二次ノ審議ニ於テ羽二重外三品ニ対シ卸売ニノミ低率ヲ適用スルトキハ、卸売ト小売トノ間ニ大ナル懸隔ヲ生シ不公平ヲ來スカ故ニ、小売ノ場合ニ於テハ米穀外二品ノ税率ト普通ノ物品ノ税率トノ中間ノ税率ヲ適用スルヲ可トストノ修正意見起リ、委員会ハ之ヲ是認可決シタリ

第三項 製造業ノ業体ニ依リ資本金額ニ対スル税率ニ等差ヲ設クルノ可否

營業税法ニ於ケル製造業ニハ諸種ノ業体ヲ包含シ從テ其ノ収益ノ割合一様ナラス、故ニ物品販売業ニ於テ其ノ大小ニ依リ税率ニ等差ヲ設ケタルト同一理由ヲ以テ、製造業ノ業体ニ依リ税率ニ等差ヲ設クヘシトノ意見ヲ提出シタル委員アリシカ、委員会ハ多数ヲ以テ此ノ提議ヲ否認シタリ、其ノ理由トスル所左ノ如シ

各種製造業ノ利益ニ多少ノ差異アルコト誠ニ論者ノ言ノ如シト雖、自由競争ノ行ハルル今日ニ於テハ資本金額ニ対スル利益ハ同一率ニ拂着スルノ傾向アルカ故ニ、各種物品販売業ノ売上金額ニ対スル利益ノ歩合ニ懸隔アルト大ニ其ノ趣ヲ異ニス、之ヲ例セハ、甲者資本金千円ヲ以テ白米商ヲ営ミ、一箇年十回資本ヲ回轉シ千円ニ付三分ノ利アルモノトセハ、其ノ売上金一万三百円ナリ、又乙者資本金千円ヲ以テ骨董商ヲ営ミ、一箇年一回資本ヲ回轉シ千円ニ付三割ノ利アルモノトセハ、其ノ売上金千三百円ナリ、此ノ兩者ハ共ニ収益三百円ナルニ、若シ売上金額ヲ標準トシテ同一率ヲ課センカ、甲者ハ乙者ニ比シテ約八倍ノ課税ヲ受クルコトナリ大ナル不公平ヲ生ス、故ニ此ノ不公平ヲ医スルニハ売上金額ニ対スル収益歩合ヲ觀察シテ税率ニ等差ヲ設クルノ要アルナリ、然レトモ若シ資本金額ヲ標準トスルトキハ、同一率ヲ課スルモ資本金額ニ対スル収益ニ差異ナキヲ以テ兩者ノ間ニ不公平アルコトナシ、



資本金額ニ対スル収益歩合大同小異ナルヲ常トスレハナリ、故ニ資本金額ヲ課税標準トスル製造業ニ在リテハ、其ノ業体ニ依リ税率ニ等差ヲ設クルノ必要ナシ

第四項 製造業ノ課税標準中資本金額ニ重ク置クノ可否

製造業ノ課税標準ヲ議スルニ当リテ建物貸賃価格削除ヲ否認シタルト同時ニ、製造業ノ課税標準中何レニ重ク何レニ輕ク税率ヲ定ムヘキヤハ、研究ヲ要スル問題ナリトシテ之ヲ留保シタルハ前ニ述フル所ノ如シ、製造業ニ在リテ収益ヲ制スルモノハ資本金額主ニシテ建物貸賃価格從ナルニ拘ラス、現行法ハ資本金額ヲ見ルコト輕ク貸賃価格ヲ見ルコト重キニ失スルノ感アリ、試ニ一表ヲ示セハ左ノ如シ

	税額合計(定率)	資本金額ニ対スル税額	建物貸賃価格ニ対スル税額	従業者ニ対スル税額
酒 精	八四 円	三一 円	四八 円	三 円
挽 材	一〇九	四三	五二	一四
帽 子	一一	二	六	三
玩 弄 物	一二	三	五	四
鍛 冶	一七	三	九	五
麥 酒	四、三六六	二、三二八	一、八四九	一九九
紡 績	二二、二〇〇	一一、一九四	七、三九八	二、六〇八
精 糖	八、一四七	五、二五五	二、六八七	二〇五

右ノ表ニ依レハ如何ニ貸賃価格ニ対スル税金カ營業税金中ノ主要部分ヲ占ムルヤ見ルニ足ルヘシ、特ニ小製造業ニ於テ然リトス、是ニ於テ委員会ハ、製造業ニ対シテハ資本金額ニ重ク建物貸賃価格ニ輕ク税率ヲ適用スルヲ相当ト認メタリ

而シテ從來製造業ト同一ノ課税標準及税率ヲ有シタル印刷業及写真業中印刷業ハ、全然製造業ト同シク資本金額ニ重ク置クヲ可トシ、写真業ハ現行ノ通据置クヲ可トスト決シタリ

第五項 倉庫業ノ課税標準中建物貸賃価格ニ重ク置クノ可否

倉庫業ノ課税標準ヲ議スルニ当リテ、資本金額ヲ削除シ之ニ代フルニ倉庫坪数ヲ以テスヘシトノ提議アリ、委員会之ヲ否認シタルハ前ニ述フル所ノ如シ、然レトモ倉庫業ニ於テ生命トモ称スヘキモノハ倉庫自体ニシテ、位置ノ便否、坪数ノ大小、換言スレハ建物貸賃価格ハ倉庫業ノ収益ヲ支配スヘキ主タル要件ニシテ、資本金額ハ從タル地位ニ立ツヘキ性質ノモノナリ、然ルニ現行法ハ比較的ニ資本金額ヲ見ルコト重ク、建物貸賃価格ヲ見ルコト輕キノ感アルヲ以テ、委員会ニ於テハ倉庫業ニ対シテハ建物貸賃価格ニ重ク資本金額ニ輕ク税率ヲ適用スルヲ相当ト認メタリ

委員会ニ於テ調査シタル倉庫業ニ於ケル課税標準毎ノ税率ハ左表ノ如シ

	税額合計	資本金額ニ対スル税額	建物貸賃価格ニ対スル税額	従業者ニ対スル税額
イ	一三六 円	六二 円	六六 円	八 円
ロ	一七一	八〇	八〇	一一
ハ	一、〇四一	五五七	四四九	三五
ニ	二、〇八八	五〇〇	五四六	四二
ホ	二、五二一	一、〇二六	一、三八九	一〇六

第六項 税率改正ノ方針

營業稅ノ目的ハ營業收益ニ課稅スルニ在リテ、營業收益ニシテ精確ニ調査シ得シニハ直ニ其ノ營業收益ニ課稅スヘク、各種ノ課稅標準ヲ設クルノ要ナシ、然レトモ營業收益ヲ精確ニ調査スルハ困難ナルノミナラス、不精確ニ調査シタル收益ニ課稅スルトキハ甚シキ不公平ヲ生スルニ至ルヘキヲ以テ、其ノ收益ヲ推定スヘキ各種ノ外標ヲ求メ之ヲ課稅標準ト爲シ、以テ課稅ノ公平ヲ期シタル立法ノ趣旨ハ前ニ屢々述フル所ノ如シ

夫レ然リ、然レトモ各種營業ニ採用シタル課稅標準中其ノ收益ヲ推定スヘキ資料トシテ重要ノモノト輕微ノモノトアルハ当然ノ事理タリ、然ルニ非常特別稅ハ各課稅標準ニ對シ一律ニ其ノ十五割ヲ増徴シ、彼此ノ間ニ負擔ノ權衡ヲ失スルニ至リタルモノアルヲ以テ、非常特別稅ヲ整理シ本稅ニ合併スル場合ニ於テハ、主タル課稅標準ニハ重ク、從タル課稅標準ニハ輕ク負擔セシメ、彼此ノ間ニ負擔ノ權衡ヲ得セシムルノ要アリトシ、委員會ニ於テハ前各項ニ記述シタル方針ノ上ニ、更ニ左ノ方針ヲ採リ稅率ヲ查按スルコトニ決シタリ

一、席貨業、旅人宿業、料理店業ニ付テハ各課稅標準ノ稅率ヲ增加スルコト

此等ノ業体ノ課稅標準タル建物賃貸價格及從業者ハ共ニ營業收益ヲ決定スル條件ニシテ、二者其ノ輕重ヲ区別スヘカラサレハナリ

二、写真業ニ付テハ各課稅標準ノ稅率ヲ增加スルコト

写真業ノ課稅標準タル資本金額、建物賃貸價格、從業者ハ共ニ輕重ナク營業收益ヲ決定スル條件ナレハナリ

三、倉庫業ニ付テハ主トシテ資本金額及建物賃貸價格ノ稅率ヲ增加スルコト

倉庫業ノ課稅標準タル資本金額及建物賃貸價格ハ、從業者ニ比シ營業收益ヲ決定スルニ大ナル勢力ヲ有スルモノナレハナリ、但シ資本金額及建物賃貸價格ノ中ニ就テハ、現行ノ稅率ニ照シ建物賃貸價格ニ重ク資本金

額ニ輕ク稅率ヲ適用スルノ方針ヲ採ルコトニ決シタルハ、前ニ述フルカ如シ

四、其ノ他ノ營業ニ付テハ主トシテ売上金額、資本金額、請負金額、收入金額又ハ報償金額ノ稅率ヲ增加スルコト

其ノ他ノ營業ニ在リテハ、売上金額、資本金額、請負金額、收入金額又ハ報償金額ハ他ノ課稅標準タル建物賃貸價格及從業者ヨリモ營業收益ヲ決定スル重要ナル條件ナレハナリ、但シ製造業ニ於テ現行ノ稅率ニ照シ資本金額ニ重ク建物賃貸價格ニ輕ク稅率ヲ適用スルノ方針ヲ採ルコトニ決シタルハ前ニ述フルカ如シ

第五款 課稅標準ノ調査機關ヲ設置スルノ可否

營業稅ニ關シ最後ニ問題トナリタルハ、課稅標準調査ノ機關ヲ設置スルノ可否如何ト云フニ在リ

現行營業稅法ハ課稅ノ基礎タル課稅標準ハ營業者ヲシテ申告セシメ、其ノ申告ヲ爲ササルトキ、又ハ其ノ申告シタル課稅標準ヲ不相當ト認ムルトキニ限り政府之ヲ算定スルノ規定ナルカ故ニ、營業者ノ申告ニ誠実ヲ欠クモノアルトキハ課稅上非常ナル不公平ヲ生シ、其ノ不公平ヲ矯正セントシテ政府之ヲ決定スルトキハ、政府ト納稅者ト意思ノ疎通ヲ欠キ、爲ニ徒ニ徵稅上ノ手數ヲ重ヌルノミナラス、納稅者ノ感情ヲ害シ課稅ニ對シ一層ノ苦痛ヲ増サシムルノ弊アリ、故ニ營業稅ニ於テモ所得稅ニ於ケルカ如ク調査委員會ヲ設置シ、其ノ調査ヲ經テ政府其ノ課稅標準ヲ決定シ、課稅ノ公平ヲ期スルト共ニ感情ノ衝突ヲ避クルヲ可トスト論スル者アリ、委員中亦之ヲ贊スル者アリ、尚其ノ理由ヲ細說シテ曰ク

現今各國ニ於ケル租稅制度ヲ通觀スルニ、物件ノ數量明確ニシテ外部ヨリ測定スルコト容易ナルモノニ在リテハ、收稅官吏ノ査定ニ任スコト通常ナリト雖、課稅物件ノ數量明確ナラス、外部ヨリ測定スルコト容易ナラサルモノニ在リテハ調査機關ノ調査ヲ經由セシメ、收稅官吏ノ専決ニ委スルコトナカラシムルト同時ニ、納稅者ノ申告ノミニ依ルコトナカラシメタリ、是レ課稅ノ公平ヲ期スルノ要アルト同時ニ、納稅者ノ財産、收益若ハ營業ノ秘密ニ立入

リ検査スルハ人権ヲ尊重スル所以ニ非サルヲ以テナリ、直接税ノ如キハ大概之ニ属ス、故ニ所得税ニ在リテハ勿論、營業税ニ在リテモ他國ノ如キ純粹ナル外税主義ニ依ルモノヲ除クノ外、相当調査機關ノ設アラサルハナシ、本邦ニ於ケル直接税ヲ見ルニ、地租ノ如キハ其ノ課税物件一見明瞭ニシテ、納税者ノ秘密ニ立入ラサルモ能ク其ノ真相ヲ捕捉シ得ヘシト雖、所得税・營業税ノ如キハ然ラス、幸ニ所得税ニ在リテハ所謂調査機關ノ備ハルアリト雖、獨リ營業税ニ在リテハ課税標準ノ調査機關ヲ欠ケルハ租税制度ノ欠点ナリト謂フヘシ

此ノ税ニ反対スル委員ハ曰ク

- 一、直接税ノ調査ニ調査機關ノ設備アルヲ便宜トスルハ良ニ論者ノ言ノ如シト雖、本邦ノ營業税ハ主トシテ表面ニ顯ハレタル外税ヲ課税標準トスルカ故ニ、他國ニ於ケルト同シク調査機關ノ設備アルヲ必要トセス
  - 二、課税標準ノ調査ニ関シ往々官民ノ間ニ意思ノ疎通ヲ欠キ感情ノ衝突ヲ招クノ弊ナキニ非スト雖、之ヲ以テ直ニ制度ノ罪ニ嫁スヘカラス、況ヤ其ノ弊ハ年ト共ニ漸ク薄ラクニ於テテヤ
  - 三、仮ニ所得税ニ於ケルカ如キ調査会ヲ設置シタリトスルモ、納税者ノ不服・異議ハ全ク之ヲ根絶シ得サルノミナラス、調査会ノ調査亦必スシモ公平ナルモノニ非ス、何トナレハ調査会ハ政府ノ調査額ヲ削減スルニ便クノ弊ナキ能ハサルハ、現行所得調査会ノ実績ニ依リ之ヲ推知スルニ難カラサレハナリ
  - 四、政府ノ決定ニ対シテ不服アル者ハ審査会ノ審査ヲ請求シ得ルノ現行制度ナルカ故ニ、敢テ制度ニ於テ不完全ナリト謂フヘカラス
  - 五、要スルニ官民共ニ税法ノ施行ニ憤然シタル今日ニ於テ新ニ調査機關ヲ設置スルノ必要ヲ認メス、況ヤ調査機關設置ノ為ニハ少クトモ十二三万円ノ經費ヲ要スヘキニ於テテヤ
- 委員會ハ後説ヲ是認シ課税標準調査機關設置ノ議ヲ否認シタリ

「別冊第一号

租 税 整 理 法 律 案

營業税法中改正法律案

營業税法中左ノ通改正ス

- 第一条中「船舶業」「土木請負業」ヲ削リ、「労働請負業」ヲ「請負業」ニ改メ、「信託業」ヲ加フ
- 第三条第二項中「資本金額」ヲ「運転資本金額」ニ改ム
- 第四条第二項中「器物、器械」ヲ「物品」ニ改メ、「洗濯」ヲ削ル
- 第七条中「土木請負業、労働請負業」ヲ「請負業」ニ改ム
- 第十条ノ二中「仲買業」ノ次ニ「信託業」ヲ加フ
- 第十二条 營業税ハ左ノ課税標準及税率ニ依リ毎年之ヲ賦課ス

業 名	課 税 標 準	税 率
物 品 販 売 業	売上金額	
從 業 者	建物賃貸価格	
	甲種 米、麦、石油	卸売八万分ノ十二
	乙種 羽二重、生糸	卸売八万分ノ十二
	丙種 前二種ニ属セ	卸売八万分ノ二十
	千分ノ七十五	卸売八万分ノ三十
	一人毎ニ金ニ円	小売八万分ノ四十
		小売八万分ノ五十

銀行	業	資本金額	千分ノ二
	從	建物貸賃價格者	一人毎ニ金二十五
保險	業	資本金額	千分ノ五半
	從	建物貸賃價格者	一人毎ニ金二十五
金貨	業	運轉資本金額	千分ノ六半
物品貸付	業	建物貸賃價格者	一人毎ニ金二十五
印刷	業	資本金額	千分ノ五半
	從	建物貸賃價格者	一人毎ニ金六十
	從	業者ノ内職工勞役者	一人毎ニ金五十錢
運送業、運河業、棧橋業、船舶碇繫場業、貨物陸揚業	業	資本金額	千分ノ六半
	從	業者	一人毎ニ金二円
倉庫	業	資本金額	千分ノ二半
	從	建物貸賃價格者	一人毎ニ金二十
鐵道	業	收入金額	千分ノ二十五
	從	業者	一人毎ニ金二円
請負	業	請負金額者	千分ノ五
	從	業者	一人毎ニ金二円

寫真	業	資本金額	千分ノ四
	從	建物貸賃價格者	一人毎ニ金二十
席理店	業	建物貸賃價格者	千分ノ百五十
	從	業者	一人毎ニ金二円五十錢
旅人宿	業	建物貸賃價格者	千分ノ百
	從	業者	一人毎ニ金二円五十錢
公ナル周旋	業	報償金額者	千分ノ五十
	從	業者	一人毎ニ金二円
仲立	業	報償金額者	千分ノ四十
	從	業者	一人毎ニ金二十五
仲買	業	建物貸賃價格者	千分ノ七十五
	從	業者	一人毎ニ金二円

營業者ヲ除クノ外、從業者中十五歳未満ノ者ニ付テハ前項稅率ノ二分ノ一トス

第十五条第一項中「土木請負業、勞力請負業」ヲ「請負業」ニ改メ、「仲買業」ノ次ニ「信託業」ヲ加フ

第十六条第二項ヲ削ル

第十七条ノ二 課稅標準ト爲スヘキ資本金額ハ、金錢貸付業及物品貸付業ヲ除クノ外左ノ區別ニ依リ之ヲ算定ス

- 一 会社ノ資本金額ハ前年中各月末ニ於ケル出資金額、払込株式金額、各種ノ積立金額、其ノ他積立金ノ性質ヲ有スル資産金額、社債金額及借入金額ノ月割平均額ニ依ル、但シ銀行業ヲ營ム会社ノ資本金額ニハ前年中各月末ニ於ケル預金ノ四分ノ三ノ月割平均額ヲ加算シ、保險業ヲ營ム会社ノ保險責任準備金ハ資本金額ヨリ之ヲ除算ス
- 二 個人ノ資本金額ハ他ヨリ借入レタルト否トヲ問ハス、前年中各月末ニ於ケル固定資本及運轉資本ノ月割平均額ニ依ル、但シ固定資本ハ直接ニ營業ノ用ニ供スル土地、建物、築造物、船舶、器具、器械ノ見積價額ヲ以テ之ヲ

計算ス

金銭貸付業及物品貸付業ノ課税標準ト為スヘキ運転資本金額ハ、他ヨリ借入レタルト否トヲ問ハス前年中各月末ニ於ケル運転資本ノ月割平均額ニ依リ之ヲ算定ス、但シ物品貸付業ノ運転資本ハ貸付クヘキ物品ノ見積価格ヲ以テ之ヲ計算ス

会社ニ於テ本法第一条ニ掲ケル營業ト同条ニ掲ケサル營業トヲ兼營スルトキハ、第一項第一号ニ依リ算定シタル資本金額ヨリ、本法第一条ニ掲ケサル營業ニ対スル見積資本金額ヲ控除シタルモノヲ以テ課税標準ト為スヘキ資本金額トス

第十八条 建物賃貸価格ハ貸主カ公課、修繕費、保険料、其ノ他土地又ハ建物ノ維持ニ必要ナル経費ヲ負担スル条件ヲ以テ、店舗其ノ他營業用ノ土地建物ヲ賃貸スル場合ニ於テ貸主ノ取得スヘキ金額ヲ謂フ、但シ住居ニ供スルモノ其ノ他直接ニ營業ニ使用セサルモノアルモ、同一区域内ニ在リテ自己ノ所用ニ係ルモノハ營業用トシテ計算ス

第十九条中但書ヲ削ル

附 則

第二十一条第二項中「船渠業」ヲ削ル

本法ハ明治四十一年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

非常特別税法中營業税ニ關スル規定ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

「別冊第二号

租税整理ニ依ル歳入増減明細表

第三營業税

業 名	四十年 度 予 定 額	整 理 見 込 額	整 理 増 減
物品販売業	八、四九三、六八四 円	八、四五八、五〇三 円	減 三五、一八一
銀行業	二、五二七、四〇三	二、四三二、二五五	減 九五、一四八
保険業	一〇三、四一四	一〇五、六三六	増 二、二二二
金銭貸付業	一、四七二、九七九	一、三七九、六七六	減 九三、三〇三
物品貸付業	四一、八七三	一八、八一五	減 二三、〇五八
製造業	三、六一六、一一九	三、五三〇、七五四	減 八五、三六五
運送業	七四七、九三〇	七三五、九九五	減 一一、九三五
倉庫業	八三、四六九	八四、一一二	増 六四三
運河業	二、八〇一	二、八九九	増 九八
棧橋業	四、四八五	四、四五七	減 二八
船舶碇繋場業	一四、六六三	一二、五九八	増 七、九三五
貨物陸揚場業	三五三	三二七	減 二六

船渠業	三五、九六七	減	三五、九六七
鐵道業	四八八、九一一	減	八、九四一
諸負業	二六八、七八二	減	八、九〇二
印刷業	六四、八七八	減	九、二一四
寫真業	一三、七四四	減	二〇五
席貸業	六六、二三八	增	一
旅人宿業	二五八、七三八	增	二、〇九六
料理店業	四九〇、二三九	增	三、九六六
公ナル周旋業	八七、六四九	增	一七、八一九
代弁業	四五、六五六	增	一三、一一〇
仲立業	一三五、一四八	增	二九、八四二
仲買業	五六一、八〇三	增	九八、二五一
信託業	一九、六二六、九二六	增	一、二八〇
計	一九、六二六、九二六	減	二三〇、〇〇〇

備考  
十五歳未満ノ従業者ヲ半額トスルカ為ノ減  
家族タル従業者ニ課税スルカ為ノ増

一六三、〇一八円  
四二、〇四三

(昭59 本校 75、平12 東京 150)

22、明治40年 税法整理案審査会審査要録 (抄)

税法整理案審査会審査要録

- 第一章 地 租 [租税史料叢書] 第一卷に収録]
- 第二章 所得 税 [租税史料叢書] 第三卷に収録]
- 第三章 營業 税

營業税ニ関スル整理原案ハ改正ノ条項ヲ包含スルコト多カリシヲ以テ、營業税カ審査会ノ議ニ上ルヤ議論百出種々ノ修正意見提出セラレタリ、今其ノ審議ノ要領ヲ記述スルニ当リ、問題ヲ營業税ヲ課スヘキ營業種目ニ関スルモノ、數種ノ業体ニ共通スル課税標準ニ関スルモノ、及各箇ノ業体ニ於ケル課税標準及税率ニ関スルモノ、三類ニ大別シ、更ニ項ヲ分子之ヲ説明セントス

第一款 營業税ヲ課スヘキ營業種目

第二項 新聞発行業、図書出版業及医師、弁護士等ニ課税スルノ可否

營業税ヲ課スヘキ營業種目ニ関シテ先ツ委員ノ一人ハ、新聞雜誌発行業、図書出版業及医師、弁護士等ニ新ニ營業税ヲ課スヘシト提議シタリ、其ノ理由及此ノ提議ニ賛成シタル委員ノ述フル理由ヲ綜合スレハ左ノ如シ

- 一、現行營業税カ商工業者ニ対シテ苛重ナルコトハ當業者ノ等シク怨嗟スル所ナルニ拘ラス、此ノ事實カ未タ社会ニ認識セラレサルハ、社会ノ上流ニ立チテ世人ノ指導タルヘキ新聞発行者、弁護士ノ如キ上流營業者カ營業税ヲ

負担セシテ痛痒相感セサルカ故ナリ、此等上流營業者ハ宜シク營業稅ヲ負担シテ下級營業者ト共ニ納稅ノ苦痛ヲ分ツヘキナリ

二、印刷業ニ課稅シ、之ト殆ト業體ヲ同ニスル新聞發行業及圖書出版業ニ課稅セサルハ不衡平ナリ、又藥店ノ藥品販賣ニ對シテ課稅シ醫師ノ藥劑販賣ニ對シテ課稅セサルハ不衡平ナリ、彼ニ課稅シ此ニ課稅セサルノ理由ナシ

三、醫師、弁護士ノ如キハ社會ノ上流ニ立チ、概シテ納稅能力大ナル者ナルヲ以テ、此等ニ課稅シテ下級營業者ノ負担ヲ輕減スルハ最モ至當ノ事ニ屬ス

四、醫師、弁護士ニ課稅スルハ、専ラ商工業者ニ課稅スルヲ以テ目的トスル現行營業稅法ノ主義ニ一致セサルノ嫌ナキニ非スト雖、元來營業稅ハ商工業者ニ限り賦課スヘキ必然ノ理由ナシ、仏國其ノ他ノ國ニ於テハ醫師、弁護士ハ勿論、官吏・教師等所謂高等職業ニモ營業稅ヲ課スルノ立法例アリ、醫師、弁護士ト雖一種ノ營業タル以上ハ之ニ課稅スル敢テ不可ナリトセス、若シ強イテ現行營業稅法ニ編入スルヲ以テ不可ナリトセハ、特別營業稅ト為スモ亦可ナリ

此ノ說ニ反對スル委員亦少カラス、其ノ所論ノ大要左ノ如シ

一、新聞ハ政論ヲ發表シ時事ヲ報道シ、其ノ他ノ學術、技芸ニ關スル智識ヲ普及スルヲ目的トスル社會ノ機關ニシテ、其ノ發行ハ決シテ營利ヲ目的トスルモノニ非ス、又實際ニ於テ利益ナキモノナリ、稀ニ相當ノ利益アルモノアリトスルモ是レ偶然ノ結果ノミ、新聞ノ發行ニ對シ營業稅ヲ課セントスルハ新聞雜誌ノ發行ヲ以テ營業ト為スノ謬見ニ基クモノナリ

二、醫師・弁護士ハ既ニ所得稅ノ賦課ヲ受ク、而シテ此等ノ職業ハ性質上體面ヲ維持スルノ必要アルカ故ニ、實際ノ利益ハ其ノ外見ニ比シ少キヲ常トス、且全体ニ於テ人數少キヲ以テ之ニ課稅スルモ多大ノ收入ヲ期スル能ハス、

況ヤ一定ノ免稅點ヲ設クルトキハ一層其ノ收入ヲ減スヘキニ於テヲヤ

三、精神上ノ技能ニ屬スル職業ニ課稅スルハ、専ラ商工業者ニ課稅スルヲ以テ目的トスル現行營業稅法ノ主義ニ一致セス、故ニ若シ醫師、弁護士ニモ課稅セントセハ別種ノ租稅ト為ササルヘカラスシテ、所得稅トノ重複ヲ免レサルノミナラス、醫師、弁護士以外ノ高等職業、例ヘハ官吏、教師、著作家、画工、音樂師等ニモ及ホササルヘカラサルニ至ルヘシ

可否ノ兩論共ニ一理アリ、殊ニ圖書出版業課稅論ニハ反對ノ理由乏シカリシヲ以テ、審査會ハ各種ノ關係ヲ調査シ慎重審議ノ要アリト為シ、五名ノ特別委員ニ附託シテ調査セシムルコトニ決シタリ、特別委員ハ調査ノ結果、圖書出版業ニ對シテハ出版業トシテ印刷業ト同一ノ課稅標準及稅率ヲ以テ課稅スルヲ可トスト雖、新聞雜誌ノ發行者及醫師、弁護士等ニ課稅スルヲ否トスル旨ヲ報告シタリ、其ノ理由ニ曰ク

一、現行法カ文書圖書ノ印刷ヲ業トスル者ニ對シテ課稅スルニ拘ラス、文書圖書ヲ印刷シテ發售頒布スル者ニ對シテ課稅セサルハ理由ニ乏シ、故ニ文書圖書ヲ印刷シテ發售頒布スル者ニハ出版業トシテ課稅スルヲ可トス、但シ文書ヲ著述シ又ハ編纂シ、若ハ圖書ヲ作為スル著作ノ行為ヲ課稅ノ範圍外ニ置クハ勿論ナリトス

二、新聞又ハ雜誌ノ發行ハ特別ナル法律ノ支配ト行政ノ監督トノ下ニ立チ、普通ノ文書圖書ノ出版ト異ルノミナラス、營利事業ト謂フ能ハサルモノアリ、之ニ營業稅ヲ課スルハ穩ナラス、但シ新聞紙條例ノ支配ヲ受ケサル雜誌ノ類ハ此ノ限ニ在ラサルモノトス

三、醫師ノ藥価ヲ請求スルハ藥劑ヲ販賣スルヲ目的トスルモノニ非ス、未タ醫藥分業ノ域ニ達セサルカ故ニ、患者ノ便宜ノ為ニ其ノ処方ニ依リ藥劑ヲ調合シ其ノ代価ヲ求ムルニ過キス、若シ藥価ヲ請求スルノ故ヲ以テ課稅スルモノトセハ病院ニモ亦課稅セサルヘカラサルニ至ラン、是レ甚ダ穩當ナラス、況ヤ藥劑師カ醫師ノ処方ニ依リ藥

刑ヲ調合スル行為ノ如キモ藥品ノ製造又ハ販売ノ行為ニ非ストシテ、之ニ對シ營業稅ヲ課セサルノ現行取扱ナルニ於テヲヤ

四、醫師、弁護士ニ課稅スルハ現行營業稅法ノ主義ニ一致セス、若シ別種ノ租稅ト為サンカ、權衡上其ノ他ノ高等職業ニモ課稅セサルヘカラサルニ至ラン、是レ大ニ熟考ヲ要スヘキコトナリトス

審査會ハ特別委員ノ報告ヲ是認可決シタリ

第二項 輸出物品ノ價格ヲ売上金額ト看做シテ課稅スルノ可否

輸出物品ノ取扱ヲ為ス者ニ二種アリ、一ハ輸出物品ノ買入ヲ為シ之ヲ輸出商ニ販売スル者ニシテ、一ハ輸出商自ラ輸出物品ヲ買入レ直ニ之ヲ外國ニ輸出スル者是ナリ、前者ノ場合ニ於テ物品ヲ輸出商ニ販売スル者ニ對シテハ營業稅ヲ課スルモ、後者ノ場合ニ於テ物品ヲ外國ニ輸出スル者ニ對シテハ、内國ニ於テ販売行為ノ成立スル者ヲ除クノ外ハ營業稅ヲ課セス、是レ現行ノ取扱ナリトス、蓋シ外國ノ本店又ハ支店ニ物品ヲ輸送シ外國ニ於テ之ヲ販売スル如キハ、内國ニ於テハ單ニ買入ノ行為アルノミニシテ販売ノ行為ナキヲ以テナリ、是ニ於テ委員中說ヲ為ス者アリ、曰ク現行稅法ノ取扱前記ノ如クナルカ故ニ、同シク輸出ノ目的ヲ以テ輸出物品ノ買入ヲ為スモ、自ラ之ヲ外國ニ輸出セサル者ハ比較の劣者ナルニ拘ラス營業稅ヲ課セラレ、自ラ之ヲ外國ニ輸出スル者ハ比較の優者ナルニ拘ラス營業稅ヲ課セラレサルノ不公平アルノミナラス、輸出商ノ雇人又ハ代理人ノ名義ヲ以テ物品ノ買入ヲ為ストキハ課稅ヲ免ルノ不都合アリ、殊ニ輸出ハ内國人ノ經營ニ係ル者甚タ少クシテ主トシテ外國人ノ手裡ニ在ルノ現況ナルカ故ニ、稅法不備ノ為ニ内國人ハ益々外國商人ト競争スル能ハサルノ弊ヲ生ス、重要輸出物品タル生糸羽二重ノ取扱ニ於テ特ニ然リトス、故ニ此ノ弊ヲ除ク為此等輸出商ニ對シテハ輸出物品ノ價格ヲ売上金額ト看做シ、物品販売業トシテ課稅スルヲ要ス、況ヤ内國ニ於テ販売行為ノ成立シタルト否トニ依リ課稅スルト否トヲ決スルカ如キハ、理論ニ

過キ實際ノ適用甚タ困難ナルヘキヲ以テ均シク課稅シテ彼此ノ混雜ヲ防クノ至當ナルニ於テヲヤ

此ノ說ニ對シテ賛成ヲ表スル委員少カラス、然レトモ審査會ハ審議ノ結果之ヲ否認シタリ、其ノ理由ノ大要左ノ如シ營業稅ヲ課スルト否トハ内國人タルト外國商人タルトニ依リテ異ルコトナシ、要ハ其ノ業體ノ如何ニ在リ、而シテ内國ニ於テ買入行為アルノミニシテ販売行為ナキモノニ對シ物品販売業トシテ課稅セントスレハ、是レ外國ニ於ケル販売事實ヲ内地ノ法律ヲ以テ支配セントスルモノニシテ、法理上頗ル困難ナルノミナラス、若シ外國ニ於テ營業稅ヲ課セラルルコトアランカ、二重ノ課稅ヲ負擔スルノ不都合ヲ生スルニ至ルヘシ、之ヲ内國ニ例センカ、東京ノ商人カ京都ニ支店ヲ置キ物品ノ仕入ヲ為シ、之ヲ東京本店ニ輸送スル場合ニ於テ、其ノ輸送物品ノ價格ヲ売上金額ト看做シテ其ノ支店ニ課稅スト云フニ異ルコトナシ

第三項 輸出羽二重及生糸ノ取引ヲ為ス者ニ對シ特別ノ課稅方法ヲ設クルノ可否

輸出品タル羽二重及生糸ノ販売ハ薄利ナルヲ常トシ、売上金額ニ對スル収益歩合少額ニシテ普通ノ物品販売ト其ノ趣ヲ異ニスルヲ以テ、整理原案ハ羽二重及生糸ノ卸売ニ對シテハ特ニ低率ヲ適用スルコトト為シタリ、然ルニ輸出羽二重及生糸ノ取引ニ關スル營業狀態ハ單純ニ非スシテ、細ニ之ヲ分析スルトキハ或ハ販売ノ性質ヲ有スルモノアリ、或ハ仲買又ハ仲立ノ性質ヲ有スルモノアリト雖、實際ノ狀況ハ互ニ錯綜複雜シテ其ノ孰レニ屬スルカヲ判別スル能ハサルモノアリ、故ニ或ハ物品販売業トシテ課稅スルアリ、或ハ仲買業又ハ仲立業トシテ課稅スルアリ、或ハ物品販売業及仲買業又ハ仲立業ノ兼業トシテ課稅スルアリ、各地ノ取扱常ニ一途ニ出ル能ハサルノ弊ナシトセス、是ニ於テ審査會ニ於テハ輸出羽二重及生糸ノ取引ヲ為ス者ニ對シ特別ノ課稅方法ヲ設クヘシトノ論起リ、委員中左ノ提案ヲ為シタル者アリ

一、第一案 物品販売業トシテ課稅セントセハ稅率ヲ尙ホ低減スヘシ



理由 羽二重商ノ業体ハ元來仲買業又ハ仲立業ノ性質ヲ有スルモノナリト雖、買主ヨリ不合格品ヲ逆送セラルルニ當リ之ヲ売主ニ返戻スル能ハサルカ故ニ、空シク手数料ヲ損シテ他ニ之ヲ転売スルコトアリ、此ノ一部転売ノ事實アルカ為ニ稅務官吏ハ之ヲ物品販賣業トシテ課稅セントシ、當業者ハ之ヲ仲買業又ハ仲立業ナリト主張シ、多年論争ノ末收稅官吏ハ當業者ト妥協シ報償六分・販売四分ト看做シ、羽二重取引高十萬元ニ付稅額七十二円ノ課稅トナルニ至レリ、然ルニ今整理原案ノ稅率ニ依リ全部ヲ物品販賣業トシテ課稅スルトキハ、税金百二十六円五十錢ノ激増トナル故ニ、全部ヲ物品販賣業トシテ課稅スルモノトセハ稅率ヲ万分ノ六強ニ低減スルヲ相當ナリトス、然レトモ物品販賣業ノ乙種全部ヲ万分ノ六強ニ低減スルトキハ、物品販賣業全体ニ於ケル稅額ノ減少ヲ見ルニ至リ、実行困難ノ事情アリトセハ他ニ考案ヲ立ツルヲ要ス、生糸商ニ在リテモ全く同様ニシテ、唯現行妥協稅額報償五分・販売五分ノ割合ノ差アルノミ

## 二、第二案 仲買業又ハ仲立業トシテ課稅スヘシ

理由 前述ノ如ク羽二重及生糸商ハ其ノ性質主トシテ仲買業又ハ仲立業ニ屬スルモノナルヲ以テ、寧ロ其ノ取引ノ全部ヲ仲買業又ハ仲立業トシテ其ノ報償金額ニ課稅スヘシ、十萬元ニ付報償金額六百円トシ、現行稅率千分ノ三十七半トスレハ稅額二十五円ニシテ、改正稅率千分ノ四十トスレハ稅額三十円五十錢ナリ、改正稅額ハ現行稅額ニ比シテ五円五十錢ヲ増加スト雖、本業ハ寧ロ仲買業又ハ仲立業ニ屬セシムルヲ相當ナリトス、現ニ横浜ニ於ケル某商ノ如キハ仲買業トシテ課稅セラレ、物品販賣業トシテ課稅セラレスト云フ、若シ法律改正ノ結果物品販賣業トシテ課稅セラルルニ至ラハ大ナル恐慌ヲ來スノ虞アリ、同一稅法ノ下ニ在リテ地方ニ依リ其ノ適用ヲ異ニスルハ立法ノ本旨ニ非ス、故ニ羽二重及生糸商ハ寧ロ仲買業又ハ仲立業トシテ課稅スルヲ可トス

## 三、第三案 物品販賣業及仲買業又ハ仲立業トシテ併課セントセハ、物品販賣業ノ稅率ヨリ羽二重及生糸ヲ削除ス

ハシ

理由 第一案ノ物品販賣業トシテノ稅率低減モ行ハレ難ク、又ハ第二案ノ仲買業又ハ仲立業トシテノ課稅モ行ハレストセハ、売上金額稅率乙種中羽二重及生糸ヲ削除シテ明文ヲ掲ケス、從來ノ如ク販売ト報償ト併課シ、唯其ノ小部分タル純粹ノ販売ニ付テノ物品販賣業トシテ課稅スルノ外ナルヘシ、然レトモ斯ノ如キハ稅法整理ノ趣旨ニ違ヒ姑息タルヲ免レサルナリ、若シ整理原案ノ如ク物品販賣業ノ稅率中ニ羽二重及生糸ヲ明記シ、其過半ヲ仲買業又ハ仲立業トシテ課稅セントセハ、自ラ法ヲ枉クルノ嫌アリ

## 四、第四案 輸出羽二重及生糸ノ營業者ニハ營業稅ヲ免除スヘシ

理由 輸出品ヲ免除スルノ趣旨ニ依リ輸出羽二重ハ織物消費稅ヲ免除セラル、然ルニ産出地ノ商人カ輸出羽二重ヲ輸出港ノ商人ニ販売スルトキニハ、輸出品ナルニ拘ラス内地ニ於テ販売行為アルノ故ヲ以テ、物品販賣業トシテ營業稅ヲ課セラレ、之ニ反シテ外國商人又ハ外國商人ノ名義ヲ以テ羽二重ノ買入ヲ為シ、直ニ之ヲ外國ニ輸出シテ販売スルトキハ營業稅ヲ免セラレ、内國人ニシテ直輸出ニ從事スル者甚タ少キヲ以テ、輸出品免稅ノ恩典ハ独リ外國人ニ行ハレ内國人ニ及ハス、是ニ於テカ前項ニ於ケルカ如ク輸出品ノ價格ヲ売上金額ト看做シテ課稅スヘシトノ議論生センモ、輸出品ノ價格ニ課稅スルトキハ外國人ハ其ノ税金タケ低價ニ羽二重ヲ買入レントシ、羽二重ノ價格ヲ低廉ナラシムルノ虞アリ、國家經濟上策ノ得タルモノニ非サルヲ以テ、其ノ我ニ不利ナルヲ以テ彼ニモ亦不利ナラシメンヨリ、寧ロ彼我共ニ利スルニ如カス、即チ彼ノ消費稅ノ例ニ倣ヒ輸出羽二重及生糸ヲ販売スル者ニ對シ營業稅ヲ免除スルコトトセハ、内外人ノ間ニ負擔ノ公平ヲ得ルニ至ルヘシ

此ノ提案ニハ賛否同論アリ、之ヲ否トスル委員ノ稅ヲ綜合スレハ左ノ如シ

一、羽二重及生糸商ノ多數ハ仲買又ハ仲立ノ形式ヲ以テ營業スルハ事實ナリト雖、羽二重生糸ノ買入販売ニ依リ生

スル損金ノ計算ヲ自ラ負担シテ營業スル者亦少カラス、買主ヨリ逆送セラレタル不合格品ヲ販売スルノ一事ヲ捕ヘテ物品販売業ト認定セラルト云フカ如キハ極端ノ引例ニシテ、仲買又ハ仲立ノ形式ニ依ルモ事實自己ノ計算ヲ以テ売買スル者多シ、此等ハ純粹ナル物品販売業ニシテ之ヲ仲買業又ハ仲立業トシテ課税スルカ如キハ、法律ヲ以テ事実ヲ托クルノ嫌アルノミナラス、若シ此等ニ對シ仲買業又ハ仲立業トシテ課税センカ、羽二重及生系商中純粹ナル仲買業又ハ仲立業ニ屬スル者アルヲ以テ、此等トノ間ニ權衡ヲ失スルニ至ルヘシ

二、羽二重生系商ノ薄利ナルハ亦固ヨリ之ヲ認ム、是レ整理原案カ羽二重、生系ノ卸売ニ對シテ普通物品ノ六割ヲ以テ其ノ税率ト為シタル所以ナルヘシ、改正税率万分ノ十二ハ現行税率万分ノ十二半ニ比シ僅カニ万分ノ半ヲ減シタルニ過キサルカ如シト雖、物品販売業ニ在リテハ建物賃借價格及從業者ニ減率シ売上金額ニ増率スルノ方針ヲ採リ、建物賃借價格及從業者ニ對スル税率ハ現行ニ比シ二割以上ノ減率ヲ行ヒタルヲ以テ、羽二重生系商ノ負担ハ著シク軽減セラルル結果トナレリ、此ノ以上更ニ売上金額ニ對スル税率ヲ低減スルノ必要ヲ見ス

三、羽二重商ニアリテハ報價六分・販売四分トシ、生系商ニ在リテハ報價五分・販売五分トシテ妥協課税スルカ如キハ姑息ノ批難免レ難キヲ以テ、純粹ノ仲買業又ハ仲立業ニ對シテハ仲買業又ハ仲立業トシテ課税スルト同時ニ、販売ノ事實アル者ニ對シテハ、其ノ名稱ノ如何ヲ問ハス總テ物品販売業トシテ課税スルヲ可トス、斯ノ如ク為スモ羽二重及生系ノ税率低減セラレタルヲ以テ、敢テ負担ニ堪ヘサルカ如キコトナカルヘシ、報價販売ノ歩合ヲ妥協スルノ不可ナルト同時ニ羽二重生系商ヲ以テ總テ仲買業又ハ仲立業ト看做スハ不当ナリ、故ニ其ノ名稱ノ如何ヲ問ハス其ノ実體ニ依リ課税スルヲ至當トス

四、輸出奨励ノ趣旨ニ依リ、輸出羽二重生系ヲ販売スル者ニ對シ營業税ヲ免除スヘシトノ説ハ一理ナキニ非スト雖、是レ營業税ヲ以テ消費税ト同視セントスルモノニシテ、租税ノ性質上許スヘカラサル誤謬アルノミナラス、内地

ノ消費品ト外國輸出品トヲ併セ販売スル者ニ對シテハ実行上非常ノ困難ヲ感スヘシ、輸出奨励ノ方法ハ別ニ之ヲ講究スルヲ要ス、殊ニ内國ニ於テ營業税ヲ課セラレタルカ為ニ外國ニ於テ競争困難ナリトノ事實ハ未タ之ヲ認めサルナリ

本問題ハ多年ノ宿論ニシテ、曾テ物議ヲ惹起シタル歴史ヲ有スルヲ以テ慎重審議ノ要アリト為シ、一括シテ之ヲ五名ノ特別委員ニ附託シタルニ、特別委員ハ二回ノ會議ヲ重ネテ調査ヲ為シ、左ノ如ク之ヲ報告シタリ

一、仲買業者ニシテ稀ニ販売行為ヲ為ス者ノ如キハ、仲買業トシテ課税スルコトニ全國ノ取扱ヲ一定スルコトトシ、羽二重生系ニ關シテ法律ノ規定ヲ改正セサルコト

理由 整理原案ニ於テ羽二重生系商ノ薄利ナルヲ認め、物品販売業トシテノ税率ヲ低減シタル以上、更ニ法律ノ規定ヲ以テ事実ヲ托ケ之ヲ仲買業ト看做シテ課税スルノ必要ヲ認め、而シテ仲買業ナルカ將タ物品販売業ナルカハ其ノ營業ノ実體ニ依リテ之ヲ決スルヲ可トス、然レトモ仲買業者ニシテ逆送品ヲ販売スルカ如キ稀ニ販売行為ヲ為スコトアルモ、之ヲ捉ヘテ直ニ物品販売業ヲ兼ヌル者ナリトシテ課税スルハ種当ナラス、而シテ同一業體ノ者ニ對シ甲地ニ於テハ仲買業トシテ課税シ、乙地ニ於テハ仲買業兼物品販売業トシテ課税スルカ如キコトアルトキハ、負担ノ公平ヲ保ツ能ハサルヲ以テ全國ノ取扱ノ一定ヲ要スルハ勿論ナリトス

二、羽二重生系ノ税率ヲ卸売万分ノ八ト改ムルコトニ關シ、第二次會ニ於テ提案スルコトアルヘシトノ少数意見アリタルコト

理由 第一項決議ノ結果、羽二重生系商ノ一部ハ物品販売業トシテ万分ノ十二ノ税率ヲ課セラルヘシト雖、該商ハ極メテ薄利ナルヲ以テ其ノ税率ヲ万分ノ八ニ改ムルヲ相当トストノ少数意見アリ、然レトモ物品販売業ノ税率ハ既ニ第一次會ニ於テ決議ヲ經、税率變更ハ特別委員ノ委任權外ニ在ルヲ以テ、第二次會ニ於テ之ヲ提案

スルコトヲ留保セントスルニ在リ

三、輸出羽二重及生糸ヲ販売スル者ニ対シ營業稅ヲ免スヘシトノ說ハ之ヲ否認シタルコト

理由 第一項決議ノ結果附議ヲ要セス、自然否認スル所トナレリ

審査會ハ特別委員ノ報告ヲ是認シ羽二重、生糸商ニ對シ特別ノ課稅方法ヲ設ケサルコトニ決シ、同時ニ仲買業者カ逆送品ヲ販売スルカ如キ行為ハ仲買業附隨ノ行為ト看做シ、全國ノ取扱ヲ一定スルコトニ關シ稅務當局ニ注意ヲ促スコトニ決シタリ、而シテ羽二重、生糸ノ稅率ヲ卸売万分ノ八ニ改ムヘシトノ少數意見ハ、第二次會ニ提出セラルルコトナク、本案ハ第一次會ノ決議ノ如ク確定シタリ

第四項 金錢貸付業、料理店業、席貸業ニ特別營業稅ヲ課スルノ可否

一般營業稅ヨリ金錢貸付業、料理店業、席貸業ヲ分離シテ特別營業稅ト爲スヘシト主張シタル委員アリ、其ノ理由及課稅方法ノ概要ヲ述ヘテ曰ク

金錢貸付業、料理店業、席貸業ハ一般ノ營業ト異リ經濟上、道徳上、社会上特別ノ關係ヲ有シ、從テ特別ノ監督ヲ行フヲ至當トスルヲ以テ、一般營業稅ヨリ分離シテ英國等ノ例ニ倣ヒ免稅稅ノ特別營業稅ヲ課スルヲ至當トス、故ニ金錢貸付業ニ在リテハ資本金額ヲ千円未満、二千円未満等十万円マテ適當ニ階級ヲ分チ之ニ相當スル定額稅ヲ課スルヲ可トス、又料理店業、席貸業ニ在リテハ一年百円ノ營業免許稅ヲ課スルノ外、建物賃賃価拾千円未満ナルトキハ其ノ千分ノ百五十、千円以上ナルトキハ其ノ千分ノ三百ヲ課シ、從業者ニ對シテハ原案ノ稅率ヲ課スルヲ可トス

此ノ意見ニ反對スル委員ハ曰ク

金錢貸付業、料理店業、席貸業カ多少社会上、道徳上、經濟上特別ノ關係アリトスルモ、之ヲ以テ直ニ特別營業稅

ト爲スノ必要ヲ認メス、若シ此等ニ對スル租稅ノ負擔輕キニ失スルトセハ稅率ヲ増加スレハ足レリ、一般營業稅ヨリ分離シテ特別營業稅ト爲スノ必要ヲ認メス

審査會ハ後說ヲ是認シ前說ヲ否認シタリ

第五項 燃糸再整、殺物精白搗碎其ノ他賃仕事ニ屬スル行為ニ對シ請負業トシテ課稅スルノ可否

燃糸再整、殺物精白搗碎其ノ他賃仕事ニ屬スル行為ハ、單ニ他人ノ材料ニ勞力ヲ加ヘ賃金ヲ受クルモノニシテ、其ヲ爲ス者アリ、曰ク

燃糸再整、殺物精白搗碎其ノ他賃仕事ニ屬スル行為ハ、單ニ他人ノ材料ニ勞力ヲ加ヘ賃金ヲ受クルモノニシテ、其ノ規模小ニ其ノ利益少ク、彼ノ自己ノ材料ニ勞力ヲ加ヘ物品ヲ製作シテ販売スルモノ、又ハ他人ノ依頼ニ応シテ他人ノ材料ニ自己ノ材料ト勞力トヲ加ヘ加工又ハ修繕スルモノト大ニ其ノ趣ヲ異ニスルヲ以テ、之ト同一ニ取扱フハ適當ナラス、故ニ之ヲ一般製造業ヨリ分離シテ比較的低キ稅率ヲ課スルヲ可トス

此ノ提議ニ關シ他ノ委員ハ曰ク

賃仕事ニ屬スル行為ヲ一般製造業ト同一ニ取扱フノ適當ナラサルコトハ論者ノ言ノ如シ、然レトモ製造業ヲ二種ニ區別シ異リタル稅率ヲ適用セシヨリハ、寧ロ之ヲ請負業トシテ課稅スルコト整理原案ニ於ケル洗濯業ノ如クナランニハ、名ニ於テ正シキノミナラス自然低キ稅率ヲ課セラルルコトトナリ名實共ニ完キヲ得ヘシ、蓋シ現行稅法ハ請負業ヲ土木・勞力ノニニ限リタルカ故ニ、請負ノ性質ヲ有スル行為ニシテ土木又ハ勞力ノ執レニモ屬セサルモノハ、強テ製造業ニ引付ケタルカ如キ觀ナキ能ハスト雖、整理原案ハ広ク請負業ト爲シ洗濯業ノ如キ之ヲ製造業ヨリ割キテ請負業トシテ課稅スルコトニ改メタルヲ以テ、燃糸再整、殺物精白搗碎ノ如キ亦請負業トシテ課稅スルヲ至當トスレハナリ

前ノ提案者ハ此ノ修正説ニ同意シ其ノ提案ヲ撤回シ請負課税説ヲ議題ト為セシカ、審査会ハ多数ヲ以テ之ヲ是認シ、質仕事ニ屬スル行為ハ之ヲ請負業トシテ課税スルコトニ決シタリ、而シテ其ノ所謂質仕事トハ自己ノ材料ヲ提供セス、之ヲ提供スルコトアルモ其ノ分置甚タ少ク、主トシテ努力ヲ提供ノミヲ以テ仕事ヲ完成スルモノヲ指スモノトス

第六項 仲買業ヲ問屋業ニ、代弁業ヲ代理業ニ、公ナル周旋業ヲ問屋業ニ改称スルノ可否

仲買業ヲ問屋業ニ、代弁業ヲ代理業ニ改ムヘシトノ説ヲ為シタル者アリ、其ノ所説ニ曰ク

一、仲買業ハ旧商法ニ於ケル名称ニシテ現行商法ニ於テ之ニ相当スルモノハ問屋業ナリ、新旧商法ヲ対照スルニ仲買人トハ契約ニ從ヒ自己ノ名ヲ用半他人ノ計算ヲ以テ商業ヲ営ム商人ヲ謂ヒ、問屋トハ自己ノ名ヲ以テ他人ノ為ニ物品ノ販売又ハ買入ヲ為スラ業トスル者ヲ謂ヒ、兩者ノ間ニ殆ト區別ナシ、而シテ仲買業ノ意義今日ニ於テハ不明ノ嫌ナキニ非サルヲ以テ、現行商法ノ用語ト一致セシメ其ノ意義ヲ明確ナラシムルヲ可トス

二、代弁業ハ旧商法ニ於ケル名称ニシテ新商法ノ代理商之二相当セリ、代弁人トハ商事ニ於テ他人ヲ代理ヲ為スラ營業トスル商人ヲ謂ヒ、代理商トハ使用人ニ非スシテ一定ノ商人ノ為ニ平常其ノ營業ノ部類ニ屬スル商行ヲ代理又ハ媒介ヲ為ス者ヲ謂ヒ、兩者ノ間ハ多少範圍ニ広狭アルモ大同小異ナルヲ以テ、旧商法ニ依ル曖昧ナル名称ヲ存シ疑義ヲ招カンヨリモ寧ロ現行商法ノ名称ニ改ムルヲ可トス

審査会ニ於テハ格別ノ異論ナク、代弁業ヲ代理業ニ、仲買業ヲ問屋業ニ改称スルコトニ決シタリ、而シテ代弁業、仲買業ノ業名ヲ改称スル以上ハ、公ナル周旋業ヲ問屋業ニ改称スルヲ相当ト決シタリ

## 第二款 數種ノ業体ニ共通スル課税標準

第一項 資本金額十万元以上ノ營業ニハ單ニ資本金額ノミヲ以テ課税標準ト為スノ可否

現行營業税法ハ課税標準トシテ營業ノ種類ニ依リ、資本金額・売上金額・収入金額・請負金額・報償金額・建物賃貸

價格・從業者ノ内二種乃至三種ヲ採用シタリ、然ルニ委員ノ一人ハ資本金額十万元以上ノ營業ニハ、各種ノ營業ニ通シテ資本金額ノミヲ課税標準ト為スヘシトノ意見ヲ提出シタリ、其ノ理由左ノ如シ

現今營業税法ハ營業ノ外標ニ依リ營業收益ヲ推定スルノ主義ヲ採用シ、各種ノ課税標準ヲ設ケテ相互交錯セシメ、負担ノ偏在ヲ緩和セシメタル方針ハ固ヨリ不可ナシト雖、斯ノ如キ方法ハ信憑スルニ足ルヘキ商業帳簿ノ設備ナキ小營業者ニ對シテハ実益アリト雖、大營業者ニ對シテハ徒ニ課税ノ手續ヲ繁細ナラシムルニ止リ、却テ負担ノ衡平ヲ期スル能ハサルモノトス、我國ノ現状ニ照シテ之ヲ案スルニ、凡ソ十万元以上ノ資本ヲ擁シテ營業スル者ハ概シテ大規模ノ營業ト称スヘク、法人ハ勿論個人ト雖諸種ノ商業帳簿ハ完全ニ整頓シ一見明瞭ナルヘク、從テ資本金額ハ精確ニ調査スルコトヲ得ヘシ、而シテ營業收益ハ自由競争ノ結果各種ノ資本ニ對シテ同一歩合ニ帰着スルノ傾向アルヲ以テ、資本金額ノミヲ課税標準ト為スモ其ノ課税ハ大体營業收益ニ比例スルコトヲ得ヘク、而シテ能ク徵税ノ簡便ヲ期スルコトヲ得ヘシ、故ニ資本金額十万元以上ノ營業ニ對シテハ營業種目ノ何タルヲ問ハス、又法人・個人ノ區別ヲ論セス總テ資本金額ヲ課税標準トシテ一定ノ税率ヲ課スルヲ可トス、斯ノ如キ立法例ハ外國ニ於テモ亦之ヲ認ムル所ナリ

之ニ反對スル委員ハ曰ク

各種營業ノ資本金額ニ對スル利益歩合同率平準ニ帰スル傾向アルハ勿論ナリト雖、是レ唯其ノ傾向アリト謂フニ過キスシテ、營業ノ種類・資本ノ大小・運用ノ巧拙ニ因リ高低一ナラサルヲ常トス、資本金額ニ對スル利益歩合同一ナルヲ前提トシテ公平ヲ論スルハ未タ當ラス、又十万円ヲ以テ分界ト為スノ理由明瞭ナラサルノミナラス、十万円以上ノ者ハ資本金額ノミヲ課税標準ト為シ、十万円未満ノ者ハ資本金額・建物賃貸價格・從業者等ヲ課税標準ト為ストキハ、十万円以上ノ者ト十万円未満ノ者トノ間ニ負担ノ權衡ヲ得セシメンコト頗ル困難ナリトセサルヘカラス、

故ニ資本金額十万円以上ノモノニ限りテ課税標準ヲ異ニスル理由充分ナラス  
審査会ハ多数ヲ以テ其ノ改正意見ヲ採用セサルコトニ決シタリ

### 第二項 会社ノ資本金額ニ社債・借入金・預金ヲ加算スルノ可否

現行法ニ於テハ營業税ノ課税標準タル資本金額ノ計算ハ、個人營業ニ在リテハ他ヨリ借入レタルト否トヲ問ハス、固定資本及運転資本ノ総額ヲ以テ資本金額ト為スニ拘ラス、会社ニ在リテハ払込株式金額又ハ出資金額、各種積立金及積立金ノ性質ヲ有スル資産金額ヲ以テ資本金額ト為シ、社債・借入金・預金ハ資本金額ニ算入セス、是ニ於テ原案ハ個人会社間ノ権衡ヲ保ツト同時ニ、会社相互間ノ公平ヲ期スルノ目的ヲ以テ、社債・借入金及銀行業ニ於ケル預金ノ四分ノ三ヲ会社ノ資本金額ニ算入スルコトト為シタリ、然ルニ審査会ニ於テハ銀行業以外ノ会社ノ資本金額ニ社債・借入金ヲ算入スルコトニ關シテハ格別異論ナカリシト雖、銀行業ノ資本金額計算方法ニ關シテハ議論百出シ、反覆審議ノ未遂ニ社債・借入金及預金ヲ銀行業ノ資本金額ニ算入セサルコトニ決シタルヲ以テ、之ト権衡ヲ保タシムル為銀行以外ノ会社ノ資本金額ニモ社債・借入金ヲ算入セサルヲ可ナリトシ、会社ノ資本金額ニ社債・借入金・預金ヲ加算スルコトニ為シタル原案ハ全然之ヲ否認シ、總テ現行ヲ維持スルコトト為レリ、其ノ審議ノ要領ハ第三款第三項ニ於テ説述スヘキヲ以テ茲ニ之ヲ略ス

### 第三項 十五歳未満ノ者ヲ従業員ヨリ除算スルノ可否

課税標準ノ一タル従業員中、十五歳未満ノ者ニ對シテ普通ノ半額ノ税率ヲ課スルノ原案ニ對シテ、委員中十五歳未満ノ者ハ全然従業員ヨリ除算シ課税ノ範圍外ニ置クヘシトノ意見ヲ主張シタル者アリ、其ノ所説ニ曰ク

一、十五歳未満ノ従業員ノ如キハ概シテ見習・徒弟ト称スヘク、其ノ業務練習中ハ殆ト營業ニ貢獻スル所ナシ、之ヲ課税標準ニ算入シテ課税スルハ負担ノ不公平ヲ來スノミナラス、營業主ニ對シテ苛酷ナリ

二、營業主方十五歳未満ノ従業員ヲ使用スルハ、業務練習ヲ目的トスルノ外貧民救助ノ趣旨ニ出ル者多シ、若シ之ニ對シテ課税センカ營業主ヲシテ此等幼少ノ従業員ヲ收容スルコトヲ躊躇セシメ、貧民ノ子弟ハ就テ食ヲ得ルノ途ナク、依テ職ヲ學ブノ途ナキニ至ルヘシ、是レ實ニ燃過スヘカラサル社会問題ナリ

三、營業主ハ見習徒弟ノ養成ヲ減シ業務ノ縮少ヲ來スノ虞アルノミナラス、熟練ナル従業員ノ欠乏ハ延イテ一般商業ノ發達ヲ阻害スルニ至ルヘシ

此ノ意見ニ反對スル委員ノ説ニ曰ク

一、十五歳未満ノ従業員カ多クノ場合ニ於テ營業ニ貢獻スルコト少キ事實ハ固ヨリ之ヲ認ムト雖、然レトモ全ク營業ニ貢獻スルコトナク徒ニ營業主ニ勞費ヲ負ハシムルモノナリト断スルハ非ナリ、彼ノ製糸業、紡績業・織物業ノ如キハ幼少ノ従業員モ能ク其ノ營業ニ貢獻スルモノニシテ、統計ニ依レハ此等ノ業務ニ於テハ十四歳未満ノ者總職工ノ一割内外ヲ占ムルヲ示セリ、故ニ十五歳未満ノ従業員ヲ全ク除算センカ、此等幼少ノ従業員ヲ使役スル營業ト、全ク幼少ノ従業員ヲ使用セサル營業トノ間ニ課税ノ不公平ヲ生スルニ至ルヘシ、原案カ幼少従業員ノ勞働効果ニ鑑ミテ普通従業員ノ半額ノ税率ヲ以テ課税セントスルハ誠ニ適當ナル改正ナリトス

二、従来老幼ヲ問ハス従業員ニ對シテ一律ニ賦課シタリト雖、為ニ見習徒弟ノ收容及養成ヲ減シ、之ニ因リテ貧民ノ子弟ヲシテ活路ヲ失ハシメ、又延テ一般商業ノ發達ヲ阻害シタルノ事實ハ之ヲ認ムルヲ得ス、而シテ原案ノ半額課税ノ改正ハ論者ノ杞憂ヲ除クコトヲ得ヘシ

### 第四項 従業員ヲ前年ノ平均數ニ依リ計算スルコトノ可否

審査会ハ討論ノ後原案ノ半額課税ヲ以テ適當ナリト認メ、多数ヲ以テ全部免税ニ關スル提案ヲ否決シタリ

課税標準タル従業員ハ前年ニ於ケル最多數ノトキニ依リ計算スルノ現行法ニ對シテ、之ヲ前年ノ平均數ニ依リ計算ス

ルコトニ修正スヘシトノ意見ヲ提出シタル委員アリ、其ノ所説ノ大要左ノ如シ

營業税法第十六條ニ依レハ課税標準ヲ計算スルニ資本金額及建物賃借価格ハ前年ノ平均額ニ依ルニ反シ、独り從業者ハ前年ノ最多數ノトキニ依ルコトナレリ、是レ甚シキ不条理ナリ、此ノ規定アルカ故ニ売出し其ノ他ノ場合ニ於テ臨時多數ノ日雇ヲ雇入レタルトキニ在リテモ之ヲ從業者ニ算入セラレ、營業者ハ實際使用セサル從業者ニ對シテ納税セサルヘカラサル結果ヲ生シ苛酷ノ課税ニ苦メリ、故ニ普通ノ条理ニ基キ資本金額・建物賃借価格ト同シク前年ニ於ケル平均數ヲ以テ課税標準ト為スヲ至當トス

此ノ説ニ對シテ現行法ヲ維持スル委員ハ曰ク

從業者ノ計算方法ヲ案スルニ、最多數ニ依ルカ將タ最少數ニ依ルカ、將タ又平均數ニ依ルカ三者其ノ一二出テサルヘシ、而シテ最少數ニ依ルカ如キハ課税ノ方法トシテ採用スヘキモノニ非サルハ多言ヲ要セス、平均數ニ依ルハ理論上正當ナリト雖實行上困難ナリ、是レ現行法カ最多數ニ依ル方法ヲ採用シタル所以ナルヘシ、若シ仮ニ平均數ニ依ルモノトセンカ、其ノ平均數ハ如何ニシテ之ヲ算出スヘキカ、平均數ヲ精密ニ算出セントセハ必スヤ各從業者ノ從業日數ヲ調査シ、之ヲ合計シテ一年ノ日數ヲ以テ之ヲ除シ、以テ從業者數ヲ算出セサルヘカラス、然レトモ各從業者ノ從業日數ヲ調査スル如キハ、收税官吏・營業者共ニ頗ル困難トスル所ニシテ、殆ト其ノ実行ヲ期スヘカラス、又仮ニ平均數ヲ算出シ得タリトスルモ、必スシモ之ニ依リテ負担ノ公平ヲ期スヘカラス、例ヘハ酒造業ノ如ク一定ノ季節ニハ多數ノ從業者ヲ使用スルモ、其ノ他ノ期間ニハ少數ノ從業者ヲ使役スルモノニ在リテハ、一年ヲ通シタル平均數ニ依ルノ結果夥シク從業者數ヲ減シ、多數ノ營業者ハ課税ノ範圍外ニ出ルコトナリ、他ノ營業者トノ間ニ權衡ヲ失スルニ至ルヘシ、是レ平均數ニ依ルヲ不可トシ最多數ニ依ルヲ可トスル所以ナリ、然レトモ仮ニ最多數ニ依ル場合ニ於テモ從業者ノ計算ハ各種ノ業體ニ稍考スヘキハ勿論ニシテ、論者ノ所謂賣出ノ場合ニ於テ臨時多數

ノ日雇ヲ雇入ルル者ノ如キハ、之ヲ從業者數ニ算入スルハ穩當ナラサルヘシ

審査會ハ多數ヲ以テ此ノ反對説ヲ是認シ、平均數ニ依ルコトノ提案ヲ否決シタリ

#### 第五項 建物賃借價格ハ直接營業ニ使用スル土地建物ニ限り計算スルコトノ可否

營業税法第十八條第一項ニハ、建物賃借價格ハ店舗其ノ他營業用ノ土地・家屋ノ借料ニ相當スルモノトス、但シ住居ニ供スルモノ其ノ他直接ニ營業ニ使用セサルモノアルモ、同一区域内ニ在リテ自己ノ所用ニ係ルモノハ營業用トシテ計算ストアリ、委員中此ノ但書ヲ削リ、住居ニ供スルモノ其ノ他直接營業ニ使用セサル土地建物ハ營業用トシテ計算セサルコトニ改ムヘシト主張シタル者アリ、其ノ理由左ノ如シ

營業收益ヲ推定スヘキ材料トシテ建物賃借價格ヲ計算スルニ當リ、住居ニ供スルモノ其ノ他直接營業ニ使用セサル土地建物ノ賃借價格ヲモ包含セシムルハ不當ナリ、特ニ營業ニ使用セサルコトノ事實明確ナルモノヲモ尚營業用トシテ計算スルカ如キハ不法モ亦甚シト謂フヘシ、都會ニ於テ營業用家屋ト住居用家屋ト區別シ難キモノニ在リテハ其ノ弊少シト雖、村落ニ於テ往々見ル如ク農業ノ副業トシテ金錢貸付業ヲ營ム者ノ如キ、金錢貸付業ト何等關係ナキ農業用ノ土地・家屋ノ賃借價格ヲモ合算セラルル不都合ナル結果ヲ生ス、故ニ第十八條第一項ノ但書ヲ削リ住居ニ供スルモノ、其ノ他直接ニ營業ニ使用セサル土地建物ヲ營業用トシテ計算スルノ規定ヲ廢スヘシ

此ノ意見ニ對シ現行ヲ維持スル委員ハ曰ク

現行法カ住居ニ供スルモノ其ノ他直接ニ營業ニ使用セサルモノアルモ、同一区域内ニ在リテ自己ノ所用ニ係ルモノハ營業用トシテ計算スト規定シタル立法ノ趣旨ハ、店舗其ノ他ノ營業場ト同一区域内ニ在リテ住居ニ供セラレ、其ノ他營業者ノ所用ニ係ルモノハ直接間接ニ營業ニ使用スルモノト推定シ得ヘキヲ以テ、總テ之ヲ營業用トシテ計算シ、營業用ト非營業用トノ區別ニ付收税官吏ト營業者トノ間ニ見解ヲ異ニシ論争ヲ生スルノ弊ナカラシメントスル

ニ在リ、若シ此ノ但書ヲ削リ直接營業ニ使用スル土地建物ノ賃貸價格ノミニ限ルコトトセンカ、直接使用ト間接使用トノ分界ニ付必ス大ナル混雜ヲ惹起スルニ至ルヘシ、殊ニ住居ニ供スルモノヲ除外セントスルカ如キハ甚ダ當ヲ得ス、住居ナクシテ營業スル能ハス、住居ノ營業ニ關係スルコト密接ナルハ言ヲ待サル所ナルノミナラス、我國實際ノ狀況ハ營業用ト住居用ト區別ナキモノ殆ト其ノ全部ニシテ、之ヲ分割計算スルカ如キハ到底不可能ノ事ニ屬ス

更ニ他ノ委員ハ折衷說ヲ提出シテ曰ク

全ク營業ニ關係ナキ土地建物ノ賃貸價格ヲ課稅標準ニ算入スルハ不合理タルヲ免レス、然レトモ住居用土地建物ヲ除外スルノ論ニハ贊同シ難シ、何トナレハ住居用家屋ト營業用家屋ト全ク別離スル場合ニ於テハ強テ不可ナカルヘシト雖、我國ノ現状ニ於テハ住居用ト營業用トヲ分割計算スルコト事實不可能ナルノミナラス、整理原案ニ依レハ直接營業ニ從事スル者ハ家族ト雖從業者トシテ計算セラルルカ故ニ、其ノ從業者ノ住居スル家屋ハ營業用トシテ計算スルハ至當ナルヘク、其ノ他住居用家屋ハ營業收益ニ貢獻スルモノト謂フコトヲ得ヘキカ故ニ、之ヲ除外スルトキハ却テ課稅ノ公平ヲ失フノ恐アリ、故ニ直接間接全ク營業ニ使用セサルモノノミヲ除外シ、住居用家屋ノ賃貸價格ハ課稅標準ニ合算スルヲ至當トス

前ノ提案者ハ後ノ折衷說ニ對シ其ノ精神ニ於テ異ル所ナシトシテ自說ヲ撤回シテ贊成ノ意ヲ表シタリシカ、審査會ハ大多數ヲ以テ折衷說ヲ採用シ、第十八條第一項但書ヲ同一区域内ニ在ル住居用、其ノ他ノ土地建物ニシテ間接ニ營業ニ使用スルモノハ營業用トシテ計算スト云フ趣旨ニ改正シ、直接間接全ク營業ニ使用セサルモノハ營業用トシテ計算セサルコトニ決シタリ

### 第三款 各個ノ業体ニ於ケル課稅標準及稅率

#### 第一項 物品販賣業ノ売上金額ニ對スル稅率ヲ輕減スルノ可否

整理原案ハ物品販賣業ノ売上金額ニ對スル利益歩合カ物品ノ種類ニ依リ厚薄アルニ稽ヘ、物品ノ種類ニ依リ売上金額ニ對スル稅率ニ等差ヲ設ケ物品ノ種類ヲ甲乙丙ノ三種ニ分チ、甲種米・麥・石油・肥料ニ對シテハ卸売万分ノ十二、小売万分ノ三十トシ、乙種羽二重・生糸・綿糸・白木綿ニ對シテハ卸売万分ノ十二、小売万分ノ四十トシ、丙種其ノ他ノ物品ニ對シテハ卸売万分ノ二十、小売万分ノ五十ト為シタリ、然ルニ委員中之ニ對シテ種々異リタル修正意見ヲ提出スル者アリテ左ノ數說ヲ生シタリ

#### 第一說ニ曰ク

原案カ三種分類ノ方法ヲ採リタルハ徒ラニ繁雜ヲ招クノミニシテ実益少キヲ以テ、之ヲ二種分類ニ改メ原案ノ甲種乙種ヲ合シテ之ヲ甲種ト為シ、甲種ニ棉花及紙ヲ加ヘ原案ノ丙種ヲ乙種ト為スヘシ、而シテ稅率ハ甲種卸売万分ノ十二、小売万分ノ三十、乙種卸売万分ノ十五、小売万分ノ四十ト改ムヘシ、是レ原案ニ於テ丙種卸売万分ノ二十、小売万分ノ五十ト為シタルハ、現行タル卸売万分ノ十二半、小売三七半ニ比シテ増率トナリ營業者ノ負担ニ堪フル所ニ非サルヲ以テナリ

#### 第二說ニ曰ク

三種分類ノ必要アルハ原案ノ所見ト異ナルコトナシト雖、棉花及紙ヲ甲種ニ編入スルハ第一說ニ同意セサルヲ得ス、而シテ稅率ハ丙種ハ原案ノ如クニシテ不可ナシト雖、甲種及乙種ハ原案ニ比シ多少輕減シテ、甲種卸売万分ノ十、小売万分ノ三十、乙種卸売万分ノ八、小売万分ノ三十ト為スヘシ、乙種ノ稅率ヲ甲種ノ稅率ヨリモ低減スルハ、原案ノ所見ニ反シ羽二重・生糸・白木綿ハ米・麥・石油・肥料・棉花・紙ヨリモ薄利ナリト認ムレハナリ

#### 第三說ニ曰ク

三種分類ノ必要ハ之ヲ認ムト雖、利益厚薄ノ關係ヨリ考察スルトキハ白木綿ヲ乙種ヨリ甲種ニ移シ、棉花・紙及砂糖ヲ丙種ヨリ乙種ニ移スヲ相当トス、而シテ税率ハ原案ヲ維持シテ可ナリ

#### 第四說ニ曰ク

大体ニ於テ原案ヲ可トス、原案ハ建物賃貸價格及従業者ノ税率ヲ減シ売上金額ノ税率ヲ増スノ方針ヲ以テ税率ヲ改正シ、而シテ甲種乙種ニ在リテハ更ニ税率ヲ低減シタルヲ以テ、物品販売業トシテハ既ニ現行ニ比シ減税ノ結果トナレルカ故ニ、特ニ物品販売業ニ限り減税スルノ必要ヲ見ス、又甲乙丙三種ノ分類及其ノ税率ノ等差ハ利益差合ノ厚薄ニ稽ヘ、相互ノ關係ヲ比較シテ適當ニ定メタルモノナルヲ以テ之ヲ修正スルノ理由ヲ見ス、但シ棉花及紙ヲ乙種ニ編入スルヲ可トスヘシ

諸説各賛成アリシト雖、採決ニ至リ第四說多數ヲ以テ是認セラレ、棉花及紙ヲ乙種ニ編入スル外三種ノ分類及売上金額ニ対スル税率ハ原案ノ如ク決定シタリ

第二項 物品販売業ノ課税標準タル建物賃貸價格ヲ削除スルカ、又ハ之ニ対スル税率ヲ輕減スルノ可否物品販売業ノ課税標準タル建物賃貸價格ヲ全然削除スヘシ、若シ全然削除スル能ハストセハ之ニ対スル税率千分ノ七十五ヲ千分ノ五十二低減スヘシト主張シタル委員アリ、其ノ理由左ノ如シ

一、凡ソ商工業ニ在リテ、其ノ營業收益ヲ産出スル主タル要素ハ資本金額、従業者、建物賃貸價格ニシテ、此ノ三者相互ニ活動シテ利益ヲ生スルモノナリ、故ニ營業收益ヲ推定スヘキ外標ヲ課税標準トシテ營業稅ヲ課スルニ当リ、營業收益ヲ生スル原因ヲ課税標準ト為ストキハ、資本金額、従業者、建物賃貸價格ノ三者ヲ以テ其ノ課税標準ト為ス固ヨリ当然ナリ、然レトモ營業ノ結果ニ因ル収入金額ヲ課税標準ト為ストキハ、建物賃貸價格ヲ課税標準ニ加フルノ理アルヘカラス、何トナレハ既ニ其ノ結果ヲ課税標準トスル以上ハ、其ノ結果ヲ生スヘキ原因ヲ之

ニ配合スル必要ナケレハナリ、是レ銀行業・製造業・倉庫業等ニ於テ資本金額、従業者及建物賃貸價格ヲ課税標準ト為シ、鉄道業・請負業・仲買業等ニ於テ収入金額及従業者ヲ課税標準ト為シ、建物賃貸價格ヲ課税標準ト為ササル所以ナルヘシ、然ルニ独リ物品販売業ニ於テ売上金額・従業者ノ外ニ建物賃貸價格ヲ課税標準ト為シタルハ、理論ノ一貫ヲ欠クノミナラス為ニ負担ノ不公平ヲ生スルニ至ル、故ニ物品販売業ニ於テ売上金額ヲ課税標準ト為ス以上ハ建物賃貸價格ヲ課税標準ヨリ削除スルヲ至當トス

二、建物賃貸價格ヲ課税標準ヨリ削除スルノ至當ナル右ノ如シト雖、若シ売上金額ハ常ニ必スシモ精確ニ知り難キカ故ニ売上金額ニノミ依ル能ハス、又建物賃貸價格ヲ全部削除スルトキハ歳入ノ欠陥ヲ大ナラシムトノ理由ニ因リ、強イテ建物賃貸價格ヲ存セント欲セハ、原案ノ税率千分ノ七十五ヲ千分ノ五十二低減スヘシ、建物賃貸價格ハ補助的課税標準ニ過キサレハナリ

此ノ提案ニ反対シ原案ヲ維持スル委員ハ曰ク

一、營業稅ノ課税標準トシテ採用スヘキ外標ハ必スシモ營業收益ヲ産出スヘキ要素、換言スレハ收益ノ原因ニ限ラサルヘカラサルノ理由ナシ、苟モ收益ノ多少ヲ推定スルニ足ルヘキ資料タル以上ハ、其ノ收益ノ原因タルト將タ營業ノ結果タルトヲ問ハサルナリ、物品販売業ニ於テハ売上金額・従業者及建物賃貸價格ハ共ニ營業ノ收益ヲ推定スルニ足ル資料ナルヲ以テ、此ノ三者ヲ併用スルモ決シテ理論ニ欠クル所ナシ、否売上金額ノ外ニ建物賃貸價格及従業者ヲ補助的課税標準ト為ストキハ、彼此相待テ売上金額計算ノ欠点ヲ補ヒ課税ノ公平ヲ期スルコトヲ得ヘシ、若シ建物賃貸價格ヲ削除センカ、売上金額ノ寡収ヲ得ルコト殆ト不可能ナルカ故ニ課税ノ不公平立ロニ生スルニ至ルヘシ、又若シ論者ノ論旨ヲ質カンカ、従業者ヲモ課税標準ヨリ削除セサルヘカラサルニ至ルヘク、然ルトキハ營業稅ハ所得稅ト相距ルコト甚タ近ク、殆ト全ク重複ノ姿ヲ呈スルニ至ラン



二、又論者ハ建物賃借価格ニ対スル税率千分ノ七十五ヲ千分ノ五十二低減スヘシト論スト雖、原案ハ現行千分ノ百ニ比シ既ニ二割五分ノ減率トナレルヲ以テ、更ニ之ヲ減率スルノ必要ヲ認メス、仮ニ之ヲ減率センカ、物品販売業独リ營業稅ノ輕減ヲ受クルノ結果トナルヘシ、各種業體ノ課稅標準及稅率ハ互ニ權衡ヲ保タレ、物品販売業ニ限リ之ヲ輕減セサルヘカラサルノ理由ヲ發見スル能ハス、故ニ建物賃借價格ニ對スル稅率ハ原案ノ如クナルヲ可トス

建物賃借價格ヲ課稅標準ヨリ削除スル意見ニ對シテハ、建物其ノ物ヲ課稅標準ト為スヲ不可トスル別箇ノ理由ヨリ之ニ賛成スル委員アリシカ、採決ニ及ンテ削除說ハ少數ヲ以テ先ツ消滅シ、次イテ稅率低減說モ亦過半数ニ滿タズシテ否決セラレ、原案維持說多數ヲ以テ可決セラレタリ

第三項 銀行業ノ課稅標準タル資本金額ヨリ預金・社債・借入金ヲ除算シ稅率ヲ千分ノ五ト為スノ可否 銀行業ノ課稅標準タル資本金額ニ社債・借入金及預金ヲ算入スルノ可否ニ關シ、審査會ニ於テ積極・消極ノ兩論ヲ生シ第一次會・第二次會ニ亘リ甲論乙駁頗ル熾ナリ、而シテ第一次會ニ於テハ原案ヲ可決シタリト雖、第二次會ニ於テハ第一次會ノ決議ヲ翻シ原案ヲ否決シ現行ヲ維持スルコトニ決シタリ、第一次會ニ於ケル可否兩論ノ所說ヲ綜合摘記スレハ左ノ如シ

之ヲ否トスル者、即チ預金・社債・借入金ヲ資本金額ヨリ除算シ稅率ヲ千分ノ五ニ改ムヘシト論スル者ハ曰ク

- 一、課稅ノ權衡ヲ保チ負擔ノ公平ヲ期スルノ可ナルハ理論上決シテ異論ヲ容レズ、然レトモ預金・社債・借入金ニ課稅スルノ結果、經濟界ニ如何ナル影響ヲ及ボスヘキヤハ大ニ攻究ヲ要スル所ナリ
- 二、歐米諸國ニ於テハ預金ノ思想發達スルカ故ニ、利子ヲ付セサルモ預金ハ潤沢ナリト雖、我國ハ之ニ反シ利子ヲ付スルニ非サレハ預金ヲ吸收スル能ハサル現状ナリ、故ニ預金ニ課稅スルトキハ銀行ハ自然預金ノ利子ヲ引下ケ

預金ノ吸收ヲ妨クルニ至ルヘシ、是レ預金獎勵ノ趣旨ニ反スルノミナラス、信用制度ノ發達ヲ期スル為小切手ノ印紙稅ヲ全廢シタル精神ト全ク矛盾ス

三、仮ヒ銀行カ預金ノ利子ヲ引下クルコトナシトスルモ、預金課稅ノ為ニ新ニ負擔スル税金ハ他ニ之カ補填ヲ求ムルニ至ルヘキカ故ニ、自然貸出ノ利子ヲ引上ケ資金ノ供給ヲ妨ケ事業ノ發達ヲ害スルニ至ルヘシ

四、我國ニ於ケル銀行事業ハ未タ幼稚ナルヲ以テ、營業ノ基礎ヲ確實ナラシメ其ノ發達ヲ企圖スルノ要アリ、一朝預金ノ取付ニ途ヒ支払ニ困難ヲ感スルカ如キ基礎ノ薄弱ナル銀行少カラサルノ今日ニ於テ、預金ニ課稅シテ銀行ノ負擔ヲ増加スルカ如キハ策ノ得タルモノニ非ス

五、銀行ハ預金ニ對シ充分ナル払戻準備アルコトヲ要ス、倫敦ニ於ケル大銀行二十二箇ノ平均ヲ調査スルニ、預金ニ對スル払戻準備ハ現金百分ノ三十、公債証券百分ノ二十、計百分ノ五十五ヲ示セリ、是レ預金ノ吸收大ナルト同時ニ銀行ノ利益大ナルカ故ナリ、若シ預金ニ課稅スルトキハ払戻準備ヲ小ナラシメ銀行ノ危險ヲ大ナラシムルノ虞アリ

六、預金ハ銀行ノ資本ニ非スシテ銀行ノ營業ニ外ナラス、而シテ預金ニハ一定ノ利子ヲ付スルヲ例トシ、又常ニ払戻準備ヲ為ササルヘカラス、貯蓄銀行ノ如キハ其ノ預金ノ払戻準備及運用方法ニ關シ特ニ嚴重ナル監督ヲ受ク預金ヲ以テ株金ト同視シ、銀行ノ資本ナリト稱スルハ根本ニ於テ誤謬ナシト謂フヘカラス、社債・借入金亦普通資本ト其ノ性質ヲ異ニセリ

七、銀行ハ詳細ナル資金ヲ吸收シテ事業ノ資金ヲ供給スル金融機關ニシテ、普通金錢貸付營業トハ大ニ其ノ趣ヲ異ニスルカ故ニ、金錢貸付業ト銀行業ト課稅標準ヲ異ニスルハ当然ナリ、況ヤ会社營業ノ収支厘毫ノ遠算ナキニ反シ、個人營業ノ計算精確ヲ欠キ脱漏ヲ生スルノ弊アルニ於テテヤ

八、社債・借入金ニ課税スルトキハ、勸業銀行・興業銀行・拓殖銀行ノ如ク主トシテ社債ニ依リテ營業スル銀行ハ大ナル影響ヲ受ケ、其ノ結果此等ノ銀行ヨリ資金ノ供給ヲ仰キタル各種ノ事業ハ非常ニ阻害セラルルニ至ルヘシ、戦後各種事業勃興シ低利ノ資金供給ノ必要ヲ告ケ外資ノ輸入ヲ促スノ今日ニ於テ、斯ノ如キ課税方法ヲ採ルハ不得策ノ大ナルモノナリ

九、預金・社債・借入金ニ課税スルトキハ甚シク負担ノ激変ヲ來タシ、銀行ノ存立ヲ危殆ナラシメ經濟界ニ非常ナル攪乱ヲ惹起スニ至ルヘシ、而シテ之ニ課税スルモ、課税ノ權衡ヲ保チ負担ノ公平ヲ期スルノ目ハ之ヲ達スルコト甚タ困難ナルヘシ、何トナレハ銀行ニ於テ貸借勘定ノ整理方法ヲ巧ニ講スルトキハ、課税標準ヲ隱匿スルノ余地ナシトセサルヲ以テナリ

十、斯ノ如ク銀行ノ預金・社債・借入金ニ課税スルハ、理論ハ兎モ角實際非常ノ惡政策ナルヲ以テ、改正原案ハ絶對ニ之ヲ否認セサルヲ得ス、然レトモ銀行業以外ノ会社社債・借入金ヲ為スハ、銀行業ニ於ケルト全ク其ノ性質ヲ異ニスルカ故ニ、銀行業以外ノ会社ニ在リテハ社債・借入金ヲ資本金額ニ算入スルヲ可トス之ヲ可トスル者、即チ原案ヲ維持スル論者ハ曰ク

一、預金・社債・借入金ヲ課税標準タル資本金額ニ算入スルカ為ニ、税金ノ負担増加スルモノナリト論斷スルハ、既ニ其ノ前提ニ於テ誤謬アリ、預金・社債・借入金ヲ課税標準ニ算入スルト同時ニ其ノ税率ヲ低減スルカ故ニ税額ニ於テハ殆ト増減ナシ、要ハ甲ニ減シ乙ニ増シテ課税ノ權衡ヲ保チ負担ノ公平ヲ期セントスルニ在リ

二、預金ヲ課税標準ニ算入スルカ為税金ノ負担ヲ増加スルモノアリト雖、是レ一部ノ銀行ニ過キサルノミナラス、其ノ増加ハ頗ル少額ナルヘシ、何トナレハ預金ノ四分ノ一ヲ控除シタル残額ニ對シ千分ノ二ヲ課スルニ過キサルカ故ニ、預金百円ニ對シ十五錢ニ過キス、而シテ普通資本ニ對スル税率千分ノ五ト千分ノ二トノ差率ナル千分ノ

三ニ相当スル金額ハ、之ヲ其ノ十五錢ヨリ控除セサルヘカラサルヲ以テナリ

三、果シテ然ラハ、預金ヲ課税標準ニ算入スルカ為ニ預金ノ利子ヲ引下ケテ預金ノ吸収ヲ妨ケ、又ハ貸出ノ利子ヲ引上ケテ資金ノ供給ヲ害スルカ如キハ殆ト想像スヘカラス、元來金利ノ高低ハ一般經濟社会ニ於ケル資金ノ需要供給ノ關係ニ依リ支配セラルヘキモノニシテ、一部銀行ニ於ケル僅少ナル税金ノ負担増加ノ為ニ左右セラルヘキモノニ非サレハナリ

四、銀行事業ノ發達ハ最モ希望スル所ナリ、故ニ負担ヲ不公平ナラシメテ一部ノ銀行ノ發達ヲ企圖センヨリモ、負担ヲ公平ナラシメテ全体ノ銀行ノ發達ヲ企圖セサルヘカラス、又預金ヲ庫中ニ死蔵スルカ如キ拙劣ナル銀行ノ發達センヨリモ、預金ヲ活発ニ運用シ銀行タルノ本分ヲ尽クス銀行ノ發達ヲ希望セサルヘカラス

五、預金ニ對スル払戻準備ヲ堅固ナラシムルノ必要ハ固ヨリ之ヲ認ム、之ヲ認メタルカ故ニ原案ハ払戻準備トシテ預金ノ四分ノ一ヲ控除シタリ、貯蓄銀行條例ハ預金ノ払戻準備ニ關シテ特別ノ規定ヲ設ケ、預金払戻ノ担保トシテ預金總高ノ四分ノ一ヨリ少カラサル金額ヲ公債証書ヲ以テ供託スヘキモノト為シタリ、而シテ明治三十八年末ノ調査ニ依レハ、預金ニ對スル銀行在倉ハ貯蓄銀行百分ノ六・六、普通銀行百分ノ十二・三、特別銀行百分ノ八・四ニシテ、其ノ平均百分ノ十二當ルカ故ニ、預金ノ四分ノ一ヲ控除スルトキハ払戻準備トシテ充分ノ余裕アリ

六、預金・社債・借入金ヲ以テ普通ノ資本ト同視スルハ不可ナリトノ論アリト雖、苟モ營業ノ基金トシテ利益ノ淵源ヲ為スモノハ、其ノ名称ノ如何ニ拘ラス營業稅ノ課税標準タル資本金額ニ算入スヘキハ理ノ当然ニシテ、毫モ疑ヲ容レズ、若シ此等ヲ以テ資本ト稱スヘカラストシテ資本金額ニ算入スヘカラストセハ、積立金ノ如キ亦資本ニ非ストシテ資本金額ヨリ除算セサルヘカラサルニ至ルヘシ

七、個人營業ハ寧ロ会社營業ヨリモ奨励スヘキモノナリ、然ルニ会社ニ輕ク個人ニ重ク課税シテ個人營業ヲシテ會

社營業ト競争スル能ハサラシムルカ如キ課稅方法ヲ採ルハ、經濟政策上ヨリ之ヲ論スルモ甚タ不可トスル所ナリ、特二個人營業ノ計算ノ精確ナラサルヲ理由トシテ会社營業ト課稅方法ヲ異ニスルカ如キハ、非理ノ最モ甚タシキモノナリ

八、課稅ノ權衡ヲ保チ負擔ノ公平ヲ期セント欲シテ課稅標準ヲ改正セントスルモノナルカ故ニ、課稅標準改正ノ為負擔ノ變動ヲ生スルニ至ルハ予期ノ目的ヲ達スルモノト謂ハサルヘカラス、況ヤ其ノ負擔ハ多數ノ小ナル銀行ニ減シテ少數ノ大ナル銀行ニ増スノ喜フヘキ現象ヲ呈スルニ於テヤヤ、若シ負擔ノ變動ヲ廣レンカ、課稅ノ權衡ヲ保チ負擔ノ公平ヲ期スルハ、百年河清ヲ待ツカ如クナランノミ

九、預金・社債・借入金ヲ課稅標準ニ算入スルトキハ、資金供給ノ途ヲ杜絶シ各種事業ノ發達ヲ妨クルノミナラス、負擔ノ激變ヲ來タシ經濟界ノ攪亂ヲ惹起スニ至ルヘシト論スル者アリト雖、千分ノ二ノ低率ヲ課スルニ於テ此ノ虞アリト為スハ杞憂ノ最モ大ナルモノナリ、又此等ヲ課稅標準ニ算入スルモ課稅ノ權衡ヲ保チ負擔ノ公平ヲ期スルノ目的ヲ達スル能ハスト論スルハ自家撞着タルヲ免レス

十、銀行業以外ノ会社ニ在リテハ社債・借入金ヲ課稅標準ニ算入スルヲ是認スルニ拘ラス、銀行業ニ在リテ之ヲ否認スルカ如キハ論理ノ一貫ヲ欠キ矛盾モ亦甚シト謂ハサルヘカラス、是レ原案否認ノ理由ナキヲ自白スルモノニシテ全ク感情ノ議論タルヲ免レス

第一次會ニ於テ審議シタル可否ノ理由大要以上ノ如シ、或ハ預金四分ノ一控除ヲ四分ノ二控除ニ改ムヘシトノ修正意見ヲ提出シタル者アリシト雖、結局採決ニ及テ預金・社債・借入金ヲ資本金額ヨリ除算スヘシトノ説ハ少數ヲ以テ消滅シ、原案ハ多數ヲ以テ是認セラレタリ

第二次會ニ先チ設ケラレタル議案整理特別委員ハ、会社ノ資本金額計算ニ関シ審議ヲ尽くシ、左ノ理由ヲ以テ第一次

會ノ決議ヲ否認シ現行ヲ維持スヘキモノト決シ、其ノ旨ヲ本會ニ報告シタリ

一、實際ノ調査ニ依レハ銀行ノ預金ヲ資本金額ニ算入スルトキハ、銀行ハ積立金・後期繰越金・配當金ノ孰レカヲ減スルニ非サレハ納稅スル能ハサルモノアルノ狀況ニシテ、負擔ニ激變ヲ生シ財界ノ動搖ヲ免レス、是レ租稅整理ノ趣旨ニ副フ所以ニ非ス

二、預金ニ課稅スルトキハ預金ノ吸收ヲ妨ケ資金ノ供給ヲ害シ、又ハ預金払戻ノ準備ヲ縮小セシメ銀行營業ノ基礎ヲ脆弱ナラシムルノ虞アリ、預金ヲ資本金額ニ算入シテ課稅スルハ財界目下ノ狀況ニ照シ時機尚早ナリ、租稅負擔ノ多少ノ不公平ハ暫ク之ヲ忍ハサルヘカラス

三、前二項ノ弊害ヲ生スルコトナクシテ能ク銀行ノ負擔ヲ公平ナラシムル方法ニ関シ研究シタリト雖、適當ナル考案ヲ發見スル能ハサルヲ以テ寧ロ現状ヲ維持スルニ若カス

四、預金ヲ資本金額ニ算入スルヲ不可トスル以上ハ、同一理由ヲ以テ社債・借入金モ亦資本金額ヨリ除算スルヲ相當トス、銀行ノ社債・借入金ハ銀行營業ノ上ニ於テ預金ト其ノ性質ヲ同フスルモノアレハナリ

五、銀行業ト銀行業以外ノ会社ト資本金額ノ計算ヲ異ニスルノ理由薄弱ナルヲ以テ、銀行業以外ノ会社ニ於テモ社債・借入金ハ資本金額ヨリ除算スルヲ相當トス、保險会社ニ於ケル保險責任準備金亦然リ

此ノ報告ニ対シ反對スル委員少カラス、其ノ主張スル所第一次會ニ於ケル論旨ト異ルコトナシト雖、特別委員ノ報告ニ對シ批難スル要點ヲ掲クレハ左ノ如シ

一、負擔ノ變動ヲ生スルヲ以テ租稅整理ノ趣旨ニ副ハスト為スハ誤レリ、租稅整理ノ目的ハ租稅ノ負擔ヲ適正ナラシムルニ在リ

二、時機尚早ナリト稱スルモ、課稅ノ權衡ヲ保チ負擔ノ公平ヲ期スルハ今日ニ於テ最モ急務ナリトス

三、若シ負担ノ激變ヲ避ケント欲セハ、預金ノ四分ノ一控除ヲ四分ノ二控除ニ改ムルモ可ナリ、一時ノ權宜ノ為ニ理論ヲ全ク没却スルハ最モ不可トスル所ナリ

審査会ハ多數ヲ以テ特別委員ノ報告ヲ是認シ、会社ノ資本金額ノ計算ハ總テ現行ヲ維持スルコトニ決シタリ、而シテ原案ノ趣旨ヲ否認シタル以上ハ改正法案第十七條ノ二ハ之ヲ削除シ、資本金額ノ計算ニ關スル規定ハ現行ノ通り施行規則ニ譲ルヲ相当ト認メタリ

第四項 保險業ノ課税標準タル資本金額ニ責任準備金ヲ加算シ税率ヲ千分ノ二ト為スノ可否  
保險業ノ課税標準及税率ヲ審議スルニ當リ、委員ノ一人ハ銀行業ニ於テ預金ヲ課税標準タル資本金額ニ加算スルト同一ノ理由ヲ以テ、保險業ニ於テモ責任準備金ヲ資本金額ニ加算スヘシト主張シタリ、其ノ理由左ノ如シ

保險業ニ於ケル責任準備金ト銀行業ニ於ケル預金トハ經濟上ノ性質酷似セリ、故ニ現行法ニ於テ銀行業ノ預金ニ課税セサルト同時ニ、保險業ノ責任準備金ニ課税セサルハ当然ナリ、然レトモ原案カ銀行業ノ預金ヲ資本金額ニ算入シタルニ拘ラス、保險会社ノ責任準備金ヲ資本金額ニ算入セサルハ失當ナリ、預金ト責任準備金ト比較スレハ左ノ如シ

イ 預金ハ早晚之ヲ預金者ニ払戻ササルヘカラサルト同シク、責任準備金モ亦他日之ヲ契約者ニ支払ハサルヘカラス

ロ 預金ハ預金利率ヨリ高キ利率ヲ以テ他ニ之ヲ運用スルト同シク、責任準備金モ亦預金利率ヨリ高キ利率ヲ以テ他ニ之ヲ運用ス

ハ 預金ハ払戻準備トシテ其ノ一部ヲ留保スル必要アルト同シク、責任準備金モ亦支払準備トシテ其ノ一部ヲ留保スル必要アリ

斯ノ如ク預金ト責任準備金トハ經濟上ノ性質ヲ同フシ、共ニ營業ノ基金トシテ利益ノ淵源ヲ為スモノナルカ故ニ、責任準備金ハ預金ト同シク其ノ四分ノ一ハ支払準備トシテ之ヲ控除シ、其ノ四分ノ三ヲ資本金額ニ算入スルヲ至當トス、但シ積立金ノ一部タル所謂支払準備金ハ支払義務ノ確定シタルモノナルヲ以テ、全部課税外ニ置クハ勿論ナリトス

之ニ對シ委員ノ一人ハ原案ニ於テ責任準備金ヲ課税標準ニ算入セザリシハ、一ハ沿革上ノ理由ニ出テ、一ハ責任準備金ノ性質預金ト異ルモノアルニ因ルト説明シタリト雖、強テ原案ノ維持ヲ主張セザリシヲ以テ修正意見ハ格別ノ異論ナク多數ヲ以テ可決セラレタリ、而シテ資本金額ニ對スル税率ハ責任準備金ヲ資本金額ニ算入スル以上ハ、銀行業ニ於ケル資本金額ニ對スル税率ト同シク千分ノ二ト為スヲ相当トストノ說多數ヲ占メ之ニ決シタリ

第一次會ニ於ケル決議ハ以上記述スル所ノ如シ、然レトモ前項ニ記述スルカ如ク審査会ハ第二次會ニ於テ議案整理特別委員ノ報告ヲ是認シ、責任準備金ハ預金・社債・借入金ト同シク会社資本金額ニ加算スルノ決議ヲ翻シタルヲ以テ、保險業ノ課税標準タル資本金額及其ノ税率ハ總テ原案ニ復活スルコトナレリ

第五項 金銭貸付業ノ課税最低限ヲ資本金額三百円ト為スノ可否  
金銭貸付業ハ資本額五百円未満ノ者ニハ營業稅ヲ課セサルノ現行制度ニシテ、整理原案ハ其ノ課税標準タル資本金額ヲ運轉資本ニ限リタルニ拘ラス、其ノ課税最低限ハ現行ヲ維持シタリ、是ニ於テ委員ノ一人ハ其ノ課税最低限ヲ三百円ト為スヘシトノ意見ヲ提出シタリ、其ノ理由左ノ如シ

金銭貸付業ナル者ハ銀行業ト異リテ少額ノ資本ヲ巧ニ運用シ高利ヲ博スルヲ常トシ、道徳上批難スヘキモノアルノミナラス資本ニ比シ利益大ナルモノナリ、是ニ於テ金銭貸付業ニハ特別營業稅ヲ課スヘシトノ論ヲ生ス、然ルニ整理原案ハ金銭貸付業ノ課税標準タル資本金額ヲ運轉資本ニ限リ固定資本ヲ除キタルニ拘ラス、其ノ課税最低限ヲ低

下セサルヲ以テ、從來固定・運轉兩資本ヲ合シテ五百円以上ナリシ者五百円未満トナリテ課税資格ヲ喪失スルニ至ルト雖、独リ金銭貸付業ニ限り課税最低限ニ高上セサルヘカラサル理由ナク、一般營業ト權衡ヲ失スルニ至ルヲ以テ、課税標準ヲ運轉資本ニ限ル以上ハ課税最低限ヲ三百円ニ改ムヲ要ス

此ノ提案ニ対シテハ賛成者少ク、審査会ハ金銭貸付業ニ於ケル固定資本ハ附隨ノ位置ニ在リテ貸付ニ直接ノ關係ナシトノ理由ヲ以テ固定資本ヲ除外シタルモノニシテ、之ニ依リ課税ノ公平ヲ保ツヲ得ヘク、固定資本ノ除外ハ課税最低限高上ノ理由トナラストノ原案ノ趣旨ヲ認メ原案ヲ維持スルコトニ決シタリ

第六項 製造業ノ課税標準タル資本金額ニ対スル税率ヲ千分ノ四ト為スノ可否

製造業ノ課税標準タル資本金額ニ対スル税率千分ノ五半ナル原案ヲ修正シテ千分ノ四ト為スヘシト主張シタル委員アリ、其ノ理由トスル所左ノ如シ

國富ノ増進ヲ計ラント欲セハ生産ノ発達ヲ期セサルヘカラス、而シテ原料品ヲ半製品ト為シ半製品ヲ精製品ト為ス製造業ノ盛衰如何ハ國力ノ發展ニ關スルコト寔ニ大ナリ、輸出品ノ製造業ニ於テ特ニ然リトス、我製造品ノ主タル需要地タル支那・印度ニ於テハ、我製造品ハ低利ノ資本金ト完全ナル機械力トヲ以テ製造シタル逸品・亜米利加品ト激烈ナル競争ヲ試ミサルヘカラサル實際ノ状況ナルカ故ニ、各種ノ方法ニ依リ我國ノ製造業ヲ保護奨励スルノ必要アリ、而シテ製造業ニ対スル國稅ノ負担ヲ輕減スルハ亦保護奨励ノ一方法ナルヘシ、然ルニ原案ハ資本金額ニ対スル税率千分ノ三・七五ヲ千分ノ五半ニ改メ増率ヲ為シタルハ過重ナリ、勿論之ト同時ニ建物賃賃價格及從業者ニ対スル税率ヲ減シ大体ニ於テ税金ニ増減ナキヲ期シタリト雖、元來非常特別稅トシテ各業ニ對シ一律二十五割ヲ増徴シタルハ、前述ノ狀態ニ在ル製造業ニ對シテハ過重ノ賦課ナリト謂ハサルヘカラス、故ニ今稅法ノ整理ヲ為スニ當リテハ宜シク我製造業ノ現狀ニ稽ヘ負担輕減ノ方針ヲ採リ、資本金額ニ對スル税率ハ千分ノ四ト為スヲ相當ト

ス、本來輸出品ノ製造ニ對シテハ特ニ千分ノ三ニ減率スルノ相當ナルヲ認ムト雖、外國輸出品ト内地消費品トヲ區別シ税率ヲ異ニスルハ実行困難ナルヲ以テ姑ク千分ノ四ヲ以テ満足セントス

此ノ提議ニ對シテ原案ヲ維持スル委員ハ曰ク

外國輸出品ノ製造業ヲ保護奨励セントスルノ趣旨ハ敢テ異議ヲ挟ムノ余地ナシ、然レトモ其ノ保護奨励ノ方法ハ別ニ之ヲ講スヘク、營業稅ノ輕減ニ依リ之ヲ達セントスルハ當ラ得ス、殊ニ現ニ營業稅ヲ課セラルル製造業中外國輸出品ヲ製造スル者ハ極メテ僅少ニシテ、其ノ大部分ハ内地消費品ヲ製造スル者ナルカ故ニ、製造業ノ營業稅ヲ輕減スルトキハ外國輸出品ノ製造業ヲ保護奨励スル効果割合ニ少ク、寧ロ内地消費品ノ製造業ノ負担ヲ不當ニ輕減スル結果トナリ、他ノ營業ト權衡ヲ失スルニ至ル故ニ、製造業ノ負擔カ他ノ營業ニ比シ過重ナルノ事實証明セラレサル以上ハ、原案ノ税率千分ノ五半ヲ維持セサルヲ得ス

本問題ハ調査ノ慎重ヲ期シ他ノ問題ト共ニ五名ノ特別委員ノ調査ニ附託セラレシカ、特別委員ハ一面租稅負擔ノ公平ヲ維持シ、一面輸出奨励ノ趣旨ヲ加味シ、原案ト修正意見トヲ參酌シ税率千分ノ五半ヲ千分ノ五ニ減スルコトニ決シ之ヲ本會ニ報告シタリ

審査会ハ特別委員ノ決議報告ヲ是認シ、製造業ノ課税標準タル資本金額ニ對スル税率ヲ千分ノ五ニ修正スルコトニ決シタリ

第七項 製造業ノ課税標準タル建物賃賃價格ヲ廢シ、之ニ代フルニ製糸釜數・紡績釜數・織機台數等ヲ以

テスルノ可否

製造業中生糸製造ニ關シ建物賃賃價格ヲ課税標準ヨリ削リ、之ニ代フルニ製糸釜數ヲ以テスヘシト建議シタル委員アリ、其ノ理由左ノ如シ

一、生糸製造業ニ対スル營業稅賦課ノ狀況ヲ知ラント欲シ、全国各地ノ製糸場二十一箇所ニ就キ其ノ負担スル税金ヲ調査シ、之ヲ各其ノ製糸釜數及製糸柙數ニ配當シ一表ヲ作りタルニ、其ノ割合非常ニ区々ニシテ租稅ノ負担甚シク權衡ヲ失スルノ事實ヲ認メタリ、製糸釜一箇ニ對スル課稅額ハ平均三円二十五錢七厘ニシテ、最高十四円十六錢・最低一円五十錢ナリ、又製糸高一柙ニ對スル課稅額ハ平均二円二錢六厘ニシテ、最高五円六十六錢・最低七十五錢ナリ

二、右ノ如ク製糸釜一箇當リ若ハ製糸高一柙當リノ稅額ニ非常ナル差異ヲ生スル原因ヲ探究シ、建物ノ宏壯ニシテ設備ノ完全ナルモノ割合ニ多額ノ税金ヲ負担スルノ事實ヲ発見シタリ、是レ建物賃貸價格ヲ課稅標準ト為スノ結果ト謂ハサルヘカラス、元來製糸業ノ收益ハ建物ノ宏壯ナルト否ト、又設備ノ完全ナルト否トニ因リ差等アルニ非ス、主トシテ製糸生産ノ數量如何ニ因ルモノナリ、是レ建物賃貸價格ヲ課稅標準ト為スノ不可ナル所以ナリ、若シ建物賃貸價格ヲ課稅標準ト為スコト現行ノ如クナラン方、建物ノ宏壯ニシテ設備ノ完全ナル者ハ重稅ノ負担ニ堪ヘスシテ漸次衰頹シ、其ノ然ラサル者獨リ繁榮シ重要輸出品タル生糸ノ品質粗惡トナリ、貿易上ノ地位及信用ヲ失墜スルニ至ルヘシ

三、故ニ生糸製糸業ニ在リテハ建物賃貸價格ヲ課稅標準ヨリ削リ、之ニ代フルニ製糸業ノ收益ヲ代表スヘキ製糸釜ヲ以テスヘシ、製糸釜數ニ加フルニ製糸柙數ヲ以テスルトキハ一層負担ノ公平ヲ得ヘシト信スト雖、製糸柙數ヲ課稅標準ト為ストキハ、生糸ニ生産稅ヲ課スルカ如キ形式トナルノ恐アルカ故ニ、今ハ單ニ製糸釜數ノミヲ以テ満足セントス、而シテ現行ニ依リ建物賃貸價格ニ對スル稅額ヲ製糸釜數ニ割リ當ツルトキハ一箇ニ付約二十四錢ニ相當スルヲ以テ、製糸釜一箇ニ付約二十錢乃至三十錢ノ稅率ト為ストキハ略予定ノ稅額ヲ得ヘシ

四、或ハ製糸釜ヲ課稅標準ト為ストキハ資本金額ト重複ストノ議論ナキニ非スト雖、若シ之ヲ以テ重複ナリトセハ

建物賃貸價格モ資本金額ト重複スト謂ハサルヘカラス、果シテ然ラハ現行稅法ハ既ニ同一物件ヲ重複シテ課稅標準ニ計算スルヲ認ムルモノト謂フヘク、製糸釜ト資本金額ト重複セリトノ理由ヲ以テ本案ヲ批難スルハ敢テ當ラスト謂フヘシ

此ノ提議ニ賛成スル他ノ委員ハ、獨リ製糸業ノミナラス他ノ製造業ニ於テモ成ルヘク建物賃貸價格ヲ課稅標準ト為スコトヲ廢メ、紡績業ニ於テハ紡績機數、織物業ニ於テハ織機台數ニ依リ課稅シ、已ムヲ得サルモノニ限りテノミ建物賃貸價格ニ依ルヘシトノ意見ヲ以テ前ノ提議ヲ駁斥シタリ、然レトモ又此等ノ意見ニ反對スル委員ハ曰ク

一、製造業ハ資本金額・建物賃貸價格ヲ課稅標準ト為セリ、故ニ資本ノ運轉、從業者ノ使役、其ノ他營業ノ巧拙ニ因リ収益ト税金トノ割合ニ差アルコトヲ免レサルノミナラス、現行稅法ハ資本金額ニ社債・借入金ヲ算入セサルト、建物賃貸價格及從業者ニ依ルコト重キニ過キタルトニ因リ負担ノ不權衡ヲ生ス、是レ論者ノ引用セル生糸製造業ニ負担ノ割合区々ナルモノアル所以ノ原因ニシテ、建物賃貸價格ヲ課稅標準ト為シタル結果ニノミ之ヲ歸セントスルハ正鵠ヲ得タルモノニ非ス、營業ノ巧拙ニ因リ負担ニ輕重ノ差ヲ生スルハ法制ノ及フ所ニ非スト雖、課稅標準又ハ稅率ノ關係ニ因リ生スヘキ負担ノ不權衡ハ之ヲ矯正セサルヘカラス、故ニ原案ハ資本金額ニ社債・借入金ヲ加算スルト同時ニ、建物賃貸價格及從業者ニ對スル稅率ヲ減シ資本金額ニ對スル稅率ヲ増シ負担ノ公平ヲ計リタリ、是ヲ以テ論者ノ引用セル生糸製造業ニ於ケル負担ノ如キモ幾分緩和セラルルニ至ルヘシ

二、營業稅ノ課稅標準ハ營業ノ収益ヲ推定スヘキ各種ノ資料ヲ採用シ、彼此緩和セシメテ課稅ノ不公平ナカラシムルヲ要ス、建物賃貸價格ハ土地ノ繁閑、營業ノ盛衰ヲト知シ、營業ノ収益ヲ推定スヘキ有力ナル資料ニシテ、製造業ノ課稅標準ヨリ建物賃貸價格ヲ削除スヘカラサルハ原案審議ノ際ニ於テ詳論セル所ナリ、若シ論者ノ主張スルカ如ク建物賃貸價格ヲ廢シ之ニ代フルニ製糸釜數ヲ以テセンカ、土地ノ繁閑、營業ノ盛衰ヲト知シ、營業ノ収



五四〇	一六、三一八	一〇、〇一一	六〇	一〇五	一、九四	一〇八	二、〇〇	茨城県 某会社
一、一八五	一、一八五	七九	一六九	一、八四五	一、一三	一、五五七	九五	長野県 某会社
二、五九五	二、五九五	一七八	一四五	九三	八三	七五	七五	埼玉県 某会社
二、八四五	二、八四五	二八〇	一〇四	三三〇	三三〇	二二七	二二七	同 某会社
四、八一〇	四、八一〇	三五〇	一〇	二六六	九三	九四	八五	新潟県 某会社
六、〇四九	六、〇四九	四〇二	一五	四六一	九五	四一三	四一三	長野県 某会社
六二一	六二一	八〇	七	四七二	七八	四三二	七一	同 同
四二〇	四二〇	五〇	八七	七二	七二	八三	八三	同 同
三〇〇	三〇〇	三〇	〇	六五	一、五四	六三	一、五〇	福島県 某会社
三八〇	三八〇	二六	一四	四六	一、五六	四四	一、五三	茨城県 某会社
四九〇	四九〇	三六	一三	五五	一、二一	四〇	一、一四	同 某会社
二、二五〇	二、二五〇	三〇〇	一七	四一五	一、八四	四〇三	一、七九	東京府 同
五、四四五	五、四四五	三七八	一四	九二九	一、七〇	九六一	一、七六	長野県 同
一、四四〇	一、四四〇	一五〇	九	二九五	一、〇四	二九七	一、〇六	茨城県 同
一、三七二	一、三七二	五六	二四	一、二六	一、九一	一三〇	一、七〇	栃木県 同
七九三	七九三	〇〇	七	一、二二	一、五五	一三五	九四	千葉県 同
一〇八	一〇八	三〇	三	二七	一、五〇	二九	一、六八	千葉県 同
一、八九七	一、八九七	七六〇	一五	八八二	一、五八	九一九	一、六一	長野県 同
一、三三六	一、三三六	一〇二	一三	一九五	一、四五	二〇六	一、五四	山梨県 同
一、三九一	一、三九一	一一〇	一	二六七	一、九一	二七三	一、九六	宮城県 同
三二二	三二二	五二	六	七七	二、四六	八〇	二、五六	山梨県 同
四四五	四四五	二四	六	四五	一、〇一	四二	九四	茨城県 同
一、三五〇	一、三五〇	一〇〇	三	一七九	一、三二	一六一	一、一九	栃木県 同
八二六	八二六	一四四	五	二〇六	二、四九	一五六	一、八八	茨城県 同

五四八	五、八五〇	三〇	七五	七五	一、五五	七七	一、四〇	群馬県 某
一九〇	一〇三	三四	五七	四五	一、三六	四六	二、四二	茨城県 某
一、八五〇	一、八五〇	三〇〇	一一	八七七	一、四九	三二	三、〇〇	栃木県 某
一、二六〇	一、二六〇	一五〇	八	二四四	一、九三	八七七	一、四九	宮城県 某
一九七	一九七	四五	四	三六	一、八二	二五三	二、〇〇	同 某
五四	五四	七	七	一〇	一、八二	四〇	一、〇二	同 某
六四八	六四八	五〇	二	五七	一、八五	一〇	一、八五	長野県 某
一九	一九	四	七	一七	八六	六一	九四	埼玉県 某
一八	一八	七	二	一一	八九	一〇	五二	千葉県 某
					六六	一〇	五五	茨城県 某

第八項 鉄道業ノ課税標準タル収入金額ニ対スル税率ヲ千分ノ二十五半ニ、請負業ノ課税標準タル資本金額ニ対スル税率ヲ千分ノ五半ニ改ムルノ可否

委員ノ一人ハ鉄道業及請負業ノ税率ニ関シ左ノ如キ修正意見ヲ提出シタリ

原案審議ノ際採用シタル税率改正ノ方針ハ、売上金額・資本金額・請負金額・収入金額又ハ報償金額ヲ課税標準トスル業ニ在リテハ、従業者・建物賃借価格ニ対スル税率ヲ減シ、売上金額・資本金額・収入金額又ハ報償金額ニ対スル税率ヲ増シテ負担ノ均衡ヲ計ラントスルニ在リタリ、然ルニ原案ニ依レハ鉄道業ニ於テ従業者ニ対スル二五半ノ税率ハ二五半ニ減シタルニ拘ラス、収入金額ニ対スル税率ハ千分ノ二十五ニシテ増率ナク、又請負業ニ於テ従業者ニ対スル二五半ノ税率ハ二五半ニ減シタルニ拘ラス、請負金額ニ対スル税率ハ千分ノ五ニシテ増率ナシ、是レ税率改正ノ方針ニ反スルモノナルカ故ニ、鉄道業ノ収入金額ニ対スル税率千分ノ二十五ヲ千分ノ十五半ニ、請負業ノ請負金額ニ対スル税率千分ノ五ヲ千分ノ五・五ニ修正シ、主観ノ一貫二期スルヲ要ス



此ノ提議ニ対シテハ格別異論ナク、鉄道業ノ収入金額ニ対スル税率ヲ千分ノ二十五半ニ、請負業ノ資本金額ニ対スル税率ヲ千分ノ五・五ニ改ムルコトニ決シタリ

第九項 仲立業・仲買業・信託業ノ課税標準タル建物賃借価格ヲ削除シ、報償金額ニ対スル税率ヲ千分ノ五十ト為スノ可也

物品販売業ニ於ケル課税標準ヨリ建物賃借価格ヲ削除スヘシト主張シタル委員ハ、仲立業・仲買業（修正ノ結果問屋業トナリタルモノ）及信託業ニ於テモ亦同様ノ理由ヲ以テ建物賃借価格ヲ削除シ、報償金額ニ対スル税率ヲ千分ノ五十ト為スヘシト主張シタリ、重複ヲ避ケ其ノ理由ヲ略記スレハ次ノ如シ

營業稅ハ營業ノ收益ニ課税スルモノナルカ故ニ、其ノ課税標準ハ營業ノ結果ニ依ルヲ純理トシ、營業ノ結果ニ依ル能ハサル場合ニ限り其ノ結果ヲ産出スヘキ原因ニ依ルヘキモノトス、仲立業・仲買業・信託業ニ於ケル報償金額ハ即チ營業ノ結果ナリ、之ヲ課税標準ト為ス以上ハ其ノ報償金額ヲ産出スヘキ原因タル建物ヲ課税標準ト為スノ必要ナク、唯徒ニ原因ト結果トヲ混用シ課税ノ煩雜ヲ來スニ過キス、物品販売業カ其ノ現行ニ於テ建物賃借価格ヲ課税標準ト為スノ不可ナルハ既ニ論セル所ナリ、然ルニ今仲立業・仲買業・信託業ノ課税標準トシテ新ニ建物賃借価格ヲ採用セントスルカ如キハ非理ノ最モ甚シキモノナリ、故ニ断然之ヲ削除スルヲ可トス、而シテ之ニ依リ生スル税額ノ欠陥ヲ補フ為報償金額ニ対スル税率千分ノ四十ヲ千分ノ五十二増加スルヲ可トス

此ノ提議ニ対シテ原案ヲ維持スル委員ハ曰ク

原案審議ノ際論究シタルカ如ク、仲立業・仲買業・信託業ハ周旋業・代弁業（修正ノ結果代理業トナリタルモノ）ト異リ、其ノ營業ノ隆替・收益ノ多少ハ単ニ營業者ノ信用如何ニノミ關スルモノニ非スシテ、營業場所在ノ土地ノ盛衰・地位ノ便否ニ關スルコト大ナルヲ以テ、建物賃借価格ヲ課税標準ニ加フルヲ可トス、特ニ報償金額ハ常ニ必

スシモ其ノ精確ヲ期シ難キヲ以テ、之ヲ推定スルニ足ルヘキ建物賃借価格ヲ課税標準ノ一ト為スハ負担ノ公平ヲ期スル所以ナルヘシ、而シテ課税標準トシテ報償金額ト建物賃借価格トヲ並用スルノ不可ナキ理由ハ、物品販売業ノ課税標準ヲ論スル場合ニ於テ詳論シタル所ナルヲ以テ復タ之ヲ茲ニ贅セス  
審査會ハ多數ヲ以テ原案ヲ維持スルコトニ決シタリ

## 一 (附録)

### 租 税 整 理 法 律 案

#### 營業稅法中改正法律案

營業稅法中左ノ通改正ス

第一條中「一船運業」「一土木請負業」ヲ削リ、「一勞力請負業」ヲ「一請負業」ニ、「一公ナル周旋業」ヲ「一周旋業」ニ、「二代弁業」ヲ「二代理業」ニ、「仲買業」ヲ「一問屋業」ニ改メ、「印刷業」ノ次ニ「一出版業」ヲ、「一問屋業」ノ次ニ「一信託業」ヲ加フ

第三條中「資本金額」ヲ「運轉資本金額」ニ改ム

第四條中「器物、器械」ヲ「物品」ニ、「穀物ヲ精白搗碎シ又ハ染物、洗濯」ヲ「染物」ニ改ム

第七條中「印刷業」ノ次ニ「出版業」ヲ加ヘ、「土木請負業、勞力請負業」ヲ「請負業」ニ改ム

第十條ノ二 營業稅ヲ課スヘキ周旋業、代理業、仲立業、問屋業、信託業ハ一箇年報償金額百円以上ノ者トス

第十二條 營業稅ハ左ノ課税標準及税率ニ依リ毎年之ヲ賦課ス



第十八条 建物賃貸価格ハ貸主カ公課 修繕費、保険料、其ノ他土地又ハ建物ノ維持ニ必要ナル経費ヲ負担スル条件ヲ以テ、店舗其ノ他営業用ノ土地建物ヲ賃貸スル場合ニ於テ貸主ノ取得スヘキ金額ヲ謂フ、但シ同一区域内ニ在ル住居用其ノ他ノ土地建物ニシテ間接ニ営業ニ使用スルモノハ営業用トシテ計算ス

第十九条中但書ヲ削ル

附 則

本法ハ明治四十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

非常特別税法中營業稅ニ關スル規定ハ本法施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

營業稅法中改正法律案理由書

非常特別稅ノ整理ニ伴ヒ及租稅負擔ノ衡平ヲ保タシムル為、營業稅法中改正ヲ要スルモノアリ、是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

第三 營業稅 租稅整理ニ依ル歳入増減明細表

業 名	四十年 度 予 算 額	整 理 見 込 額	整 理 増 減
銀行業	八、四九三、六八四 円	八、四五八、五〇三 円	減 三五、一八一 円
物品販売業	二、五二七、四〇三	二、四七二、四三九	減 五四、九六四

保險業	一〇三、四一四	九七、七二七	減 五、六八七
金錢貸付業	一、四七二、九七九	一、三七九、六七六	減 九三、三〇三
物品貸付業	四一、八七三	一八、八一五	減 二三、〇五八
製造業	三、六一六、一一九	三、三三〇、七九三	減 二八五、三二六
運送業	七四七、九三〇	七三五、九九五	減 一一、九三五
倉庫業	八三、四六九	八四、一一二	増 六四三
運河業	二、八〇一	二、八九九	増 九八
棧橋業	四、四八五	四、四五七	増 二八
船舶碇揚場業	一四、六六三	二二、五九八	増 七、九三五
貨物陸揚場業	三五三	三二七	減 二六
船舶運送業	三五、九六七	一	減 三五、九六七
鐵道業	四八八、九一一	四八八、八五四	減 五七
請負業	二六八、七八二	二八二、三〇七	増 一三、五二五
印刷業	六四、八七八	五五、六六四	減 九、二一四
出版業	一	一八、四一四	増 一八、四一四
写真業	一三、七四七	一三、五三九	減 二〇五
席貸業	六六、二三八	六六、二三九	増 一
旅人宿業	二五八、七三八	二六〇、八三四	増 二、〇九六
料理店業	四九〇、二三九	四九四、二〇五	増 三、九六六
周旋業	八七、六四九	一〇五、四六八	増 一七、八一九

代理業	仲立業	問屋業	信託業
四五、六五六	一三五、一四八	五六一、八〇三	一九、六二六、九二六
五八、七七六	一六四、九九〇	六六〇、〇五四	一九、二七八、九六五
增 一三、二二〇	增 二九、八四二	增 九八、二五一	減 三四七、九六一

(平10 本校 1800、平12 東京 163)

23、明治41年1月 戦後経営に伴う徴税方法の改善

親秘第一号

一月十六日受

税務署長

戦後ノ経営ニ伴ヒ税務官吏ノ当ニ努ムヘキ要義ト方針トニ関シテハ、既ニ前ニ回ノ税務署長會議ニ際シ本属大臣閣下ノ訓示ヲ伝告スルト同時ニ本官ノ所信ヲ開陳シタリ、而シテ戦後ニ於ケル計管ハ之ヲ鞏固ナル財政ニ依頼シ、鞏固ナル財政ハ主トシテ之ヲ確實ナル租税ノ收入ニ待タサルヘカラス、此ヲ以テ財務ノ計管ト税政ノ整理トハ並ニ目今ニ於ケル官民最緊ノ一問題ヲ為シ、其解決ヲ事案ノ上ニ求ムルノ任務ハ與ニ緊テ税務執行者各員ノ双肩ニ在リ、而モ此任務タル事極メテ容易ノ業ニ非スシテ前途難ニ至難ノ責務タリ、局ニ膺ル者須ク戦後當時ニ於ケル熱誠ト尽瘁トヲ以テ、全幅ノ精力ヲ之ニ傾注セサルヘカラス、本官ハ吏僚各員ノ忠実ナル勤勉ニ期待シ堪能ナル執務ニ倚藉シ、此一大責務ヲ完フシ以テ所期ノ成果ヲ收ムルヲ得ルコトヲ望ム

今ヤ税務ニ於ケル時運ニ一大展開ヲ要スルノ秋ニ際リ、旧法ノ整理ト新税ノ設定トハ均ク政府ノ定案ヲ了シ、將ニ近ク議會ノ議ニ付セラレムトシ、早晚亦之カ施用当期セサルヘカラストス、願ミルニ現時税務ノ執行ニ就テハ規矩準繩略ホ備リ大体ノ收入既ニ定マレリト雖、具サニ之ヲ査察スレハ尚遺漏ヲ收拾シ遁脱ヲ防遏シ、或ハ進テ更張ヲ図リ、或ハ退テ節度ニ就カシメ、以テ綱ヲ張り目ヲ擧ケ各般徵稅ノ方法ニ革新ヲ加ヘ、現行法ノ目的範圍ニ於テ當サニ其增收ヲ得ヘキノ數額蓋シ甚タ渺シト為サス、今斯稅務ノ發展推揮ヲ為サムトスルニ及テハ、先ツ此等現行ノ執行方法ニ一大改善ヲ企圖シ、其刷新ノ機運ニ応スルノ前提ヲ施設シテ、國庫ノ收入ヲ充實堅確ナラシムルヲ最要ノ急務トス、惟フニ彙ニ移牒セル本省通牒ノ要旨亦此義ニ外ナラサルナリ、各員宜ク此意ヲ承遵シ吏僚相協力シ其歩武ヲ整齊ニシ、以テ之カ趣旨ヲ達スルコトニ努力スヘシ、若シ其施行ノ細目ト実行ノ方法トニ至リテハ、時ニ臨テ或ハ更ニ知照ヲ重テ、若ハ各員ノ職ヲ徹スルコトアルヘシト雖、茲ニ新稅法案施行準備ニ関シ一ノ順序ヲ示スニ方リ、現下ノ行務ヲ奨推シ之カ改善發揚ヲ計ルノ方図トシテ、左ニ二三ノ例ヲ擧ケ適順スヘキ所以ノ方向ヲ明徴ニス、宜ク例ヲ案シ類ヲ推シテ以テ此訓示ヲ実行スルノ手段方法ヲ籌画シ、之カ施設計画ノ成案ヲ定メテ報告シ、別ニ特ニ意見アラハ具ニ開申スルコトヲ要ス

凡ソ事ヲ辦ムルニハ動作自ラ秩序アリ、措施自ラ緩急アリ、徒ニ皮想ニ奔リ輕忽ニ流レテ漫リニ苛細誅求ヲ事トシ、些末ノ事態ニ拘泥シ微細ノ事案ニ固着シテ其大体ヲ逸シ、無用ノ紛擾事端ヲ滋生スルカ如キハ、皆之レ本計画ノ進行ヲ躓跌セシメ目的ノ遂行ニ齟齬ヲ來スノ所以ナルヲ以テ、此際行務ハ須ク發揚振作ヲ期スヘシト雖、之カ用意ハ極メテ慎密周密ニシ、凡百ノ処理措弁皆能ク機宜ニ応シ此終局ノ計圖ニ遺算ナキコトヲ期スヘシ

右訓示ス

明治四十一年一月十四日

横浜税務監督局長 多胡敬三郎

第一 石油消費税実施準備事項

一 石油製造場敷及貯蔵場敷ハ今日ヨリ予メ之ヲ調査シ置、其商品移転ノ状況偵察ヲ取調ヘ以テ法案ノ規定ニ対照シ、他日法律施行ノ際ニ於テ至便ノ方法ニ依リ課税取扱ノ順序ヲ講究シ置クコト

二 法律実施ニ際シ、石油製造場及貯蔵場ニ持越シタル原油及石油ノ種類数量ハ、施行当日ニ臨檢シテ正確ニ調査スルコト

三 予メ準備方法ヲ講究シ置キ、製造者、販賣者ノ施行当日ニ持越シタル原油、石油ノ種類数量ヲ帳簿ニ記載セシムルコト、但販賣者ニ対シテハ便宜ノ方法ヲ以テ周知セシムルコト

第二 増税施行ニ対スル準備事項

酒造税

一 増税施行前日ニ於ケル各製造場ノ現在酒類ハ、可成実地ニ就キ敏速ニ調査スルコト

二 一区分ノ酒類製成中法律施行前後ニ跨ルモノアルトキハ、製成方法ノ如何ニ係ハラズ別容器ニ区分セシメ、各別ニ石数ヲ査定シ新旧税率ヲ区分毎ニ適用スルコト

第三 現行税法ノ執行ヲ確實ニシ其取扱ヲ改善スヘキ事項

地租

一 無届交換開墾ハ之ヲ踏査スルノ機会少キヨリ、各地到处ニ其事實尠カラサルガ如シ、而シテ其ノ多クノ場合ハ為之脱税ヲ生シ、併セテ地籍縦乱ノ因ヲ為スニ至ルヲ以テ、可及的之方匡正ヲ計ルノ要アリ、依テ此際町村長若クハ地主總代ニ注意シテ其届出ヲ促シ、尚之ヲ怠ル向ハ相当緊束ヲ加フヘク、又平素土地検査ニ臨ミテハ臨機「一部ノ地押ヲ行ヒ、地主ヲシテ警省セシムルコト

二 条例第十七条ニ依リ一定年限以前ニ於テ開墾成功、若クハ地目交換ヲ成就シ之方届出ヲ為スヘキモノ事實ニ於テ尠カラサルベキニ、之方届出ヲ為ス向極メテ察々タルハ、法律ヲ有効ニ施行スル所以ニアラサルヲ以テ、此際町村長ニ注意シ事實ニ伴フ届出ヲ為サシムルコト

三 地価ノ設定ハ必ズシモ地主ノ届出ヲ待ツテ始メテ之ヲ為スヘキモノニアラザルヲ以テ、直稅事務規程第四条ノ如キ場合ニ於テハ進ンデ調査ヲ作成シテ之方処分ヲ為シ、賦課ノ時期ヲ遅フスルコトナカルベキコト

所得税

一 合名合資会社中ニハ往々虚偽ノ損益計算ヲ作為シ巧ニ脱税ヲ図ル者アリ、殊ニ營業稅若ハ所得稅ノ軽減ヲ図ラシカ為、内実個人ノ營業ニシテ表面ニ法人ノ形式ヲ裝フモノニ在リテハ其弊最モ甚シトス、然ルニ屢之カ緻密ノ調査ニ違アララスシテ、申告ノ計算ヲ其儘是認スルコト稀ナラス、為之益其弊ヲ助長スルノ傾ナキニ非ラス、此等ニ対シテハ嚴ニ其計算ノ内容ヲ查覈シ、尚疑ハシキモノニ在ツテハ商業帳簿ト計算書トヲ対査シ、其ノ事實ヲ穿鑿スルヲ緊要トス

二 從來第一種所得調査ガ遲滞ニ流レ、其極調査ノ粗笨、決定ノ脱漏ヲ生シ易シト認メラル、ヲ以テ、損益計算書ヲ提出セサルモノニ対シテハ、会社ニ就キ進ンデ損益ヲ調査シ其所得金額ヲ決定スベク、之方調査ハ所得稅事務規程第二条ニ依拠シ遺漏ナキヲ期スヘシ、此場合ニ於テ仮令其事業年度ニ所得ナキモノト雖トモ、損失ヲ次ノ年度ニ繰越スモノニ在リテハ、之方為メ其調査ヲ粗略ニ付スルカ如キ弊ナキニ注意スヘキコト

三 從來第三種所得調査ガ經費ヲ要スル丈効果多カラザリシモノアルハ、施設方針ノ切実ナラザル所アルニ由ルモノト認メラルヲ以テ、所得稅事務規程第十条ニ依拠シ最適切ナル順序方針ヲ定メ之ガ実行ヲ期スベキコト

四 從來第三種所得調査ガ市街部ニ粗ニシテ村落部ニ密ニ、又所得基本ノ單純ニシテ現レタルモノニ過キ、所得基

本ノ複雑ニシテ隠レタルモノニ足ラサルノ憾アルハ、殆ント争ヘカラサルノ事實ニシテ、一般ニ於テモ亦其弊ヲ認ムル所ナルカ如シ、此等ハ現今ニ於テハ稅務上ノ一欠点ト謂ハサルヲ得ス、次回以降ノ調査ニ際シテハ特ニ此等ノ欠点ニ注意シ、一面ニ於テテ苛細ノ誅求ヲ為サ、ルト共ニ、一面ニ於テハ專ラカヲ集注シテ欠陥遺漏ヲ余サ、ルニカムルコト

五 各人所得ノ事項ハ十全ノ資料ヲ蒐集シ尽スニ非レハ、其ノ調査ノ基本ヲ多ク所得金額申告書ニ採ルハ免レサル処ナルベシト雖、申告ヲ重スルノ余リ所得稅事務規程ノ改正アルニ拘ラス、所得金額ノ決定ニ就テハ必シモ各人ノ肯諾ヲ求ムルヲ主トシ、申告書訂正主義ヲ嚮守スル向アルモ、其結果タル納稅義務者ノ主張又ハ申告ノ巧拙ニ依リ課稅上過不及ヲ生ズルノ弊ニ陥リ易キヲ以テ、官廳ノ意思ヲ交換シ情意ノ疎隔ナカラシムルヲ図ルハ、兎ニ角一々申告書訂正ニ依ル取扱ノ如キハ断然之ヲ改ムルコト、シ、一層資料ノ蒐集ヲ周到ニシ適當ナル所得標準歩合ヲ考定シ、特殊ノ事情ナキ限りハ甲乙ノ別ナク之ヲ適用シテ賦課ノ公平均衡ヲ保持シ、調査委員會ヲシテ稅務署ノ調査ニ信頼セシムベキコト

六 所得金額ハ決定當時ノ現況ニ依リ算出スベキモノナルニ、一旦資料蒐集シタルモノハ其資料ニ異動アリテ容易ニ知得シ得ベキモノト雖、之ヲ等閑ニ付スルノ嫌アルヲ以テ、資料ノ蒐集ハ決定マデ繼續シテ之ヲ為シ所得基本ノ増減ニ注意スベキコト

七 従來收拾セル資料整理ト利用ト不十分ナルカ為メ、折角蒐集シタル資料モ資料タルノ効果ナキニ了ルノ憾アル向、往々ニシテ妙カラズ、為ニ稅額ノ逸脱ヲ生シ調査蒐集ノ勞ヲ没スルカ如キハ極メテ遺憾タルコト、ス、依テ署内ニ存在セル資料（所得稅事務規程第十一條第八号ノ如キモノ）ハ勿論、新ニ蒐集シ及他ノ稅務署ヨリ通報ヲ受ケタル資料ハ、洩ナク各種所得資料簿（資料簿ノ設ケナキモノハ第三種所得調査簿）ニ登載スヘク、又

屢々既ニ申告書ニ記載セル所得事項又ハ數算ヲ遺忘脱漏スルカ如キ例ナキニ非ラス、是亦其对照調査ヲ怠ルコトナク、以テ所得基本ノ正確ト脱漏ナキコトヲ期スベキコト

八 従來商工業ノ所得ニ關シテハ調査透徹セス腹案確實ナラサルノ弊アルガ如シ、素ヨリ營業ノ所得ハ之カ調査ニ困難ナル事情アルヘシト雖モ、平素第一種所得調査ノ際ヲ利用シ同業者ノ利益歩合ヲ查察シ置キ、店舗ノ盛衰、雇人ノ多寡ハ勿論、資本自他ノ區別、取引ノ状態、家族生計ノ情況等ニ考ヘ、其他各種ノ方面ヨリ觀察シテ其真相ヲ穿ツコトニ注意スヘキコト

九 近年經濟ノ発達ト物価ノ騰貴ト二伴ヒ各人ノ生活費及収支出入ノ金額著ク膨脹シ、從テ一ケ年三百円以上ノ所得アルモノ甚々増加セリト認メラル、ニ拘ハラス、比較的納稅義務者増加ノ程度之ニ伴ハサルノ疑アリ、右ハ相当ノ方法ヲ以テ毎年新ニ納稅資格ヲ有スルモノ、調査決定漏ニ属スルコトナカラシムルニ付、充分注意ヲ怠ラサルコト

十 従來所得調査上所得金額若ハ其稅率ノ著シク上下スル場合ニ於テハ、前年ニ比シ当年ノ算出額ガ適當ナルヤ否ヲ精査スベキニ、之ガ較査ヲ為サズシテ誤謬ノ決定ニ陥リ、若ハ慢ニ斟酌ヲ加ヘテ之ヲ低減スルモノアルカ如シト雖、其算出所得額ニシテ相当ナルニ於テハ、特ニ斟酌スルノ要ナキモノトス

十一 所得金額ノ増加ニ伴ヒ稅率ノ累進スヘキ境界ニ於テハ、若干ノ差額ニ依リ稅額ニ甚シキ増減ヲ生スルヲ以テ、累進稅率ノ各段階ニ於ケル間際ニ往々其所得額ヲ隱蔽セムトスルハ、勢ヒ免レサルノ通弊トス、故ニ所得金額ノ調査ニ際シテハ一定ノ金額以上ニ在ルモノニシテ、更ニ上級ノ稅率ニ違セサルモノハ特ニ之ヲ抽出シ、此ノ弊ノ有無ニ就キ再査ヲ施スコト

十二 所得調査ニ際シテハ可及的左ノ事項ニ注意シ、其ノ区分ヲ明カニスベキコト

イ 資産ヨリ生スル所得ト資産及勤勞ノ共働ヨリ生スル所得トノ區別  
ロ 勤勞ヨリ生スル所得ト資産及勤勞ノ共働ヨリ生スル所得トノ區別

#### 營業稅

營業稅ノ本年ニ於ケル決定額ハ翌四十一年度ノ收入ニ屬シ、同年度歲計欠陥ヲ補足シ其收入ヲ確実ナラシムルニ於テ殊ニ其力ヲ尽スノ要アルヲ以テ、從來ノ取扱ニ對シ殊ニ此際之カ調査ニ一新面目ヲ施シ、本訓示施設ノ実ヲ擧グルコトニ留意ヲ要シ、以下ノ各項ノ如キ今回ノ調査上遺憾ナク之カ実行ヲ期スルヲ要ス

一 從來營業稅調査ノ經費ヲ要スルニ其効果ナキニ了ルノ憾アルハ、調査順序方法ノ切實ナラサルニ由ルモノト認メラル、ヲ以テ、直稅事務規程第九十五條規定ノ通平素ニ於テ營業ノ消長ヲ來スベキ經濟事情ノ變動ニ注意シ、既往ノ事項ニ鑑ミ併テ各種ノ統計資料ヲ参照シ、其年ニ於テ如何ナル方面、如何ナル種類ノ營業ニ力ヲ注キ調査スヘキカラ考ヘ最モ適切ナル順序方針ヲ定メ、必要ニ依リテハ數年ヲ期シテ完成スベク計畫ヲ立テ、逐次之ヲ実行スベキコト、但シ其ノ決定シタル順序方針ハ記錄シテ調査従事者ニ知悉セシメ、且ツ之ヲ申報スルヲ要ス

二 從來納稅義務者ヲ稅務署若ハ町村役場ニ召喚シ課稅標準ノ届出ヲ為サシメ、又ハ課稅標準額ヲ訂正セシメタル向多カリシガ、納稅者ノ性格ニ依リテハ容易ニ脱示ニ応スルモノアリ、或ハ頑強ニシテ容易ニ応セサルモノアリテ、其結果營業ノ実況ニ副ハザル課稅標準ヲ是認スルノ幣ニ陥リ易キヲ以テ、其ノ狀況ヲ審尋シ腹案ヲ確実ニスルハ、宛ニ角金額ヲ折衝決定スル方如キハ可成之ヲ避ケ、自今稅法第十七條ニ依ル算定事由ノ範圍ニ於テ算定ノ基礎ヲ確実ニシ、漸次屆書訂正主義ヲ排除シ賦課ノ公平均衡ヲ保持スベキコト、但シ算定ノ基礎ヲ確実ニスルカ為メ、一般ニ調査時期ヲ早メ資料ノ蒐集ヲ豊富ニシ、營業稅調査資料簿ノ完成ヲ圖ルベキハ勿論ナリトス

#### トス

三 從來ノ調査ガ市街部ニ粗ニシテ村落部ニ密ナルト同時ニ、小營業者ニ過キ大營業者ニ足ラサルガ如キ憾アルヲ以テ、自今大市街地ノ調査ヲ先ニシ比較的大營業者ト認ムル者ニ對シ力ヲ注クベキコト

四 營業組合ニ屆書ノ取總方ヲ依頼スルハ一面ニ手數ヲ省クノ利アルモ、其ノ反面ニハ調査決定ノ自由ヲ事實上幾分拘束セラル、ノ傾向ヲ生シ易キヲ以テ、自今營業組合ニ對シテハ直稅事務規程第九十八條第一項規定ノ通、調査資料ヲ蒐集シ若ハ意見ヲ聴取スルニ止ムベキコト

五 調査資料ト營業稅課稅標準屆書トノ對照十分ナラサルガ為メ、折角ノ資料モ資料タルノ効果ナキニ了ルノ憾ナキ能ハザルヲ以テ、自今署内ニ存在セル資料（直稅事務規程第九十八條第一項第二号ノ書類ノ如キモノ）ハ勿論、蒐集シタル資料ハ洩ナク屆書ニ對查シ之カ利用ニ遺憾ナカルヘキコト、但シ資料ノ他署ニ関連セルモノハ之カ照覆ヲ速ニシ且遺漏ナキヲ期スルヲ要ス

六 調査ニ従事スル者、店舖其他ノ營業場ノ所在及其營業狀況ヲ知悉セズシテ納稅義務者ヲ召喚脱示スルカ如キハ、偶々調査ノ根底ナキヲ示シ、其杜撰孟浪ヲ公表スルニ均ク、却テ脱稅ヲ容易ナラシムル恐アルヲ以テ、自今成ルヘク店舖若ハ營業場ニ就キ營業ノ実況ヲ査察シ、必要ニ応ジ帳簿物件ヲ検査シ、其要件ハ必ラズ調査簿ニ記載シ、且其ノ記載事項ニ依リ課稅標準額ノ当否ヲ判定シ、其ノ見込額ヲ付記スヘキコト、但シ検査ハ大体ヲ達観スルヲ主眼トシ、簡捷ヲ主トシ些末ノ計算ニ纏礙シテ無用ノ手數ト時間トヲ費シ、營業ノ妨ケトナラサルコトヲ期スルハ勿論ナリトス

七 課稅標準ノ一タル建物賃賃價格ハ稅法施行以來更正シタル箇所アルベシト雖、近來物価騰貴ト共ニ借地借家料ノ騰貴セルニ拘ハラズ、依然前年額ニ據置カレタル向多カルベシト認ムルヲ以テ、腕機之ガ訂正ヲ実行スヘキ

コト

八 直稅事務規程第九十八條第三項ノ資本金額調査標準率及第百條ノ資本金額、建物賃貸價格調査標準率ニシテ適用セザルモノ、若ハ適用スルコト能ハザルモノ頗ル尠カラザルヲ以テ、尙モ算定主義ヲ取ル以上ハ最モ適実ナル標準率ヲ詮定シ之ガ適用ニ努ムベキコト

九 同一品位同一構造ノ建物ニシテ、其所在地ガ繁華樞要ノ土地ナルト、將夕山間僻遠ノ土地ナルトニ依リ、其時価ニ高低アリテ同一ナラサルハ勿論ナルモ、其間差タルヤ四五分以内ニ止マルヘキニ拘ハラズ、殆ンド賃貸價格ト同額ノ間差ヲ認タル向アリ、此ノ如キハ篤ト実況ヲ精査シ事案ニ適合セシムヘキコト

十 營業者中故意ニ從業者ノ員數ヲ隱蔽シ、又ハ小売ニ屬スヘキ金額ヲ御売トシテ脱稅ヲ図ルハ、現時ノ一弊タルヲ免レサルガ如シ、右ハ此際ニ於テ業体又ハ取引ノ狀況ニ応シ查察ヲ遂ゲ、從業者ノ員數及売上金額ヲ適実ニ訂正セシメ、此弊習ヲ一掃スルニ努ムルコト

十一 売上金額、報價金額、請負金額ノ年々同一ナルモノ多キハ、果シテ營業ノ実況ニ伴フモノナルヤ否ヤ頗ル疑問ニ屬スルヲ以テ、一般經濟事情ノ變動ヨリ觀察シ必要ニ応シ点檢ヲ怠ラサルベキコト

十二 本年ニ於ケル調査檢査ニ際シテハ稅法改正案ノ規定ヲ參案シ、之ガ準備トシテ成ルベク左ノ事項ヲ取調ヘ次年參照ニ資スベキコト

(イ) 從業者中年齡十五歳以上ト以下トノ区分

(ロ) 物品販賣業者ノ商品種目別売上金額、但シ米、麥、石油、肥料、羽二鷹、生糸、綿糸、白木綿、棉花、紙ノ種目ニ於テハ特ニ其ノ必要ヲ見ル

以上各号ハ便宜課稅標準屆書ノ付屬トシテ届出シムルモ妨ケナシ

(ハ) 仲立業、仲買業、信託業者ノ營業用建物  
相統稅

一 從來相統稅調査遲滞ノ為メ調査粗漏ニ流レ、從テ決定洩ニ屬スルモノナキヲ保セサルガ故ニ、戶籍吏ノ報告カ遲延ニ涉ル向ニ對シテハ懇篤交渉シテ其事ナカラシメ、翌内ニ存在セル資料ニ依リ納稅資格ノ有無ヲ鑑別シ能ハザル場合ハ、出張ノ序ヲ以テ相統財產ノ狀況ヲ查察シ、相統稅ヲ課スヘキモノナルヤ否ヤ判定スベク、而シテ相統稅ヲ課スヘキモノト認メタル以上ハ、稅法第十一條ノ書類提出前ト雖、財產ノ種類價格等ニ着目シ決定ノ準備ヲ為スベキコト

二 從來相統財產價格ノ調査ガ主任ヲ異ニスルガ為メ区々ニ涉ルノ弊アルガ如シ、素ヨリ相統開始ノ時期ニ依リ地方ヲ異ニスルニ依リ價格ニ差異アルベシト雖、同一財產ニシテ甚シキ懸隔アルノ理由アルヲ認メス、自今財產價格標準率ヲ考定シ、之ヲ腹案トシ適當ニ斟酌應用シ、甲乙間甚シキ懸隔ナキヲ期スベキコト

三 從來相統稅調査上債務額ノ認定ガ確的ナラズシテ、或ハ巧ニ脱稅ヲ図ラレツ、アルヤ否ヤ疑ナキ能ハザルヲ以テ、相統開始ニ近キ年月ニ於ケル債務ノ如キハ債務者ノ生活狀態ト債權者トノ關係、担保物件ノ有無等ニ考ヘ、其債務ガ確實ナルヤ否ヤ、且其債務ノ為メ提供シタル担保物件ノ種類及其金額ガ如何ニ費消セラレタルヤ否ヤヲ精査スベキコト、但シ隱居ニ依リ開始シタル相統ノ場合ニ於テハ特ニ其ノ必要ヲ見ル

四 從來相統稅調査ニ際シ、相統開始當時ニ於ケル相統財產ノ狀況ノミニ着眼シ、一ケ年以内ノ狀況ヲ等閑ニ付スル傾キアリテ、自然決定洩ニ屬スルモノナキヲ保シ難キヲ以テ、爾後被相統人所有ノ株券等ヲ調査スル場合ノ如キハ、一ケ年以内ニ於ケル所有ノ株數ヲモ会社ニ照會シ、調査上遺漏ナキヲ期スベキコト

五 稅法第二十三條ノ課稅ヲ為スハ頗ル困難ナルベシト雖、三十八年五月廿九日横乙第三二四四号通牒ノ如ク、予



メ戸籍吏ニ照会シテ戸籍法第百五十四條第百五十五條ノ届書ヲ受理シタル場合ハ、本家ノ戸主及分家ノ戸主ト為ルベキモノ、氏名(分家ノ家族ト為ルベキモノアルトキハ其氏名トモ)、住所(住所以外ニ本籍地ヲ有スルトキハ其本籍地トモ)、并ニ其続柄又ハ廢絶家再興ヲ為ス者ト、其戸主トノ氏名住所続柄等ノ通知ヲ受ケ調査ノ便ニ供スベキハ勿論、所得調査ノ際土地建物船舶以外ノ財産、特ニ株券ノ贈与ガ多數何人ニ行ハレタルカ、營業開廢繼續ノ事実、調査ノ際營業商品等ノ贈与ガ何人ニ行ハレタルカニ注意シ、其他署員出張ノ序ヲ以テ聞知シタル事項ヲ記載シタル調査簿ニ依リ隨時対照ヲ為スベキコト

#### 通行税

一 小会社又ハ個人ノ交通業ヲ営ムモノニ在リテハ、往々其納税地ヲ曖昧ニシ又ハ收入税金ノ払込ヲ等閑ニシ、若ハ払込計算ノ基礎極メテ正確ヲ得サルモノアルノ疑アリ、此等ハ本支店ノ所在地、船車ノ発着地、稅務署ト交渉シ又ハ便宜ノ方法ヲ以テ之カ計算ノ正否ヲ監査シ、税金払込ノ督責ヲ怠ラサルヲ注意スルコト、但シ汽船ニ在リテハ殊ニ此際船舶交通ノ主管庁ニ就キ客船航運ノ開廢休□ヲ調査シテ、税金払込ノ有無等ヲ照査スヘキコト

#### 間税

一 社会事物ノ發達ニ從ヒ間税ニ對スル脱税ノ手段方法近年著シク巧緻ヲ加エ、容易ニ其真相ヲ看破シ之ガ手段ヲ発見スルコト極メテ困難ヲ加フルニ至レリ、此ヲ以テ其取締ノ方法ニ至リテモ之ニ応スルノ新施設ヲ要シ、監視檢索ノ方法更ニ之ニ一着ヲ先ツルコトヲ期セサル可ラス、然ルニ動モスレハ徒ニ旧慣襲踏ニ流レ易ク、其結果營業者ノ進歩ニ伴ハサルノ憾モアリテ取締ノ効力往々薄弱トナリ、遂ニ能ク其ノ目的ヲ達スルコトヲ得サルノ遺憾之レ無シトセス、故ニ其檢査ハ努メテ陳套無用ノ方法ヲ改メ、實効アル取締ノ要點察所ニ着眼シ、日

二 新ナル方法ヲ講シ機敏ニ活動シテ其ノ目的ヲ達スルコトヲ期スルコト

二 間稅營業者ノ正否ハ適確ニ之ヲ鑑別シ、正業者ト認ムル者ニ對シテハ取締上ノ檢査又ハ調査事項ヲ努メテ省略シ、無用贅冗ノ手数ト時間ヲ節スルト同時ニ、不正業者ト認ムルモノニ對シテハ、多少營業上ニ不便アリトスルモ大ニ其ノ取締ノ勵行ニ力ヲ注クコト

三 間稅監視ノ要ハ常ニ其注意ノ普遍ヲ怠ラサルニ在リ、其ノ一面ヲ視テ他面ヲ忘ル、カ如キコトアルトキハ、屢々不測ノ脱漏ヲ生シ奸竊ノ輩ヲシテ其隙ニ乘セシムルニ至ルベシ、故ニ收稅官吏出張ニ際シテハ主トシテ其巡回命令ノ任務ヲ了セサルヘカラサルハ勿論ナルモ、尚時間ノ余裕ト事ノ要否ヲ案シ隨時一般ノ間稅檢査又ハ調査ニ從フヘク、又稅務署長ハ予テ此等ノ事項ヲ案シ、其ノ檢査又ハ調査ヲ為スヘキ事項ニ付予メ概括ノ命令ヲ為シ置クヘキコト

四 收稅官吏出張ヲ命セラレタルトキハ前日ニ於テ繪ヲ準備ヲ為シ、出張当日ノ出張ヲ遲延スルコトナキヲ期スルコト

五 間稅物件製造場内ノ監視ハ、各重要ナル操作時刻ヲ調査シ置キ、專ラ其ノ時刻ニ臨檢シテ適切ノ監視ヲ執行シ、可成少度数ノ臨檢ヲ以テ多大ノ効果ヲ收ムルコトヲ努ムルコト

六 巡回順路、宿泊地、巡回日取、臨檢時刻等、毎回概テ例ヲ為スカ如キ弊アル向ナキニ非ラス、此ル檢査ノ方法ハ概テ其効果薄弱ナルヲ以テ、收稅官吏ノ巡回ハ出沒不測、當業者ヲシテ端倪スル能ハサラシムヘシ、殊ニ監視員ニ於テ尤モ切要ノコトトス

七 酒造用膠ノ臨時調査ハ落泡後ニ於テ專ラ調査スルノ傾向アリ、現行ノ狀況ニ於テハ其ノ効果少クシテ形式ニ涉ルノ嫌ナシトセス、故ニ其ノ時期ニ於ケル調査ヲ省略シ專ラ添中留等仕込後及泡中膠ノ調査ヲ適確ナラシムル

- 八 清酒製成中ノ調査ハ多ク手槽後ニ之ヲ為スノ傾向ナルモ、現今ノ状況ニアリテハ殆ンド其ノ効果ナキカ如シ、故ニ専ラ樽掛ノ際又ハ掛石前ニ周密ナル調査ヲ遂クルコト
- 九 酒類製成中ハ時機ヲ計リ夜間ノ監視ヲ執行シ、場内監視ト相俟ツテ適切ノ取締ヲ為シ、一面港灣、船車、運送業者、運搬人夫、飲食店、其ノ他販売者ノ賣入酒類等ニ付キ調査シ、間接ノ監視方法ヲ周到ナラシムルコト味酢又ハ焼酎原料用醪又ハ清酒ヲ製造スルモノハ、比較ノ弊害多キヲ認メラル、ニ拘ハラズ、其ノ取締ハ完全ナラサルノ嫌アリ、尔後一層其ノ取締ヲ勵行スルコト
- 十一 焼酎ハ比較的簡易ノ操作ニ依リ製成セラル、モノニシテ、少量ノ脱税ヲ為スハ又容易ナリト認メラル、從來ノ成蹟ニ徴スレハ或ハ其ノ脱税ハ比較的多カルベキノ疑アリ、故ニ原料ニ供シ得ヘキ酒精、戻酒其ノ他ノ物品ハ之カ取締ヲ周密ニシ、製成中ノ監視ハ一層厳正ニ執行スルコト
- 十二 醬油諸味臨時検査ノ現況ハ、概シテ醱酵閉ル後ノモノニ対シ毎次千變一率ニ調査シ、殆ント形式ノ弊ニ流シトスル傾向アリ、從テ其ノ効果ノ認ムヘキモノ多カラス、故ニ尔後醱酵閉止ノ後ノ調査ヲ省略シ、諸味ノ盛ニ醱酵ヲ惹起セル際及仕込時期ニ於テハ努メテ其ノ監視ヲ厳正ニ執行スルコト、但必要ニ応シ現在諸味中要否ヲ甄別シテ、其ノ幾分ニ就キ調査ヲ為スハ勿論ノコト、ス
- 十三 自家用醬油ノ製造ハ地勢ノ關係ニ依リ多少其ノ状況ヲ異ニスヘキモ、至ル処多數ノ製造者アルヲ以テ之カ検査ハ周到ヲ期スヘカラス、從テ無免許製造者ノ有無モ適確ニ認ムルコト至難ナリ、故ニ戸數人口其ノ他一般ノ生活状態及醬油製造者、又ハ販売者等ノ有無ヲ查察シ、便宜ノ方法ヲ採テ無免許者ナカラシムルコトヲ講シ、若シ免許者少數ト認メラル、地方ニ對シテハ、隨時出張シテ之カ取締ヲ行フコト

- 十四 酒造以外、殊ニ器械的及理化学的工業ノ課税物件ニ就テハ、之レカ操作其他ノ製造実情ニ暗ク、検査監視屢弊肯ヲ逸シテ其脱税ニ全ク思念ヲ及サズ、偶々之カ疑ヲ生スルモ確實ノ信念ヲ得ル能ハス、又ハ之カ調査ノ方法ヲ求ムルコト能ハスシテ止ムカ如キノ弊必要ナリトセス、要スルニ平素執務上ノ注意放漫ナルニ基クモノトス、此等ハ最モ不測ノ弊根ヲ生スルノ虞アリ、殊ニ稅務署長ノ指導訓練及收稅官吏ノ謹究ヲ怠ラザランコト
- 十五 酒精及酒精含有飲料取締ノ適否ハ、酒稅ノ收入ニ非常ナル影響ヲ与フルヲ以テ、其ノ免許者ノ取締ハ勿論、本稅ノ如キハ最モ無免許製造ノ行ハレ易キヲ以テ、之カ取締ハ極力勵行スルコト
- 十六 多量ノ酒精、生葡萄酒、香味料、着色剂、麥酒酵母、麥芽、糖蜜、飴汁、若ハ蒸留器械ノ売買運搬ノ如キハ、亦常ニ間税監視ヲ怠ルヘカラサルノ材料トス
- 十七 砂糖稅、織物消費稅ノ査定ニ就テハ、地理ノ關係及産額ノ多少又ハ取引状態等ヲ精査シ、多少當業者ニ不便アリトスルモ、甚シキ不利ヲ蒙ラシメザル限ハ努メテ集合査定ノ方法ヲ講シ、其ノ余力ヲ以テ有効ナル監視ヲ執行スルコト
- 十八 輸入原料糖ノ検査及精製糖ノ査定ニ就テハ從來注意スル所ナルモ、其ノ製造者中ニハ助モスレハ生産額ノ幾分ハ製造方法ニ適合セサル簡易ノ操作ヲ以テ僅カニ色相ヲ上進セシメ、戻稅ノ利益ヲ僥倖セントスルノ虞ナキヲ保セス、故ニ之カ取締ニ就テハ尔後一層厳密ナル検査監視ヲ執行スルコト
- 十九 數週又ハ數十日ニ互ル製造原糖ノ使用ヲ承認シ、又ハ第三種以下ノ再製糖ニ付点檢ヲモ經ズシテ包装ノ儘査定スルカ如キハ、屢此間ニ不逞ノ奸策ヲ施サシムルノ虞アリ、注意ヲ怠ラサルコト
- 二十 再製糖ニ對スル輸入稅、戻稅調査ニ對シテハ原料ト製品トノ交換ヲ行ヒ、製造ノ事實ヲ裝ヒ關稅ノ詐取ヲ企ツルコトナキヲ謀リ難シ、注意ヲ怠ラサルベキコト

二十一 織物消費稅査定價格ハ各署尙区々ナルノ傾アルカ如シ、右ハ努メテ主稅局長通牒査定價格ノ程度ニ達セシメ、各署不權衡ナキヲ期スヘシ

二十二 織物稅ノ監視方法トシテ原糸ノ受払ヲ調査スル向アリ、其繁勞極メテ多ク而カモ概テ何等ノ效果ヲ認ムルコト能ハスシテ、此等ハ整理ノ受払ヲ調査スルノ簡ニシテ實際ニ適切ナルニ如カス、本稅ノ監視ノ如キモ漸ヲ以テ益々其歩ヲ進ムルコト

二十三 印紙稅ノ検査ハ尔後一層勵行スルコト

二十四 酒精ノ使用承認ヲ得テ製造シタル工業用尼斯ヲ濫用シテ酒精ヲ製造シ不正ノ利益ヲ謀ルノ徒、他局管内ニ於テハ往々発見セラレタルノ事實アリ、其ノ由因一ハ使用承認検査ノ方法粗漏ナルニ基ク、幸ニ本局管内ニ於テハ此輩ヲ出サ、ルモ、現ニ承認酒精ノ酒精量及數量、其ノ酒精製造場査定ノトキニ於ケル酒精量及石數ト毎時毫厘ノ差ナキモノアリ、如此ハ事理ニ照シテ適切ナラス、尔後酒精ノ増加スルニ從ヒ不正行為ノ現出ナキヲ保ス可ラス、故ニ尼斯製造ニ使用スル酒精ニ對シテ承諾ヲ与フルトキハ、屢移牒セル各局間ノ協議、通牒及大臣訓示ノ方法ニ依リ現品ノ検査ヲ周密ニシ、其ノ製造監視ヲ嚴正ニ執行スルハ勿論、製品ノ売買譲渡ニ關スル事項ハ精細明瞭ニ查察ヲ遂ケ、苟モ不明ノ事項アル場合ハ之ヲ調査スルト同時ニ、尔後承認ノ際ハ一層ノ緊束ヲ加フル等機宜ノ処置ヲ行フコト

#### 徵收

租稅ノ收入ハ稅務最終ノ機務ニ係リ、各稅ノ賦課ニ關スル調査検査等百般ノ要務皆之カ完全ナル收入ニ依テ始テ其大團圓ヲ告クルモノニシテ、要スルニ悉ク之カ收入ノ目的ヲ達セントスルニ外ナラサルナリ、故ニ各般ノ調査検査ニ付テハ多數ノ勞苦ヲ費シ完美ノ成績ヲ舉クルコトヲ得タリトスルモ、若シ收入ノ事務ニ於テ一旦其效果ヲ衰スルコト能ハサルコトアラハ、積日ノ勞苦ハ一朝水泡ニ属シ遂ニ稅務全般ノ成功ヲ害スルニ至ル、此ヲ以テ苟モ一々調査ヲ經賦課ヲ了シタル金額ニ對シテハ、全力ヲ拏ケテ之カ完全ノ收入ヲ期セサルヘカラストス、而シテ斯ノ事務ノ振作督勵ニ向テハ近ク其注意ヲ喚起シタルコト一再ニ止マラス、今此ニ余瀝ノ言フヘキモノナシト雖モ、要スルニ適脱ノ防止若ハ徵稅方法ノ改善ト稱スルモノ、蓋シ本事務ノ如キハ裏ニ其一大眼目タルヘキモノニシテ、現今ノ状態ヨリ推シテ最モ革新ノ要アリ、改善施設ノ余裕アルモノタルヲ信ス、是レ屢次ノ令達ニ係ラス此ニ敢テ之ヲ再示スルヲ躊躇セサルノ所以ナリトス

一 納稅ノ担保ハ一朝意外ノ障錯ニ方リ不慮ノ欠陥ヲ招カサルノ保証ニシテ、平時ニアリテハ殆ト其要アルコトナシ、從テ往々執務者平常ノ状態ニ慣レ不測ニ慮スルノ用意ヲ忽ニシ、其調査ヲ粗漫ニスルノ弊ナキニ非ス、常ニ留意シテ時ニ臨ミ保障ノ効ヲ失フカ如キコトナキヲ期スルコト

二 徵收事務ノ成績ヲ舉クルハ、要スルニ其收入ノ歩合ヲ進メ各稅毎納期ノ定納ヲ期スルヲ主眼トス、從來ノ滞納事蹟ニ徴スレハ、其原因赤貧ニシテ全ク納稅ノ余力ナキニ出ルモノナキニ非スト雖モ、其ノ多クハ怠慢ニ基クヲ多シト、此等ノ輩ニ對シテハ其納稅方法ノ利便ヲ講シ之カ進意ヲ注意セハ、大ニ此等ノ弊習ヲ矯ムルコト決シテ不可能ニアラストス、宜ク此等ニ就キ各種ノ方法ヲ案出シテ之カ匡正ニ驅ムルコト

三 納期ニ際シテハ市場、小学校等納稅者ノ利便ナル場所ニ市町村吏員ノ出張ヲ促シ、可成多數ノ場所ニ於テ税金收入ヲ取扱フコトヲ市町村ニ交渉スルコト

四 市町村ノ現金領取人員寡キモノニ在リテハ、此等ノ人員ノ増置ヲ要求シ、納稅者ヲシテ税金納付ノ為メ無用ノ時間ヲ浪費スルカ如キコトナカラシムルコト

五 市町村ノ納稅成績良好ナラサルモノハ、往々市町吏員ノ深く徵收成績ニ重キヲ置カサルニ因ルコトアリ、此等

ハ納期前屢交渉ヲ遂ケ毎期ノ滞納者ニ対シテハ予テ吏員又ハ使丁ヲ以テ戒告ヲ試マシメ、其ノ甚シキモノハ稅務署ニ召喚シ又ハ收稅官吏出張ノ途次等ニ於テ直接其戒告ヲ為スコト

六 酒造醬油等ノ稅務署ニ於テ納稅ヲ告知スルモノハ、其製造場臨檢ニ際シ注意シ、殊ニ納期切迫ノ際ニ在リテハ之ヲ警戒予告ヲ怠ラサルコト

七 納稅者遠隔ノ地ニ在リ、又ハ他行不在中ノモノ、若ハ所在不明ナルモノ、地租ノ如キハ、其管理人ノ設置ヲ所  
在稅務署又ハ町村ヲ經テ戒告シ、其他相當ノ手續ヲ履踐セシムルニ驅ムルコト

八 町村ノ不整理怠慢ニ基キ滞納ノ虞アルモノハ相當說示交渉シ、場合ニ依リ監督庁ノ注意ヲ喚起スルコト  
九 納稅人ノ死亡、納稅ノ起因タル營業其他ノ廢止等ハ市町村ニ予メ商議シ、告知書送付ノ際其ノ事實ノ發見ト共ニ申出シメ、敏速ノ処理ヲ期スルコト

十 各字ニ組其他ノ団体アルモノハ、其組内ノ納稅者又ハ団体員ノ納稅ニ付キ相當ノ施設ヲ勸誘スルコト

十一 納稅人ニ納期一覽表ヲ配付シ、其他納稅期ノ遺忘ニ備ヘ、若ハ之方周知ヲ努ムルニ相當ノ施設ヲナスコト

十二 納期ニ切迫シテ納稅告知書ヲ發布シ町村等ニ於テハヘテ納稅ノ準備ニ余裕ナカラシメ、又ハ早キニ過キテ之ヲ遺忘ヲ致ス等ノコトナキ様、相當ノ注意ヲナスコト

十三 市町村ヘ稅務署其他集會祭典等人民群集ノ場所ニハ、必要ニ応シテ納期ノ揭示ヲナシ納稅者ノ注意ヲ喚起スルコト

十四 國稅ヲ附加稅ト共ニ市町村等ニ於テ徵收スルトキハ、先ツ國稅ヲ徵收シ、然ル後他ノ稅金ヲ納付セシムルトト、及國稅ト附加稅ト同一紙ヲ以テ告知スルカ為、國稅ノ收入ヲ不良ナラシムルノ事續アルモノハ之カ分離方ヲ市町村ニ協議スルコト

十五 納稅告知書ニハ必要ノ注意事項ヲ平易簡明ニ記載スルコト

十六 市町村ニ於テ金庫送納ヲ遲滞スルコトナキヨウ、予メ之ヲ注意シ置クコト

十七 市町村ニ於テ金庫送納ヲ遲滞スルモノアルトキハ其ノ事由ヲ審尋シ、吏員ノ怠慢ニ對シテハ相當ノ交渉協議ヲ經置クヘキコト

十八 各市町村収入歩合表ヲ調製シテ市町村ノ成績ヲ監査シ、並ニ其ノ注意ヲ喚起スルコト

十九 滞納報告、督促狀、差押、公売者ノ処分ヲ敏速ニシ、就中其滞納金額ノ多額ナルモノニ對シテハ猶予ナク其処分ヲ執行スルコト

二十 稅務署ニ於テ現金ヲ領收スル場合ハ過般ノ通牒ニ基キ、故ナク之ヲ避ケ又ハ遲滞ニ亙ルカ如キコトナキニ注意スルコト

二十一 滞納者ニ對シテハ一々其滞納ノ原因理由ヲ尋ネ、之ニ對スル適宜ノ方法注意ヲ採リ、將來ヲ警告シ尚其矯  
正施設ノ参照トスルコト

二十二 従前ノ滞納矯正委員ノ制度ハ、此際益々之カ發達ニ驅メ、其ノ責務ヲ完フセシムルヲ計ルコト

二十三 市街地準市街地等ニ於テハ、滞納稅額人員殊ニ多數ニ上リ、之カ処分ノ時機ヲ遲延スルニ從ヒ其弊ヲ長シ、  
稅金ノ欠損ヲ多カラシム、徵稅ノ改善ヲ圖ルハ此等ノ地ニ於ケル矯正ヲ以テ最先ノ急務トナス、特ニ之カ弊ヲ  
根底ヨリ除クコトニ力ヲ注クコト緊要トス

二十四 欠損処分ハ最モ慎重ノ注意ヲ要ス、必ス更ニ他ノ吏員ヲシテ实地再調ヲ遂ケシメタル上慎重ノ取扱ニ出ス  
ルヲ要ス

稅務署長殿

徵稅方法ノ改善ニ關シ、本月十五日付親直第壹号ヲ以テ各稅ニ涉リテ具體的ニ訓示致置候處、今回主稅局長ヨリ目下差懸リタル營業稅ノ調查方法及程度等ニ關シ、別紙主秘第十号及十三号ノ如ク内牒有之候條、前頭訓示ノ趣旨ト相俟テ本稅調查上過不及ナキヲ期セラレ度右及内牒候也

主秘第十号

客年十二月二十四日主秘第五〇五号ヲ以テ及御内牒候、徵稅方法ノ改善ニ依リ租稅ノ增收ヲ計ルノ件ニ關シ、其ノ執行方ニ付疑義相生シ候向モ有之趣ニ候處、右ハ客年五月局長會議ノ際大藏大臣ヨリ

稅法施行ノ要義ハ之ヲ都鄙ニ行ヒテ輕重ナク、之ヲ貴賤ニ施シテ寬嚴ナカラシムルニ在リ

ト訓示セラレ、又

課稅物件ノ調査、犯則脫稅ノ取締、其他徵稅方法ノ改善ニ依リ國庫收入ノ増加ヲ計ルノ余地ナキヤ、若シ有リトセハ其ノ方法及之ニ要スル經費、並之ニ依リ生スル增收見込如何

ト諮問セラレタル趣旨ニ基キ、四十一年度以降ノ財政計畫トシテ提案セラレタルモノニ有之、要スルニ現行稅法ノ施行ヲ周到ニシ、租稅賦課ノ公平ヲ期スルト同時ニ租稅收入ノ増加ヲ計ルノ趣旨ニ有之候間、御了知相成度、本件ハ実ハ租稅整理法律ノ施行ト同時ニ実行スルヲ以テ機宜ヲ得タルモノト存候へ共、租稅整理法律ハ施行ノ準備、其ノ他

ノ關係ニ依リ四十二年度ヨリ施行ノコトニ相成居候ニ付、之ヲ待ツトキハ四十一年度ニ於テ予期ノ收入ヲ擧グル能ハス、特ニ營業稅ノ如キハ四十一年度開始前ナル今日ヨリ其ノ方針ヲ以テ進行スルニ非ラサレハ、四十一年度ノ歳入トシテ國庫ニ收入スル能ハサル事情有之、故ニ其ノ趣旨ヲ以テ變ニ御内牒ニ及ヒタル次第ニ有之候、尚本件ニ關スル全般ノ実行方法ニ付テハ、他日御會同ヲ得テ御協議可被ト存候得共、差懸リタル營業稅ノ調查方法及ヒ其ノ程度ニ關シ、今般東京、京都、大阪ノ三局長（京都ハ局長代理官）御寄合ノ上別紙ノ通協議相成、本官ニ於テモ之ニ同意致候間、貴局ニ於テモ此ノ趣旨ニ依リ御執行相成候様致度、尤モ其ノ執行急激ニ失シ物議ヲ惹起セシムルカ如キ事無之様、御注意可相成ハ勿論ノ儀ニ有之、又別紙協議事項第一ノ收入増加歩合ノ如キハ、都市ヲ多ク管轄スル局ト然ラサル局トニ依リ多少ノ斟酌ヲ要スル事ト存候、此段及内牒候也

明治四十一年一月十三日

大藏省主稅局長 櫻井鉄太郎

横浜稅務監督局長 多胡敬三郎殿

營業稅調查ニ關スル協議事項

- 一、營業稅四十一年度予算（二千八百八十五万円）ハ、四十年度予算（千九百六十二万円）ニ対シ二百二十三万円、即チ一割一分三厘増加ノ予定ナルヲ以テ、凡ソ此ノ目的ヲ達シ得ラル、如ク調査ヲ進行スルコト
- 二、主トシテ市街地ニ於テ精密ナル調査ヲ爲シ、郡村ニ於テハ不權衡ヲ矯正シ、併セテ從來調査ノ不充分ナリト認ムルモノニ対シテ精査ヲ行フコト

前項ノ調査ハ帳簿検査其ノ他適実ノ方法ヲ以テ之ヲ爲スコト

- 三、課稅標準ノ調査ハ市街地ニ在テハ既ニ大体ノ調査結了シタルヘキヲ以テ、此際全体ニ涉リ再査スルコトハ容易ノ

業ニアラサルヘシ、故ニ稅務署管内大營業者ヨリ始メ、順次成シ得ル限リ小營業者ニ及ボシ再査ヲ行フコト、但シ帳簿等ニヨリ比較的精確ナル調査ヲ經タルモノニ付テハ再査ヲ要セサルモノトス

四、物品販賣業中改正法案ニ於テ稅率ノ低下スル種目ニ付テハ、其ノ売上金額ハ精査ノ上正当ナル員額ヲ求メ體クベキハ勿論ナルモ、前年ニ對シテ甚シキ増額ヲ求メタルモノニ付テハ、實際ノ決定額ハ改正法案ノ稅率ニ依ル負擔ト概テ同額マデニ売上金額ヲ斟酌スルコトアルベシ

五、売上金額ハ特ニ業務ノ拡張ニ依ラス、單ニ調査ノ結果劇増シタルモノニ付テハ多少ノ斟酌ヲ為スコト

六、建物賃借價格ハ借地借家ノ分ハ比較的精確相當ナルヘキモ、自己所有ノ分ハ借地借家ノモノニ比シ尚ホ引上ケノ余地アルヘキヲ以テ、特ニ精査スルコト

七、質屋以外ノ金錢貸付業ハ局署ニ依リ課稅區々ニ渉ル事實アルモ、當然課稅スヘキモノハ淺レナク課稅スルコト  
八、課稅標準届出額ヲ不相當ト認メタルモノニ對シ、強テ申告書ノ訂正ヲ為サシムル取扱ヲ為シアル局署アルヤニ關及ヘリ、此等ハ成ルヘク調査額ニヨリ算定スルノ取扱ヲナスコト

### 主秘第一三號

徵稅方法ノ改善ニ依ル營業稅ノ調査方法及其ノ程度ニ關シ主秘第十號ヲ以テ及内牒候処、添付ノ協議事項第一ノ稅額増加割合ハ單ニ予算面上ノ對照ニ過キス、此ノ外ニ例年ニ於ケル予算ニ実収トノ差額(百万円内外)ノ增收ヲ得サルヘカラサル儀ニ有之候間、為念此段及内牒候也

明治四十一年一月十四日

大藏省主稅局長 櫻井鉄太郎

横濱稅務監督局長 多胡敬三郎殿

(平12 名古屋 413)

### 24、〔明治41年1月〕明治41年分營業稅調査に關する訓示

四十一年營業稅調査ニ付テ(宮城県管内稅務署長会同ノ席上訓示ノ要旨)

一、本省ニ於テ徵稅法ノ改善ニ依ル増徴計画ヲ立テラレタルコト、及東京外二局長カ右施行上ニ付協議ヲ遂ケ、主稅局ニ於テ其方針ヲ認メラレタルコトハ茲ニ通達シタリ、本局ハ三局長ノ協議ニ依ル増加割合(一割七分八厘)ノ如キ多額ナル増加ハ望ムヘカラサルモ、兎ニ角増徴方針ヲ以テ進行セサルヘカラス、就テハ茲ニ内訓セシ事項其他不充分ト認ムル点ハ調査ヲ周密ニシ、殊ニ仙台市ノ如キハ勿論其他ノ市街地(署所在地外ハ一層)ニ在リテハ、出来得ル限リ精密ノ調査ヲ遂ケ円満ナル成績ヲ収ムルコト

一、帳簿調査ヲ為ス場合ニ於テハ、必シモ一ヶ年全部ニ涉ラサルモ、營業者ヲシテ取引ノ最多キ又ハ少キ數ヶ月ヲ選ハシメ、其計算ヲ以テ全体ヲ概算スル等勞ヲ少クシテ大体ノ計數ヲ得ルコトニ努ムルコト

一、管内各市町ニ於ケル三十八年以降ノ比較表ハ漸ク印刷出来、今回配付シタリ、公平ニ各署間ノ權衡ヲ勘案シ、不充分ノ点ニ付テハ特ニ精査ヲ遂クルコト

一、營業稅課稅標準ノ申告不當ナルモノハ可成本人ヲ訂正セシムルヲ可トスト雖トモ、資料ノ充分ナルモノニシテ一応注意ヲ加フルモ応セサルモノニ對シテハ、強テ訂正セシムルコトヲ要セス決定通知ノ手續ヲ為スコト

(平14 仙台 30)

25、明治41年1月 営業税調査額内示方注意

訓乙第二〇号

稅務署長

營業稅課標準ノ調査額ヲ内示シ、之ニ依リ納稅義務者ヨリ申告書ヲ徵セラレタキ旨、町村長ニ對シテ照会スルノ方法ヲ採リ居ル向有之哉ニ聞及候処、右ハ最少數ノ營業者ヲ有シ、又ハ交通不便ノ町村等ニシテ止ムヲ得ス此方法ヲ採ラサルヘカラサルモノハ格別ナルモ、調査額ヲ示スコトハ弊害ヲ生スルノ虞アルノミナラス、今回ノ如キ客年十二月二十八日訓乙第六三三号ヲ以テ調査ノ方法ハ之ヲ示シアルモ、増収ノ程度ニ至リテハ更ニ多少ノ昇進ヲ要スル場合アルヤモ難計ニ付、此場合ニ於テ更ニ精査ノ上調査額ヲ引上ケントスルニ際シ、曩ニ調査額ヲ示シ置キタル分ニ付テハ、重ネテ之ヲ變更スルカ如キハ取扱上不穩當ニ付、調査額ヲ示シテ申告書ヲ徵セシムルカ如キハ、將來ニ於テモ格別ナル事由アルモノヲ除クノ外ハ之ヲ避ケサルヘカラス、殊ニ今回ハ前述ノ如キ事情ノ存スルアリ、良好ノ結果ヲ收ムル上ニ於テ不利ナル右ノ取扱ニ出ツルコトハ、尚更之ヲ避ケルコトニ注意スヘシ

明治四十一年一月十七日

東京稅務監督局長 團

(昭56 東京 2112)

26、明治41年4月 營業稅調查法改善に關する指示

直乙第二二二号

明治四十一年四月廿七日

長野稅務監督局長 飯塚忠成 團

福島稅務署長 佐藤正雄 殿

調査方法改善ニ關スル意見ノ件

去ル三月十八日經秘第二四号現行稅法ノ施行上、課稅物件ノ調査、犯則脫稅ノ取締、其他徵稅方法ノ改善ニ依リ増収ヲ計ル件ニ關スル諮問事項ニ對シ審議ヲ重ネテ報告セラレ、其意見ハ夫々特長ヲ有シ大ニ各署ノ事務取扱上参照ニ資スベキモノアリ、而シテ其法令ノ改正ヲ待タザルヘカラザルモノハ暫ク措キ、所得稅、相統稅及營業稅ニ就キ其重ナルモノヲ別紙ニ記載シ参照ニ供シ候條、各所管内ノ事情ニ鑑ミ其長ヲ採リ、以テ調査方法ノ改善ヲ計ルコトニ努メラルベシ

追テ、之ヲ施行スルニ當リ取扱手續ニ抵触スルモノハ稟議ノ上施行セラルベシ

(營業稅及相統稅ノ分、別紙ハ不日送付ス)

(平15 関信 636)

(明治四十一年四月廿七日直乙第二二二号別紙其二)

營業 稅

納稅義務者ヲシテ正確ニ課稅標準額ヲ申告セシムルノ方法

一、正確ナル申告ヲ期セントセバ、固ト是レ納稅者ノ公徳心ニ待タザルベカラス、元來我國ノ教化ハ古來ヨリ武士道ヲ以テ立チ、苟モ怯懦破廉恥ノ行為アルトキハ之レヲ指彈セラル、ノ風、年トシテ抜クベカラザルモノアルヲ以テ、

兵役ノ義務ハ進ンデ之レヲ尽サントスルノ公德心アルモ、納税ノ義務ハ之ト異リ一ニ利ヲ以テ立チ、殊ニ商工業家ノ如キハ遺留ノ然ラシムル所、逋税即チ私利ノ存スル所ハ之ヲ敢行シテ恥チザルノミナラズ、他人モ亦之ヲ見テ怪マズ、斯カル世態ノ中ニ在テ正確ナル申告ヲ求ムルハ頗ル難事ニシテ、之レヲ矯正セントセバ第七納税ハ國家維持ノ一大義務タルコトヲ深く腦裡ニ浸染セシムルコトヲ冀シ、而シテ其手段トシテハ國民教育ノ力ニ待タザルベカラズ、然レトモ斯ノ如キハ短日月ノ間ニ其効果ヲ望ムベカラズ、故ニ現下ノ策トシテハ売上金額、収入金額、報償金額ハ月別ニ内訳申告セシムルヲ可ト認ム、其故ハ營業者ノ状態ニ考フレバ其申告ハ多クハ帳簿ノ結果ニ依ラズシテ、単ニ前年ノ申告高ニ比較シテ漫然其高ヲ定ムルヲ常トスルノ弊アルヲ以テ、若シ月別ト為サバ少クトモ帳簿ノ記載額ニ一瞥ヲ払ハザルベカラズ、然ルトキハ其ノ高ノ正確ニ近クノミナラズ、帳簿検査ニ際シ其正否ヲ見ルモ、纒カニ二月若クハ数月ヲ檢算セバ判明シ得ルノ便アルヲ以テナリ、若シ夫レ同業組合等ヲシテ各其高ヲ評定申告セシムル如キノ便ハ、即チ便ナリト雖トモ私利ノ同盟ノ弊ニ陥リ易ク、動モスレバ調査權ヲ蹂躪スルノ階梯タルベキヲ以テ、之レニ与ミスルヲ得ズ

二、由來本税ハ經濟界ノ盛衰ニ伴ヒ消長スルモノナルヨリ、一面各種ノ材料ヲ蒐集スルト共ニ一面當ニ实地ヲ視察シ、必要ニ応シテハ臨檢スルコト、進テ警戒ヲ与ヘ、以テ到底正確ノ申告ヲ為スニアラサレハ通過セサルモノナリトノ觀念ヲ起サシメ、其良風ヲ養成セハ適実ノ申告ヲ得ルニ庶幾シト信ス、尤モ為メ二人員ト經費ノ増加ヲ要スルハ必然ノ結果トシテ免レサルヘシ

三、納税義務者ヲシテ正確ニ課税標準額ヲ申告セシメント欲セバ、納税者自ラガ不正確ナル申告ノ甚ク自己ニ不利益ナル結果ヲ呈スルモノナルヲ直覺セシムルノ外ナカルベシ、蓋シ現今ニ於ケル各營業者ハ正確ナル申告ノ誠ニ自己ニ不利益ナルヲ感シ、競フテ税金ノ逋脱ヲ図ルノ情態ニ流レツ、アルモノ、如シ、想フニ是ガ原因ハ從來課税標準

額ニ對スル調査ハ、其ノ決定時期ニ於ケル僅少ノ日月間ヲ限リニ蒐集シタル資料ト、少數營業者ノ帳簿檢閲上ヨリ得タル實蹟トニ徴シ類推決定シ、一旦決定ノ後ハ翌年ノ課税額ヲ調査スルニ至ルマテ更ニ檢査ヲナサ、ルガ故ニ、偶々資料ヲ網羅セラレ又ハ正実ナル帳簿ヲ設備シテ檢閲セラレタルモノハ、為メニ比較的多額ノ納税義務ヲ負ヒ、是ニ反シ帳簿ノ設備ナキヲ主張シ又ハ資料ノ蒐集ニ洩レタルモノ、若クハ頑強ニ訂正ニ応ゼザルモノ、如キハ、其實力是ト同等又ハ以上ナルモ却テ少額ノ税金ヲ納付シ、曾テ逋脱ノ実ヲ檢査セラレズ脱税金ノ追徴ヲ受ケズ、彼是課税上ノ權衡ヲ失スルモノナキニアラサルヲ以テ、結局各自不正実ナル申告ヲ納税義務ノ輕キヲ図ルノ弊ヲ生ジタルガ如シ、是ガ弊ヲ矯正スルニハ調査ヲ嚴密ニシ、法第十七條及第三十四條ノ規定ニヨリ逋脱者ニ對スル取締ヲ勵行スルト共ニ、一面現行税法中例ヘバ売上金高ノ課税率ガ各種目同一ナル如キ、其他革新スヘキ条項ハ可成速カニ改正シ、課税上不平ナカラシムルヲ期シ、漸次納税者ヲシテ不正実ノ申告ノ不利益ナルコトヲ感セシムルノ方法ヲ採ルハ、最モ機宜ニ適シタルモノト考フ

四、虚欺ノ申告ニヨリ万一ノ逋税ヲ図ルハ、左ノ四者ニ多シトス  
（一）帳簿ノ完備ナキニヨリ自己ノ標準ヲ計算スル能ハサルニヨリ、推定額ニ對シ七乘又ハ八乘ケ等ヲ申告額トスルモノ

（二）檢査ニ對スル帳簿ヲ特ニ作成シ、虚欺ノ記載ヲ為シ脱税ヲ図ル者  
（三）資本ヲ標準ニシテ運轉資本ノ月末平均計算方法不明ニ基ク者  
（四）利益歩合少キ種目ヲ販売スル者

（イ）小売ノ利益少クシテ金額ノ多大ニ上ルモノヲ卸売ト看做ス者  
（ロ）肥料、米穀、綿糸、綿花、酒等ノ利益少キ種目ヲ販売スルニヨリ、殊更ニ少額ノ申告ヲ為ス者



右ニ対スル矯正策

- 一 二付テハ、帳簿ノ設備ヲ督促シ記帳ノ方法ヲ誘導指示スルニ在リ
  - 二 二付テハ、税法処罰ノ条項ニヨリ裁判所ニ告発シ懲戒スルト共ニ、他ノ不正業者ニ対シ戒飭スルニ在リ
  - 三 二付テハ、本省例示ノ計算方法ヲ公示シ一定スルニ在リ
  - 四 二付テハ、税法ノ改正ニヨリ税率ヲ軽減スルニ在リ
- 其他一般ニ於テモ正確ノ実額ヲ申告スルモノ先ツ殆ント之レナキノ実況ナレバ、前記手段ヲ執ルト共ニ常ニ帳簿検査ヲ励行シ、詐偽ノ申告ヲ為スモ到底効果ナキヲ自覚セシムルノ外途ナカルベシ
- 課税標準額ヲ適実ニ調査スルノ方法

- 一、(イ) 税法第三十二条ヲ励行スルコト
- (ロ) 帳簿検査ヲ励行スルコト
- (甲) 帳簿検査ノ準備トシ、又其虚偽ノ作成ヲ予防スル為メ臨時帳簿ヲ点検スルコト
- (乙) 従来ノ実額ニ依レバ卸売者ノ如キ販売先ノ數箇処ニ跨ル場合ニ、往々關係帳簿ヲ区分調製シテ其一部分ヲ提供スルモノアリ(本年モ亦如斯キモノニ、三ニ止マラス、而カモ悉ク発見調査セルモ毎年帳簿検査セバ營業者ノ奸手段モ益々巧妙ナルニ至ラン)、是等調査上ノ參考トシテ管内ニ入込商人ノ住所氏名等ヲ調査シテ各異通報シ合フ事
- (イ) 銀行ノ荷為替、割引等ヲ調査スルコト
- (ニ) 販売者ノ売先氏名及其売捌高、并納税義務者又ハ納税義務アリト認ムルモノニ金錢又ハ物品ヲ支払ヒ、若クハ直接營業ニ關スル金品ノ取扱ヲ為ス者ニ対シ、其金額、數量、価額、支払又ハ取扱期日ニ付調査スルコト

- 二、帳簿検査ニノミ重キヲ置クトキ、売上、資本、其他多額ナル一部又ハ全々記帳セシテ事実ヲ不明ナラシメ、甚シキニ至リテハ事実ヲ装ヒタル別途ノ帳簿ヲ作製シ、巧ニ脱税ヲ図ルモノナシトセサルヲ以テ、是等ノ者ハ勿論、其他不相当ト認ムル場合ニアリテハ、補助人ノ意見及其他蒐集シタル取引上ノ資料等ニ依リ調査ヲ遂ケ、大体ニ於テ心証ヲ得ルトキハ、法第廿六条ノ規定ニ基キ其課税標準額ヲ推算決定スルトキハ適実ヲ得ルニ至ルベシ
  - 三、(イ) 直接調査トシテハ申告時機ニ迫リ調査ヲナス如キヲ採ラズ、平常各營業者ノ実地ヲ調査スルコト
  - (ロ) 間接調査トシテハ、各商工業地ノ商權区域内人口戸數、並ニ一人当リ二戸当リノ消費、生産高等ヲ調査シ、区域内營業者ノ販売高總計ト比較シ、又各区域間トノ比較調査ヲ為シ、各区域ノ適否ヲ考査スルコト
  - 四、本税ノ調査ハ毎年一回確定期ニ至リ調査シ来リタルモ、已往ノ実績ニ徴スレバ帳簿上整理或ハ故意ニ虚偽ノ記載ヲ為シタリト認ムル營業者ニ対シテハ、適宜ノ方法ヲ以テ課税標準額ヲ定ムルノ外ナキヲ以テ、少クトモ年二回ノ調査ヲ為スコト、シ、其ノ第一回ハ七、八月ノ頃ニ於テ翌一月半年分ヲ調査シ、而シテ帳簿ノ設ケナク又ハ不正ノ記帳ヲ為シタルモノニ就テハ相當注意ヲ与ヘ、尚臨時検査ヲ執行シ脱税ノ余地ヲ与ヘザルコトニ注意シ、七月以降ノ分ハ確定期ニ於テ調査スルコト、セハ、適実ナル課税標準額ヲ調査シ得ルコトノ思料ス
- 前項調査シタル事蹟及其他参照トナルベキ事實ハ總テ調査台帳ニ記入スルハ勿論ナリトス

(平15 関信 635)

27、明治41年10月 稅務執行方に付主稅局長注意

今般稅務執行ノ方針及官吏服務ノ心得ニ關シ大藏大臣ヨリ訓示相成候處、尚右ニ關シ左記ノ事項特ニ注意スヘキ旨主稅局長ヨリ内牒有之候條、能ク其意ヲ体シ部下一同ニ對シテモ越旨徹底候様諭告ヲ加ヘ、執行上万人ノ遺憾ナキヲ期スヘシ

明治四十一年十月十日

仙台稅務監督局長 國

主秘第一七五号

今般稅務執行ノ方針及官吏服務ノ心得ニ關シ大藏大臣ヨリ訓示相成候處、右ニ就テハ特ニ左記ノ事項ニ御注意相成度候

一、營業稅及所得稅調查ノ方針ハ主トシテ市街地ニ於テ精密ナル調査ヲ為シ、郡村ニ於テハ不權衡ヲ矯正シ、併セテ從來調査ノ不充分ナリト認ムルモノニ對シテ精査ヲ行フコト、シ、市街地下郡村ト依リ調査ノ程度ヲ異ニシタルハ、市街地ニ課稅物件ノ遺漏多キ事實ヲ認メタルニ因ルモノ有之、此ノ方針ヲ誤ルトキハ市街地下郡村トノ間ニ於ケル負擔ノ不公平ハ其ノ矯正ヲ得サル儀ト存候間、各局執行ノ方針一途ニ相出テ候様致度候

一、事實ヲ根拠トセス漫ニ稅金額ヲ予斷シテ之ヲ配賦スルカ如キハ、地方ニ對シテモ個人ニ對シテモ斷シテ之レ有ルヘカサル儀ニ有之、若シ斯ノ如キ事實有之ニ於テハ、徒ラニ苛酷ノ負擔ヲ強ヒ賦課ノ公平ヲ失スルニ至ル事ト存候間、深ク御注意相成度候

一、營業稅施行ノ実蹟ニ鑑ミ所得稅ノ施行ニ際シテハ浦脫ヲ舉グル主トシ、所得標準率ヲ高メテ増収ヲ圖ルカ如キコト無之様、特ニ御注意致慮タル次第ニ有之、右ハ所得原因ノ前年ト異ルナキニ拘ハラズ、所得金額ニ急激ノ増加

ヲ來タシ、納稅義務者ヲシテ疑惑ヲ起サシムルカ如キハ可成之ヲ避クルノ要アリト認メタルニ因ルモノニ有之候間、急激ニ失セズ漸ラ以テ其ノ目的ヲ達セラレ候様致度候

一、多數納稅義務者ニ對シ悉ク精確ナル調査ヲ遂クルハ難事トスル所ト存候得共、所得金額算出ノ基礎曖昧ニシテ人ノ質問ニ對シ明確ナル説明ヲ与フル能ハス、決定通知ノ後之ヲ訂正セサルヘカサルカ如キ情態ニ在ラシムルハ、其ノ調査ノ粗漏杜撰ナルヲ表白スルモノニシテ、稅務ノ信用ニ關スルコト甚タ少カラスト存候間、御注意相成度、殊ニ稅務署間ニ通報スル所得事項ノ如キハ、其ノ算出ノ基礎ヲ最モ明確ナラシムルノ必要アルモノト存候

一、所得金額其ノ他ノ課稅標準ハ一定ノ標準歩合ヲ設ケテ算出スルヲ以テ普通ノ取扱例ト致候處、納稅義務者ノ申告又ハ答弁ニ依リ課稅標準ノ明確ニシテ信憑スルニ足ルヘシト認ムルモノニ付テハ、標準歩合ヲ適用スルヲ要セス、千篇一律ハ却テ公平ヲ期スル所以ニ無之ト存候、殊ニ納稅義務者ノ申告額ト稅務署ノ見込額トノ差極メテ少許ニシテ、殆ント稅金額ニ影響ヲ及ボサザル程ノモノニ對シ強テ標準歩合ヲ適用スルカ如キハ、徒ラニ感情ヲ害スルニ止マリ実益ナキモノト存候

一、正業者ト不正業者トヲ區別シ取扱ノ寬嚴ヲ斟酌スヘキハ、直稅タルト間稅タルトヲ問ハサル儀ニ有之、若シ不正業者ニ對スル態度ヲ以テ正業者ニ臨ムトキハ、徒ラニ繁細ニ流レ苛察ノ難ヲ免レサルニ至ルヘクト存候間、此ノ間ノ機宜ヲ失ハサル様致度候

以上ハ單ニ思付ノ事例ヲ掲ケタルニ過キス、其ノ他ハ類推セラレテ大臣訓示ノ趣旨ノ能ク徹底実行セラレ候様、御施為相成度、尚右ニ關シ御施為相成候事項ハ御申報相成度、此段依命及内牒候也

明治四十一年十月七日

大藏省主稅局長 桜井鉄太郎

仙台稅務監督局長 楠正篤敬

28、明治41年11月 所得税・營業稅等の異議申立期間

所得税及營業稅等の異議申立期間計算方ノ件

四一年一月二〇日 丸龜局照会

所得稅營業稅ノ異議申立ニシテ書類ヲ郵便ニ付スルモノハ、特ニ郵便遞送ノ日數ニ付除外例ナキ限リハ、書類到達ノ日ヲ以テ計算スヘキモノト被存候処、書類到達ノ日ヲ以テ計算スルトキハ、場所ノ遠近ニ依リ異議申立ノ猶予期間ヲ異ニスルノ結果ヲ生シ少シク妥當ヲ欠クノ感有之、就テハ遞送日數ヲ期間中ニ計算セス、即チ書類發送ノ日ヲ以テスルモノトセハ、独リ所得稅營業稅ノ異議申立ニ止マラス、一般ニ提出期限ノ定メアル申告願届ノ如キモ、尙本遞送時間ノ証明シ得ラル、モノハ、其ノ發送日ヲ以テ期間ヲ計算スルノ端ヲ開キ、却テ煩雜ヲ来スノ虞ナシトセス、故ニ右ハ前掲解釈ノ如ク特ニ郵便遞送日數ニ因スル規定ナキ限リハ、書類到達ノ日ヲ以テ計算スル方可然ト認メ候得共、權利上ニ關係ヲ有スル儀ニ付一応御意見承知致度

四一年二月一七日 往第一五三四〇号回答

十一月二十日付直第一四〇七号御照会ノ件ハ、異議申立期間内ニ郵便遞送ノ日數ヲ算入セサル方穩當ト存候

(平12 名古屋 993)

29、明治41年12月 直稅主任會議に於ける勝局長の演達

直稅主任會議ニ於ケル勝局長ノ演達(41・12・5武雄稅務署印)

管内各稅務署直稅主任ヲ召集シ、其ノ會議ヲ開キタルハ去ル三十六年ニシテ、其ノ間年ヲ經ルコト実ニ五年ナリ、為メニ各署間直稅事務ニ於テ或ハ連絡ヲ失ヒ、或ハ事務ノ取扱区々ニ涉リ、大局ヲ收拾スルニ於テ頗ル不便ヲ感シタリ、本官赴任以來常ニ以テ遺憾ト為シ、諸君ヲ召集シテ親シク意見ヲ聞キ、且ツハ諸君相互ニ所懷ヲ披瀝シテ自他ニ益スル所アラシメ、茲ニ管内ノ直稅ヲ舉テ一身同体ノ如カラシムコトヲ望ムヤ切ナリシモ、日常ノ事務ニ遮カレ在再今日ニ及ヘリ、固ヨリ今日ハ決シテ閑散ノ秋ニアラス、地押調査ニ土地検査ニ營業稅調査ニ地方經濟ノ調査ニ、直稅ノ全眞ヲ舉テ日モ亦足ラサルノ感アリト雖モ、而カモ此ノ重要ナル調査事業ノ進行ニ伴ヒ本會議ノ必要ヲ感スルコト一層甚シク、茲ニ万般ノ事情ヲ排シ強テ諸君ヲシテ其ノ貴重ノ時間ヲ割カシメ、本會議ヲ開ク事トナレリ、諸君夫レ諒セヨ

本官ハ繼ニ稅務署長會議ニ於テ稅務全般ニ涉リ演達スルトコロアリタルト同時ニ、其ノ印刷物ヲモ配付シタルヲ以テ、諸君ハ署長ニ就テ親シク伝達ヲ受タルヘシト信スレハ、今再ヒ贅セサルヘキモ、今回ノ會議ニ當リ諸君ノ念頭ニ深キ注意ヲ刻ミ置カムト欲スルハ稅務ノ趨勢カ一大転換ヲ為シタル事、是レナリ、即チ從來ノ稅務ニアリテハ間稅ヲ以テ主班ト為シ直稅ヲ次位ニ置ケリ、然レトモ直稅ノ課稅物件ハ多クノ場合ニ於テ表現的ナラスシテ、之ヲ具体的ニ調査スルハ頗ル困難ノ事ニ属シ、為メニ処ニ依リ人ニ依リ往々衡平ヲ失セルノ感ナキニアラス、例ヘハ東京ノ如キ大阪ノ如キ大都会ハ勿論、苟モ市制ヲ布ケルカ如キ人口稠密ノ地ニアリテハ營業稅所得稅等ノ調査ハ殊ニ困難ニシテ、完全ニ課稅物件ヲ調査スルコト能ハサルニ比シ、普通田舎ト稱スル地方ハ之ニ比スレハ調査頗ル容易ナリ、此ヲ以テ從來

ノ課税ハ都会ノ住民ニ輕ク田舎ノ住民ニ重カリシノミナラス、又一方ニハ都鄙相通シテ正当ニ自己ノ課税標準ヲ届出  
ツルモノハ、常ニ不正者流ノ隱蔽セル課税標準ニ比シ、実態ノ小ナルニ拘ハラズ却テ税額ノ負担重キカ如キ奇怪ナル  
現象ヲ生シ、当局者ヲシテ苦慮セシムル事年アリ、然ルニ近時民間ニ於テモ此ノ弊害ヲ看取シ稅務執行ノ完全ヲ欲ス  
ルノ声漸ク高カラムト欲ス、如此時代ノ要求ト且ツ必要トハ遂ニ直稅事務ヲ重視スルノ氣運ヲ生シ、政府当局ハ内國  
稅徵收費ノ増加ヲ断行シ定員ノ増加ヲモ見ルニ至レリ、固ヨリ之レ主トシテ直稅事務ノ改善ヲ主眼トスルモノニシテ、  
諸君ハ常ニ此ノ消息ノ内容ヲ悟リシ、自カラ内二期スルトコトナカルヘカラス、而シテ改善ハ一面ニ於テ調査ノ周到  
ヲ意味シ、從來ノ欠漏ヲ補フコトナルヲ以テ、個人ニ取り稅額ヲ増加スル事アルヘキモ之レ自然ノ結果ナリ、目的  
ハ單ニ改善其ノモノニ存ス、改善ノ目的ヲ達スルカ為メニハ仮令稅額ヲ減スルモ敢テ意トスルトコロニアラス、二三  
新聞紙ハ往々誤伝シテ曰ハク、戦後ノ要求ニ依リ政府ハ多分ノ稅額ヲ予算シ之ヲ割充ツト、之レ無根ノ事実ナリ、若  
シ夫レ諸君ニシテ必スシモ稅額ノ増加ヲ以テ改善ノ目的ヲ達シタルモノト速断スルカ如キ事アラハ、之レ稅務行政ヲ  
シテ、否改善ノ美名ヲ術フテ民ヲ賊フモノタルヘシ、本年所得稅ノ調査成績ニ徵スレハ諸君ノ行動固ヨリ遺憾ナシト  
雖モ、今回ノ營業稅調査ニ當リテモ倍々改善ノ方針ヲ以テ進行スルヲ要ス

顧ミレハ諸君ノ責任ハ實ニ重大ナリ、直稅改善ノ重荷ヲ担フト同時ニ、増員ノ結果トシテ少ナキハ三四名多キハ二十  
名ノ部員ヲ主筆スル事トナリ、従前ノ諸君ハ今日ノ諸君ニアラス、部下ノ統御其ノ宜キニ稱ヒ結ムテ一團トナリ、而  
カモ個人的ノ關係ニ於テモ私ニ相聞クカ如キ弊ナキヲ期セサルヘカラス、其ノ統御ノ途ニ至ツテハ固ヨリ茲ニ概説シ  
難キモ、要ハ諸君カ部下ノ信服ヲ得テ、或ハ兄ノ如ク或ハ師ノ如ク尊慕交々厚カルヘキヲ主眼トスルニアリ、而カシ  
テ諸君カ真ノ尊慕ヲ受ケムトセハ、事務ノ習練ヲ必要トスルハ勿論ナルモ、外ニ於テ殊ニ必要トスルハ人格ノ修養ト  
學術ノ研究ニアリ、当局ニ於テハ幸ニ財務研究会ナル団体ヲ設ケ各員相互ノ徳育智育上ニ至大ノ教化ヲ受クル事トナ

リ、近時着々成績ノ良好ナルモノアルヲ見ルハ本官ノ最モ快トスルトコロニシテ、曩日來一般檢閲トシテ各署ニ出張  
シ親シク各員ノ状態ヲ察スルニ、學術研究ノ如キハ從來ノ夫レニ比シ頗ル向上ノ氣運ニアルコトヲ發見セリ、即チ支  
部会ヲ毎月開キ研究ヲ試ムルノ外、各自著書講義録等ニ就キ學理ノ研究ニ余念ナク、從テ諸君ト雖モ此ノ人物ヲ向上  
スルニ大要求ヲ充實スルニ於テ遺憾ナカラムモ、諸君ノ責任ハ各員ニ比シテ一層重大ナルヲ思ヒ一層ノ注意ヲ払ヒ、  
以テ稅務改善ノ使命ヲ全クセサルヘカラス

終ニ莅ムテ付言ス、本會議ハ四日ノ予定ナルモ或ハ五日ニ渉ルヤモ凶リ難シ、諸君ノアラユル意見ヲ述フルニ於テ、  
或ハ日子ノ足ラサルヲ憂フ、然レトモ諸君カ滿腔ノ熱心ヲ以テ腹藏ナク意見ヲ陳述スルニ勇ムルトコロアラハ、優ニ  
本會ノ目的ヲ達スルニ遺憾ナカルヘシ、本會議カ其ノ目的ヲ達スルハ諸君ノ意見ヲシテ交換シ、且ツ研究セシムルニ  
アリ、諸君ハ平常ノ所懷ヲ大小トナク披瀝シテ審議ニ及ヒ、以テ相互ニ利スルトコロアルヘシ

(昭59 福岡 64)

### 30、明治42年2月 直稅事務の調査事例編纂の件

内訓第二号

武雄稅務署長

直稅事務中所得稅・營業稅及相統稅ノ調査事務ハ、直接ト間接トヲ問ハス各方面ヨリ種々ノ調査資料ヲ蒐集シ、之ヲ  
参照トシテ各納稅者ノ課税標準ノ實際ヲ查覈シ、以テ正當の確ノモノヲシムルハ頗ル至難トスル所ナリ、現時調査  
ノ実況ヲ觀察スルニ、納稅者中課税標準ノ實際ヲ申告スル者ハ甚ダ稀少ニシテ、多クハ其ノ實際ヨリ多少ノ削減歩引

ヲ為サザルハナク、甚シキハ実額ノ半ニモ達セサルモノアリ、又實際納稅義務ヲ有スル者ニシテ申告ヲ為サザルモノ少シトセズ、稅務官吏實地ニ臨ミ調査セムトスレハ、或ハ口実ヲ設ケテ帳簿ノ提出ヲ拒ミ、或ハ帳簿ノ記載ヲ偽リ、或ハ真実ノ帳簿ヲ隠シテ故意ニ作成シタルモノヲ提出シ、或ハ帳簿ヲ隠匿シテ全ク調製セスト詐リ、課稅標準調査ノ資料トナルモノハ隠蔽シ得ル限り之ヲ隠蔽シ、而シテ課稅ヲ免レ得ル限り之ヲ免レムトス、殊ニ注意ヲ要スルハ彼ノ不正奸譎ノ徒力或ハ酒食ヲ饜シ或ハ利ヲ飽ハシ、稅務官吏ヲ誘惑シテ課稅ノ通脫ヲ計ラムトスルコト、是レナリ、斯クノ如ク納稅者中不正行為ヲ逞フスル者アリト雖モ、此弊習ヲ矯正セムトシテ若シ調査嚴密ニ過グルコトアラムカ、以テ苛察ノ徵稅ト為シ、一般納稅者ノ不平反抗ヲ惹起スルノ虞ナシトセズ、之ニ反シ納稅者ノ非難攻撃ヲ慮リテ調査寬大ニ失スルコトアラムカ、課稅ノ遺脫ヲ統出シテ正当ノ納稅ヲ為ス者ナキニ至リ、稅務ノ成績ヲ拳クルコト得テ期ス可カラス、是ヲ以テ漸次調査方法ヲ改善シテ、嚴ニ失セズ寬ニ流レス周到精密ニ調査ヲ施行シ、課稅ニ遺脫ナク且ツ均衡ヲ得セシメ、而シテ納稅者ハ其ノ負担ヲ自認シテ不平怨嗟ノ声ヲ聞カス、円満ニ稅務ノ効績ヲ擧ケムトセハ、實際調査ニ從事スル者ノ機敏ナル活動ト熟練セル手腕ヲ俟タサルヲ得ス

過般稅務監督局及稅務署官制ヲ改正シ、局署ノ定員ハ大ニ増加セラレタリ、而シテ其ノ増加シタル新任者ニシテ直稅事務中所得稅・營業稅及相統稅ノ調査ニ從事スル者少カラス、此新任者ヲシテ上述ノ如キ困難ナル調査事務ニ從事セシメ、能ク其ノ任務ヲ全フシ調査ノ効果ヲ收メシムルニハ、新任者ヲシテ速ニ調査事務ニ習熟セシムルノ方法ヲ講スルハ刻下ノ急務トス、然レトモ調査事務ハ机上ニ於テ練習スヘキモノニアラス、調査ノ經驗アル者ト新任者トヲ同行セシメ、實地ニ就キ見習ハシムルハ固ヨリ最良ノ方法ナリト雖モ、既往ノ事例ニヨリテ之ヲ習得セシムルハ頗ル有益ノコトナルヲ以テ、直稅事務ニ熟達セル局署員カ既にニ於テ實際遭遇シタル調査事例ヲ蒐集編纂スルコトヲ計画シタリ、而シテ頃日漸ク其ノ編纂ヲ終了セシヲ以テ、各稅務署ニ備付ケ直稅事務從事者ニ貸与シ閱覽研究セシムルコトト

セリ、是レ一面ニ於テハ新任者ヲシテ實地ニ就キ練習ヲ積マシムルト同時ニ、机上ノ研究ニ依リ調査事務ヲ習得セシムルノ捷徑ト為スコク、又一面ニ於テハ既ニ經驗ヲ有スル者モ之ヲ閱覽シテ相互智識ヲ交換スルノ手段ト為スコク、直稅事務ニ從事スル者ニ在リテハ裨益スル所尠ラザルベシト信ス

將來当局ニ於テハ本書ヲ追加編纂シ漸次此調査事例ヲ完成シ、益々局署員相互ノ研究ニ資スヘキ見込ナルニ依リ、直稅調査事務ニ從事スル者ニシテ若シ他ノ參考トナルヘキ事例ニ遭遇セルコトアラハ、事ノ大小ヲ問ハス一々其ノ事實ヲ詳記シテ稅務署長ニ報告シ、稅務署長ハ又直ニ当局ニ報告スヘシ

明治四十二年二月二十三日

長崎稅務監督局長 勝 正憲

(昭59 福岡 64)

31、明治42年6月 營業稅課稅標準額算定表

四十二年營業稅課稅標準額算定表

署名	總人員	届出ニ依リ決シタル人員	届出ヲ不相當ト認メ算定ノシタル人員	届出テサルモニ對シ算定シタル人員	算定月日
幸橋	九、九一七	四、九三三	三、七四七	一、二三七	三月十五日ヨリ
四谷	四、九一〇	三、五四二	一、〇六一	三〇七	三月十九日ニ至ル
神田橋	九、四四七	七、九三二	九一四	六〇一	三月二十日
永代橋	一〇、六六八	八、二〇七	一、六九六	七六五	三月二十日ヨリ
					三月廿三日ニ至ル

佐倉	一、六三八	二五〇	一、〇八九	二九九	三月十五日
佐原	一、三七八	六二五	五七六	一七七	二月二十七日
銚子	一、五六九	九三六	四六九	一六四	三月二十七日
東金	一、三一〇	三九〇	五五七	三六三	二月二十五日
茂原	九三八	三六四	四〇〇	一七四	三月二十日
大多喜	七七一	六七二	六九	三〇	二月二十八日
木更津	一、五八四	一、一五六	三二一	一〇七	二月二十八日
北條	二、一八七	一、八一二	二六四	一一一	二月二十七日
千葉原計	一五、〇一四	九、四八〇	三、九四五	一、五八九	
甲府	二、一〇五	一、九五三	四九	一〇三	三月九日
石和	九八〇	九五八	九	一三	三月十二日
鯉沢	八八一	八七六	一	四	二月二十八日
蕪崎	五六四	三〇二	九六	一六六	三月九日
谷村	八九九	七一六	七〇	一一三	二月二十六日
猿橋	六二七	六一五	二	一〇	三月十日
山梨県計	六、〇五六	五、四二〇	二二七	四〇九	
金管計	九四、六六八	七二、二四四	一五、四九七	六、九二七	

(平11 東京 38)

麻橋	一三、三八〇	一〇、八六五	一、四四九	一、〇六六	三月二十五日
品川	一、七三七	一、五三二	八三	一一二	三月二十日
淀橋	一、六二四	一、五三七	四八	三九	二月二十七日
板橋	一、九八四	一、六七六	一六八	一四〇	二月二十八日
千住	八五二	七九八	三三	二一	三月二十五日
亀戸	一、〇六八	一、〇三三	二五	一一	三月二十日
青柳	一、〇七六	九九〇	七三	一三	三月二十八日
八王子	二、〇六二	一、七七四	二〇七	八一	三月十三日
東京府計	五八、七二五	四四、八一七	九、五〇四	四、四〇四	
浦和	二、八一七	二、八〇七	二	八	二月二十八日
川越	二、九三九	二、五六七	三五〇	二二	三月十五日
松山	七九〇	七八〇	七	三	三月二十八日
大宮	九二八	八三〇	八三	一五	二月二十八日
本庄	一、一二二	一、〇六三	二三	三六	二月二十八日
熊谷	一、七〇〇	一、三四六	二七九	七五	三月二十七日
忍	一、六二六	一、二二〇	二九一	一一五	三月七日ヨリ
岩槻	一、八三〇	九八三	六五六	一九一	三月三十日ニ至ル
杉戸	一、一二一	九三一	一三〇	六〇	三月二十日
埼玉県計	一四、八七三	一三、五二七	一、八二一	五二五	二月二十八日
千葉	一、八三〇	一、四八二	一九四	一五四	三月十五日
松戸	一、八〇九	一、七九三	六	一〇	三月十日

32、明治43年4月 營業税法の改正

朕、帝國議會ノ協賛ヲ經タル營業税法中改正法律ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十三年四月五日

内閣総理大臣兼  
大蔵大臣 侯爵 桂太郎

法律第四十五号 (官報四月六日)

營業税法中左ノ通改正ス

第一条中「一船渠業」「一土木請負業」ヲ削リ、「一勞力請負業」ヲ「一請負業」ニ、「一公ナル周旋業」ヲ「一周旋業」ニ、「一、代弁業」ヲ「一代理業」ニ、「一仲買業」ヲ「一問屋業」ニ改メ、「一印刷業」ノ次ニ「一出版業」ヲ、「一問屋業」ノ次ニ「一信託業」ヲ加フ

第三条中「資本金額」ヲ「運転資本金額」ニ改ム

第四条中「器物、器械」ヲ「物品」ニ、「染物、洗濯」ヲ「染物」ニ改ム

第七条中「印刷業」ノ下ニ「出版業」ヲ加ヘ、「土木請負業、勞力請負業」ヲ「請負業」ニ改メ、左ノ一項ヲ加フ

出版業ニシテ新聞紙法ニ依ルモノニハ營業税ヲ課セス

第十条ノ二 營業税ヲ課スヘキ周旋業、代理業、仲立業、問屋業、信託業ハ一箇年報償金額百円以上ノ者トス

第十二条 營業税ハ左ノ課税標準及税率ニ依リ毎年之ヲ賦課ス

業名	課税標準	税率
物品販売業	売上金額	卸売八万分ノ十二 小売八万分ノ三十六 千分ノ九十
銀行業	資本金額	千分ノ五
保險業	建物賃貸價格	千分ノ九十
金銭貸付業	運転資本金額	千分ノ六半
物品貸付業	建物賃貸價格	千分ノ九十
製造業	資本金額	千分ノ三・七
印刷業	建物賃貸價格	千分ノ九十
出版業	從業者ノ内職工勞役者	一人毎ニ 金二円
寫真業	從業者ノ内職工勞役者	一人毎ニ 金五十錢
運送業、運河業、棧橋業、船舶定繋場業、貨物陸揚場業	資本金額	千分ノ六
倉庫業	資本金額	千分ノ五
	建物賃貸價格	千分ノ四十五
	從業者	一人毎ニ 金二円
鐵道業	收入金額	千分ノ二十五
	從業者	一人毎ニ 金二円

請負業	請負業	請負金額	千分ノ五
席貸業	建物賃貸價格者	一人毎ニ金二円	
料理店業	建物賃貸價格者	千分ノ百三十五	
旅人宿業	建物賃貸價格者	一人毎ニ金二円	
周旋業	報償金額者	千分ノ九十九	
代理業	報償金額者	千分ノ三十五	
仲立業	報償金額者	一人毎ニ金二円	
問屋業	報償金額者	千分ノ三十七半	
信託業	業者	一人毎ニ金二円	

營業者ヲ除クノ外、從業者中十五歳未満ノ者ニ付テハ前項稅率ノ二分ノ一トス

第十五条中「土木請負業、勞力請負業」ヲ「請負業」ニ、「公ナル周旋業、代弁業、仲立業、仲買業」ヲ「周旋業、

代理業、仲立業、問屋業、信託業」ニ改ム

第二十一条中「船運業」ヲ削リ「印刷業」ノ下ニ「出版業」ヲ加フ

第二十八条ノ二中「各稅務監督局」ヲ「各稅務署」ニ、「商業會議所代表者及」ヲ「五名乃至七名トシ」ニ改メ「審

査委員ノ定數及」ヲ削ル

附 則

本法ハ明治四十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

非常特別稅法中營業稅ニ關スル規定ハ之ヲ廢止ス

(法令全書)

33、明治43年12月 營業稅に關する帳簿物件調査の件

○營業稅法第三十三条ノ取扱方ニ關スル件

大阪稅務監督局照會 明治四十三年十二月十七日

收稅官吏カ營業稅法第三十三条ノ規定ニ依リ營業ニ關スル帳簿物件ヲ検査シ、又ハ尋問スルコトヲ得ル時期ニ關シ左記甲乙ニ説アリ、当局ハ甲説ニ依リ取扱居候へ共、乙説モ亦一理ナキニ非スト被存候條、一応貴見承知致度

甲説 收稅官吏ハ營業稅法第三十三条ニ依リ何時ニテモ營業ニ關スル帳簿ヲ検査シ、又ハ營業者ニ尋問スルコトヲ得

(理由) 法律カ收稅官吏ニ營業ニ關スル帳簿物件ヲ検査シ、又ハ營業者ニ尋問スルコトヲ得ル權能ヲ付与シタル所以ノモノハ、一ニ課稅ノ公平ヲ維持セント欲シタルニ外ナラス、且ツ法律ハ收稅官吏カ此權能ニ依リテ行動スル時期ヲ特定セサルヲ以テ、苟モ收稅官吏ニシテ課稅上ノ公平ヲ維持スル為、又ハ脱稅遁稅ノ虞アリ之ヲ予防スル為ナル等ノ場合ニ於テハ、隨時其ノ帳簿物件ヲ検査シ又ハ營業者ニ尋問スルコトヲ得ヘク、必ス營業者カ稅法第十三条ニ依リ其ノ營業ニ關スル申告ヲ為スヘキ時期以後ニ限ラル、ノ理由ナシ

乙説 收稅官吏ハ營業者カ營業稅法第十三条ニ依リ其ノ營業名及課稅標準ヲ申告スヘキ時期以後ニ非サレハ、其ノ營業ニ關スル帳簿物件ヲ検査シ又ハ營業者ニ尋問スルコトヲ得ス

(理由) 收稅官吏カ營業ニ關スル帳簿物件ヲ検査シ又ハ營業者ニ尋問スルコトヲ得ルハ、營業者カ其ノ營業ニ關



スル申告ヲ為サス、又申告ヲ為スモ其ノ申告ヲ不当ト認メタル場合ナラサルヘカラス、而シテ法律ハ營業者ニ  
毎年一月中ニ其ノ營業ニ関スル申告ヲ為スヘキコトヲ命セルニ依リ、其ノ時期以後ニ至ラサレハ本条ノ適用ナ  
キモノトス

若然ラサルトキハ營業者カ申告ヲ為スヤ否、又申告ハ正当ナルヤ否判明セサルニ、之ニ先タチ不当ニ營業ニ関  
スル帳簿物件ヲ検査シ又ハ尋問スルコトノナリ、營業者ニ迷惑ヲ感セシメ延テ經濟界ヲ攪乱スル結果ヲ生スル  
ニ至ルヘシ、是豈法ノ精神ナランヤ

主税局回答第一三七四九号 明治四十三年十二月二十一日

本月十七日付甲第一七六二号御照会ニ係ル營業税法第三十三条取扱方ニ關スル件ハ貴見ノ通、但可成營業ノ妨害トナ  
ラサル時期ヲ選ムヘキハ当然ノ義ト被存候

(昭60 高松 39)

#### 34、明治43年12月 營業稅調查に付通牒

(明治43年12月21日下田稅務署印) 稅務署長殿

名古屋稅務監督局長(43・12・19名古屋稅務監督局印)

親直第五九七号

營業稅調查ハ左記各項ノ趣旨ヲ体シ適切ナル計画ノ下ニ進メラルヘシ

右及通牒候也

一 従来ノ調査方針ハ間接調査即チ資料蒐集ヲ主トシ、実地調査(検査ヲモ含ム、以下同シ)ハ却テ従タルカ如キ關  
係タラサルカラ思ハシムルモノアリ、如此ハ遺漏ナク資料カ蒐集セラル、ニ於テ始テ其ノ效果ヲ認ムヘキモノタ  
ルモ、資料蒐集ノ最モ必要ヲ認ムル都市ニ於テ却テ実行困難ノ傾アルニ付、此調査方針ハ到底勞多クシテ效果之  
ニ伴ハサルコトヲ断セサルヲ得ス、就テハ之ノ關係ヲ顛倒シ間接調査即チ資料蒐集ヲ第二段トシ、各個人ニ對ス  
ル実地調査ヲ主トスルノ方針ニ出ツルコト

二 前項ノ如ク資料調査ヲ從トシ、主トシテ実地調査ヲ以テ課稅標準ノ実額ヲ定ムルノ方針ノ下ニ於テハ、時ニ不正  
業者ノ術中ニ陥リ却テ之ヲ利セシムルノ機會多カラントス、万一如此不正業者ヲシテ乘セシムルアルニ於テハ、  
一般公德心ノ減退ヲ助長スルノ一大因由タルニ付、事前ニ於テ一般従事者ノ調査上ノ技能ヲ啓發昂上セシメテ、  
判別寛嚴其宜キニ適セシムルアルハ勿論、仍ホ調査官吏ヲ選抜シテ予メ各業ニ通シ点ニ模範的調査ヲ為サシメ、  
他方事情ニ精通セルモノノ意見ヲ徵シテ參考シ、以テ各同業者ノ順位ヲ付シ之レニ模範的調査ノ実額ヲ記入シ、之  
ノ既知數ヲ以テ模範的調査ヲ為サ、ル他同業者ノ課稅標準ヲ類推シテ一定ノ見込額ヲ付シ置キ、他日調査官吏ノ調  
査実績復命ノ適否査察ノ参照ニ資スルコト

三 課稅ノ実績方都鄙ニ依リ輕重ノ差アリ、又企業組織ノ大小ニ依リ寛嚴ノ別アルカ如キナカラシムルハ、年々ノ調  
査ニ於テ深ク注意ヲ喚起シタル処ナリニ拘ハラス、未タ全ク其弊ナシトセス、就テハ来ルヘキ調査ニ於テハ都市  
ニ周密ニシ、就中大營業者ニ主カテ傾注スルノ方針ニ出テ銳意之ノ遺憾ヲ一洗シ、他方小營業者ニ對シ苛察ニ涉  
ラサルコトヲ期スルコト

四 従来ノ蒐集資料ハ主トシテ課稅標準額推定ノ具ニ供セラレタルモ、実地ヲ主トスル調査方針ノ下ニ於テハ資料蒐  
集ノ範圍ヲ各人設備帳簿ノ組織ヲ判別シ、其ノ真偽ヲ査察シ得ル程度ニ止メ、之ノ目的ヲ達スル点ニ於テ利用上

遺憾ナキヲ期スルコト

五 商工組合若ハ其ノ他ノ組織団体ニシテ、納税者ト稅務署トノ中間ニ介在動作スルアルカ如キ向キニアリテハ、不知不識之レカ提言ニ信賴シ稅務署ノ調査周到緻密ヲ欠クノ遺憾アルヲ認ム、此ノ如キハ最モ戒シメサルヘカラス、就テハ可成如此中間機關ノ介在ヲ否定スルノ方針ニ出テ、万止ヲ得サル場合アリトスルモ、調査ノ煩ヲ之ニ嫁シ又ハ其提言ニ拘束セラル、カ如キ事ナキヲ期スルコト

六 課稅標準ノ申告ヲ不相當トシ算定処分ヲ爲ス場合ニ於テハ、予メ其ノ算定根基ヲ明瞭ニシテ万遺憾ナキヲ期セラシムルヘク、苟モ事案ノ根基ヲ欠如シテ予断ヲ爲シ、他日審査請求ニ際シ重テ根基調査ヲ繰返スカ如キ要ナキヲ期スルコト

七 既往課稅ノ実績ニシテ強テ類推シテ稅法第一條ノ營業名ニ屬セシメ、若ハ課稅標準ヲ組織セラレサルヘキモノヲ混入課稅シタル向全然之ナキヲ保セス、如此ハ因襲ノ久シキ自他共ニ怪シマサル所ナルヘキモ、又以テ整理改善ノ一題目タルヘキニ付、如此現象ノ有無ヲ調査シ漸次之カ整理ヲ講スルコト

(平12 名古屋 413)

### 35、明治43年12月 營業稅法施行規則の改正

朕、營業稅法施行規則中改正ノ件ヲ裁可シ、茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十三年十二月二十六日

内閣總理大臣兼  
大 蔵 大 臣 侯爵 桂 太 郎

勅令第四百五十一号(官報十二月二十七日)

營業稅法施行規則中左ノ通改正ス

第二条ニ左ノ一項ヲ加フ

前項但書ノ規定ニ依リ共通ノ課稅標準ヲ計算シタル營業ヲ廢シタルトキハ、其ノ翌月ヨリ月割ヲ以テ前項但書ノ規定ニ準シ其ノ課稅標準ヲ他ノ營業ニ計算スヘシ

第五条中「保險責任準備金」ヲ「保險責任準備金及保險支払備金」ニ改ム

第六条ノ一及第七条ノ一中「出資金額及」ヲ「出資金額」、「資産金額」ヲ「資産金額及借入金アルトキハ其ノ出資金額ヲ超過スル金額」ニ改ム

第八条ノ二 会社タルト個人タルトヲ問ハス、金錢貸付業又ハ物品貸付業ノ課稅標準ト爲スヘキ運轉資本金額ハ、前年中各月末ニ於ケル貸付及貸付クヘキ金額、又ハ貸付及貸付クヘキ物品ノ見積価格トシ、月割平均ヲ以テ之ヲ算定ス

第十八条中「稅務署長ヲ經由シテ稅務監督局長」ヲ「稅務署長」ニ改ム

第十九条及第二十一条中「稅務監督局長」ヲ「稅務署長」ニ改ム

第二十条 削除

附 則

本令ハ明治四十四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

36、明治44年1月 營業稅審查委員任命の件

營業稅審查委員任命内申方ノ件

四四年一月二三日 主秘第一八号乙

營業稅法第二十八條ノ二第三項ニ依リ審査委員ニ命セラレ適任ト認メラルル者(納稅義務ヲ有スル營業者中品行篤実ニシテ地方ノ德望ヲ有スル者)ヲ選択シ、來月十五日迄ニ其ノ人名等左記様式ニ依リ取調ヘ御内申相成度(中略)、此段及内牒候也

營業稅審查委員適任者調

稅務署名	住 所	族籍身分	職 業	氏 名	生年月
計(稅務署)				何 人	
局 計				何 人	

(平12 名古屋 993)

37、明治44年2月 營業稅審查委員定數の件

○營業稅審查委員定數ノ件 四四年二月一七日 主秘第四八号

營業稅審查委員ノ定數ヲ六名又ハ七名トスヘキ分、左記ノ通決定相成候ニ付、此段及内牒候也

(左記)

東京稅務監督局

神田橋稅務署所轄内

七名

永代橋稅務署所轄内

七名

幸橋稅務署所轄内

六名

厩橋稅務署所轄内

七名

兩國橋稅務署所轄内

七名

横滨稅務署所轄内

七名

京都稅務監督局

上京稅務署所轄内

七名

下京稅務署所轄内

七名

大阪稅務監督局

東稅務署所轄内

七名

西稅務署所轄内

七名

南稅務署所轄内

七名

北稅務署所轄内

六名

神戸稅務署所轄内

七名

名古屋稅務監督局

名古屋稅務署所轄内

七名

広島稅務監督局

広島稅務署所轄内

六名

(平12 名古屋 993)

稅務署長殿(44年2月6日下田稅務署印)

名古屋稅務監督局長(44・2・3名古屋稅務監督局印)

親直第三四号

營業稅取扱方ニ就テハ、客年十二月十九日付親直第五九七号ヲ以テ通牒及ヒ置候次第モ有之候処、仍ホ左記ノ靡々注意シ施行上ヲ遺漏ナキヲ期セラレ度

- (1) 本年ヨリ改正稅法施行セラレタルヲ以テ、當務者ヲシテ能ク改正稅法ノ主旨并ニ同施行規則・同施行上取扱方大臣内訓ノ主旨ヲ熟讀講究セシメテ、取扱上錯誤ナキヲ期スルコト
- (2) 従来ノ主タル間接調査ヲ從トシ、從タル實地調査ヲ主トスルノ方針ヲ以テ調査ヲ進ムヘキコトハ、客年十二月親直第五九七号通牒ノ通ナルモ、右方針遂行上左記各項ニ注意スルコト
  - (イ) 實地調査ヲ主トスルノ主旨ハ、必スシモ全部ニ涉リ帳簿ヲ点檢査察スヘシトノ意ニハアラサルヲ以テ、既往年ニ於ケル調査事蹟、申告、同業者ノ比較權衡等ヨリ勘察シテ、當年ノ課稅標準モ斯クアルヘキコトノ推定ヲ下シ能フ向ニ對シテハ、必スシモ帳簿ノ点檢査察ヲ要セサルモノトス
  - (ロ) 大市街地ニ就テハ土地又ハ建物売買周旋ヲ業トスルモノ、其ノ他各商家ノ状態ニ精通シ居ル者ヲ選ビテ囑託員トシ、稅務署直接調査ノ及ハサル点ヲ補ハシムルハ機宜ヲ得タルノ取扱方法タルモノトス
  - (ハ) 實地調査ニ臨ミシ際ハ店頭買客ヲ控タルケ所ニ於テ調査對談スルカ如キ無心ノ態度ヲ避ケ、其他商業ノ妨害トナラサルコトニ努メシムルコト、仍ホ大市街地ノ調査ニ當リテハ定員及經費ノ許ス限リハ可成屬官雇二人ヲ一組トシテ進行セシムルコト

- (ニ) 二種以上ノ商品ヲ販売スルモノニ對シテハ、各種商品毎ニ普通利益歩合ヲ異ニスルモノアルヲ免レス、如此場合ニ於テ売上ノ總額ヲ調査スルヲ目的トスルニ於テハ、他日所得調査ノ場合ニ所得基本ノ区分上支障ヲ免レサルニ付、實地調査ノ場合ニ於テハ必ス各商品種類毎ニ於ケル員數ヲ查察記録シ置クハ勿論、實地調査ニ臨マサルモノニ對シテモ可成本調査ニ際シ大体ノ種類別見込ヲ定メ置クヘキコト
- (3) 従来本稅調査ノ場合ニ、町村役場ニ照會シ之ニ信頼シテ直接稅務署員調査ノ煩ヲ省キタル向アルヤニ聞知スルモ、如此ハ稅務署員ニ於テ當該營業者ノ実情ニ通スヘキ機會ヲ逸スルノ遺憾アルニ付、如此方法ハ万止ヲ得サル場合ノ外之ヲ避ケ直接稅務署員ニ於テ調査スヘキコト
- (4) 改正稅法并ニ大臣内訓ノ主旨ニ違フモノヲ整理改善スヘキハ当然ナルモ、各人ニ就テハ整理ノ普及ヲ図ルコト、例セハ建物賃貸價格計算上或ル部分ヲ除外更定ノ要アルヲ認メシ場合、之点ノミヲ整理シテ殘余部分ニ對スル賃貸價格ヲ同時ニ改定スルノ要否、及其ノ改定ヲ關却スルカ如キコトナキノ類
- (5) 本年度ニ於テハ宅地々價修正事務ノ為メ、諸般直稅事務ノ改善整理ヲ幾分關却セラレタルノ嫌ヒナシトセス、就テハ次年度ニ於テ各種方面ニ對シ銳意活動ヲ期待スルヤ切ナリ、就テハ本稅調査ヲシテ次年度ニ繰越スカ如キハ經費及事務分盤上尤モ戒シメサルヘカラサルヲ認ムルニ付、全署員ヲ督シテ本事務ハ必ス三月二十日以前ニ完了ヲ期スルコト

右及通牒候也

秘親展

「本趣旨ニヨリ執行相成可然哉、署長 二月七日」

(44年2月7日下田稅務署印)

營業稅調查上注意スベキ事項

- 一、從來間接調査即チ資料蒐集ヲ主トシ、實地調査ハ却テ從タルガ如キ方針ナリシヲ、個人調査ヲ主トシ資料蒐集ハ從トシ遺憾ナク調査ヲ為スコト
- 二、個人調査ハ不正業者ノ術中ニ陥リ一般營業者ノ課稅標準ヲシテ不權衡ヲ來サシムルノ虞レアリ、故ニ調査ノ方法ヲ一定セシムル為メ模範的調査ヲ為シ歩調ヲ整正スルコト  
本項調査ヲ為ス以前ニ於テ事情ニ精通セルモノノ意見ヲ徵シ各人ノ見込額ヲ調査シ置キ、模範的調査額ト對比シテ実額ヲ得、未知ノ營業者ノ課稅標準額ヲ推知シ申告又ハ調査額ノ適否ヲ勘察スベシ  
適當ノ嘱托者ナク見込額ヲ得ル能ハザル町村ハ、從來調査シ來リタル經驗ト実況トニ依リテ適否ヲ勘察スルコト
- 三、大營業者又ハ強硬ナルモノニ寛ニシテ、小ナル營業者又ハ軟弱ニシテ服從シ易キモノニ比較的嚴ナルハ最モ注意スベキ弊ト云フベシ、本年調査ヲ執行スルニ方リテハ大營業者又ハ強硬ナル不正業者ニ主力ヲ傾注シ、小營業者ニハ苛察ニ涉ラザルコトヲ期スルコト
- 四、個人實地調査ノ方針ヲ以テ目的ヲ達セントスルニハ、蒐集シタル資料ハ各人ノ設備帳簿ノ組織ヲ判別シ、其真偽ヲ査察シ得ルニアリ、而シテ其ノ資料ヲ利用シ遺憾ナキヲ期スルコト
- 例之、(一) 何月何日魚類何程ヲ代金何程ニテ何之某ニ販売シタル事項帳簿ニ記載シアルヤ否ヤヲ査閲シ、点々符合シ居ルヤ否ヤニヨリテ帳簿ノ真偽ヲ鑑別スルコトヲ得
- (二) 売上帳ト現金出納簿、銀行勘定帳、仕切書、送状等ニヨリテ点々對照シテモ亦真偽ヲ分ツコトヲ得ベシ

シ

(三) 此等ノ調査ニ機敏ヲ要ス、營業者ニ必ズシモ機先ヲ制セラレザルコト

- 五、本管内ニハ団体的組織ナキト雖モ、時ニ或ハ中間ニ介在者アリテ容喙スルコトナキニアラズ、如斯場合ニ於テハ其ノ者ノ意見ヲ聞クハ差支ナキモ、其提言ニ拘束セラルコトナキヲ要ス
- 六、課稅標準ノ申告ヲ不相当トスルトキハ算定処分スルノ外ナシト雖モ、事實ノ根基ヲ欠如シテ予断スルガ如キハ審査請求上深ク之レヲ戒メザルベカラズ、必ズヤ其根基ヲ確メ置クコト
- 七、税法第一條營業名ニ適合セザルモノアリトセバ、之レガ整理改善ニ努ムルコト  
例之、問屋業ト物品販売業、製造業ト物品販売業等、以下之レヲ略ス  
改正税法并ニ大臣内訓ノ主旨ニ違フモノヲ整理改善スベキハ当然ナルモ、各人ニ就テハ整理ノ普及ヲ図ルコト  
例之、建物賃賃價格計算上或部分ヲ除外更定ノ要アルヲ認メシ場合ニ、其ノ部分ノミヲ整理シテ残余部分ニ對スル賃賃價格ヲ同時ニ改定スルノ要否、及其ノ改定ヲ關却スルガ如キコトナキノ類
- 八、實地調査ニ臨ミタルトキハ店頭買客ノ控へ居ル所ニテ調査對談スルガ如キハ之ヲ避ケ、其ノ他商業ノ妨害トナラザルコトニ努メラルコト
- 九、二種以上ノ商品販売ニ付テハ所得歩合ヲ異ニスルモノアルヲ以テ、卸小売額ヲ種類別ニ調査シ置クヲ要ス
- 十、本事務ハ必ズ三月二十日以前ニ完了スルコト
- 十一、物品販売業ノ売上金額ハ同業者ニ對シ若クハ製造原料トシテ、又ハ競争契約ニ依リ売渡シタルモノハ卸売トシ、其他ハ小売トス、新聞紙ノ販売又ハ其周旋取次ヲ業トスル者ハ物品販売業、周旋業又ハ代理業トシテ課稅スル限ニアラズ

十二、洗濯ヲ業トスル者、賃金ヲ得テ他人ノ穀物ヲ精白搗碎スル者ハ之ヲ請負業トシテ取扱フベシ  
物件ノ売買貸借、男女ノ雇傭就業、負債ノ督促取立等他人ノ依頼ニ応ジテ媒介取次、用弁ヲ為スフ類ヲ業トスル  
者ヲ周旋業トス

使用人ニアラズシテ、一定ノ商人ノ為メニ平常其ノ營業ノ部類ニ属スル商行為ノ代理又ハ媒介ヲ為スヲ業トスル  
モノヲ代理業トス

他人間ノ商行為ノ媒介ヲ為スヲ業トスルモノヲ仲立業トス、自己ノ名義ヲ以テ他人ノ為メニ売買ヲ業トスルモノ  
ヲ問屋業トス

賃金ヲ得テ他人ノ木材ヲ製板スルモノハ、從來製造業トシテ課税セラレタルモノハ請負業トシテ課税スベキモノ  
トス

十三、合名会社、合資会社、株式会社合資会社ノ資本金額之一部タル出資金額ハ、現実ノ出資金額ニ依ルベキモノナルモノ  
現與ノ出資金額ノ不明ナルトキハ、商法ノ規定ニヨリ登記スル給出資価格ニ依ルベキモノトス

十四、店舗若クハ營業場ト同一区域内ニ在ル土地建物ニシテ、營業者ノ所用ニ係ルモノト雖モ、全ク營業ト關係ナキ  
モノハ營業用トシテ建物賃貸價格ヲ計算スルノ限リニアラズ

十五、祝祭発出、其ノ他臨時多忙ノトキ一時手伝ノ名義ヲ以テ使用シタル者ハ從業者ニ計算セズ  
從業者年齢ハ營業税法第十六条ノ規定ニ從ヒ、最多數ノトキニ依ルベキモノナリト雖モ、成ルベク營業者ノ申告  
ニヨリテ計算スルモノトス、但シ年齢ハ申告書ニ記入セシメ置クヲ要ス

十六、十一項以下ノ外ハ従前ノ通り取扱ハレタシ

十七、所得税ノ資料トナルモノハ注意シテ調査シ置クヲ要ス

(参照) 税法改正ニヨル部

「船渠業、土木請負業、勞力請負業」ヲ削リ請負業トス

公ナル周旋業ヲ周旋業トス

代弁業ヲ代理業ニ、仲買業ヲ問屋業トス

出版業、信託業ヲ新設ス

金銭貸付業、物品貸付業ハ運転資本五百円以上

從業者(營業者ヲ除ク)十五歳未満ノモノハ税率二分ノ一トス

右ノ外及施行規則中ノ改正ニ付テハ詳究アリタシ

(平12 名古屋 413)

39、明治44年2月 營業稅事務取扱心得の改正

訓甲第五号

稅務署

營業稅事務取扱心得中、左ノ通改正ス

明治四十四年二月六日

東京稅務監督局長

營業稅事務取扱心得

第一章 調 査

第一条 法人ニ係ル課税標準額ハ貸借対照表、營業報告書、法人所得調査台帳等ニ依リ取調ヘ、尚ホ不明ノ事項ハ一人ノ例ニ倣ヒ調査スルモノトス

第二条 一個人ニ係ル課税標準額ノ調査ハ、店舗若クハ營業場ノ位置、貨物集積顧客輻輳ノ状況、従業者ノ多寡、使用土地建物ノ大小広狭、築造物及器具機械ノ種類精粗、所有船車ノ員數等、凡テ必要ノ事項ヲ觀察シ、尚ホ其ノ他諸種ノ材料ヲ蒐集シ、前年決定額ニ比シ勘案調査スルモノトス

第三条 課税標準調査ニ方リ帳簿物件等ニ就キ調査ヲ必要トシ、又ハ材料ヲ蒐集スルニハ左ノ各号ニ依ルヘシ、但市町村吏員若クハ正実ト認ムル実業家ノ意見ヲ倣シ參考ト為スコトヲ得

売上金額

一 帳簿 売上帳、仕入帳、金銭出納帳、当座帳、得意先勘定元帳、同通帳、判取帳、其ノ他營業用一切ノ帳簿  
二 書類 送り状、仕切書、其ノ他関係書類

三 取引関係 卸売先商店、官公衙、公私立学校病院、会社、其ノ他多數ノ買入ヲ為スト認ムル個人、運送会社回漕店貨物取扱所等ニ於ケル貨物出入ノ數量等

資本金額

一 帳簿 金銭出納帳、製品売上帳、原料仕入帳、得意先勘定元帳、同通帳、判取帳、質物台帳（質屋）、金銭貸付帳（金銭貸付業）、物品貸付帳（物品貸付業）、雇人職工労役者使用帳、諸経費支払帳、其ノ他營業用一切ノ帳簿

二 書類 營業報告書、貸借対照表、損益勘定表、財産目録、送り状、仕切書、証券類、其ノ他関係書類

三 取引関係 得意先ニ於ケル取引數量、運送会社回漕店貨物取扱所等ニ於ケル貨物出入ノ數量等

四 物件 土地、建物ノ大小広狭新旧構造坪數棟數、器具機械ノ數量精粗、築造物、船舶貸付物品ノ數量、以上ノモノノ時価、原料及既製品半製品ノ現在高等

収入金額

一 帳簿 運輸収入金記入帳、其ノ他ノ関係帳簿

二 書類 発売乗車券日報同月報、貨物賃金日報同月報、其ノ他ノ関係書類

請負金額

一 帳簿 請負帳、金銭出納帳、材料買入帳、諸経費支払帳、人夫使用帳、其ノ他ノ関係帳簿

二 書類 契約書、仕横書、其ノ他ノ関係書類

三 請負先 官公衙、会社、其ノ他契約当事者

報償金額

一 帳簿 周旋事項記入帳（周旋業）、商法第三百九条ノ帳簿（仲立業）、取引先勘定元帳、金銭出納帳、其ノ他ノ関係帳簿

二 書類 送り状、仕切書、受取書、其ノ他ノ関係書類

三 取引関係 依頼者、取引先等

建物賃貸価格

一 帳簿 諸経費支払帳、地代家賃通帳、其ノ他関係帳簿

二 書類 地代家賃領収証、土地建物売買契約書、土地建物賃貸契約書、地上権設定契約書、建物新築改築契約書、及其代金領収証、所有權ノ保存・移転ノ登記申請書、其ノ他関係書類

三 物件 土地建物ノ大小、広狭、構造、坪数、棟数、改築、増築、区域ノ変更、時価、比準スヘキ借家、其ノ他  
必要事項

四 貸借関係 土地建物ノ自他所有ノ区分、借地借家料、所有主ノ住所氏名、其ノ他必要事項  
従業者職工労役者

一 帳簿 雇人職工労役者使用帳、同上出勤簿、給料支払帳、其ノ他関係帳簿

二 書類 雇人賃金領収証、其ノ他ノ書類

三 員数 最多数ヲ使用シタル時期及其ノ人員氏名、十五才未満ノ者ノ年令、但書類ニヨリ其ノ人員年令ヲ調査シ  
得ルモノ、又ハ調査ノ際本人任意ノ申述教ヲ正当ト認ムルモノハ人名年令ノ調査ヲ省略スルコトヲ得

四 他方面ノ調査 市区町村役場ノ寄留簿、警察官ノ戸口調査簿ニ就キ、又ハ事情ヲ知ルモノニ就キ探聞調査スル  
モノトス

第四条 新夕ニ納税資格アリト認ムル者ニ対シテハ、課税標準ノ外法第二十二條第二十三條ノ該當者ニアラサルヤ否  
ヤヲ調査スルコトヲ要ス

第五条 資本金額、建物賃貸価格調査ノ標準トシテ、市区町村ニ於ケル土地建物ノ売買価格ヲ三等以上ニ區別調査ス  
ヘシ、但隣接稅務署ト比較ノ必要アルトキハ、交渉ノ上不權衡ナキコトヲ期スヘシ

第六条 運転資本ニシテ算定例ニ依リ算定スルコトヲ得サルモノハ、或單位ニ対スル標準率ヲ作り之レニ依テ算出スル  
コトヲ得

前條ノ標準率トナルヘキ營業者ニ就キ、運転資本算定例ニ依リ調査算出シタル運転資本ヲ單位トナシタルモノノ  
総數(假令ハ單位カ稅額個數ナレハ持越個數ニ其年製造個數ヲ加ヘタ)ニテ除シ之ヲ定ム  
(ルモノ、單位カ稅額者ノ數ナレハ相當ト認ムル時期ノ從業者數)

前項ノ調査當時カ十二月以前ナルトキハ、其十二月末日マテハ其前年ノ同時期ヲ参照シ推定ヲ以テ之ヲ算出スルコ  
トヲ得

標準率ヲ用キルトキハ運轉資本標準率表ヲ作り十二月十五日限り申報スヘシ

第七条 各種物価ノ前年ニ対スル高低ニ注意シ調査上ノ参照トナスヘシ

第八条 各種營業ノ類別ハ、名義ノ如何ニ拘ハラス其ノ性質ニ依テ判定スヘシ、性質不明ナルモノハ其重ナル点ニ就  
キ之ヲ判定シ、仍其類別ニ入ラサルモノハ強テ類推スルヲ要セス

第九条 各種ノ營業ニ營業稅ヲ課スルニハ、店舗其ノ他ノ設備アルモノニ止メ、一定ノ場所ヲ有セスシテ隨時業務ヲ  
行フ者ノ如キハ課稅ノ範圍外トス

第十条 農業漁業其他ノ採收業ニシテ、其ノ就業区域内又ハ市場ニ於テ收獲品又ハ製造品ヲ販売スルモノ、如キハ營  
業稅ヲ課スヘキモノニアラス、但シ別個ノ売場ヲ設ケタルモノハ物品販売業ト爲シ、又ハ製造ノ爲メ一定ノ築造物  
等ヲ有シ相當ノ設備ヲ爲シタルモノハ製造業ト爲スヘシ

第十一条ノ一 小売店ヲ開キ物品販売ヲ爲スモノ、其ノ同一建物内又ハ附属建物内ニ於テ物品ノ製作ヲ爲スモ、獨立  
ノ製造場ト認メ難キモノハ渾テ物品販売トシテ取扱フヘシ

第十二條ノ二 物品販売業ノ課稅標準タル売上金額ハ、同業者ニ対シ若クハ製造原料トシテ、又ハ競争契約ニ依リ売  
渡シタルモノノ如キヲ卸売トシ、其他ヲ小売トシテ取扱フヘシ

第十三條ノ三 船舶ヲ以テ販売行爲ヲ爲スモノノ課稅方ハ、左ノ区分ニ依ルヘシ

一 本店ヲ有スルモノハ合算課稅ス

二 一時ニ巡航スルコトアルモノ、主トシテ一定ノ場所ニ在ルモノハ課稅ス



三 巡航スルモノハ課税セス

第十二条 薬剤師カ医師ノ処方箋ニ依リテ為シタル薬剤ノ販売ハ營業税法ノ範圍外トス、但薬剤師ニシテ藥種其他ノ物品販売ヲ兼ヌル場合、又ハ藥種販売業者カ薬剤師ヲ雇入レ調剤販売スル場合ニ於テハ、其調剤販売ニ對シテモ販売業トシテ課税スヘシ

第十三条 質屋以外ノ金錢貸付業者ノ課税方ハ、貸付現在口数二十口内外ヲ程度トシテ課否ヲ決スヘシ、但貸付口数以外ノ状況ニ徴シ、常時貸付行為アリト認メラルモノニアリテハ、貸付金高又ハ貸付口数ノ多寡ニ拘ラス課税スヘキハ勿論ナリトス

第十四条 削除

第十五条 新聞紙ノ販売又ハ其周旋取次ノミヲ業トスル者ハ、物品販売業、周旋業又ハ代理業トシテ課税スルノ限ニ在ラス

第十六条 貨座敷業者ニシテ席貸業及料理店業ヲ兼ルモノハ、普通ノ集會ニ客室ヲ貸与シ又ハ飲食物ヲ販売スルモノニアラサレハ、席貸業若クハ料理店業トシテ課税スヘキモノニアラス

第十七条 他人ノ依頼ヲ受ケ、洗濯、穀物ノ精白搗碎、生繭ノ乾燥、製板、点灯、家畜ノ屠殺ヲ為スモノノ如キハ之ヲ請負業トス

第十八条 文書圖画ヲ印刷シ、又ハ印刷セシメテ之ヲ発売スルヲ業トスル者ヲ出版業トス

物件ノ売買、貸借、男女ノ雇傭、就業、負債ノ督促取立等、他人ノ依頼ニ応シ媒介取次、用弁ヲ為スノ類ヲ業トスル者ヲ周旋業トス

使用人ニ非スシテ一定ノ商人ノ為ニ平常其商人ノ營業ノ部類ニ属スル商行為ノ代理、又ハ媒介ヲ為スヲ業トスル者

ヲ代理業トス

他人間ノ商行為ノ媒介ヲ為スヲ業トスル者ヲ仲立業トス

自己ノ名ヲ以テ他人ノ為ニ物品ノ販売又ハ買入ヲ為スヲ業トスル者ヲ問屋業トス

他人ノ信託ニ依リ自己ノ名ヲ以テ財産ノ管理处分ヲ為スヲ業トスル者ヲ信託業トス

第十九条 取引所仲買人ノ報償金額計算方ハ、取引所定款規定ノ手数料以外ニ仲買人カ報償トシテ取得スル金額(自己ノ計算ヲ以テシタルモノハ其ノ報償金額ヲ規定シテ包含セシム)ヲ併算スルモノトス

第二十条 仲立業又ハ問屋業者カ營業附隨ノ行為トシテ稀ニ物品ヲ販売スルコトアルモ物品販売業トセス、主タル營業ノ範圍内トシ売上金額ニ對スル報償金ヲ計算課税スヘシ

第二十一条 砂鉱ハ法第十一條第二項ノ鉱物中ニ包含セサルヲ以テ、其ノ採取者ニシテ税法上ノ条件ヲ具備スルトキハ課税スヘシ

第二十二条 従来課税要件ヲ具備セサル營業者ニシテ、之レヲ具備スルニ至リタルモノニ對シ課税スルニハ、前年中ニ其ノ要件ヲ具備スルニ至リタルモノタルコトヲ要シ、従来課税セル營業者ノ無資格トナルニハ前年中ニ要件ヲ具備セサルニ至レルモノタルコトヲ要ス

第二十三条 同一人ニシテ數種ノ營業ヲ為シ、營業税法ノ課税ヲ受ケサル營業ヲ兼ヌル場合ニ於テ、課税標準共通ニシテ區別シ難キトキハ其ノ課税ヲ為スヘキ營業ノ分ニ計算スヘシ

第二十四条 同一ノ場所ニ於テ二人以上各別ノ營業ヲ為シ、土地建物及從業者ヲ共通使用スルトキハ、其ノ土地建物ハ固定資本ニモ建物賃賃価格ニモ各別ニ金額ヲ計算シ、從業者ハ其ノ全數ヲ各別ニ計算スルモノトス

第二十五条 法第十四條ハ總テ現在ノ状態ニ付テ規定シタルモノナルヲ以テ、課税標準共通ノ有無モ亦其ノ年ニ於テ

ル状態ニ依リテ定ムヘキモノトス、而シテ法第十三条ハ納税義務ヲ有スル營業者ハ毎年一月三十一日迄二届出ヲ為スヘキコトヲ定ムルヲ以テ、課税標準ヲ共通スルヤ否ヤモ亦其ノ年ニ於テ届出ヲ為スヘキ時、即チ一月中ニ於ケル状態ニ依ルモノトス

第二十六条 前条ノ場合ニ於テ其年一月中使用スル課税標準ノ數額前年ノ數額ト異ナルトキハ、其ノ年一月中ノ状態ニ依リ前年ノ數額ヲ按分シ共通使用ノ部分ヲ定ムルモノトス、按分上人員ノ端數ヲ生シタルトキハ、端數ノ多キ方ニ於テ一人トシテ計算スルモノトス

第二十七条 法第十五条二項ニ規定シタル資本金ニ区分アリト為スハ、紡績業者カ支店ニ於テ器械製造業ヲ營ムニ付資本ヲ分チタルトキ等ノ如ク、其区分ヨリシテ破産ノ場合ニ於テ明治二十三年法律第三十二号商法第四十五条第二項ニヨリ、各營業ニ對スル債權者カ其營業ニ屬スル財団ヨリ優先權ヲ以テ弁償ヲ受クルノ効力ヲ生スルトキハ勿論、同一業体ノ營業ヲ數個所ニ於テ營ムトキト雖トモ、定款ニ資本金区分ノ規定アリ、尚事案ニ於テモ資本ヲ区分シ居ルモノハ資本ニ区分アリト認ムヘキモノトス

第二十八条 会社ニ於テ資本金額ヲ課税標準トスル營業ト、然ラサル營業トヲ兼營スルトキハ、其ノ資本金額タル課税標準ハ施行規則第七条ノ二ニ準シ、同第五條乃至第七條ノ二ニヨリ算定シタル資本金額ヨリ、資本金額ヲ課税標準トセサル營業ニ對スル見積資本金額ヲ控除シタルモノヲ以テ課税標準ト為スヘキ資本金額トス

第二十九条 会社ノ積立金額其ノ他積立ノ性質ヲ有スル資産金額ハ、大約左ノ種類ヲ含ム者トス

- 一 積立金又ハ準備金ノ名称ヲ付スルモノ
- 二 積立金又ハ準備金ノ固定資本ニ變シタルモノ
- 三 營業費其ノ他何等ノ名義ヲ用ユルニ拘ラス、營業上ノ利益ト認ムヘキ収入ヲ以テ支弁シタル固定資本

四 繰越金其ノ他ノ名義ヲ以テ益金ノ剩賦殘額ヲ翌年度ニ繰入ル、モノ

第三十条 合名会社、合資会社、株式合資会社ノ資本金タル出資金額ハ、払込ト否ト問ハス財匯ヲ目的トスル繰出資金額ニ依ルモノトス

第三十一条 固定資本タルヘキ土地建物ノ計算方ハ、施行規則第八条ニ拠ルノ外、尚ホ左記区分ニ依ルヘシ

- 一 直接營業ノ用ニ供スル建物及其敷地
  - 二 營業ノ為メニ使用スル物置場、物干場、荷造場等ノ築造物及其敷地
  - 三 營業用建物ノ檐下、通路、明り取等ノ為メ必要ナル土地
  - 四 營業専用ノ用悪水路敷地、堀割、軌道ノ類
- 以上、資本ニ算入ス

五 直接營業ニ關係ナキ建物及其敷地、庭園、空地ノ類ハ資本ニ算入セズ

六 建物ノ幾部分ヲ營業用ニ供スルモノト雖トモ、区分ナキモノハ右棟ノ全部ヲ資本ニ算入ス

第三十二条 酒類製造業者ノ運轉資本ヲ計算スルニ當リ、造石稅納付済ノ製品アリタルトキハ其造石稅金ヲ製品原価中ニ算入スヘシ

第三十三条ノ一 法第二十一条第二項ニ依ル營業者ニシテ、税金不徵收期間満了後資本ヲ区分セシテ支店又ハ出張所ヲ設ケタルモノニ對シテハ、業務擴張トシテ其翌年ヨリ課税スヘシ

第三十三条ノ二 前年中ニ於テ個人ト法人トノ間ニ營業ノ継続アリタル者ノ資本金額計算方ハ、前年中ニ於ケル個人營業ノ期間ト法人營業期間トノ各月末資本金額ヲ調査シ、其平均額ヲ以テ資本金額ト為スヘシ

第三十四条 店舗若クハ營業場ト同一構内ニアル土地建物ニシテ、全ク營業ト關係ナキ別箇ノモノハ、法第十八条但

書ノ範圍外ナルヲ以テ計算スルニ及ハス

第三十五條 井戸、下水、掘削、軌道、埋立ヲ為シタル土地ノ如キ、其設備ニ依リ土地ノ価格ヲ増加シタルモノハ、其増加価格ヲ包含セシメタル時価ニ依リ賃貸価格ヲ計算スヘシ

借地ニ借主ノ費用ヲ以テ前項ノ設備ヲ為シ、之ヲ為メ土地ノ価格ヲ増加シタルモノハ、借地料ノ外其増加価格ヲ法定ノ割合ニ依リ賃貸価格ニ計算スヘシ

煙筒、門、柵、塙ハ建物トシテ賃貸価格ヲ計算スヘシ

第三十六條 一ケ年ニ滿タサル建物賃貸価格ハ、前年中ニ於テ實際使用シタル各月ノ賃貸価格ヲ合計シ、之ニ二十二ケ月ヲ乘シ前年中使用ノ月數ヲ以テ除シタルモノヲ平均額トス

第三十七條 従業者ハ左ノ區別ニ依ル可シ

- 一 従業者中職工ハ職人工女ノ類ニシテ専ラ製作ノ勞ニ服スルモノ、勞役者ハ一般ノ力役ニ服スル者トス
- 二 營業主ニ於テ勞力ノ必要アルニ際シ、勞力請負者ヨリ供給シタル勞務ノ如キ、簡人ノ關係ナク単ニ勞力ノ盤ヲ使用スルニ止ルモノ、又ハ船車等ヲ雇入ルルトキ其ノ船車等ニ附屬スル勞力者ノ類ハ従業者ニ包含セス
- 三 会社支店ノ従業者ハ該支店ノ業務ニ直接従事スルモノニ限ル、故ニ該会社ノ代表者ニシテ支店ノ業務ニ従事セサルモノハ計算セス
- 四 合名会社ニ於テ定款又ハ総社員ノ同意ヲ以テ特ニ会社ヲ代表スヘキ社員ヲ定メタルトキハ、他ノ社員ハ直接營業ニ従事セサル限りハ従業者トシテ計算セス
- 五 合資会社ニ於テ定款又ハ総社員ノ同意ヲ以テ、特ニ会社ヲ代表スヘキ無限責任社員ヲ定メサルトキハ、各無限責任社員ハ従業者トシテ計算シ、会社ヲ代表スヘキ無限責任社員ヲ定メタルトキハ前号ヲ準用ス

六 株式会社ノ取締役ハ總テ従業者トシテ計算ス

七 株式合資会社ノ従業者計算方ハ第五号ヲ準用ス

八 組合營業ニ於ケル従業者ノ計算方ハ第四号ヲ準用ス

九 法第二條第二項ニ依リ物品販売業ト看做サレタル營業者ノ雇人ニシテ、業務ニ従事スル者ハ直接販売ニ従事セサル者ト雖トモ従業者トシテ計算ス

十 一人ニシテ同一ノ場所ニ於テ數種ノ營業ヲ為ストキハ、其ノ營業主ハ重ナル一方ノ従業者ニ計算ス

十一 一人ニシテ數個所ニ於テ營業ヲ為ストキハ、其ノ營業主ハ營業ノ種類ノ異同ヲ問ハス各別ニ従業者ニ計算ス

十二 祝祭、売出、其他臨時多忙ノ際ニ於テ一時手伝等ノ名義ヲ以テ使用シタル者ノ如キハ、従業者トシテ計算スル限ニ在ラス

十三 従業者ノ年齢ハ法第十六條ノ規定ニ從ヒ最多數ノトキニ依ルヘキモノトス、但最多數ノ時期方數ヶ月アリタルトキハ十五歳以上ノ者ヲ多ク使用シタルトキニ依ル

第三十八條 鐵道業ノ收入金額ハ其ノ營業ニ依リ直接ニ生スル收入金額ニ依ルヘキモノトス

左記ノモノハ營業ニ依リ直接ニ生スル收入トス

- 一 客車收入
- 二 貨車收入
- 三 貨物保管料
- 四 貨物集配料
- 五 入場切符料

- 六 客貨車使用料
  - 七 車類通過料
  - 八 停車場割合費
  - 九 停車場使用料(停車場割合費ト同一性質ナリ)
  - 十 貨車留置料
  - 十一 倉庫使用料
  - 十二 器具機械貸渡料
- 会社ノ収入金ニシテ雑收入其ノ他ノ名義ヲ用キタルモノハ、其ノ内訳費目金額ヲ調査シテ、第一項ノ収入金ニ屬スルモノニ非サルヤ否ヤヲ確ムヘシ
- 第三十九条 請負業ノ請負金額ハ前年中ニ収入シタル、及収入スヘキ權利ノ確定シタル金額ニ依ル
- 第四十条 課税標準調査ノ為メ巡回スル調査員ハ、調査台帳又ハ手帳ヲ携帯シ調査事項ヲ簡明ニ記載スヘシ
- 第四十一条 各調査員毎ニ營業稅課稅標準調査成績表ヲ作り、各自遲滞ナク之レニ記入シ置クヘシ
- 第四十二条 資本ヲ区分セサル為合算シテ營業稅ヲ賦課スヘキモノニテ、主タル營業場カ他所轄内ニ在ル營業者ノ支店、工場等ノ課税標準ハ、法人個人ノ別ナク之レヲ調査シテ調査台帳ヲ作製スルモノトス
- 前項ニ該当セスシテ他所轄内ニ在ル主タル營業場附属ノ倉庫物置カ自所轄内ニアルモノモ亦前項ニ準ス
- 前二項ノ調査事項ハ毎年一月二十日迄ニ主タル營業場所轉稅務署ヘ通報スヘシ
- 第四十三条 本章ノ規定ニ依リ調査シタル資料ニシテ、他所轄内ノ營業者ニ屬スルモノハ、前条ノ期限マテニ其所轄稅務署ニ通報スヘシ

第四十四条 課税標準ノ調査ニ着手セントスルトキハ、其月日ヲ着手七日以前ニ申報スヘシ  
課税標準ノ調査ハ毎年一月二十日迄ニ終了シ、予定稅額ヲ一月三十一日限り申報スヘシ

第二章 決 定

- 第四十五条 課税標準額ハ円位未満ノ端數ヲ切捨テ計算スヘシ、但申告額ヲ是認スル場合ハ此限ニアラス
- 第四十六条 納稅資格アリト認ムル營業者ニ対シテハ、毎年一月十五日迄ニ届出方ノ注意書ヲ配付スヘシ  
前項ノ營業者法定期日迄ニ課税標準ノ届出ヲナササルトキハ、便宜ノ方法ヲ以テ一応届出方ノ催告ヲ為スヘシ
- 第四十七条 施行規則第一条ニ依リ營業者ヨリ課税標準ヲ届出タルトキハ、之ヲ調査台帳ニ对照シ其ノ当否ヲ査察シ、其ノ差異アルモノハ調査額ヲ審察シ、之レヲ變更スルノ理由ナキモノハ調査額ヲ以テ決定額トナスヘシ、但其ノ差異多キモノハ本人ノ住所又ハ營業場ニ就キ、若クハ便宜ノ場所ニ會シテ一応ノ質問ヲ為スコトヲ得
- 届出ヲ為ササルモノニ付テハ調査額ヲ以テ決定額ト為スヘシ、但本人ノ住所又ハ營業場ニ就キ、若クハ便宜ノ場所ニ會シテ一応ノ質問ヲ為スコトヲ妨ケス

- 第四十八条 課税標準ノ算定ハ毎年二月末日以前ニ於テ之ヲ為シ、其届出ヲ為ササルモノト届出額ヲ不相当ト認メタルモノトヲ區別シ、營業種類毎ノ人員ヲ三月二十日限り申報スヘシ
- 第四十九条 一月以後ニ於テ營業ノ継続アリタルトキハ算定通知ハ継続人ニ之ヲ為シ、營業主死亡ト同時ニ廃業シタルモノノ算定通知ハ相続人ニ之ヲ為スヘシ
- 課税標準算定通知以前ニ於テ營業者死亡、又ハ營業者營業場共移転先不明ニ因リ相当ノ手段ヲ尽スモ算定通知書ノ送達ヲ為シ能ハサルモノハ、之ヲ算定ヨリ除却(届出ヲ不相当トシテ算定シタルモノトモ課税標準額ノ金額)スヘシ
- 第五十条 營業稅額確定シタルトキハ前年比較表ヲ製シ三月三十一日限り申報スヘシ

第五十一条 施行規則第十七条ニ依リ、營業者ヨリ課税標準額算定ノ説明ヲ求ムルモノアルトキハ、懸篤ニ算定ノ事由ヲ説明スヘシ

### 第三章 開業、廢業、繼續

第五十二条 開業ノ届出アリタルトキ及開業者ヲ発見シタルトキハ、届出ノ事項又ハ調査シタル事項ヲ直チニ調査台帳ニ登録スヘシ

前項開業者ハ法第二十二條該當ノモノニアラサルヤ否ヲ調査シ、届書ニ依リ判明セサルモノハ实地調査ヲナシテ之ヲ確ムヘシ

法第二十二條該當ノ場合ニ於テハ、一ケ年ノ營業税額ヲ算出シ之ニ營業ノ月數ヲ乘シ、十二分シテ得タル金額ヲ其年ノ課税額トナスヘシ

前項税金ハ之ヲ二分シ各納期ニ於テ之ヲ徴収スヘシ、但開業カ納期後ニアルモノハ其際之ヲ徴収スヘシ

第五十三条 法第二十二條同一ノ營業ト称スルハ、營業ノ種類ニ依ラス營業実体ノ符合スルモノニ限ル

第五十四条 廢業ノ届出アリタルトキハ其事實ヲ調査シ速ニ処理スヘシ

左ノ場合ハ廢業トシテ取扱フコトヲ得、但法人ハ此限ニアラス

一 酒澱油製造又ハ料理店等ノ如キ、特ニ免許ヲ要スル營業ニシテ廢業ノ届出有リタルトキハ、免許ノ取消ヲ為ササルモノト雖トモ、營業場又ハ必要ノ設備ヲ撤廃シ確實ニ廢業ト認メ得ヘキモノ

二 一般營業者廢業ノ届出無キモ、營業場又ハ必要ノ設備ヲ撤廃シ且營業場移転ノ形跡無クシテ廢業ノ事實ヲ確認シ得ルモノ

廢業ノ事實アルモ其時期ヲ確認シ得ラレサルモノハ、届書ヲ受理シタル時ニ廢業シタルモノトシテ処理スヘシ

廢業ノ場合ニ於ケル營業税額ハ其年税額ニ廢業迄ノ月數ヲ乘シ、十二分シテ得タル金額ヲ其年ノ課税額トス

前項税金ハ直チニ徴収スヘシ、但既納ノ税金アルトキハ之ニ充当スヘシ

第五十五条 課税標準調査中廢業届出アリタルトキハ速ニ課税標準ヲ調査シ、届出不相当又ハ届出ナキモノナルトキハ之ニ対シ算定ヲナシ、直チニ税金ヲ徴収スヘシ

前項ニ依リ課税標準ヲ算定シタルモノハ、課税標準算定申報(第四十八条)營業税額前年比較表(第五十条)ニ合算スヘシ

第五十六条 營業繼續ノ届出アリタル場合ニ於テ、其事實ノ不確實ト認ムルモノハ便宜ノ方法ニ依リ之ヲ調査シ速ニ処理スヘシ、但届出ナキモ營業繼續ノ事實アリト認メタルモノハ決議書ヲ作り繼續トシテ取扱フコトヲ得

第五十七条 施行規則第二条二項ノ場合ニ於テ、共通ノ課税標準ヲ他ノ營業ニ計算スルトキハ、其課税標準ニ廢業ノ翌月ヨリ十二月迄ノ月數ヲ乘シ、之ヲ十二分シテ得タルモノヲ月割課税標準額トス、但計算上從業者ノ員數ニ端數ヲ生シタルトキハ之ヲ切り捨テ計算スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ税金ハ之ヲ改算シ、已ニ納期ノ経過シタル納額ハ直チニ之ヲ徴収スヘシ

### 第四章 審査、減額申立、転出入、既往分賦課、誤謬訂正

第五十八条ノ一 審査委員ノ任命ヲ要スル場合ハ、適任者ノ住所、職業、氏名、生年月日、及其経歴、国税ノ種類別納額等ヲ具シ内申スヘシ

第五十八条ノ二 審査委員ニシテ左ノ事項ノ一ニ該當シタルトキハ速ニ之ヲ申報スヘシ

一 死亡

二 能力ノ欠缺

三 破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ

四 其他ノ事故ニ依リ委員タルニ適セサルニ到リタルト認ムルトキ

第五十八条ノ三 法第二十七条ニ依リ審査ヲ求メタルモノアルトキハ、算定シタル課税標準ヲ関係帳簿及書類ニ対照再査シ、尚ホ算定ノ精確ヲ期スルカ為必要アリト認ムルモノハ、実地ニ就キ之ヲ調査ノ上營業稅審査請求ニ対スル調査書ヲ作成スヘシ

前項審査請求件數ハ毎年四月三十日迄ニ申報スヘシ

第五十八条ノ四 審査請求ニ対スル調査結了シタルトキハ、審査委員會開会ノ期日ヲ定メ其旨審査委員ニ通知スヘシ  
審査委員會ハ遅クモ毎年九月末日迄ニ開会スヘシ、但審査請求者少數ナル場合ニ在リテハ成ルヘク前期納稅以前ニ於テ開会スルニトヲ要ス

審査委員會開会期日ヲ定メタルトキハ直チニ申報スヘシ

第五十八条ノ五 審査委員會開会中ハ其状況ヲ時々申報スヘシ

審査委員會閉会シタルトキハ直チニ決議ノ結果並ニ対スル処分意見ヲ具シ申報スヘシ

第五十八条ノ六 審査委員會ノ決議ヲ相当ト認ムルトキハ之ニ依リ課税標準ヲ決定シ、若シ其決議ヲ不当ト認ムルトキハ調査額ニ依リ課税標準ヲ決定シテ速ニ通知ヲ為スヘシ

第五十九条 課税標準ノ審査決定ニ対シ説明ヲ求ムルモノアルトキハ、懇切ニ決定ノ事由ヲ説明スヘシ

第六十条 法第二十九条ニヨリ課税標準減額ノ申立アリタルトキハ之レヲ調査シ、其当時ノ營業者ノ状況ニ照シ營業稅ヲ減額スルノ必要アリト認ムルトキハ、左ノ如ク税金徴収ノ猶予ヲ為スヘシ

一 申立前期納稅前ニシテ税金半額以上ノ減損アルヘシト認ムルトキハ前後期分ヲ猶予ス

二 同前税金半額未満ノ減損アルヘシト認ムルトキハ後期分ノミヲ猶予ス

第六十一条 減額ノ申立アリタルモノハ、翌年一月ニ至リ速方ニ課税標準全部ノ調査ヲ為スヲ要ス、而シテ其改算シタル課税標準額ハ之ヲ營業者ニ通知スヘシ、但調査ノ結果課税標準法定ノ減額ナキ場合モ亦通知スヘシ

第六十二条 減額申立ヲ為シタル營業者廢業シタルトキハ、一月ヨリ廢業ノ月マテノ課税標準ヨリ一ケ年ノ課税標準ヲ推算シテ之レヲ前年ニ対比シ、前条ニ準シ取扱ヒタル上廢業ノ処理ヲ為スヘシ

第六十三条 店舗又ハ營業場移転ノ届出アリタルトキハ、関係稅務署へ課税上必要事項ノ通報ヲ求メ処理スヘシ  
「転出地稅務署ヨリ課税事項通報ノ求メアルトキハ速ニ通報スヘシ、旧營業場所轉稅務署へ營業場移転ノ届出アリタルトキ、又ハ無届移転ノモノアリタルトキハ便宜事項通報ヲ為シ登録回報ヲ得テ処理スヘシ

第六十四条 期ニ後レテ其年課税標準ノ届出アリタルトキ、又ハ前年以前ノ課税標準届出ノモノ届出ヲ為シタルトキハ、事實ヲ調査シ實際納稅資格アルモノナルトキハ税金徴収ノ手続ヲナスヘシ

届出ヲ是認シ又ハ算定ヲナシタルモノノ課税標準ノ追補ヲ求メタル場合モ亦前項ニ準ス

第六十五条 裁判所ヨリ法第三十四条脱稅犯ノ通知アリタルトキ、課税標準ノ届出ナキモノハ算定ヲナシテ税金徴収ノ手続ヲ為スヘシ

第六十六条 課税標準ヲ算定スルニハ精確ニ下調査ヲ為シテ之ヲ為スヘキモノナルモ、万一誤謬アルヲ発見シタル場合ニ於テハ其誤謬方左ノ場合ニ該当スルトキニ限り、算定ヲ為シタル年度内ニ於テ之ヲ訂正スルハ妨ナキモノトス

一 調査台帳へ位違ヒノ記載ヲナセシメ正當調査額ヨリ多額ニ算定シタルトキ

二 資料ヨリ調査台帳へ記入ノ際、課税標準ノ積算ヲ誤リタル為メ正當調査額ヨリ多額ニ算定シタルトキ

三 本人ノ營業ニ屬セサル課税標準ヲ加算シテ算定シ、又ハ全ク營業主ヲ誤認シテ算定シタルトキ

- 四 同一ノ營業ヲ重複ニ算定シ、又ハ同一ノ課税標準ヲ重複ニ計算シテ算定シタルトキ
  - 五 課税範圍外ニ属スルモノヲ算定シタルトキ
  - 六 卸売專業者ノ売上金額ヲ全額小売ト算定シタルトキ
- 届出ヲ是認確定シタル後誤謬訂正申出ツルモノアリテ、其誤謬カ前項ニ該当スルモノハ事實ヲ確認シ得ラルルモノニ限り訂正スルコトヲ得

会計検査院ノ審理ニヨリ營業税賦課額ノ誤謬ヲ発見シタル場合ニ於テ、其誤謬ノ事實及原因ノ明カナルモノハ税額ノ増減トモ凡テ第一項ノ規定ニ拘ラス誤謬訂正トシテ処理シ、其旨答弁書ニ附記スヘシ、但届出ヲ是認シタルモノノ誤謬訂正ヲ為ストキハ、届出額ヲ不相当トシテ算定スヘシ

法第三十一条ニ依ル課税標準ノ查察又ハ法人ニ係ル課税標準額ノ決定ノ誤謬ヲ発見シタル場合ニ於テ、其誤謬ノ事實及原因ノ明カナルモノハ会計検査院ノ審理ニ依ラサルモノト雖トモ前項ヲ準用ス、但会計検査院ニ於テ検査済ノモノハ此限ニアラス

会計検査院ヨリ証憑書類トシテ指定セラレタルモノニシテ、歳入徴収額計算書提出前誤謬訂正ヲ為シタルトキハ、其訂正書類ヲ原決定書ニ添付提出スヘシ、但年度経過後訂正セシモノニシテ税額増加スルモノハ、訂正ノ年月日及其事由ヲ原決定書ニ附記シテ添付ニ代ヘ、証憑書類提出後ニ訂正ヲ為シタルモノハ其書類ノ追送ヲ要セス

誤謬訂正ヲ為シタルトキハ其旨納税者ニ通知スヘシ

誤謬訂正ヲ為シタル件数ハ翌年三月三十一日限り申報スヘシ

第五章 雑 則

第六十七条 施行規則ニヨル届出事項中第一条一項ノ届出（廃業届ヲ除ク）、同条二項一号ノ届出ニシテ法第二十二

条該当ノモノヲ除ク外ハ、凡テ口頭届出ヲ受理スルコトヲ得

口頭届出ヲ受理スルコトヲ得ルモノノ内、左ノ届出ヲ除ク外電話届出ヲ受理スルコトヲ得

- 一 施行規則第十三条ノ届出
- 二 同第二十七条ノ届出

口頭及電話届出アリタルトキハ、其要領ヲ口頭届受理簿ニ記入スヘシ、但前項第一号及第二号ノ届出ハ口頭届受理用紙ニ其要領ヲ記載シ、届出人又ハ代理人ニ署名捺印セシムヘシ

第六十八条 營業税ニ関スル書類ニハ、其ノ処理ヲ明確ニスル為メ処理印ヲ押捺シ処理者認印スヘシ

第六十九条 書類ノ回議作製ヲ要スルモノト回覧トナスヘキモノトノ區別、凡ソ左ノ如シ

回議書ノ作製ヲ要スル分

- 一 課税標準届出額ニヨル決定
- 二 課税標準届出ヲナササル者ニ対スル算定（算定明細表添付）
- 三 課税標準届出ヲ不相当ト認ムル者ニ対スル算定（届出ノ余白ニ算定スヘキ課税標準額ヲ附記シ、其旨ヲ回議書ニ明記スヘシ）

四 法第二十二條開業届ノ処理

五 廃業届ノ処理及無届廃業ノ認定

六 營業繼續事實ノ認定

七 税金ノ徴收猶予

八 課税標準ノ查察

- 九 店舗又ハ營業場ノ転出入ニ關スル通報又ハ引受
- 十 課税標準及税額ノ誤謬訂正
- 十一 課税標準算定額ノ除却

回覽ト為スヘキ分

- 一 開業届(法第二十二條以外ノ分)
- 二 營業繼續届
- 三 營業者住所氏名変更届
- 四 店舗又ハ營業場移転届(所轄内ノ分)
- 五 店舗又ハ營業場増設届
- 六 納税管理人届

第七十條 營業税額表ハ四十三年十二月大藏省訓令第二十六号様式ニ依ルノ外、左ノ区分ニ依リ調製シ四月十五日限  
リ提出スヘシ

- 一 外国人ニ係ルモノハ本表ヘ合算セシ外別表ニ調製シ同時ニ提出スルモノトス
- 二 本表ニ準シ郡市区別並法人ニ係ル郡市区別及全管計ノ別表ヲ調製添付スルモノトス

第七十一條 明治三十四年五月會計検査院達第十一号租税徴収額証明規程第六條第十二條ノ三營業税ニ關スル証憑書  
類ハ、翌年度五月末日迄ニ整理シ置キ指示ニ従ヒ提出スヘシ

第七十二條 營業税額表及審査請求ニ対スル調書、其他本規定ニ依ル申報ニシテ員數ヲ表示シタルモノハ、調査主任  
者ノ認印ヲ文書ノ欄外ニ押捺スヘシ

第七十三條 營業税台帳及本規定ニ依ル簿書其他ハ左ノ様式ニ依リ調製スヘシ

- |                        |        |
|------------------------|--------|
| 營業税調査台帳                | 第一号様式  |
| 建物賃貸価格調書               | 第二号様式  |
| 建物売買価格一坪当標準表           | 第三号様式  |
| 土地売買価格一坪当標準表           | 第四号様式  |
| 運転資本標準表                | 第五号様式  |
| 物価調査台帳                 | 第六号様式  |
| 資本金算定例                 | 第七号様式  |
| 營業税課税標準調査成績表           | 第八号様式  |
| 營業税調査資料通報書             | 第九号様式  |
| 營業税予定額表                | 第十号様式  |
| 課税標準無届算定明細表            | 第十一号様式 |
| 課税標準算定通知書              | 第十二号様式 |
| 營業税課税標準算定申報            | 第十三号様式 |
| 營業税額前年比較表              | 第十四号様式 |
| 營業税台帳                  | 第十五号様式 |
| 營業税審査請求ニ対スル調査書第十六号様式ノ一 |        |
| 營業税審査委員會閉會報告書第十六号様式ノ二  |        |



- 營業稅課標準審査決定通知書第十六号様式ノ三
- 營業者転出事項通報書
- 課税標準訂正通知書
- 課税標準訂正申報
- 營業稅口頭届出受理用紙
- 營業稅口頭届受理簿
- 營業稅事務処理印
- 証憑書類編冊及表紙記載方

[様式は省略]

- 第十九号様式
- 第二十号様式
- 第二十一号様式
- 第二十二号様式
- 第二十三号様式
- 第二十四号様式
- 第二十五号様式

(昭44 関信 8・1)

40、明治44年10月 稅務代理人の委任状に関する件

○稅務代理人ノ委任状ニ關スル件 明治四四年一〇月 大阪局照会

当大阪市内ニ於テ數年前ヨリ、稅務共同會・公平會或ハ何々會ト稱シ稅務一般ノ代理ヲ為ス者続々増加シ、近時其ノ數約三十名ニ達セリ、孰レモ種々ノ手段ヲ以テ會員ヲ勧誘シ、營業者ノ比較的事理ニ疎キヲ奇貨トシテ、別紙ノ如キ總括的永久的ノ委任状ヲ印刷シ置キ之ニ捺印セシメ、爾來幾年幾度ニ渉ルモ其ノ委任状ヲ有効ナリトシテ連年代理權ヲ行使シ來タリ、之カ為稅務署ニ於テハ近年事務取扱上非常ニ複雑ヲ感セリ、則チ代理人ヨリ申告ノモノニ付テハ其

ノ委任關係ノ存否ヲ確ムル為、常ニ數年ニ遡リ委任状ノ有無ヲ調査セサルヲ得ス、殊ニ代理申告ノ多數ナル其ニ煩雜ニ堪ヘサルモノアリ、殊ニ近頃ニ至リテハ大阪市ノ接続地ハ勿論、神戸・姫路・堺・和歌山・奈良ヘモ追々出張所ヲ設ケテ會員ノ募集ニ努メツツアリテ、今後益々代理事件ノ増加スルト同時ニ、其ノ手數ヲ甚大セシムルコト察セラレ候

右代理ノ委任状ニ付テハ法律上別段制限ヲ附セラレタル明文アラサルモ、普通ハ發生セサル事件ニ対シ或特定行為措弁ノ為委任スルニ方リ作製スルモノトス、未タ發生セサル事件ヲモ委任シテ永久的ニ有効ナラシムルカ如キハ、當ヲ得サルモノト認メラルルノミナラス、一方ニ於テ左ニ列記スルカ如キ弊害モ相伴ヒ候ニ付、旁々爾後ハ必ス事件毎ニ委任状ヲ添付セシムルコトニ取扱ハシムヘキ意見ニ候得共、一応貴見承知致度及照會候也

一 代理人カ會員勧誘ノ方法トシテハ種々ノ口実ヲ設ケテ課税ノ軽減ヲ以テシ、甚シキハ從前適當ノ課税ヲ為シア  
ルヲ心付キタリナト、一見稅務署ノ調査囑託員ナルカ如ク裝ヒ、營業者ノ一厘ニテモ課税ノ軽減ヲ望ムニ付ケ入  
リ、譎詐甘言巧ニ入会セシメ、又直ニ加入セサルモノニ対シテハ往々脅喝的ニ加入ヲ迫リ、而シテ一度入会セハ  
予テ印刷セル委任状ニ捺印セシメ、所得金高ノ申告、營業稅課稅標準届等ハ実ニ不誠実ナル申立ヲ為シ、徒ラニ  
政府決定ノ數ヲ増加セシム

二 前項ノ次第ナルヲ以テ不得已政府決定上実地調査ニ臨メハ、代理人立会セサレハ帳簿ヲ提出セサル旨申立ツル  
モノアリ、又代理人ヨリ帳簿提出スルコトヲ差止タルカ故提出セスト申立ツルモノアリテ、調査進行上支障甚多  
シ

三 代理人ハ自己ノ利益ノ為、政府決定ノ至當ニシテ審査請求スルモ其効果ノアラサルモノ迄モ、徒ラニ其手続ヲ  
為シテ事務ヲ複雑ナラシムル弊アリ

四 納税者ハ其ノ年限リノ意思ナルモ、委任状ノ永久タル為濫リニ代理權ヲ行使シ、全ク本人ノ意思ニ反スル申立ヲ為スノ事實常ニ多シ

五 納税者ハ当初勸誘ノ甘言ニ欺カレ、一旦入会セシモ他日之ヲ悔悟シ脱会セントスルモ、特ニ委任解除ノ手續ヲ為ササレハ継続スルコトナリ、偶々強テ解除セントセハ委任者ノ弱点ニ乘シテ種々脅迫の行動ニ出テ、遂ニ解除ヲ為シ得スシテ後悔シツツアルモノアリ

六 其ノ他委任状ヲ濫用シテ本人ノ夢想タモセサル種々ノ異議ヲ為スコトアリ、一面自然納税思想ノ廢頽ヲ招致シ稅務執行上直接間接ニ妨害渺カラス

委任状

拙者儼、今般都合ニ依リ「何某」ヲ以テ部理代理人ト定メ、左ノ權限ヲ委任ス

一 營業稅、所得稅、相続稅、地租、届出及租稅私戻請求ニ關スル一切ノ行為  
右委任候也

年 月 日

何 某 印

四四年一月 往第二二四二八号主稅局回答

十月三日付甲第八二二号ヲ以テ御照會ニ係ル稅務代理人委任状ニ關スル件ハ、御見込ノ通御取扱相成可然ト存候、尚其ノ委任ノ有無ニ關セス納稅義務者本人ニ對シテ尋問ヲ為シ、又ハ其ノ帳簿物件ノ檢査ヲ為スヲ妨ケサル儀ト御承知相成度、此段及回答候也

(昭56 東京 1879-1、平12 名古屋 979)

41、明治45年4月 稅務代理業者取締方

經徵第三六四号

明治四十五年四月十九日

稅務署長

熊本稅務監督局

稅務代理業者取締方ニ關シ、別紙ノ通地方長官ニ通牒相成リタルニ付、參考ノ為メ通知ス  
追テ、別紙通牒ニ該當ノ事實アルトキハ詳細申報セラルヘシ

往第三八六一号

近来大都會地ニ於テ納稅者ノ代理ヲ業トスル者追々増加シ、納稅者ヲ勸誘シテ会費若ハ手数料ヲ徵收シ、濫ニ稅額ノ審查更訂ヲ請求シ又ハ訴願ヲ提起セシメ、或ハ稅務官吏ト詐稱シテ營業帳簿ノ檢閱ヲ求メ、納稅者ノ弱点ヲ發見スルトキハ他人ヲ以テ脅迫シ、又ハ下戻違付ヲ受ケタル金員ヲ横領シ、若ハ犯則通稅ノ方法ヲ教唆スル等、納稅上ニ及ホス弊害少カラサルヲ以テ、先ニ大阪府ニ於テハ其ノ犯罪行為ヲ檢拏シ、更ニ之カ取締規則ヲ設クヘキ趣ニ有之、貴管下ニ於テモ該業者ノ行為ニ付公安ヲ害スルノ弊アリト認メラレタル場合ニハ、大阪府同様相当取締方法ヲ講セラル、様致度、此段依命及通牒候也

明治四十五年四月十一日

大藏次官 橋本圭三郎

内務次官 床次竹二郎

(平18 福岡 178)